

平成28年7月  
平成28年9月

# 指宿市議会会議録

第3回臨時会  
第3回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 平成28年第3回市議会臨時会

会期日程	1
7月11日	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定による出席者	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会及び開議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案第75号～議案第77号一括上程	4
提案理由説明	4
議案第75号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	6
議案第76号及び議案第77号（質疑，委員会付託）	7
新たに受理した陳情3件	19
新たに受理した陳情3件上程（委員会付託）	19
散 会	20
7月25日	
議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定による出席者	22
職務のため出席した事務局職員	22
開 議	23
会議録署名議員の指名	23
議案第76号及び議案第77号（委員長報告，質疑，討論，表決）	23
審査を終了した陳情3件（委員長報告，質疑，討論，表決）	41
新たに提出された議案	44
議案第78号上程	45
提案理由説明	45
議案第78号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	46
閉議及び閉会	47

平成28年第3回市議会定例会

会期日程	48
8月29日	
議事日程	50
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定による出席者	51
職務のため出席した事務局職員	52
開会及び開議	53
会議録署名議員の指名	53
会期の決定	53
議案第79号～議案第95号一括上程	53
提案理由説明	53
議案第79号～議案第86号（質疑，決算特別委員会付託）	66
議案第87号～議案第95号（質疑，委員会付託）	67
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	67
散 会	69
9月14日	
議事日程	70
本日の会議に付した事件	70
出席議員	70
欠席議員	70
地方自治法第121条の規定による出席者	70
職務のため出席した事務局職員	71
開 議	72
会議録署名議員の指名	72
一般質問	72
吉 村 重 則 議員	72
1. 臨時職員の待遇改善について	
2. さつき園の職員の待遇改善について	
東 伸 行 議員	84
1. 小・中学校の統廃合問題について	
2. 校区公民館について	
3. 山川高校の存続問題について	
恒 吉 太 吾 議員	95
1. 鹿児島国体に向けた取組について	

木原繁昭議員	107
1. 農政について	
2. 学校環境の整備について	
3. 子育て支援について	
前原六則議員	119
1. 農業振興について	
2. JR入野駅近くの踏切事故について	
延会	128

9月15日

議事日程	129
本日の会議に付した事件	129
出席議員	129
欠席議員	129
地方自治法第121条の規定による出席者	129
職務のため出席した事務局職員	130
開議	131
会議録署名議員の指名	131
一般質問	131
高田チヨ子議員	131
1. 安心・安全な生活ために	
2. なのはな館について	
高橋三樹議員	138
1. 市道岩本宮ヶ浜吹越線について	
2. 市民の安全について	
臼山正志議員	143
1. 学校教育の充実について	
2. なのはな館について	
新川床金春議員	156
1. サッカー場建設について	
2. 地熱発電の影響について	
3. かいもん荘跡地利用について	
外菌幸吉議員	168
1. 指宿市における交通状況について	
延会	178

9月16日

議事日程	179
------	-----

本日の会議に付した事件	179
出席議員	179
欠席議員	179
地方自治法第121条の規定による出席者	179
職務のため出席した事務局職員	180
開 議	181
会議録署名議員の指名	181
一般質問	181
中 村 洋 幸 議員	181
1. ごみ処理場及び不法投棄について	
2. なのはな館について	
下川床 泉 議員	190
1. 新知事誕生後の指宿市のまちづくりについて	
前之園 正 和 議員	199
1. ヘルシーランド周辺の開発と影響について	
2. 3医療費制度の改善について	
3. 川内原発に関して	
議案第96号上程	214
提案理由説明	214
議案第96号（質疑，委員会付託）	215
散 会	215

## 9月23日

議事日程	217
本日の会議に付した事件	217
出席議員	218
欠席議員	219
地方自治法第121条の規定による出席者	219
職務のため出席した事務局職員	219
開 議	220
会議録署名議員の指名	220
議案第87号（委員長報告，質疑，討論，表決）	220
議案第88号（委員長報告，質疑，討論，表決）	225
議案第89号（委員長報告）	226
議案第89号（修正案説明）	234
議案第89号（質疑，討論，表決）	235
議案第90号及び議案第91号（委員長報告，質疑，討論，表決）	240
議案第92号～議案第94号（委員長報告，質疑，討論，表決）	242

議案第95号（委員長報告，質疑，討論，表決）	243
議案第96号（委員長報告，質疑，討論，表決）	244
閉会中の継続審査について	246
報告第3号及び報告第4号一括上程	247
提案理由説明	247
報告第3号及び報告第4号（質疑）	249
新たに受理した陳情1件上程（委員会付託）	249
議員派遣の件	249
閉会中の継続審査について	249
閉議及び閉会	250

# 第 3 回 臨 時 会

平成 28 年 7 月議会

平成28年第3回指宿市議会臨時会会期及び会期日程

1. 会 期 15日間（7月11日～25日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
7月11日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第75号～議案第77号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第75号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第76号及び議案第77号（質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
12日	火	休 会	
13日	水	〃	
14日	木	〃	
15日	金	〃	
16日	土	〃	
17日	日	〃	
18日	月	〃	
19日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
20日	水	〃	
21日	木	〃	
22日	金	〃	委員長に対する質疑・討論の通告限（12時）
23日	土	〃	
24日	日	〃	
25日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第76号及び議案第77号 （委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）</li> <li>・議案第78号上程 （説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> </ul>

# 第 3 回 臨 時 会

平成 28 年 7 月 11 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会臨時会会議録

平成28年7月11日 午前10時 開議



#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第75号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第76号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第77号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第75号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第76号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第77号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 追加日程第1 新たに受理した陳情上程（陳情第6号～陳情第8号）

---

#### 1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 チヨ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	前之園 正 和
15 番議員	木 原 繁 昭	16 番議員	中 村 洋 幸
17 番議員	新川床 金 春	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新宮領 進	21 番議員	松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

なし

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	牟田浩一	健康福祉部長	下敷領正
産業振興部長	廣森敏幸	農政部長	宮崎英世
建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	財政課長	上田薫
長寿介護課長	西浩孝	商工水産課長	山元成之
建設監理課長	田之上辰浩		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、平成28年第3回指宿市議会臨時会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、新宮領進議員及び外菌幸吉議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から7月25日までの15日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日から7月25日までの15日間と決定いたしました。

### △ 議案第75号～議案第77号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第75号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第5、議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） おはようございます。今次第3回指宿市議会臨時会に提案いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

まず、議案第75号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成28年7月5日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であり

ます。

本案は、職員の懲戒処分等に伴い、引責として市長の給料月額を減額するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,881万3千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を250億99万1千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第75号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成28年度補正予算書（第7号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,292万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を245億3,217万8千円にしたものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債を追加したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、15ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費752万4千円の補正につきましては、農道2か所、水路13か所、林道2か所の法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し、現計予算で不足したことから災害復旧費を増額したものであります。

項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費550万円の補正につきましては、市道5か所、河川3か所、水路1か所の路肩決壊等の災害が発生し、現計予算で不足したことから災害復旧費を増額したものであります。同じく目2現年補助災害復旧費990万円の補正につきましては、市道1か所の法面崩壊の災害が発生し、現計予算で不足したことから災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、大雨被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配付させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

款14国庫支出金533万6千円の補正につきましては、土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款18繰入金1,308万8千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金

からの繰入金であります。

款21市債450万円の補正につきましては、土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は、提出議案の3ページをお開きください。

議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、指定管理者の管理運営について適正な業務指導がなされていないことによる職務怠慢行為について、職員を統括的に管理・監督する立場にある市長の引責として、市長の給料月額を減額しようとするものであります。主な改正内容は平成28年8月1日から平成28年9月30日までの2月間、市長の給料月額について10%を減額しようとするものであります。

次は、提出議案の5ページをお開きください。

議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、であります。

別冊の平成28年度補正予算書（第8号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,881万3千円を追加して、歳入歳出予算の総額を250億99万1千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明をいたしますので、13ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節13委託料及び節15工事請負費の合計4億6,881万3千円の補正につきましては、地熱の恵み活用プロジェクトとして調査井による噴出試験やモニタリング等に係る委託料1億2,366万円及び調査井に係る掘削等の工事請負費3億4,515万3千円であります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

款20諸収入4億6,881万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、地熱資源開発調査事業費助成金を計上するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時09分  
再開 午前10時31分

#### △ 議案第75号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

まず、議案第75号について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第75号を採決いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、承認することに決定いたしました。

#### **△ 議案第76号及び議案第77号（質疑、委員会付託）**

**○議長（松下喜久雄）** 次に、議案第76号及び議案第77号の2議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 議案の第77号について伺います。地熱の恵み活用プロジェクトに関してであります。前回減額修正されたわけですが、このことをどのように捉えているのか。つまり、議会側から何が問題だというふうに指摘されたと思っているのかどうか伺います。それから、それを解決するために、その後どのようなことをしたのか、以上2点伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 前回、減額修正されたのをどのように捉えているかということですが、このことにつきましては住民等への十分な説明をして、理解を得てほしいというふうなことでのことだったと捉えております。また、それを解決するためにどのようなことをしたのかということですが、これにつきましては今回のプロジェクト事業に対する理解を深めていただくために、市民や各関係団体等を対象にした説明会を開催しております。これには、農家や周辺住民及び各種団体等を対象にいたしており、その後7月6日までに計12回にわたる説明会、それから勉強会を開催をしているところであります。以上です。

**○14番議員（前之園正和）** 今、1点だけ述べられましたね。住民の説明が不十分だったということを指摘されたと。それに対しては12回、その後説明会をやったと。認識がですね、ちょっと50%だと思うんですよ。まず、この住民への説明会ということが出されましたので、その後12回やったということですが、これは総勢、概略で構わないんですが何名ぐらいの参加だったのか。そして、そのことはですね、やったということは事実でも、住民の理解を得られたという点ではどうだったのか伺います。もう1点ですね、議会の側が指摘したのは住民の説明が不十分ということと併せて、もう一つは周辺への温泉や環境に対する影響が懸念されると、そこはどうなっているんだということがあったと思うんです。これについては認識すらなかったんですか。これを払拭するための努力は全くないんですか。以上、伺います。

**○副市長（佐藤寛）** 今、議員のご指摘のとおりでございます。3月議会におきましてご指摘いただいたのが、調査井戸掘削予定周辺にはたまたま箱温泉を含む4本の泉源があり、既存泉源への影響等について有識者や専門家から意見を伺うなど再度慎重に協議を進め、一定性の安全性を確保してから本事業を推進すべきというものでございました。これを受けまして、市では4月11日に温泉資源の保護と利用に関する条例に基づき設置しております複数の専門家を交えた調和のとれた地熱活用協議会に事業計画を審議していただき、同意をいただいております。また、県の温泉審議会でも審議していただいております。6月17日には許可相当の通知を得ているところでございます。そうした温泉審議会、あるいは温泉、市の協議会等々で事業計画を説明した内容につきまして、市民の方々にも丁寧に説明を進めたところでございます。

**○総務部参与（中村孝）** これまで住民説明会を行った人数等でございますけれども、計12回説明会を開催しております。4月の4日から山川区長会、それと観光協会、それと商工会議所、山川文化ホール等でございますけれども、区長会であれば10名程度、観光協会が約20名ほど、山川の文化ホールでは150名ほど、それとあと商工会議所では約30名の方が参加をいただいております。それとあと4農家の方につきましても、2農家、3農家、4農家という形で3回の説明会を開催しております。それとあと6月の20日に山川文化ホールで77名の参加、それと木曜会等で70名、それとあと7月の5日、山川図書館、それと中央公民館、徳光公民館で実施をしております。約420名の方が説明会に参加をいただいているところでございます。それと、あと説明会の中で地熱開発事業に対する不安の声はあったものの、発電事業の専門家である九州電力からの技術面とか安全面等の分かりやすい説明もあったことから、十分に理解することができ、不安解消にもつながったとの意見もありまして、説明会としてはよかったと評価する声が大きくて、地熱発電事業に対する理解は深まったものと考えております。

**○14番議員（前之園正和）** 私が第1回目の質疑を行ったときに、前回の減額修正をどのよう

に捉えているかということと、そのための解決をどうしたかと2点伺ったときにですね、住民説明、1回目の答弁では住民への説明が十分だったかどうかということについて述べられて、その中で周辺の温泉や環境に対する影響が懸念されたことについてはどうだということですね、1回目では答弁がなかったんですよ。これを指摘されると2回目ではそういうのがあったということ自体がですね、問題なんですよ。これは、説明をすればいいと、極端な話をすればね。みんなが懸念に思っていることを払拭しなければならないという概念自体がなかったのではないかと疑わざるを得ない。あとはもう、総務水道委員会での審査になるでしょうから、これ以上は申し上げられませんけれども、その懸念される環境等への影響についてもですね、審議会等で十分やっとなら、言えばそこでお墨付きをもらったということはありませんけど、住民の不安に対してはどうかという視点がないんですよ、ここでもね。いわゆる審議会と、それも今までの経緯から見れば公開にするとか非公開にするとかいう問題も含んでいるわけですが、そこでお墨付きをもらえばですね、あたかも懸念が払拭されたかのようにですね、やっているとしたか思えないんです。最後に市長、答弁ありますか。いや、市長にお願いしますよ。

**○市長（豊留悦男）** 自然エネルギーを含めて、いわゆる当該地域の発展について様々な施策を講じなければならないというのは、議員の皆様もご理解いただいているものと思います。地元の住民の理解を得る、その理由の一つとして、この事業による影響が出ないように最善の方策に努めてまいりました。影響があり、そのことで特に4人の農家の方々に影響があるという、それが前提であるならばこの事業はできません。様々な調査、専門家の意見を聴きながら、この事業を進めるためのいろいろな問題点を一つずつクリアする必要があるかと思っているところでございます。この説明会を機に、地熱発電事業に対する推進の声があるというのも事実であります。7月の4日には山川地区の区長会及び他9名の区長の方々、地元である福元区長及び集落会長7名の方々からこのプロジェクトを早急に、早期に推進してほしいという、そして指宿市民に地熱の恵みが広く享受できるような体制を整備してほしいという、そういう要望も挙がっているところであります。私ども市が進める事業で、これまでの事業者、それに迷惑、影響がないように最善の努力をしているのも是非認めていただきたいと思っております。この事業については、この議会の中でも住民の中でもいろいろな意見があるというのは十分承知であります。しかし、賛否両論ありますけれども、この事業がもたらす地域振興、地域への影響の大きさを考えるときに、この様々な問題をクリアしながら、この事業を進めていくことが極めて重要であると私は思っているところであります。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 議案第77号について質疑いたします。前回は3月定例会の中で地熱の恵み活用プロジェクトについては提案されたわけですが、今回の事業内容はどのようなものか。前回との違いがあればですね、その違いを示していただきたいと思います。また、掘削

費用についてもこれまで説明の中では1本当たり2億5,000万円程度と伺っておりますが、今回の内容を見ますと工事請負費が約3億4,000万円、その辺りの内容をお伺いたします。

**○総務部参与（中村孝）** 前回との違いについてでございますけれども、当初で挙げた段階では12月に予算を積算したところなんですけれども、一応工法等の変更であるとか、あと本数につきましても1年間であれば3本が可能でありましたけれども、今現時点で挙げるとした場合に2月の中旬までにこの事業を完了させるためにはもう1本でしかですね、挙げるということができないということで、ジョグメック等の事前協議の中でも1本であろうということで、今回はこのような予算を計上したところでございます。それとあと、掘削費用の違いにつきましても、当初2億5,000万円、これが3億5,000万円なんですけれども、一応これにつきましては土木の仮設工事であるとか、あと水工事であるとか、そういうものも当初の部分には含まれておりました。今回も本数が1本でありますけれども、当然仮設工事であるとか水工事につきましては、今回の予算の中には含めているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 次に、前回排熱水を活用した部分についても提案されたわけですが、その部分に関しては今回提案されておられません。これまでは排熱水を利用した部分に関してA案、B案というような提案も受けております。その部分がどうなったのか、白紙になったのか、それとも今後、前回までの案を受けて進めていくおつもりなのか、お伺いたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 当初予算におきましては、市長公室、調査井が3本掘削するということにおいて、私どもの方のA案、B案についてもその3本の調査井からどのぐらいの有効活用ができるのか、その辺のところを見極めた上での次のステップということになって考えておりました。そういう意味で、当初予算では3本分掘削をするということで、その噴出試験等のデータに基づいて活用、どのようなプランができるのかということを考えておりましたけれども、今回の場合は3本のうち1本しか調査井を試掘しておられませんので、そういう意味では1本の利活用熱水等、水量等を計っても全体としての把握はできないということで、今回の予算には計上はしていないということでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今回、その予算としては計上してないということですが、計画自体が一回白紙になったのか、それとも引き続き計画としては残るのか、その部分はっきりとお伺いしたいんですが、お願いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 一応、これは昨年度補正予算で議会の皆様方をお願いしたことは、国の補助事業を使って地熱利用の理解促進事業を活用して100%の事業でやりますということ。当然、その中では理解促進事業をして事業をするということは、将来的にはその排熱水を利用してできるようなものがあればそれを活用していくということが前提となっておりますので、現段階でこの活用プロジェクトを白紙ということではなくて、あくまでも噴出試験のデータ等がないために一時今保留ということで、将来、これが来年度以降、熱水量等

が判明した場合には引き続きその事業化に向けて調査・検討をしていく必要があるというふうに認識しております。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、井元伸明議員。

**○4番議員（井元伸明）** 議案第77号についてでございますけども、地熱の恵み活用プロジェクトについては7月の5、6日を含めてですね、これまでに12回ほど住民説明会というのを開いておられるということでございましたけど、各種団体を含め農業、周辺農業者含めてですね、各種団体とかいろいろと観光協会も含めて説明をされたということでございましたけれども、まだ聞くところによりますとですね、やっぱり観光協会の中でもですね、まだ十分な説明が足りないというような話も聞いてはいるんですけども、今回の議案の提出というかですね、招集についても本日の11日に向けてですね、本来であれば1週間前にはですね、議案の内容というのが示されるべきであったということで、我々議会運営委員会の方でも非常に皆さんの意見の中で統一をですね、見るという中で非常に難しい部分があったんですが、説明を聞きますと住民の説明会っていうのは5、6日に開いておりますので、その状況を見据えての上からということで7日の議運の開かれる午前中に議案が提出をされた状況でも分かるようにですね、非常に状況的に焦ってるという状況もあるんでしょうけれども、これで説明会っていうのはもう十分に行われたと、住民の理解はですね、十分に得られているというふうに考えていらっしゃるのか、今後そのような、もし住民からのですね、要請・要望があった場合にでも説明会はされないのか、その辺についてはどのような考えを持っておられるのか、一つお尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 今回の地熱の恵み活用プロジェクト事業の推進につきましては、山川地域の区長会をはじめ周辺の住民などに広く対象、市民を対象にして市観光協会であるとか、商工会議所、それと各団体の皆様にも広く周知と理解に努めてきたところでございます。4月中には山川文化ホール等での説明会を4回、それと5月の4泉熱農家からの要望、陳情書を受けまして、農家や周辺住民及び旅館組合、それと観光、農業関係の各種団体等を対象にした勉強会を5月25日から7月の6日までに計8回開催し、計12回にわたる説明会及び勉強会の場を設けたところでございます。説明会の中では地熱発電事業に対する不安の声は一部あったところですけども、発電事業の専門家である九州電力からの技術面とか安全面等の分かりやすい説明もあったことから、十分に理解することができ、不安解消にもつながったという意見もあるところでございます。説明会としては良かったと評価する声が大きくて、地熱発電事業に対する理解は深まったものと考えております。それと、先ほども市長の方からもありましたけれども、この説明会を機に地熱発電事業に対する推進の声が高まり、7月の4日には山川地域の区長会及び他9名の区長の方々、それと地元である福元区長及び集落会長7名の方々、それとまた建設業組合の方からもこのプロジェクト事業を早期に推進し、指宿市民に地熱の恵みが広く享受ができる体制を整備してほしい、また一刻も早く推進し、指宿の

地方創生を実現させていただきたいとの要望書も提出されてきたものと理解しております。また、今後につきましても地熱発電に関する住民からのそういう要望があれば、機会を捉えて十分説明をして理解を深めていきたいと考えております。

**○4番議員（井元伸明）** 次にですね、前回陳情がありまして、その方々の不安というかですね、市の担当職員の方が説明に上がっておりますけど、4名を含めてですね、皆さんいろいろと温泉を活用している方々はですね、今回の事業について、もし自分の湯源と言うか、そこに不安があるというようなことを訴えておられましたけど、もしですね、このような、十分いろいろと先ほど説明いただいたように専門家等の調査審議会のいろんな踏まえての、安全性を踏まえて行うということでもありますけれども、もし万が一ですね、影響が発生した場合にはそれなりの補償はしますということは聞いてはいるんですけども、その辺についてですね、今後周辺に影響があった場合の補償はどのようにお考えかお尋ねをいたしたいと思っております。

**○市長（豊留悦男）** この事業につきまして、議員の皆様方から様々なご意見、ご質問をいただいております。特に4農家に対する影響があるかもしれないので、事業としてはやらないでほしいという考えなのか、はたまた影響がないように十分説明をし、そして調査、モニタリングをやりながら影響がないように事業してほしいというのか、その二つのどちらかだろうと思います。今、井元議員のご質問、影響があるかもしれないので、やらない方がいいのではないかという考え方が私が答弁すべきなのか、影響がないように、また十分配慮してこの事業は実施してほしいと、影響があるとしたらそれなりの対応をしてほしいという、私はこの後者だという立場から話をさせていただきます。やはり、この事業というのは市にとっても大きな事業であり、そして全国的にも、ジョグメック、その他いろいろなところを通した大きな事業であります。鹿児島県のこの地域の有する熱資源をどのように活用するのかという点でも注目をされている事業でもあります。地元住民や地域の方々に影響があり、そしてそのことによる大きな被害が生じることがないような手立てを今取っているわけでありませう。もし、そのようなことが予想されるとするならば、事業の途中でも当然中止をする、そのような事業をしなくてはならないと思っております。そのために、影響がないように、先ほど申し上げましたように、細かに、そして最善の注意を払いながらこの事業は展開しているところでもあります。この事業というのは発電に留まるものではありません。今後、5年、10年後の地域を考えたときに、どのような事業をもっていったときに指宿市が継続的な発展を遂げ、観光地として基幹産業である農業がどのような形でこの事業とリンクしながら発展していくのかという極めて重要な事業でもあります。そういう意味から、市としてもこの事業というのは是非成功をさせたいという強い思いを持っている事業であります。影響があったときにどうするのかということについても、十分配慮しながらやる事業であるということをご理解をいただきたいと思います。

**○4 番議員（井元伸明）** 十分に配慮していただくということではありますが、地下のことでございますので、内容がですね、どういうところにぶち当たるか、どういう何かに立ち向かってですね、緊急の場合のどういう判断をされるのか、非常に住民の方とか周辺の方は心配をされていると思うんですが、最後にお尋ねいたしますけれども、この事業のですね、我々も九州電力さんから聴いたりなんかしておりますと、成功の確率が100%とは言えないというような話も聞いているんですけども、市として、執行部としてですね、この事業の成功の確率はどれくらいであるというふうにはですね、見込まれているのか、一つ最後にお尋ねいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 今回の地熱発電に関する部分でございますけど、今回は九州電力と基本協定を結んでおりまして、特に九州電力につきましては我が国の地熱発電の実績として全国4割を運用し、豊富な経験と高い技術力及びノウハウを有しております、さらには当該地域で山川地熱発電所も運転するなどの実績も有しているところでございます。また、長期的にモニタリングもしている温泉データの活用であるとか、九州電力の専門的知見も踏まえた技術支援も受けていることから、このプロジェクトにつきましては高い確率であるという形で伺っているところであります。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

浜田藤幸議員。

**○7 番議員（浜田藤幸）** ここにですね、温泉掘削許可申請書ってのがあります。これは平成28年3月31日に市から県の方へ提出された部分であります。その中で気になったところがですね、あったので質疑をさせていただきます。温泉掘削計画書の中で地元説明会の内容、結果、これにつきましては3月の31日時点ですでに、住民、地元住民への理解を得ることができたという、書かれてるんですよ。この時点では説明会、されてないんです。この地元住民の理解を得ることができたって書いた理由、趣旨をご説明願いたい。

**○総務部参与（中村孝）** 県の温泉審議会への申請につきましては、3月31日でやっております。一応、これにつきましては当初予算の議決の修正の中で専門家等の意見を踏まえてということでありましたので、市の協議会であることと、あと県の専門家等で組織される温泉審議会の方に申請をするという形で準備を進めたところでございます。それとあと住民への理解につきましては、予算の議決、議会が終わったあとにそういう市民からのですね、声もあつたことから、十分そういう形で対応をして、県の専門家であるとか市の協議会等でですね、審議してもらえんというふうなこともありまして、住民からの声もあつたという形でそのような手続きをさせていただいたところであります。

**○7 番議員（浜田藤幸）** はっきり言って、住民説明会がされていないものをしたっていうことの申請なんですよ。これ、指摘しておきます。この中で既存の温泉までの距離が書かれてな

いのもちよっと気掛かりなところでした。と言いますのは、今いろんなところで地熱開発が、3.11以降行われてきてるんですけど、この地熱に関しましてはいろんな意見がありまして、私が尊敬する先生の1人なんですけど、武田邦彦さん、中部大学の先生がいらっしゃいます。これ、温泉開発することによってですね、温泉が枯渇するというのを断定しておっしゃってます。ただ、風力、水力の中では地熱の分に関しては研究が必要だと。ただ、今の現時点では技術がないということもおっしゃっております。参考にさせていただきたいと思えますけども、今現在、八丈島でバイナリー発電、ここもちよっと有名なところですけども、距離が約1kmのところで行われています。今回、特別委員会でも八丁原、あと菅原バイナリー、現地も見させていただきました。既存の観光施設まで約2kmないし1km離れております。今回の掘削は観光施設の中での掘削になっております。ですから、大変気掛かりなところなんですけど、九電さんにも今回の特別委員会の委員の1人として質疑をさせていただきました。今回のパイプがですね、いいところに当たる確率は、成功する確率ですよ、はっきりとおっしゃいました。50%から60%。逆に言わせれば40%から60%の確率で失敗すると、これも含んでいるわけです。その点ですね、どういうふうに執行部は考えていらっしゃるのか。今までメリット部分を主に説明をされてきております。この地熱の開発に関しましては温泉協会、いろんな教授の方が地震が起きる可能性も含んでいるということもおっしゃっている方がいらっしゃいます。副市長にお尋ねしたいんですが、リスク面、今回の地熱の開発によってのリスク面はどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。

**○副市長（佐藤寛）** 私どもの事業につきましては、市が設置してあります協議会の中にも当然専門の学識経験者の方が複数名います。また、県の方の温泉審議会の方にも複数名の学識経験者がおります。そうした複数の方々の学識経験者もとの判断の中で、今回は事業について許可相当ということの通知をいただいたと認識しております。それと、掘削についての150mの件ですが、当初3本予定しておりました。現在は1本の予算で計上しているところでございます。既存の温泉井っていうのが、九州電力からの説明があったとおり、そのキャップロック、深度約500m湯泉のキャップロックよりも上だと。私どもが狙っている地熱貯留層というのがおよそ1,500mのところを狙っております。ですので、既存の温泉井と私どもが狙います調査井の深度差というのはおよそ1,000m弱ぐらいあると、垂直でですね。一方で、水平につきましては、この辺り指宿地域一帯では150mというのが一つの規制値としての目安で、開発の制限がかかっております。それで、その私どもが打ちます調査井の口先、1,500m下を地上に上げたとき、その地上に上げた点から半径150m以内に既存の温泉井がないような形、仮にあった場合はその温泉井の所有者と十分協議してこの事業を進めていきたいと思っております。そうしたその温泉の資源の浅部、浅いところと深いところの差をもって、十分今回は既存の泉源に影響がないというような判断が学識経験者の中であって、今回許可をいただいたと思っております。以上です。

**○7番議員（浜田藤幸）** 最後の質問になりますけども、キャップロックって言葉が出ましたので。熊大のですね、松元先生、村田先生、教授、御存じかと思うんですけど、この方がですね、熊本県小国町の開発のときに、調査した結果、小国町の方では結局そのキャップロックがこの完全に蓋をしているとは言い切れないってということで、そんなことが載っている新聞記事もあるんですね。ですから、実際ですね、先ほどリスク面のちょっとお伺いしたんですけど、九電さんの方も今回の掘削によって完全に影響があるとは言い切れない、否定もできないということをはっきりおっしゃってるんですね。モニタリングをしてってということだったんですけど、何度も聞きました。モニタリングをしっかりとしていくと。実際ですね、モニタリング、これ月1回なんですよ。ですよ。周辺箇所4か所です。私月に1回のモニタリングで大丈夫かな、正直思っているところです。実際、影響があつたら中止すればいいということをおっしゃいます。元に返る確率がどれぐらいあるのか、必ずしも現況復旧できるとは私は言い切れないと思ってるんです。その辺はどうお考えですか。

**○副市長（佐藤寛）** 市の事業を今回、調査井掘削に当たっては、前年度に物理探査、弾性波探査等十分な調査をやった上で地質状況を解析した上で調査井を打つポイントというのを定めております。打つに当たって、調査井を打つに当たって、既存の温泉井に影響があるかないかということにつきましてはモニタリングを従前からやってきておまして、本年度予算には更に2本、2か所追加してモニタリング箇所を計6か所する予定で今、予算は計上しているところがございます。そうしたモニタリングを十分把握しながら、この調査井を打つ、打っていくことで極力その被害防止、安全面含めてですが、そういった安全な掘削が、被害防止の掘削ができると考えているところがございます。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。  
中村洋幸議員。

**○16番議員（中村洋幸）** 参与の井元議員の答弁の中に、福元区長ほか部落会長ってということで7名と山川地区区長会の会長ほか9名ということで要望書も出されていると、議会にも陳情が出てるんですね。これについてですね、答弁にそのこういう要望書が出てますということについて、いかがなものかなと思う部分があつたもんですから質問してるんですが、質疑を。区長会の方ですね、成川なんかも含めてなんですが、なんせ急いでいるということで陳情内容も知らない、その同意もしてないというような話を聞いたんですけど、そこらについてはその全く鵜呑みにした形のやつで答弁に利用していいものかどうかということをお伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** この福元区からの要望書につきましては、うちの方にも提出がありまして、その中で集落長も含めてこのような思いであるという形で市の方に説明をしてきておりますので、我々としてはそういう福元区民の全員の、言えば総意による形での要望書の提出であつたという形で思っているところがございます。

**○16番議員（中村洋幸）** 一応要望で、要望書がきてたからってということの答弁で、答弁に利用したってことですけど、内容的には私は違うと。私の確認をしたところでは総意ではないということを申し上げておきます。

（「質疑」と呼ぶ者あり）

**○16番議員（中村洋幸）** いや、答弁いりません。いいです。ごめん、ほんなら。

**○議長（松下喜久雄）** 質疑、答弁の形で締めくくってもらって。

**○16番議員（中村洋幸）** はいはい、ごめんなさい。一応何人かの方々に確認したとこ、その内容的なものも要は説明がされてないと、なんせ急いでる、市長の首が賭かってるんだというような話があったみたいですので、これについてやはり確認をする必要があるんじゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** この要望書につきましては、我々のところにきている要望書の趣旨の中で福元区長とあとここでは部落会長という形でありますけど、8名ですかね、8名の集落長の言えば印も押してあるところまでございまして、我々はこの要望書の趣旨に従って、集落、それと区民の総意であるという形で認識しているところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** 私が確認をしたところは総意じゃないということを行っているわけですので、まずですね、やはりちゃんと確認をすべきだと思います。総意じゃないってということだけは申し上げておきます。ただですね、事後の何かあれで、区長会が13日にあるから、13日に説明をするというような話があったみたいですので、そこら辺についてもですね、ちゃんと確認を取るべきだと。山川の区長さんみんなが推進をしているんじゃないということだけは分かっていたきたいと思うんですが、再度そういう確認を取っていただけるのか、やはり確認を取るべきだと思いますよ。提出者にですよ、提出者に対して本当に皆さんの総意なのかっていうのは、やはり確認を取っていただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** それぞれ地域の現状というものについてはあるかもしれませんが。しかし、要望書としてその形として印鑑を付いて出された要望書の重みというのは、やはり受け止めなくてはならないだろうと思います。各地域において、集落において、全員がというような、そういうことはいろいろと難しいこともあるかと思いますが。しかし、代表である区長、集落長さん方が自らの名前で、そして前文に基づき署名の後に印鑑を押してくださっているというその重さは大切にしなければなりません。それが事実かどうかという要望書の確認を行政が果たしてできるものかどうか、それについても今後検討させていただきたいと思います。やはり、私どもとしましてはこの事業の有用性、優位性というのを評価しながら、地域に理解を求め、そしてその判断に基づいて問題があるとしたらそのハードルを一つ一つ丁寧に説明しクリアしながら、この事業は完結、進めていかなければならないという思いは先ほど述べたとおりであります。もし、この事業が様々な影響があるのでできないという結論に達するとならば、今後行われるであろう民間の事業等も全て、そのような形で難しい現

実に陥るであろうと思います。これでは、地熱のエネルギーを活用した先進的な取組として、地域産業の育成推進という大きな目的が果たせないことが予想をされます。私が繰り返しお願いしておりますけれども、議員の中では専門的な意見を大切にしながら問題があるとすればそこはどのように説明をするのか、それでもやるのかという議員の方のいろいろな意見、ご示唆もいただきました。専門的な研究、又は体験に基づく意見、見知、それは専門家に任せるしかないわけであります。そのことについて私どもがその見解一つ一つに、この見解については市としてこう考えるということは、専門家の意見でございますのでその意見一つ一つにコメントする立場でもありません。しかし、議員からいただいた、それに対する疑義等については、重く受け止めて、是非議員の皆さんにはこの事業というものに理解を深めていただき、影響がないように最大限の配慮をいたします。このことは偽ざる私どもの思いでもあります。モニタリング、その他調査を行っておりますので、それを是非見ていただき、この事業が本市にとって貴重な地域振興の事業となるように応援をしていただいたらありがたいというのは私の気持ちであります。太陽光、風力、地熱発電。今回、県知事選で当選されました本市出身の三反園さんも本市、本県は地熱、自然エネルギーの先進県としたいというので結んでありました。つまり、地域の地熱という有用な資源を活用して、この指宿をどう発展させるかというのは、5年・10年後を見据えた貴重な事業になるかもしれません。エネルギー、観光、農業、全ての産業を支えるものが今回の大きな事業であろうかと思えます。そういう意味で、議員の皆様は慎重に、しかも貴重なご意見をいただいたものとして、私はありがたく思っております。いただいた意見、その他質疑等については私どもも十分重く受け止めて、その問題等がないような事業にする覚悟でございますから、どうか、どうか皆さん、ご理解をいただきたいと思えます。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

新川床金春議員。

**○17番議員（新川床金春）** 議案第77号について質疑します。議員懇談会の場ですね、九電は国の予算が2分の1あっても自分たちではしないと。それ、要するに利益が出る確率が少ないということだったんです。そして、先ほど同僚議員が公共事業の在り方について特別委員会の調査として、九重町に行って九電から説明を受けたのが、成功率が6割から4割、裏を返せば6割から4割失敗もすることがあるということなんです。行政の仕事は最小の経費で最大の効果を出し、市民福祉の向上を求めることだと思います。このリスクがある、市長の先ほどの答弁では指宿の振興のために必要だということですが、成功率が5割を超えないという九電の説明を聞いて来た議員が8名いるんですよ。その部分についてはどう思えますか。

**○副市長（佐藤寛）** 今回、予算に計上しておりますのは調査井掘削が主であります。この事業につきましては国の予算を100%、約100%活用することで調査井掘削を行うこととしており

ます。仮に、もしも先ほど4割、6割の確率で失敗、いわゆる地熱の貯留層に当たらなかった場合につきましても、この場合は市の持ち出しというのはほとんどゼロに近い額でございます。この調査井掘削で仮に事業性側が確認されれば、発電事業で次のステップとして地熱の恵み事業に進めるわけでございます、こうしたチャンスをとらまえるのが市と、市の地方創生の進め方としてはベストなものではないかなと思っております。以上です。

**○17番議員（新川床金春）** 今、国の借金が1,050兆円あり、地方創生でどんどんお金が出ていっております。国民の借金が増えている中で、5割もない、5割しかないそのような事業をやっているのかなと、私は心配します。今後も国の借金は膨れ上がっていくと思います。やっぱり、効果的な事業を、別な事業でも見つけてですよ、やるべきじゃないかと思いますが、答弁をお願いします。

**○副市長（佐藤寛）** 国の借金は1,000兆を超えているとおっしゃられました、今現実には円高が進んでおります。それは国際的に見ると日本はより投資に、投資するに当たって安全な国だからという評価を受けているからこそでございます。そうした意味において、今その地方と中央との格差が広がってきております。地方においては人口減少がこれから加速度的に進むことが想定されます。そうした中において、国からの事業をいかに活用して地方創生に取り組むことが地方の進むべき在り方だと思っております。以上です。

**○市長（豊留悦男）** 国の財政の問題もあります。しかし、地方創生というのは待ったなしであります。国の借金、その他によって本市の事業を止めるわけにはならないのではないかと思います。今、やらないと本市の将来、どうなるのかっていうのは大きなこの事業の視点でもあります。観光客が減ってまいります。その一つとして観光客という日本国内のパイは減ってくるわけであります。そのときに、海外からの多くの客、宗教、文化等の違いに対応できるような、いわゆる指宿としてこの、いわゆる地熱の恵みを活用した観光地としての、世界的に誇れるようなそういう指宿をつくりたいという気もあるわけであります。様々なことを危惧しながら、何もやらないという手もあるかと思えますけれども、それでは指宿の発展性は望めないと考えております。今、やる。それがタイミング的に、地方創生というこの機にいいのではないかと。しかも、観光についても農業についてもTPPや観光客の減少等、指宿の危惧するマイナスの要因が極めて大きいのは現実であります。この時期にこの事業をや、あのたまたま箱温泉付近を指宿の観光地としての最大の売りとしてできるのではないかと。そうして、西大山駅、そしてたまたま箱温泉周辺が指宿を代表する観光地として環境も変わるであろうと。このことで道路等の整備もしなければいけない、農業としての様々な取組もしないといけない、そういうものとこの事業等をうまく組み合わせたら、大きな指宿の振興になるだろうと、雇用を含めて、そういう期待を込めた事業であります。事業の目的というものにつきましても、先ほどから私がる説明しておりますけれども、是非ご理解をいただきたいと思っております。成功しない可能性というのは50%だ。しかし、私どもは成功の可能性を限りな

く100%に近づける努力を今しているわけでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 市長の思いは十分分かっております。ただ、指宿市が観光で成り立っていったらどうなのかなど。少子化対策に取り組んでいる市町村があります。地方創生の予算でやっているとところがあるんですよ。子供が増えない町は衰退していくと言われて取り組んでいるところもありますので、やっぱり指宿市が南薩の中心になるためにはですね、そういう人口ビジョンもですね、考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 指宿の喫緊の課題としての一つを議員がお示しいただきました。もちろん、地域経済が発展することで子育て支援に対する厚い支援ができるわけでありまして。指宿の税収をご覧になっていただきたいと思っております。基幹産業である観光、農業、この振興なしに今ご指摘いただいた市の課題、少子化、高齢化に対する対応もなかなか難しいものがあります。もちろん、地方創生の事業において、この事業にも積極的に取り組む。そのことは是非ご理解をいただきたいと思っております。様々な課題があります。しかし、その課題を解決するためにも、この事業はその基盤を整備するために必要な事業だという思いがあるところでありまして。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第76号及び議案第77号の2議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した陳情3件

**○議長（松下喜久雄）** 次に、新たに受理した陳情についてお諮りいたします。

陳情3件は緊急を要しますので、緊急事件と認め、この際日程に追加し、直ちに議題とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、陳情3件は緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### △ 新たに受理した陳情3件上程（委員会付託）

**○議長（松下喜久雄）** 追加日程第1、新たに受理した陳情を議題といたします。

陳情3件については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いた

します。

いずれも休会中に審査を終了されますよう、お願いいたします。

### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新宮領 進

議 員 外 蘭 幸 吉

# 第 3 回 臨 時 会

平成 28 年 7 月 25 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会臨時会会議録

平成28年7月25日 午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第76号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第77号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第4 審査を終了した陳情（陳情第6号，陳情第7号，陳情第8号）

---

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第76号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第77号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第4 審査を終了した陳情（陳情第6号，陳情第7号，陳情第8号）
- 追加日程第1 議案第78号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について

---

1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明
5 番議員	吉 村 重 則	6 番議員	西 森 三 義
7 番議員	浜 田 藤 幸	8 番議員	東 伸 行
9 番議員	高 田 ちよ子	10 番議員	森 時 徳
11 番議員	高 橋 三 樹	12 番議員	福 永 徳 郎
13 番議員	前 原 六 則	14 番議員	前之園 正 和
15 番議員	木 原 繁 昭	16 番議員	中 村 洋 幸
17 番議員	新川床 金 春	18 番議員	下川床 泉
19 番議員	新宮領 進	21 番議員	松 下 喜久雄

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世
建 設 部 長	山 下 康 彦	教 育 部 長	長 山 君 代
山川支所長	馬 場 久 生	開 聞 支 所 長	川 畑 徳 廣
総務部参与	中 村 孝	総 務 課 長	岩 下 勝 美
財 政 課 長	上 田 薫	市民協働課長	田 畑 喜 史
長寿介護課長	西 浩 孝	商工水産課長	山 元 成 之
建設監理課長	田之上 辰 浩		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	森 和 美	次長兼調査管理係長	石 坂 和 昭
主幹兼議事係長	鮎 川 富 男	議 事 係 主 査	嶺 元 和 仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、白山正志議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

## △ 議案第76号及び議案第77号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、及び日程第3、議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る7月19日及び7月21日の両日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第76号は執行部より説明を受け、質疑を終えたのち、委員から修正案が提出され、修正案について提案理由の説明を受けたのち、まず修正案を採決したところ全員一致をもって修正案は可決すべきものと決しました。次に、修正議決した部分を除く原案について採決したところ、全員一致をもって可決すべきものと決しました。なお、修正案に対しては、詳しく述べられた修正案の提案理由のとおりだと思っておりますので、私は修正案に賛成しますという賛成討論がなされたところです。

次に、議案第77号について申し上げます。反対討論として、前回3月議会のときに、まだ住民の理解の問題や環境への影響等を含めていろいろな懸念があるということで、この部分が減額、いわば否定されたわけです。今回、同様の内容で3本が1本になったということですが、次年度以降に2本目、3本目をという前提での1本であります。そこで、前回以降何が進んだかという点、住民の理解という点では12回で420名に説明したというのは事実でも、理解が進んだとはなかなか言い切れない状況ではないか。それから、環境への影響等について

も払拭されていないし、その後我々が得た知識の中でも、むしろその心配は拡大していると思います。また、還元井はないことが前提ということでしたが、地熱発電だけなら基本的に還元井は必需品です。ところが、その後の利活用も含めて考えているから、還元井はなくて場合によっては必要性が生じるかもということですので、これは地熱発電だけではなく、その後の開発、周辺開発もセットで考えていることは明らかです。そういうもとで既存泉源への影響という心配もますます深まっているし、仮に還元井がないとなると資源の枯渇につながるほか、いろんな影響が出ると環境省自身が言っています。また、還元井を造るとすれば、スケールの除去のために硫酸等が使用されるということで、これに対する環境への影響というのも払拭されないということですので、前回まだ懸念があるということでしたが、一歩進めて危険性が更に深まったという認識を持っています。このようなこともあって、これは調査をしながら何かあれば止めるという簡単なものではないと思いますので、今回も私はこれに賛成するわけにはいきません。以上の理由で反対しますという者と、賛成討論として、今回の試験掘削については様々な意見があるのは皆さん御存じのとおりだと思いますが、九電の技術力、これまでの九電の説明、あるいは反対の方の説明を聞いて、指宿にとってやってみるべきだと、確かに責任は100%大丈夫だということは言えませんが、九電の方の話聞いてやってみるべきだと。やってみた結果、駄目だったら止めるということも言っていますので、是非、九電と指宿市が責任を持ってこの事業を進めて、指宿市の発展のためになればよいと思いますので、私は賛成いたしますという者と、やはりこういう再生可能エネルギーの事業は進めるべきであり、また、指宿にとっては地方創生への中で地方の労働力、雇用の問題とか、あと行われるそういう分野において進展が望めるんじゃないかという観点から、北海道において地熱開発の要請を受けている資本力のある九州電力は、やはりそれに応えられる企業じゃないかと考えます。やはり、そういう中で今度もモニタリングの箇所を2か所増やすなど万全な体制で負託に応えようとしていることを考えますと、やはり市民の不安というものを真剣に考えて慎重に進めていくものと確信するわけです。そういうことから賛成の討論といたしますという者と、いろんなお話を聞いたりして、非常に迷っています。しかし、ここでこの議案を否決すればもうおしまいだ、という気もします。今回の議案は調査井を1本掘るということですからそれをやってみて、その経過途中でいろいろと議会にも情報を提供していただいて、それ以降の来年度予算とかで挙がるかもしれませんが、そこでチェック機能を果たすしかないのかなと思います。そういう点から言うと、非常に迷いますが、この議案の賛成討論としますという者があり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第76号について。本議案は3月定例会で出た内容と基本的には同じです。2か月間にわたって10%の減額と市長の引責ということでした。3月議会では、当時職員の懲戒処

分がありながら、その方が昇格をしているということ等もあり、あるいは当時の事件に及んだ背景とか原因究明、再発防止への道筋を立てるとということなどもまだ不十分ではないか、ということがある中で、提案をした側としてはこれで一つの区切りとしたいというようなことでした。まだ、全体が解明されてないもとの何がしかの引責をすることは当然だとしても、どうなんだということで、改めて出し直した方がいいのではないかとということで今回に及んでいるわけですが、2か月の10%ということは前回と基本的には同じなんですけど、全く同じということはどういうふうに理解すればよろしいでしょうかとの質疑に対し、本年3月の市議会定例会に議案第59号として、市長給料月額の減額議案を提案したところでした。その議案については否決という結果に終わりました。その議決結果については当局として真摯に受け止めているところです。その原因は今回の砂楽の不正行為事件に関しまして、まちづくり公社における事件の全容解明、今後における防止策と併せて市としての指定管理者であるまちづくり公社に対する管理監督の在り方、そして職員の処分、こういった全体的な解明がなされていない中で市長給料の減額ということでありましたので、否決の原因はそこにあったというふうに当局としては判断しまして、この間、これにつきましては6月定例会終了後の懇談会の中でまちづくり公社、観光課、そして総務課、それぞれ詳細に説明をさせていただいたところです。今回、内容は同じですがその全容解明を行ったということでもって、同じ内容で提案をさせていただいたところすとの答弁でした。

2か月を超える内容、10%を超える内容というのは、全く検討しなかったんですかとの質疑に対し、量定の内容も含めまして10%、2か月間、これが妥当であるかということも含めて再度協議しました。その結果、先ほど答弁しましたように全容解明を行いました。この2か月、10%というのは前回出した内容で妥当というふうに判断したところすとの答弁でした。

全容解明したということですが、3月の時点では不明金自体が1,400万円台だったと思いますが、その後増えています。その分については全然加味はしなかったということですかとの質疑に対し、1,400万円から1,600万円に金額が膨らみ、200万円の差が出てたところです。そのことを踏まえて、量定の処分の内容を変更しなかったかといったご質問でしたが、当局としましては職員の指定管理者に対する職務怠慢行為及び監督不行き届きに対しての処分量定だったというふうに捉えており、200万円についての量定の判断については加味しなかったところすとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上のような審査経過を踏まえ、委員から修正案が提出されましたので、提出者に提案説明を求めましたところ、次のような説明がなされました。

修正案の趣旨についてですが、議案第76号は3月議会において提案がなされ、否決されたわけですが、今回も全く同じ内容の議案であります。前回、否決に回った議員の方々にもそ

それぞれの思いの違いは多少あると思いますが、一番の反対の理由は執行部の責任感の薄さだと思っております。今回も同じく2か月間、10%の給与カットでございますが、3月議会の反対の理由の重さが分かっていないのではないかと思います。その中で、3月議会の提案後ではありますが、庁舎内で事務的なごたごたもあったと聞いております。砂むし問題についても、その後の調査で不明金が増えており、首長の責任は3月時点より増えていると思えます。このようなことから、議案第76号の指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案として、市長の給料を減額する期間2か月を3か月に延長しようとするもので、付則第12項中平成28年9月30日を平成28年10月31日に改めるという内容であります。

なお、本修正案に対する質疑はありませんでした。

次に、議案第77号について。3月議会では試験掘りが3か所という計画が否決されましたが、今回1か所になった理由はなんですかとの質疑に対し、当初予算では年度内に3か所掘削が終わる予定で計画していました。3月議会で専門家等で組織される県の環境審議会温泉部会の審議結果等が下されたりしていましたので、今回の議会で提案をさせていただきました。今回の申請をさせていただいた1本については、この年度内に1本しか掘削と資源量調査までが終わらないということで、今回1本になったところですよとの答弁でした。

途中、何らかの問題が発生した場合には中止するとありましたがとの質疑に対し、市では掘削する前からモニタリングを実施しており、もし周辺泉源に異常が見られた場合には作業を即座に中止して速やかに原因究明を行い、その影響が本調査の掘削と判明した場合には本調査を中止し、原形復旧等含めて誠意をもって対応することとしていますとの答弁でした。

説明会が足りないということで、その後どこで何箇所説明したのですかととの質疑に対し、4月4日に山川の区長会、5日に観光協会と住民説明会を山川文化ホールで開催し、13日に商工会議所で説明をしています。また、要望書を出された農家の方々と5月25日、6月1日と6日に面談をし、説明を行っています。6月20日に住民説明会を山川文化ホールで、22日には木曜会という会で説明をし、7月5日に山川図書館、6日に中央公民館と徳光校区の公民館で説明をしていますとの答弁でした。

参加者は全員で何名ほどだったのでしょうかとの質疑に対し、参加者は全員で420名ですよとの答弁でした。

いずれの説明会にも九電の方が参加して説明をしてもらったのでしょうかとの質疑に対し、九電の方が全ての説明会で参加したということではありませんとの答弁でした。

この予算が通過すれば、入札とかその段階に進んでいくんだろうと思いますが、斜め掘りという特殊性からいって地元の業者じゃ手に負えないと思うんですが、県内か県外かの業者と一緒にやる可能性があるのですかととの質疑に対し、今回の掘削工事については地熱用の調査井で地下1,500mの傾斜掘りを計画しており、相当の掘削技術と工事経験を必要とするこ

とから、市内の業者では少し難しく、市外の業者に発注せざるを得ないと考えています。指名願いのあった業者の中から実績等の調査を行って、発注をする形を取りたいと考えています。市内の業者が入るところはないのかという部分については、仮設道路、そういう部分については市内の業者で対応できるのではないかと考えていますとの答弁でした。

前回と今回で違うのは本数だけなのですかとの質疑に対し、当初予算では資源量調査という部分について予算を計上しておらず、その部分が増えていきますとの答弁でした。

資源量調査が前回入ってなくて、今回入ったというのはどういうことなんですかとの質疑に対し、前は掘削だけを計画しており、資源量調査については次年度以降計画していましたが、今年度1本だけしか掘削ができないということで、資源量調査については今年度中にその最初の1本を調査してやりたいと今回予算を計上しましたとの答弁でした。

資源量調査については前は来年度の予定だったんだが、今回は入れたということは前回の本数こそ減っていますが、前回以上のことをやろうとしていることになるわけですかとの質疑に対し、今回の予算については当初3本の掘削予定でした。噴出試験については平成29年度から行う予定でしたが、今年度1本掘削するに当たりジョグメック等との事前協議の中で1本掘って、その噴出試験まで事業完了をするということでした。来年度についても2本、3本と順次行っていくことにしていますとの答弁でした。

前回、いろんな懸念材料があるから待ったと言われているのに、ここにきて前回の計画以上のものが入っているんじゃないかということ指摘したつもりです。今回1本して、来年以降2本、3本ということを考えているということですが、これは3本掘らなきゃ最終的な調査にならないということになるわけですかとの質疑に対し、当初予算で3本計画しており、3本目が150mの間にフルーツランドの既存泉源があるため、来年度に向けて所有者と交渉をしていく形になります。3本掘れるかどうかは分かりませんが、1本、2本掘って資源量を確認し、3本掘れるのであれば3本までいって、全体的な資源量が出てくるということで、3本必ず掘るということになるかどうかについては地権者、所有者との交渉によるものですとの答弁でした。

1本掘って、掛ける3をすればいいというものではないということは、掘る場所によってデータも変わってくるということだと思いますが、そういうことになりますかとの質疑に対し、地熱の資源は地下のボリュームによってどれくらい発電ができ、安定して継続してできるかということが掘ってみて分かります。ただ、1本掘って全てそれが分かるかという部分では、この広がりやどれくらいにあるのか、そのボリュームがどれくらいにあるのかを確認する必要があり、現在のところ3本を計画しているということですよとの答弁でした。

井戸を掘る場合に、垂直掘りと斜め掘りがあり、距離の制限がかかっていることとの関係で斜め掘りがあると思っていますが、どうなんですかとの質疑に対し、1番の理由があそこが自然公園法の中にあるということで、今考えているようなポイントを真っ直ぐ掘ってもそ

これは可能だと思いますが、発電所までの配管などが出来ますので、あそこが観光施設だということを見ると、配管などが景観を損なうようであれば集約した方が好ましいと思っています。また、距離的な部分の150mが既成概念としてありますので、本市としてもその数値は横の水平方向の部分でも先端の部分から150m離すような形でやりたいという二つの大きな要因があると考えていますとの答弁でした。

住民説明会の参加人数は420名ぐらいで十分だと考えますか。住民説明会を開いたということと住民の不安や懸念を払拭したということとは別物だと思いますがとの質疑に対し、市民の不安の声も減らされていますので、説明会としては成果があり、市民の理解は得られてきていると思っています。不安に思っている方々がいましたら、またこちらから出向いて説明をさせていただきたいと思っていますとの答弁でした。

九電に対しては八丁原発電所での実績も信頼の一つ、根拠の一つという説明だったと思いますが、そういったことでよろしいですかとの質疑に対し、九州電力も八丁原でそういった実績等があります。今後についても十分な対応をしていただけたらと思っていますとの答弁でした。

八丁原で環境や既存泉源への影響があったのか、なかったのか、その辺はどのように捉えていますか。九州電力が九州管内でやっている部分については、地熱発電の影響と思われるものはないというふうに聞いていますとの答弁でした。

八丁原においては発電施設、掘削から活用を含めて発電による影響はないと理解しているということで間違いないですかとの質疑に対し、そのように伺っていますとの答弁でした。

八丁原発電所の運転開始以降、日本温泉協会の調査によると800mしか離れていない筋湯温泉で水蒸気及びガスの自噴泉が19本から2本に減ったという報告がなされていますが、これは御存じないでしょうかとの質疑に対し、自噴泉の数字については伺っていないところでの答弁でした。

小松地獄、大岳地獄、泥地獄、小地獄の噴気、泉温等も著しい低下が起こったという資料もありますが、そのようなことも御存じないですかとの質疑に対し、全国的な温泉の部分というのは地熱発電だけではなくて、集中的なくみ上げなどもろもろの影響もあるかと思われます。そういった意味で地熱発電が関連した影響というのはないと聞いているのはそういうところですが、これまで私どもが行っている地元の説明会等でもくみ上げる深さが浅い部分での利用が集中するなら影響というものが考えられますので、どういう理由でそうなったかというところは原因を追究していく必要があると思っていますとの答弁でした。

九電への信頼が指宿でやっても間違いないんだという一つの大きな根拠なんですかとの質疑に対し、伏目地区で山川発電所を運営しているというところからしても、これまでのいろんな蓄積のデータや経験、全国的にも九州電力というのは他が追従できないような実績を持っています。なおかつ、伏目地区で稼働しているということも鑑みますと、当然これからや

っていく上でもいろんな影響等があったとしても、今までの蓄積されたデータ等に基づいて原因把握、そういったところができるという意味で言えば、信頼しているというふうを考えておりますとの答弁でした。

必要な場合には適切な対応もしてくれるということですが、それは泉源掘削、その他の影響がないということなのか、あっても対応してくれるということなのか、どちらなのかとの質疑に対し、伏目地区がそれなりのポテンシャルがあり、九州電力ではそれなりのデータの解析や深い深度の井戸も掘削しています。そういったもろもろの部分、開発の部分、そしてその対応、そういった全般を含めて信頼できる企業というふうと考えておりますとの答弁でした。

自噴泉が減った、詰まった、大きなダメージが起きているという資料、それが事実だとしたら、九電は実績もあるし確かな技術を持っているからということ、指宿についても邁進するということにはならないんじゃないかと思いますがとの質疑に対し、はっきり地熱発電が影響で既存の泉源等に影響が見られるという事例はないと一般的には言われています。温泉の利用というのは持続可能な活用を考えますと、浅い部分での井戸同士が競合するということがもっぱらそういう意味では危険度が高まりますので、もろもろの影響があったと議員がおっしゃる部分がこういったものが影響があるのかという、それは総合的に考えないといけないと思っていますとの答弁でした。

八丁原でも環境や周辺への影響がないという判断をした上でことが進み、実際には自噴泉の数が減った、お湯が枯れたとかの影響が出たということなんです。だから、大丈夫だと幾ら言っても不安は残るし、ましてや八丁原のこの影響を全く影響と見ていないということでは大きな問題だと思います。参議院環境委員会の会議録の市田忠義委員が主張されていることを見ていただき、当局並びに参考人も否定していないわけですので、事実として認めるのか、あるいは国会でも認められている事実を事実として認めないのか、事実としてそのような影響があったとしても指宿市ではことを進めるということになるのか、この環境委員会の関係部分を読んでいただき答弁をお願いしますとの質疑に対し、会議録にもありますとおり、地熱発電による影響であったかどうかは確認されていないとされています。また、これまでの住民説明会においても八丁原の配湯については、地域貢献として実施している旨の説明があります。周辺温泉への影響ですが、九州電力によると八丁原発所運転開始前に周辺温泉をサンプリングすることで、その塩分濃度やp hなどの性状を把握し、その性状に変化がないかを継続監視しており、発電所の運転が原因で泉質が変わった事実はなく、発電所開発により温泉が枯渇した事実はないとしています。掘削の許認可を所管する県についてもそのような認識のようで、九重町はしっかりした事業者が事業を進め、地元住民の理解が得られれば地熱資源は有効な資源であるとしているようです。発電により周辺泉源に影響が出たかどうかについては、地熱発電がないところでも無理にくみ上げたことから枯渇が起きている

る事象や、そもそも泉源自体が枯渇傾向であったり、発電による掘削が影響していると断定するのは苦しいという認識のようです。同委員会では二酸化炭素の排出問題なども触れられており、化石燃料を必要としない我が国固有のクリーンエネルギーである地熱発電については、市としても他企業の模範となるような事業を実施し、持続可能な地熱発電を進めていきたいと考えているところですのでとの答弁でした。

市田委員が指摘している800mしか離れていない筋湯温泉の水蒸気及びガスの自噴泉が19本から2本に減ったという事実、自噴湧出量が激減をしたという事実、泉温が著しく低下したという事実等も述べられていますが、これについては否定するものではないと。ただ、地熱発電による影響かどうかは不明という立場なんだろうかとこの質疑に対し、会議録の中でも地熱発電が影響をしたというふうには認識していないというようなことがあります。国は県の方に確認はしていませんし、県では地熱発電に関連してそういう影響が出たというふうには認識はしていないという答弁ですとの答弁でした。

事実関係として自噴泉が減ったとか自然湧出量が減ったとかということについては、事実として認めるのですかとこの質疑に対し、自噴が少なくなってきている。19本が2本になっているという具体的な数字があり、国もそのような事象については把握しているようですので、影響うんぬんは抜きにしてそういう事象があったと、会議録の中で読み取れると思っておりますとの答弁でした。

事実関係としてはあったと認め、関係性があるとは認められないという立場だと、関係がないということについては明確になっていますかとこの質疑に対し、会議録を見れば開発自体が影響はしてないという答弁があったという事実関係しか述べられませんとの答弁でした。

影響があったということではないという認識であるが、事象との関係性がないということが立証されるわけではない。そういうもとの影響はないという認識に立ったということに過ぎないんですかとこの質疑に対し、会議録の中ではそういう事象はありますが、そのままそれが地熱発電の関係で影響したということ、因果関係というところは読み取れませんとの答弁でした。

影響はないんだということの確証を得ないことには、指宿市のゴーサインにはつながらないんじゃないですか。いろいろ事象があった中で泉温の著しい低下が起こったということで、共同浴場の備前湯が枯れたことから九州電力の責任で発電所の地熱で川の水を温めて供給するようになったのは、九電の責任を九電自体が認めていることじゃないですかとの質疑に対し、八丁原の部分については地熱発電の影響で泉源の枯渇、自噴泉の減少につながったというようなことは、会議録の中でも読み取れないところです。補償的な意味合いで配湯をしているというようなことですが、住民説明会等での九州電力の説明によると、地域貢献の一環としてやっていると聞いていますとの答弁でした。

どういった場合に関係性の立証となるんですかとこの質疑に対し、伏目地区でも周りにいろ

んな新規の発電事業も参入してきており、その競合相手、その辺の環境の分析などもしっかりしつつ、モニタリング、あるいは化学成分等をしっかり勘案し、あるいは天候の部分、そういったもろもろを含め総合的に勘案しながらになるかと思っていますとの答弁でした。

八丁原の場合でも環境や周辺への影響はないという判断で進められたと思いますが、そういうことでよろしいですかとの質疑に対し、そういうことで実施はされていると認識していますとの答弁でした。

八丁原の場合、環境や周辺の影響はないという判断を下して進められたということ、実際に発電施設を造ってみたら800mしか離れてないところで水蒸気及びガスの自噴泉が19本から2本に減ったという事実は確認できる。自噴湧出量も毎分1万5,336ℓから僅か1,043ℓに激減をしたという事実も確認しているようです。それから、各地獄等における泉質の著しい低下が起きたというのも事実として確認できる。共同温泉、備前湯が枯れて九電があとで対策を取ったというのも確認できる。全て事実関係です。ただ、ここを地熱発電の影響とは見ないという判断をしているということですかとの質疑に対し、そのような認識でいるところですかとの答弁でした。

モニタリング費用を800万ちょっと、これは何km四方ぐらい、何箇所ぐらい考えているのですかとの質疑に対し、四つの泉源井戸を選定し、掘削する前から温度、湯量及び成分の分析を毎月1回実施をしています。平成28年度は継続中の4点に新たに要望のあった2点を追加して、6点でモニタリングを実施する予定ですとの答弁でした。

キロ数で言ったらどれぐらいなんですかとの質疑に対し、6か所の部分ですがヘルシーランド内の泉源が2か所です。そこはもう1km四方内に入っています。あとは九州電力周辺の農家の井戸、今回要望や陳情があった農家の方々とお考えいただければと思いますとの答弁でした。

調査の段階で問題が生じたらストップし、必要な対策は当然取るということでしたが、問題が生じたときのために協定を市との間に結んだりということになると思いますが、その協定には九電と市は考えられますが、周辺地区や泉源の所有者、温泉業界、こういったところとも結ぶ考えなんだろうかと質疑に対し、現在のところは市と九電だけになろうかと思っていますとの答弁でした。

八丁原はその点でも周辺地区とか周辺の泉源所有者、温泉業界等も含まれてるんじゃないかと思いますがとの質疑に対し、八丁原だけではなく、菅原バイナリーといったところもありますので、協定については他の事例等も勘案しながら検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

九電と結んで市にも責任がいろいろあったときのために保険を掛けるような考えはないんですかとの質疑に対し、掘削をする途中については工事請負者の瑕疵担保というもので対応していきます。今後、事業化になった場合、新たに協定書を結ぶ必要がありますが、その中

で発電事業者が環境保全や地熱資源の管理を行うこととしており、今後、もし地熱井に損傷であるとか発電で出力確保に必要な代替性の井戸であるとかの掘削が生じた場合等は工事費、費用についても大分県九重町の協定書の覚書と同様に発電事業者の責任において行うことで進めていきたいと思っています。市が後年度の負担を負うことのないように慎重に協議して進めるということで、現在、発電事業者となり得るだろうという九州電力とも協定についてはそのような形でいきたいという市の意思は伝えてありますし、九電の方もそのように対応するつもりであるということは確認をしているところですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第76号について、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第76号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正でありますので、まず、委員会の修正案について、起立により採決いたします。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 反対の討論を行います。ヘルシーランド周辺における地熱の恵み活用プロジェクトに係る予算であります。3月定例市議会で同様の予算が上程されましたが、環境や既存泉源への影響が懸念されることや住民への説明と理解の不足などから議会で減額修正されました。つまり、地熱の恵み活用プロジェクトに係る予算は、3月議会では否定されました。にも関わらず今回、臨時議会を開いて同様の議案が上程されたわけです。3月議会のときは調査井は3本でしたが、今回は1本になっています。1本とはいえ、来年度以降に2本目、3本目を視野に入れてのものです。それでは、3月議会以降に懸念される不安がどれだけ軽減したのか、住民や関係者の理解がどれほど進んだのかについてです。内容は明らかになればなるほど、環境や既存泉源への影響の懸念が深まってきているのが実態ではないでしょうか。まずは、調査井を掘って地熱発電のためのポテンシャルを把握し、条件があれば発電以外に周辺の観光開発や農業施設への利用なども考えるということになっています。あたかも、発電以外のものについては調査次第という説明をしていますが、実際には発電と周辺開発はセットで考えられていると言わなければなりません。アイスランドのブルーラグーンをもモデルにした具体的な構想も持っています。発電のための生産井に対して、還元井を当初としては想定していないということも、地熱発電だけの計画でないことを物語っています。今回は1本の調査井ですが、次年度以降も含めると2本ないし3本の調査井を掘り、調査井が生産井に用途替えになる可能性と同時に、場合によっては部分的に還元井になるかもしれないとのこと。そもそも、還元井は地下からのヒ素などの物質を地表面に出さないことや地熱資源の循環利用の観点から行うものです。ですから、還元をせずに地下から熱水などをくみ上げ続けた場合、地熱資源を枯渇させてしまうのみならず、地表部の噴気減少や地盤沈下などを招くことが考えられます。これは私だけの勝手な解釈ではなく、ある特定の学者だけの考えでもありません。環境省の資料書物に書いてあります。学者によっていろいろな考えがあるという言い訳は成り立ちません。個人ではなく、環境省が断定しております。それでは、還元井で地下に戻せば何も問題はないのかと言えばそうでもありません。生産井から得たエネルギーを消費して還元井に戻すわけですから、圧力も含めてエネルギー量は相当に少なくなっています。それに、高いところから低いところに水が流れるようにはいかず、下からの圧力に抗して戻さなければなりません。これらのことから、泉質にもよることは前提ですが、一般的にスケールが詰まりやすくなりますから、そのための対策が必要になります。そこで、還元井には一般的に硫酸が使われます。使っていないところも例外的にはあるようですが、ほとんどのところで硫酸は使われています。硫酸が使われれば環境への影響が心配されるのは当然であります。調査井や生産井には問題がないのかと言えばそうでもありません。利用されている既存泉源の近くに1,500m級の井戸を掘ること自体が環境等に影響を及ぼす可能性として指摘されています。大分県の八丁原地熱発電所では周辺

への影響はないとして発電施設を造ったが、実際には発電所の運転開始以降、日本温泉協会の調査によると800mしか離れていない筋湯温泉の水蒸気及びガスの自噴泉が19本から2本に減り、自噴湧出量は毎分1万5,336ℓが1,043 ℓに激減しています。その他にも、泉温の低下や泉源の枯渇も起きています。八丁原におけるこれらの実態は、今年の5月19日の参議院環境委員会で我が党の市田忠義副委員長が取り上げております。総務水道委員会における議案審査の中で、この問題を問うたところ、担当の市長公室は八丁原における自噴泉数や自噴量の減少、泉温低下、泉源の枯渇等は事象としては事実として認めるが、地熱発電の影響と結論付けられていないといった趣旨の答弁でした。つまり、地熱発電の運転開始後、既存泉源の枯渇などが起きてても、地熱発電の影響とは認めないということです。委員会審査の中で八丁原において地熱発電の恵みを地域貢献しているとの答弁があったことは、委員長報告の中でも経緯として説明がなされました。それは地域貢献ではなく、温泉が枯れたことに対する補償でしかありません。温泉が枯れたために、泉熱で水を温めて温泉として供給していた、これが事実関係であり、偽温泉施設だったと週刊誌でも書かれ、社会問題化した事例であります。そのような中で、調査井を掘り、モニタリングを十分に、何かあれば工事をストップするとか、対策を取るとか言われても何の安心にもならないばかりか、既存泉源に異常が起きたり、モニタリングで何か起きてても、原因は別なところだとまでは言わないまでも、掘削との因果関係は証明されないと言われかねません。一度掘削をすることによって、既存泉源などへの影響が出たら埋め戻しをするなどして、見かけ上は元に戻せたとしても、温泉資源という観点から見たら掘削前の状態には戻せないという説もある中で、元に戻せるとの保証があると問えば、技術的なことは九州電力だと言います。それなら、九州電力から元に戻せるということを確認しているかと問えば、それはしていないとのことでした。大事なことをやろうとしているわりには、あまりにも九州電力へのお任せ主義ではないでしょうか。九州電力へのお任せ主義は市役所内の体制にも表れています。地熱の恵みを活用するとすれば、いろんな部署からなる総合的検討が必要であることは言うまでもありません。そのうち、一番肝心なのは財源確保の問題でもなければ、どのような関連施設を造るかでもありません。一番肝心なのは1,500m地下から掘削をして環境や既存泉源への影響はないのかということと、住民の理解と合意はどうかという問題です。幾ら財源的に有利で自己財源が少なくても済むとしても、周辺開発によってどれだけ誘客が見込まれるとしても、地熱の恵み活用という美名であっても、環境や既存泉源への影響があったり、住民の理解と合意が不十分であるとすれば、ゴーサインを出したらいけないと考えます。仮に失敗をすれば、環境破壊と既存泉源の損失、そして新たな多くの集客どころか現在の観光資源や観光客をも失いかねません。だからこそ、十分なる検討が必要です。それでは、環境や既存泉源への影響、そして市民の理解と合意の部分について、市役所職員の何名が関わっているのでしょうか。職員では十分に説明がつかず、技術的なことは九州電力に説明をさせる。九州電力に技術的なサポ

一トをしてもらうことは当然かもしれませんが、議会や市民への説明において、直接九州電力が説明するのではなく、まずは担当職員が九州電力のサポートを受けたとしても、その担当職員が自信を持って、直接、議会や市民に説明できるほどに我が物として身に付けておかなければならないし、直接の担当者は、担当職員は1人とか2人ではなく、人数的にも議論のできる一定の人数を確保すべきです。そうでなければ、庁舎内での十分なる検討はできないし、ある意味で九州電力へのお任せ主義にならざるを得ません。太陽光や風力による発電が、現に注いでいる太陽の光や現に吹いている風を活用するに対して、地熱発電は自然のままではなく、掘削をして地下深く熱源を取りに行くことから、太陽光発電や風力発電と同じ再生可能エネルギーとは言えないという見方もあるようです。しかし、いずれにしても地熱発電は大きな可能性を持った発電方式の一つであろうとは思いますが。その意味において、地熱発電を全面的に否定する考えはありません。ただ、実際に地熱発電をするのであれば、環境や既存泉源への影響等について、十分なる体制をもって十分なる検討をし、結論を出す必要があります。今回の計画はヘルシーランド内の一角という場所的な条件からも、あまりにもリスクが大きいと言わなければなりません。事故あるときの補償や対策を含めて、いずれ発電業者、九州電力と指宿市との間で何らかの協定を結ぶことになるでしょうが、総務水道委員会の審査において明らかになったところによると、発電業者、九州電力と指宿市とだけの協定であり、周辺地区や周辺泉源所有者、観光温泉業界等を含めての協定は考えていないということでした。ここにも、教条的に九州電力を信頼をし、住民や関係団体の声に耳を傾けてないと言われても仕方のない実態があります。環境や既存泉源等への影響の懸念は何ら払拭されないばかりか、ますます影響が出る可能性の懸念は深まっていると言わなければなりません。周辺関係者や観光温泉業者の中において、今回の計画を不安がっている方が増えてきているのが実態です。モニタリングなどによって、場合によってはいつでも計画を止めるというのも、実態に合わない説明にすぎません。もし、そのようなときがあるとすれば、それは既に大きな損失を受けたときであり、元に戻せない状況になったという悲しい現実が待っていると思われれます。以上のようなことから、例え調査井の掘削に要する費用が原則100%国の補助であっても、ヘルシーランド周辺における地熱の恵み活用プロジェクトに係る予算である議案第77号に反対をいたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

西森三義議員。

**○6番議員（西森三義）** 議案第77号に賛成する立場から討論を行います。これまでも申し上げてきましたが、これからの指宿市は人口減少に加え、交付税も減額になると思われることから、魅力ある事業には投資をするべきではないでしょうか。東日本大震災後、電力政策が大きく変化する中で、地熱発電が大いに見直されている。平成26年4月に閣議決定されたエネ

ルギー基本計画においては、地熱発電は発電コストが低く、安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源として位置付けられ、さらに平成27年7月に策定された長期エネルギー需給見通しにおいては、原子力発電を代替できる電源の一つとして、設備容量を2030年度までに約3倍、累積で約150万kwにすることとされている。地熱資源は地下に眠る膨大なエネルギー源であり、輸入に頼らない純国産資源である。石油、天然ガス等地下資源を有する国はそれを国力の源泉としていることと同様、地熱資源は我が国の成長の礎として適切に管理し、かつそれを最大限活用することが必要である。これら国のエネルギー事情を勘案したとき、指宿市は地熱資源を持つべき自治体として資源を守りながら、持続可能な活用をしていくことが肝要である。また、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例の目的には、温泉資源は市及び市民の共有資源であると位置付けている。地熱の恵みを指宿市民が広く享受できる体制をいち早く構築し、多くの若者の雇用や地熱資源を活用した新たな付加価値を創造することで、地域の活力を育むことにより人口減少の抑制と地域活性化につながると考えられるので、議案第77号に賛成いたします。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 議案第77号に反対の立場から討論いたします。まずはじめに、地熱の恵み活用プロジェクトは3月定例会において、既存施設の泉源への影響が危惧されることから、有識者や専門家から意見を伺うなど再度慎重に協議をすべきであるとする修正案が可決され、予算が認められなかったわけではありますが、その後、住民説明会や発電事業者による勉強会を開催するなどの対応を取ってきたことについては一定の評価をしたいと思っております。しかしながら、地熱の恵み活用プロジェクトにおける発電事業においては、以下においての懸念が払拭されていないように感じます。1点目として、周辺既存泉源における影響についてであります。これまで深さの違いや不透水層があるということ等から、地下深くの蒸気、熱水と地表近くの既存泉源との関係性は低く、影響は出にくいとする説明がなされてきました。しかし、過去の全国の事例等を見ると、地下深くの地熱貯留層と浅い深度の温泉溜まりのつながりを無視できないケースもあるようであります。実際、本市においてもメディポリス指宿の地熱発電における泉源掘削時に時期を同じにして、地元温泉事業者の泉源が枯渇したという事実があります。その事業者は因果関係を証明できないとして、やむなく自ら多額の費用を投じ新たな泉源を掘削しております。本市の温泉を守る立場の行政としては、影響が考えにくいとするよりもむしろ影響があるとする立場に立つべきではないかと考えます。また、これまで影響がないとする根拠とする納得できるデータも示されておりません。2点目として、周辺泉源における影響があった場合についてであります。モニタリングを行い周辺の状況を把握しながら、もし影響が出るようなことがあれば中止も含め改善に努める。また、補償については協定書により開発事業者が対処する旨の説明がなされてお

ますが、果たして本当にそのような対応が取れるのでしょうか。全国各地での事例でも泉源の湯量が減った、温度が下がった、あるいは出なくなったなど様々な事例が報告されていますが、地熱発電との直接的な因果関係を証明できずに補償もされず、泣き寝入りを余儀なくされているケースが多いのではないのでしょうか。そもそも、因果関係を証明できるのでしょうか。専門家の間でも地下のことであり、実際のところは分からないというのが大半の見解のようであります。3点目として、今後の本市における地熱開発事業者の参入についてであります。本市では温泉資源の保護、将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興、福祉の増進に寄与することを目的とする指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例を制定し、民間を含めた発電事業者に対し一定の制約を課しております。これは市民の共有資源である温泉資源を乱開発から未然に防ごうとするものであります。しかしながら、現状では上位法である温泉法が最優先され、法的拘束力は乏しいのが実情であります。そのような中であって、条例を制定した市自ら発電事業に参入するということは、ややもすれば一貫性を欠き、今後の地熱発電、地熱開発事業者の参入を促進することになりかねないのではないのでしょうか。地熱は再生可能エネルギーであるとして原発に代わるエネルギーとして期待されておりますが、一方で石油や石炭のように限りある資源であるとする専門家の見解もあり、このまま無造作に使い続ければいつかは枯渇すると言われております。本市の歴史ある温泉資源がそのようなことにならないようにするためにも、発電事業に算入しない一貫した姿勢が必要なのであって、そうすることで条例の本来の目的を達成できるのではと考えております。今後、産業振興、山川地域の発展を考える中で、地熱発電が必要であると言いますが、本当に地熱発電しかないのでしょうか。もっと住民が納得できる本市の強みを生かした施策があるのではないのでしょうか。今回の地熱発電事業は分からない要素が非常に多く、専門家でも地下のことについては断言できないと言っているように、様々なリスクが今後予測されます。行政がこのようなリスクのある事業をすべきではないと考えます。以上のことから、議案第77号について反対いたします。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

井元伸明議員。

**○4番議員（井元伸明）** 議案第77号に反対の立場から反対討論をいたします。現在の地熱の恵み活用プロジェクトとして当初、3月議会では3本の蒸気井掘削を計画をいたしておりましたが、ご承知のとおり修正、廃案となりまして、今臨時議会においてはですね、28年度末、来年の3月までに取りあえず1本だけの掘削を終えたいとの理由で再提案をされているものでございます。これまでに12回の説明会を開催し、延べ人員420名の参加をいただき十分な説明を行ったとしておりますが、市民の中にはいまだに多くの疑問がある中で、掘削には反対しておられます。理由としては、ヘルシーランドのサッカー場のサブグラウンドの4分の1を潰しての掘削は、今後サッカー場を使用できなくなる可能性が大きい、次に地熱の恵み活用プ

プロジェクトの在り方でございますが、本来は今後ヘルシーランドの観光開発と農業での温泉熱水の活用も考えているのであれば、各担当課も含めた開発チームで調査、研究を進めるべきでございます。現在は市長公室の数名の担当者のみで進めているようでございます。併せて、現在開発、掘削を予定しておりますヘルシーランド開発当時の多くの山川の役場職員の方々も数多くおられます。こういう方々の意見もしっかり受け止めながら調査、研究をするべきではないかと考えます。今回の提案はもう一度しっかりと仕切り直しをして、安全を確認した時点で行うべきではないかと思われまます。もし、このままゴーサインを出して、掘削着工をするのであるならばですね、ヘルシーランド周辺を含めたまて箱温泉の露天風呂などへの影響はないこと。ヘルシーランド内のサッカー場の整備も併せて行い、継続使用できるように配慮すること。市が今回生産用の井戸は掘るが、地下還元用の井戸は掘らないということについてでございますが、還元せずに地下からの熱水をくみ上げ続けた場合に地下資源を枯渇させてしまうのみならず、地表部の噴気減少や地盤沈下などを招くことが考えられるほか、排水が周辺環境へ及ぼす影響が想定されていますことから、後年度負担が発生しないように最大限の注意を払っていただくようお願いし、反対討論といたします。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

前原六則議員。

**○13番議員（前原六則）** 議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算に賛成の立場で討論するものであります。議案第77号については公共施設の在り方調査研究特別委員会をはじめ、総務水道委員会などにおいてこれまでいろいろと議論されてきたわけでございます。また、この補正予算は地熱の恵み活用プロジェクトに係る調査井による噴出試験やモニタリング等、調査井に係る掘削工事請負予算であると同時に、地方創生の山川地区での農業、産業振興を図るスタートの調査に関わる予算と言えるものだと思っております。また、今臨時議会に現存する施設の活性化を願いながら、着手ありきでなくもっと議論すべきであるという個人の陳情書と、プロジェクト推進を願う陳情書が山川地区より2件、要望書として指宿市3経済団体から提出されております。このように市民が注目している中で、将来原子力発電の全廃を目標に再生エネルギー開発へ取り組んでいる国策での事業導入は、指宿市が地方創生事業としての取組を進めることと、平成32年には合併特例債がなくなるとともに交付金の先細りする中、28年度当初予算において自主財源27.8%、このように依存財源に頼っている状況の中で、今後の指宿市の歳出規模を考えたとき、この事業を進めてその果実から得る自主財源の創出は大きい意味があると考えます。さらに、指宿側がジョグメックに予算枠のお願いをして100%の拠出が決まっている中において、その執行ができないとなれば指宿市に対しての信頼関係の中で、今後本市での補助率100%の地熱を利用した電源開発は進まないものと思います。また、調査井の掘削と工事請負の主体的な企業は九州6か所の地熱発電所を運営する九州電力であり、掘削調査技術能力、発電所管理実績、資本力、情報公開性など信

用力のあることから、万が一不測の事態への対処能力を高く評価することから、本議案に賛成するものでございます。以上でございます。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

浜田藤幸議員。

**○7番議員（浜田藤幸）** 議案第77号の討論をさせていただきます。去る3月25日に修正案が出され、可決されました。提案理由の趣旨としまして、指宿市の重要な温泉施設の泉源が集中するエリアの一角に新たに泉源を掘削することで、既存の泉源の湧出量や泉質に大きな影響をもたらすというリスクは避けられないと。また、地下の構造、特に温泉が出る泉脈の仕組みについては科学的な情報、根拠に乏しく、推測の領域でしか判断できないのが現状であり、また全く影響がないとも、必ず影響があるとも断言できないと。もし、日本一の露天風呂、たまた箱温泉、ヘルシーランド、山川砂むし温泉が営業できなくなるということになった場合に、多大な損失を被ることになるということ。指宿市の観光振興に大きな打撃ともなりかねない、既存の泉源の影響等について有識者や専門家から意見を伺うなど、再度慎重に協議を重ね一定の安全性を確保してからこの事業を推進すべきであるという内容でございます。その後、修正案が出された3月25日、僅か6日後の3月31日には鹿児島県知事・伊藤祐一郎殿宛に温泉掘削許可申請書が有識者、専門家の意見を伺うことなく、また住民説明会も開催されることなく、申請が出されました。翌月の4月11日に開催された調和のとれた地熱活用協議会の議事録から、市職員の協議会での説明は、今から読みます。可決された修正案をそのまま解釈すると、専門家の意見を聴くということでしたので、まずはこの協議会の方に諮って、仮に同意を得られるようでしたら次の温泉審議会の方にも意見を聴いて、所要の手続きを終えた上でとの発言が協議会の席で行われております。その後、執行部の説明は協議会で同意が得られなければ、県の申請を取り下げるともりだったと答弁、市の職員はしております。通常の行政手続として、協議会の同意を得たあと住民説明会を開催し、掘削申請を県に出すべきが正しい手順ではないでしょうか。また、3月31日の掘削申請のうち、温泉掘削計画書の4項目めの地元説明会の内容、結果として、まだ地元説明会を開催していないにも関わらず、地元住民への理解を得ることができたという申請書になっております。このことは事業ありきの方針が明確に出ていると感じるのは私だけだったのでしょうか。拙速にことを進めることに、公共の福祉に資する正当な理由はどこにあるのでしょうか。また、3月の定例会の執行部の説明では、この100%の補助事業は終わる可能性を示唆されました。副市長の方からです。3本の掘削を理解してほしいということでしたが、本当にジョグメックの補助事業、地熱資源開発支援制度と言うみたいですが、終わってしまうのでしょうか。昨年7月、経済産業省は長期エネルギー需給見直し2030年度の電源構成を発表、2030年度には今の地熱発電設備容量約52万kw、約3倍、全体の電源構成の1%程度引上げを目標としております。ジョグメックは大規模案件の支援を特に強化をしていくと広報で言っておりま

す。助成金や債務保証など資金面で支援するこの地熱資源開発支援制度は、続いていくことは明らかでございます。また、今回の地熱の恵み活用プロジェクト事業には一定の評価、又は理解をしております。しかしながら、6月定例会で農家からの陳情に対し、産業建設委員会で全会一致で可決したあとに、その後執行部は陳情者と1回でも面接をなされているのでしょうか。影響があっても土の中のことだから分からない、因果関係も証明できない、現在の科学技術では農家の泉源所有者は泣き寝入りをするのが明らかでございます。また、九電の説明、執行部の説明ではモニタリングをしつかりすると。影響があればセメンチングをして原状復旧するということでしたけれども、ヘルシーランドの泉源は温度75度、1分間に1500湧出、20年間1回もスケール除去の清掃の必要のない稀にみる優良な泉源でございます。また、たまたま箱温泉の泉源も蒸気温140度、1分間に4000湧出、9気圧で15年間清掃の必要のない優れた泉源でございます。原形復旧には数か月も要し、同じものが果たして原形復旧できるのでしょうか、今の技術で。また、モニタリングにしても県の掘削申請の時点では4か所、しかも月に1回、臨時議会の質疑では2か所増え6か所になっております。しかし、月に1回のモニタリングで毎日湧出している泉源の泉質、湧出量、圧力、温度及び水位の変化、そして地熱貯留層の圧力、熱水採取等に伴う微小地震の測定値の変化、分かるのでしょうか。そして、この地域では平面距離で150m離して掘削をしていた県の温泉掘削申請の基本的ルール、このルールを独自に拡大し地中の中でパイプの先端が、坑口が水平距離150mあればよいとされました。また、パイプ先端の位置が垂直、水平距離で地上の抗井とも、これは調査井です、150m離れていると執行部の説明でした。今月20日、陳情者である星隈氏の説明で、ケーシングプログラムは1,000m、1,050m以降は素掘りになっている。通常は蒸気を採取するストレーナーに切り込みを、スリットを入れているということを初めてお伺いしました。明らかに、地上の抗井、調査井の垂直、水平距離は150mありません。ヘルシーランド泉源からは最短で25m、ヘルシーランドの予備泉源まではたった20mです。明らかに今まで安全であると言っていた150mの距離が、その説明が崩れております。安全性が崩れております。九州で指折りの温泉施設、ヘルシーランドの中で生産井に転用される調査井掘削は全国でも例を見ない初めてのケースでございます。最低でも800m以上でございます。そのヘルシーランドの所有者として、将来の展望、見解はいまだに聞かされておられません。農家の方の泉源を含む既存泉源に限りなく影響のない、安全性の高い場所を再度検討すべきではないでしょうか。市長の熱く強い指宿市の観光振興を思う気持ちは敬意を表し、評価をするところでもあります。しかしながら、ヘルシーランドと日本一のたまたま箱温泉、山川砂むし温泉に年間約27万人ほど来ていただいております。現在の既存の施設に30万人来ていただくように、温泉施設に磨きをかける施策の方が確実であり、安心、安全であると考えております。今回の77号議案が可決されますと、2本目、3本目の掘削予算が上程されるのは必至であり、今後メディポリス指宿の地熱発電の追加の掘削が始まり、また指宿市東方地域ではバイ

ナリー地熱発電用に4本の泉源をもとにし、民間協議会が立ち上がり、1本は申請を出されモニタリング待ちと執行部からは聞いております。今後も同じように、指宿市内のほかの地域でもバイナリー地熱発電の計画検討が始まるのは必然でございます。温泉を浴場、旅館、病院等の入浴施設、足湯等で利用する場合は1日にポンプでお湯を上げられる量は決められております。しかし、地熱発電の場合は無制限でございます。今、今後、指宿海岸線でホテル、旅館、病院を運営する泉源所有者との議論は避けられない状況になってまいりました。また、地熱発電では一般的に還元井にシリカスケール対策として、劇物の硫酸が使われている問題、今朝配られた資料を見ますと影響はないと載っていますが、これは硫酸イオンの関係でございます。そして、環境への影響が認められないという文章ももらっておりますが、これは地下のことではないかと推測されます。それから、通常地中深くからくる熱水、蒸気には二酸化炭素、硫化水素、アンモニア、メタン等のガス成分及びヒ素、水銀、ホウ素等が含まれているため、環境汚染の問題、大量に蒸気を採取するため、余剰熱水、排水からの温排水公害、海に近いため、今後漁場補償の問題も出てくる可能性を秘めております。また、温泉資源が減少、また枯渇する問題、知れば知るほど奥深いのが地熱発電であり、最先端に行く技術者も技術的に研究の途中であることが分かってまいりました。霧島市をはじめ、全国至る地域では地熱発電のことで市民が二つに割れたと聞き及んでおります。指宿市民も意見が二つに割れております。反対、賛成ではなく、垣根を超えてもう一度立ち止まり、指宿市の財産である温泉を未来の世代へ渡せるようしっかり議論をすべきではないでしょうか。そのような理由から、拙速にことを運ぼうとする議案77号には反対いたします。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

#### △ 審査を終了した陳情3件（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第4、審査を終了した陳情を議題といたします。

陳情3件は総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長

の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会に付託になりました陳情第6号，地熱の恵み活用プロジェクト推進に関する陳情書，陳情第7号，地熱の恵み活用プロジェクトの推進に関する陳情書，及び陳情第8号，地熱の恵み活用に関する陳情書の審査の経過と結果について，ご報告申し上げます。

要旨につきましては，陳情文書表のとおりですので，省略させていただきます。

陳情3件の審査に当たっては，産業建設委員長からの連合審査会開催の申入れを受け，去る7月19日に総務水道委員会と産業建設委員会による連合審査会を開催し，両委員会の全委員出席のもと，参考人からの意見聴取及び現地調査並びに関係課職員の出席を求めて審査いたしました。その後，7月21日に総務水道委員会を開催し，全委員出席のもと，慎重に審査いたしました結果，陳情第6号については参考人として陳情者から十分な説明をいただいた中で，市政発展の思いを感じました。そこを考えますと，市政発展のために是非，地域の方の考えが出ていますので，本陳情は採択すべきだと思いますという意見と，地熱発電の開発に対して，現に市民の間でも心配されている方，懸念されている方がいる中で，これがまだ払拭されていない，解決されていないということ。そのもとで，この陳情はストレートに推進を求めるものであります。懸念する声に一切耳を傾けていないという点では，十分な検討の上に進めてくれならまだ検討の余地はあるのですが，ストレートに反対者もいない，懸念する人もいないという前提に立っての推進陳情ですので，私は不採択と考えておりますという意見と，この陳情においても予算と同じように非常に迷う点もあるわけです。また，参考人の意見を聴取してもいろいろありましたが，あくまでも可否の判断をするのはこの陳情文章の文言ですので，これも実施する際に議会もチェック機能を果たさなければいけないと思います。議会も非常に責任重大であります。この陳情については採択すべきだと思いますという意見が出され，起立採決の結果，起立多数で採択と決しました。

次に，陳情第7号については，先ほどの陳情第6号と同じくこの陳情は採択すべきだと思います。地域のこと，市政発展のことなどいろんなことを一生懸命真剣に考えた上での陳情だと思いますので，私は採択すべきだと思いますという意見と，陳情第6号で申し上げたのと趣旨は同じであります。いろんな環境への影響等を懸念する声，あるいは反対の声等に一切耳を傾けず，ストレートに推進あるのみという立場での陳情ですので，不採択にすべきだと思いますという意見が出され，起立採決の結果，起立多数で採択と決しました。

最後に，陳情第8号については，陳情者からは参考人としていろいろ伺いましたが，ヘルシーランドの開発やプロジェクトにも関わったということで，非常に勉強をなさっていて，説明を聞いてなるほどなと思ったところです。この陳情の趣旨は100%，とにかくもろ手を挙げて開発に賛成というわけではなく，いろんな疑問点について真摯に答えるべきだということを陳情者も述べているようですので，この陳情は採択すべきだと思いますという意見

と、中身についていろんなことが心配されるというようなことも述べられていて、現況等についても述べられていますが、これは当然採択すべきだと思いますという意見が出され、全員一致をもって採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、陳情第6号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

**○14番議員（前之園正和）** 反対の討論を行います。陳情第6号は地熱の恵み活用プロジェクト推進に関する陳情書であります。議案第77号の討論でも触れましたように、ヘルシーランド一帯における地熱発電を中心とする計画は現状で判断する限り、あまりにもリスクが高すぎると言わなければなりません。委員会審査の中で、陳情者に参考人としてご出席をお願いし、陳情の趣旨などをお聴きしたわけですが、今回の計画について何ら不安も持たない、計画の推進を願うというのは陳情者自らの考えだとしても、みんな理解している、環境等への影響の懸念を持った人はいないというのが陳情者自身の認識であると述べられました。この部分については全くの事実誤認であります。計画の推進を求める声があるのも事実であり、計画に懸念を持ったり反対する声があるのも事実だとすれば、求められるのは懸念事項の解消であり、リスクの低減、解消であります。決して大きな不安やリスクを抱えたままでのゴーサインではありません。陳情は一足飛びの計画推進を求めており、妥当な方策とは考えられません。よって、不採択とすべきものとして委員長報告に反対をいたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。  
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。

○議長（松下喜久雄） 次に、陳情第7号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○14番議員（前之園正和） 陳情第6号と陳情第7号は、陳情者自身は団体名は違いますが、個人としては同じ内容であり、参考人としてのお話も同じ、二つを通して伺ったわけがありますので、陳情第6号の同様の趣旨にて反対をいたします。

○議長（松下喜久雄） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は委員長報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松下喜久雄） 起立多数であります。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。

○議長（松下喜久雄） 次に、陳情第8号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり、採択と決定いたしました。

#### △ 新たに提出された議案

○議長（松下喜久雄） 次に、新たに提出された議案についてお諮りいたします。

議案第78号は緊急を要しますので緊急事件と認め、この際日程に追加し、直ちに議題とすることにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は緊急事件と認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

#### △ 議案第78号上程

○議長（松下喜久雄） 追加日程第1、議案第78号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。議案第78号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,017万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を251億4,116万9千円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第78号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第9号）について、であります。

別冊の平成28年度補正予算書の3ページをお開きください。補正の内容は第1条で歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ1億4,017万8千円を追加して、歳入歳出予算の総額を251億4,116万9千円にしようとするものであります。第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、地方債の額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、15ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費971万8千円の補正につきましては、農道11か所、水路5か所、林道9か所、治山3か所の法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額するものであります。同じく目4現年補助災害復旧費299万1千円の補正につきましては、農道1か所の路肩決壊の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額するものであります。

項2土木施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費920万円の補正につきましては、市道13か所、里道2か所、河川1か所、水路1か所の路肩決壊等の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額するものであります。同じく目2現年補助災害復旧費1億1,826

万9千円の補正につきましては、市道2か所の法面崩壊の災害が発生し、現計予算で不足することから災害復旧費を増額するものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、大雨被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配付させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

款14国庫支出金7,193万5千円の補正につきましては、農林水産施設及び土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款18繰入金2,064万3千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債4,760万円の補正につきましては、土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

#### △ 議案第78号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

#### **△ 閉議及び閉会**

**○議長(松下喜久雄)** 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成28年第3回指宿市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 白 山 正 志

議 員 恒 吉 太 吾

# 第 3 回 定 例 会

平成 28 年 9 月議会

平成28年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 26日間（8月29日～9月23日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
8月29日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・議案第79号～議案第95号一括上程（議案説明）</li> <li>・議案第79号～議案第86号（質疑，決算特別委員会付託）</li> <li>・議案第87号～議案第95号（質疑，委員会付託）</li> <li>・鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙</li> </ul>
30日	火	休 会	一般質問の通告限（12時）
31日	水	〃	
9月1日	木	〃	総務水道委員会（10時開会）
2日	金	〃	文教厚生委員会（10時開会）
3日	土	〃	
4日	日	〃	
5日	月	〃	産業建設委員会（10時開会）
6日	火	〃	
7日	水	〃	
8日	木	〃	
9日	金	〃	
10日	土	〃	
11日	日	〃	
12日	月	〃	
13日	火	〃	
14日	水	本会議	・一般質問
15日	木	〃	・一般質問
16日	金	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>・議案第96号上程（説明，質疑，委員会付託）</li> </ul> 産業建設委員会（本会議終了後開会）
17日	土	休 会	
18日	日	〃	
19日	月	〃	
20日	火	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）
21日	水	〃	
22日	木	〃	

23日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第87号～議案第96号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査について (議案第79号～議案第86号, 陳情第4号)</li> <li>・ 報告第3号及び報告第4号一括上程 (説明, 質疑)</li> <li>・ 新たに受理した陳情上程 (委員会付託)</li> </ul> <p>総務水道委員会 (本会議休憩中開会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員派遣の件</li> <li>・ 閉会中の継続審査について (陳情第9号)</li> </ul>
-----	---	-----	---

# 第 3 回 定 例 会

平成 28 年 8 月 29 日

(第 1 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

平成28年8月29日 午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第79号 平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第80号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第81号 平成27年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第82号 平成27年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第83号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第84号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第85号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第86号 平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第87号 指宿市定住自立圏形成方針について
- 日程第12 議案第88号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第89号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第14 議案第90号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第91号 平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第92号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第93号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第18 議案第94号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○日程第19 議案第95号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について

○日程第20 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 ちよ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 前之園 正 和 |
| 15 番議員 | 木 原 繁 昭 | 16 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17 番議員 | 新川床 金 春 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新宮領 進   | 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長    | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 馬 場 久 生 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与   | 中 村 孝   | 総 務 課 長   | 岩 下 勝 美 |
| 財 政 課 長 | 上 田 薫   | 商工水産課長    | 山 元 成 之 |

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 地域福祉課長 | 山 口 保   | 建設監理課長 | 田之上 辰 浩 |
| 水道課長   | 川 口 光 志 |        |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事務局長    | 森 和 美   | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議事係主査     | 嶺 元 和 仁 |

### △ 開会及び開議

午前10時20分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成28年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において井元伸明議員及び吉村重則議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月23日までの26日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月23日までの26日間と決定いたしました。

### △ 議案第79号～議案第95号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、議案第79号、平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第19、議案第95号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、までの17議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、決算に関する案件8件、定住自立圏形成方針に関する案件1件、条例に関する案件1件、補正予算に関する案件7件の計17件であります。

まず、議案第79号、平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第85号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第86号、平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

また、剰余金処分につきましては、平成27年度未処分利益剰余金4億337万1,238円のうち4,000万円を減債積立金へ、また、6,100万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第87号、指宿市定住自立圏形成方針について、であります。

本案は、指宿市定住自立圏を構築することに伴い、定住自立圏構想推進要綱の規定に基づき定住自立圏形成方針を定めたく、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第88号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,613万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を255億1,730万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第90号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,135万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を89億5,003万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第91号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,475万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億9,522万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第92号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,985万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第93号、平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2

号) について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,184万3千円にしようとするものであります。

次は、議案第94号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億2,839万9千円にしようとするものであります。

次は、議案第95号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、収益的支出から558万9千円を減額し、収益的支出額を6億5,834万2千円にし、職員給与費から558万9千円を減額し、職員給与費額を1億1,256万2千円にしようとするものであります。

なお、議案第79号、平成27年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第85号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案を除く10議案の詳細につきましては、関係部課長に説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の9ページをお開きください。

議案第87号、指宿市定住自立圏形成方針について、であります。

定住自立圏構想については、地方において安心して暮らせる地域を形成し、地方から都市への人口流出を防ぐとともに、地方への人の流れを創出することを目的として推進していく施策であります。本市においては、定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく第一段階として、平成27年第4回定例会において旧指宿市、旧山川町、旧開聞町を一つの圏域とした中心市宣言を行ったところであります。今後、指宿市定住自立圏を構築することに伴い、定住自立圏構想推進要綱の規定に基づき、定住自立圏形成方針を策定する必要があります。今回取り組むこととしている各分野の代表者等で構成する指宿市定住自立圏共生ビジョン懇談会における協議も経て、指宿市定住自立圏形成方針の原案がまとまりましたので、指宿市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回ご審議いただく指宿市定住自立圏形成方針の原案につきましては、別冊をご覧ください。

形成方針で掲げる取組事項としましては、昨年12月に行った中心市宣言に基づき三つの分野を掲げております。

別冊の1ページをお開きください。

取組事項として、一つ目に、生活機能の強化に係る政策分野として、医療体制の充実及び健幸のまちづくりの推進を掲げております。

二つ目に、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野として、公共交通機関の充実を掲げております。

三つ目に、これら圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として、人材の育成及び外部人材の活用を掲げております。

次に、それぞれの政策の取組内容について、ご説明いたします。

まず、一つ目の、生活機能の強化に係る政策分野における医療体制の充実について、であります。日曜・祝日等の医療体制の充実を図るとともに、関係機関との連携調整により、医師不在の解消を目指すとともに、人口減少問題や高齢化社会が抱える医療や介護における現状や課題について、市民と共有しながら関係機関等と連携して、安心して暮らせるための地域医療ネットワーク等の充実に努めることとしております。また、次のページ、健幸のまちづくりの推進につきましては、住民の健康増進や発病予防を重点とする一次予防に対応する体制の強化や適正受診についての普及啓発を図りながら、健幸のまちづくりを推進し、定住促進につなげることとしております。

次に、二つ目の、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野における公共交通機関の充実について、であります。民間路線バスやJR路線の維持・確保に努めるとともに、市内循環バスであるイッシーバスのより効率的で各地域の特性や住民ニーズに合った交通体系の在り方、市民に分かりやすい路線図及び時刻表の工夫並びに周知の在り方、民間路線バスや観光利用等との効果的な連携の在り方等を調査・検討しながら、新たな公共交通体系の構築を目指すこととしております。

3ページをお開きください。

次に、三つ目の、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野における人材の育成について、であります。地域づくりの牽引役となる行政職員の意識の改革と政策形成能力の向上を図り、圏域全体の行政課題におけるマネジメント能力の強化を図るとともに、市民、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者及び行政が、お互いにそれぞれの特性を発揮し、相互に支え合う協働によるまちづくりを進めるため、まちづくりの担い手となるリーダーの養成と組織の育成を進めることとしております。

最後に、外部人材の活用につきましては、地域の課題解決に向けて、地域づくりや情報発信等において、専門的知識や経験を有する外部人材の活用を推進することとしております。

これら三つの政策分野において、それぞれの地域が相互に役割分担しながら連携を図り、圏域全体の活性化を図る形成方針となっております。

次は、提出議案の12ページをお開きください。

議案第89号，平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，であります。

別冊の平成28年度各会計補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ3億7,613万7千円を追加して，歳入歳出予算の総額を255億1,730万6千円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが，これは8ページの第2表・地方債補正でお示しのとおり，起債対象事業及び起債額の追加をするものであります。

それでは，説明の都合上歳出の方から主なものについて，ご説明をさせていただきますが，今回の補正予算の各目に，人件費を計上しております。これにつきましては，特別職の給料減額，職員の育児休業や4月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費の利率改定に伴う人件費の増減であります。なお，各目の人件費につきましては，33ページから給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。なお，今回の補正予算の概要につきましては，別冊の提出議案の概要7ページから10ページにも記載しておりますので，併せてご覧ください。

それでは，説明の都合上歳出の方から主なものについて，ご説明をさせていただきますので，17ページをお開きください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費，節11需用費42万4千円の補正につきましては，開聞庁舎高圧受電設備の高圧ケーブルの絶縁診断の結果，危険と判断されたことに伴う修繕料を増額するものであります。

目6財産管理費，節25積立金，説明欄の減債基金積立金及び公共施設整備基金の合計4億円の補正につきましては，平成27年度一般会計決算剰余金を基金に積み立てるもので，今後の公債費償還の財源として減債基金に2億円，公共施設の老朽化等に伴う今後の施設整備の財源として公共施設整備基金に2億円を積み立てる積立金であります。

18ページをお開きください。

目7企画費，節8報償費から節11需用費までの24万円の補正につきましては，地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用して，「地熱の恵み」活用プロジェクト事業に伴う講演会及び座談会を開催することに伴う事業費を計上するものであります。

目8交通安全対策費，節15工事請負費384万円の補正につきましては，市道古賀線において魚見小学校の通学路である五郎ヶ岡付近の防護柵が経年劣化により腐食していることから，布設替に伴う工事請負費を増額するものであります。

19ページをご覧ください。

項3戸籍住民基本台帳費，目1戸籍住民基本台帳費，節4共済費22万5千円のうち社会保険料7万6千円及び節7賃金47万8千円の合計55万4千円の補正につきましては，個人番号カード交付事務に伴う臨時職員の雇用に係る賃金等を増額するものであります。同じく節19負担金補助及び交付金640万8千円の補正につきましては，個人番号カード交付事業費補助金の増額交

付決定に伴い、地方公共団体情報システム機構への個人番号カード関連事務の委任に係る交付金を増額するものであります。

20ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目3老人福祉費，節19負担金補助及び交付金585万1千円の補正につきましては，地域介護・福祉空間整備推進交付金事業の交付決定に伴い，介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入及び介護施設のスプリンクラー整備に係る補助金を計上するものであります。

目6国民健康保険総務費，次のページの節28繰出金2,135万7千円の減額補正につきましては，国民健康保険特別会計の繰上充用金額の確定に伴い，一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰出金を減額するものであります。

目8介護保険総務費，節28繰出金190万8千円の補正につきましては，介護保険特別会計の賦課徴収費及び介護認定審査会費の補正に伴い，一般会計からの繰出金を増額するものであります。

22ページをお開きください。

項2児童福祉費，目2児童措置費，節20扶助費776万6千円の補正につきましては，児童扶養手当法の一部改正に伴い第2子及び第3子以降の支給額が増額されたこと，また，物価スライドにより第1子の支給額が増額改定されたことに係る扶助費を増額するものであります。

23ページをご覧ください。

款4衛生費，項1保健衛生費，目2予防費，節13委託料468万円の補正につきましては，B型肝炎ワクチンの定期予防接種化が開始されることに伴い，生後1歳に至るまでの予防接種に係る委託料を増額するものであります。

目4健康推進費，節8報償費から節13委託料までの合計588万6千円の補正につきましては，地域食材のオクラパウダー摂取による血糖値上昇抑制等の効果検証事業の実施に伴い，糖負荷試験等による健康効果の実証を得るための委託料等を増額するものであります。

24ページをお開きください。

款5農林水産業費，項1農業費，目6農地費，節11需用費及び節15工事請負費260万円の減額・増額の補正につきましては，補助対象事業の光熱水費の執行残が見込まれることから，補助対象事業である南部揚水機場内の側溝改修工事等の工事請負費へ予算を組み替えるものであります。同じく節25積立金98万2千円の補正につきましては，土地改良事業南部地区の決算剰余金を団体営土地改良事業南部地区管理基金へ積み立てる積立金であります。

26ページをお開きください。

款6商工費，項1商工費，目4温泉施設費，節11需用費401万4千円の補正につきましては，ヘルシーランドの非常用発電設備及び砂楽の空調設備，レジャーセンターのろ過装置，恵美寿温泉エアホース等の故障に伴う修繕料を増額するものであります。同じく節15工事請負費

344万8千円の補正につきましては、労務単価等の改正に伴う工事請負費の増額及びレジャーセンター隣接の旧プール跡地の法面が崩壊の恐れがあることから、災害防止のための工事請負費を増額するものであります。

27ページをご覧ください。

款7土木費，項1土木管理費，目2建築指導費，節19負担金補助及び交付金の60万円の補正につきましては、新耐震基準に適合していない木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断に伴う補助金を増額するものであります。

項2道路橋りょう費，目2道路維持費，節15工事請負費278万円の補正につきましては、市道宮ヶ浜大門口線において指宿小学校の通学路となっている大門口交差点付近の側溝改修工事に伴う工事請負費を増額するものであります。

目3道路新設改良費，節13委託料から節22補償補填及び賠償金の合計2,910万円の補正につきましては、開聞中学校の通学路となっている市道松原田和田園線の整備に伴う改良舗装等の工事請負費等を増額するものであります。

項5都市計画費，目1都市計画総務費，次のページの節28繰出金1,260万4千円の減額補正につきましては、公共下水道事業特別会計における事業費等の増額及び平成27年度決算による繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

項6住宅費，目1住宅管理費，節15工事請負費350万円の補正につきましては、市営住宅の手すり・立格子の破損に伴い取替に係る工事費を増額するものであります。

29ページをご覧ください。

款8消防費，項1消防費，目3消防施設費，節13委託料180万円の補正につきましては、防火水槽の修繕及び撤去に伴う業務委託料を増額するものであります。

目5災害対策費，節19負担金補助及び交付金の200万円の補正につきましては、コミュニティ助成事業助成金の交付決定に伴い、岡児ヶ水区自主防災会のバルーン投光機，発電機等の防災機器の整備に伴う補助金を計上するものであります。

款9教育費，項1教育総務費，目3教育振興費，節4共済費の197万4千円の補正につきましては、短時間勤務の臨時職員に対する厚生年金保険・健康保険の加入に伴う適用が拡大されることから、相談員等の共済費を増額するものであります。

節8報償費から，次のページの節18備品購入費の合計141万7千円の補正につきましては、県の補助事業である防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の交付内示があったことから、緊急地震速報システムなどを活用した防災教室，職員研修を実施することに伴う事業費を計上するものであります。

項2小学校費，目2教育振興費，節18備品購入費55万7千円及び項3中学校費，目2教育振興費，節18備品購入費60万6千円の補正につきましては、理科教育設備整備費等補助金の交付内示があったことから，備品購入に伴う備品購入費を増額するものであります。

31ページをご覧ください。

項6社会教育費，目2公民館費，節18備品購入費318万6千円の補正につきましては，中央公民館及び徳光・利永校区公民館の空調機の故障等に伴い，購入に係る備品購入費を増額するものであります。

目3図書館費，節11需用費162万円の補正につきましては，指宿図書館事務室等の漏水に伴い，修繕料を増額するものであります。

32ページをお開きください。

目7社会教育施設費，節11需用費16万2千円の補正につきましては，市民会館の漏水の修繕を行ったことから，今後不足する修繕料を見込み増額するものであります。

節13委託料40万円の補正につきましては，市民会館中会議室の空調機の故障に伴い，設置に係る設計委託料を増額するものであります。

項7保健体育費，目3学校給食センター費，節11需用費440万円の補正につきましては，自動洗浄機用のかご等の劣化に伴う購入としての消耗品費359万円及びボイラー蒸気配管減圧弁等の修繕に伴う81万円を増額するものであります。

次に，歳入についてご説明いたしますので，14ページをお開きください。

款14国庫支出金の合計1,679万5千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る負担金及び補助金であります。

款15県支出金138万5千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する委託金であります。

15ページをご覧ください。

款18繰入金の合計1億7,024万5千円の減額補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり，介護保険特別会計繰入金及び財政調整基金への繰戻しであります。

款19繰越金4億9,860万円の補正につきましては，平成27年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴う純繰越金であります。

款20諸収入200万2千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのその他雑入であります。

16ページをお開きください。

款21市債2,760万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの市債であります。

以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 命によりまして，健康福祉部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第88号，指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について，であり

ます。

本案は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容は、児童扶養手当法施行令の第2条の4第3項が第2条の4第6項に、第2条の4第4項が第2条の4第7項に繰り下げられたため、この条例の第3条第3項各号に引用する条項を改正するものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第3項各号の規定は、平成28年8月1日から適用することとしております。

次は、提出議案の13ページをお開きください。

議案第90号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の39ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,135万7千円を減額し、予算の総額を89億5,003万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、48ページをお開きください。

款13前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金2,135万7千円の減額補正につきましては、平成27年度国民健康保険特別会計の決算に伴い、減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、47ページをお開きください。

款9繰入金、項1他会計繰入金の2,135万7千円の減額補正につきましては、前年度繰上充用金の確定に伴い一般会計繰入金を減額するものであります。

次は、提出議案の14ページをお開きください。

議案第91号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市各会計補正予算書の51ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,475万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を47億9,522万3千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、60ページをお開きください。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費182万7千円の補正につきましては、介護保険料の特別徴収に誤徴収による過誤納金等が発生したことから、過誤納金等の通知に係る通信運搬費等を増額するものであります。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費8万1千円の補正につきましては、短時間勤務

の臨時職員に対する厚生年金保険・健康保険の加入に伴う適用が拡大されることから、事務筆耕の共済費を増額するものであります。

款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金及び還付加算金6,059万9千円の補正につきましては，平成27年度介護給付費等の確定に伴う国，県，社会保険診療報酬支払基金への返納金として償還金・利子及び割引料を増額するものであります。

61ページをご覧ください。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金2,224万5千円の補正につきましては，平成27年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への返納金として繰出金を増額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，59ページをお開きください。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金，目1介護給付費交付金235万7千円の補正につきましては，平成27年度介護給付費の確定に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金であります。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目5その他一般会計繰入金190万8千円の補正につきましては，事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金1,116万5千円の補正につきましては，今回の補正予算の財源調整として基金からの繰入金を増額するものであります。

款8繰越金6,932万2千円の補正につきましては，平成27年度介護保険特別会計決算に伴う前年度繰越金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** それでは，命によりまして，産業振興部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第92号，平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成28年度各会計補正予算書の65ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万3千円を追加して，歳入歳出予算の総額を3,985万9千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明をさせていただきますので，74ページをお開きください。

給料等の人件費の増額補正につきましては，4月1日の人事異動に伴う増が73万3千円であります。整理後の人件費につきましては，75ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、73ページをお開きください。

款5繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金73万3千円の補正につきましては，人件費の増に伴い，財政調整基金から繰入れするものであります。

次は，提出議案の16ページをお開きください。

議案第93号，平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成28年度各会計補正予算書の81ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7千円を追加して，歳入歳出予算の総額を2億2,184万3千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，90ページをお開きください。

給料等の人件費の増額補正につきましては，4月1日の人事異動に伴う増が1万7千円であります。整理後の人件費につきましては，91ページからの給与費明細書をご参照いただきますようお願い申し上げます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，89ページをお開きください。

款6繰入金，項1基金繰入金，目1唐船峡そうめん流し整備等基金繰入金1万7千円の補正につきましては，人件費の増に伴い，唐船峡そうめん流し整備等基金から繰入れするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（山下康彦）** それでは，命によりまして，建設部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の17ページをお開きください。

議案第94号，平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について，であります。

別冊の平成28年度各会計補正予算書の97ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万1千円を追加し，歳入歳出予算の総額を18億2,839万9千円にするものであります。第2条で債務負担行為を補正するものであります。内容につきましては，101ページの第2表・債務負担行為補正でお示しのとおり，指宿市浄水苑再構築長寿命化工事委託について，債務負担行為を追加するものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方からご説明いたしますので，108ページをお開きください。

今回の補正の各目に，人件費を計上いたしております。これにつきましては，4月1日に行われました人事異動に伴う増が63万1千円であります。なお，各目の人件費につきまして

は、110ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、人件費の補正に伴い、財源の組替えを行うものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、107ページをお開きください。

款4繰入金1,260万4千円の減額補正は、今回の補正予算の財源であります一般会計からの繰入金を減額するものであります。

款5繰越金1,323万5千円の補正は、前年度繰越金が確定しておりますので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（川口光志）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の8ページをお開きください。

議案第86号、平成27年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

別冊の平成27年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の9ページをお開きください。

平成27年度指宿市水道事業報告書の概況の総括事項のうち業務量についてですが、年度末における給水人口は4万2,195人、給水件数は2万7,619件となりました。また、年間配水量は718万6,912 $\text{m}^3$ 、年間有収水量は620万5,830 $\text{m}^3$ で、有収率は86.35%となりました。

次に、建設改良事業ですが、建設工事については、原水及び浄水施設整備費によりH27原水及び浄水施設計装設備設置工事など4件、2,529万5,760円を、配水施設整備費によりH27十町土地区画整理事業に伴う配水管新設1工区工事など7件、3,538万9,961円を実施してまいりました。また、改良工事は原水及び浄水施設整備費により、小雁渡浄水場場内整備、管・舗装工事など3件、1,340万4千円を、配水施設整備費により川口井手線配水管布設替1工区工事など15件、8,577万3,200円を実施してまいりました。

次は、平成27年度指宿市水道事業決算報告書についてご説明いたしますので、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億5,312万1千円に対し、決算額は7億4,906万8,975円で、予算額に対し405万2,025円の減となりました。なお、決算額には備考欄にお示しのとおり5,347万1,957円の仮受消費税及び地方消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億5,061万7千円に対し、決算額は6億3,464万

4,632円で、不用額が1,597万2,368円となりました。不用額の主なものは、営業費用における委託料、修繕費、動力費及び予備費であります。なお、決算額には備考欄にお示しのとおり1,083万7,574円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、予算額818万7千円に対し、決算額は865万6,468円となりました。支出の第1款資本的支出は、予算額3億3,613万2千円に対し、決算額は3億3,032万4,435円で、不用額が580万7,565円となりました。不用額の内訳は、建設改良事業における入札執行残及び予備費等でございます。なお、決算額には備考欄にお示しのとおり1,308万9,689円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億2,166万7,967円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,302万6,204円、当年度分損益勘定留保資金2億3,882万9,432円、減債積立金2,790万円、建設改良積立金4,191万2,331円で補填いたしました。

次は、平成27年度指宿市水道事業損益計算書についてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

損益計算書は一会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生した全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書であります。なお、損益計算書は消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっておりますので、先ほどご説明いたしました決算報告書の数値とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金やその他の営業収益である手数料など、営業収益の計6億6,323万2,300円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億3,949万699円を控除した1億2,374万1,601円が営業利益となります。営業利益に事業の経常的活動以外の原因から生じる営業外収益の計3,235万8,168円を加算した額から、企業債利息など営業外費用の計5,538万4,367円を控除した1億71万5,402円が経常利益となります。経常利益に特別利益6,888円を加算した額から過年度過誤納還付金などの特別損失11万8,187円を控除した1億60万4,103円が当年度純利益となります。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金3億276万7,135円とその他未処分利益剰余金変動額6,981万2,331円を加算した4億7,318万3,569円となりました。

次は、平成27年度指宿市水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。

ページの下段の表になりますけれども、未処分利益剰余金4億337万1,238円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て定める減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に6,100万円を積み立て、残額3億237万1,238円を翌年度へ繰越ししようとするものであります。

次は、提出議案の18ページをお開きください。

議案第95号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成28年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を558万9千円減額し、水道事業費用を6億5,834万2千円に、営業費用を5億7,868万6千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行いました定期人事異動に伴う人件費と財源率変更に伴う法定福利費の減額でございます。

第3条におきまして、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を558万9千円減額し、1億1,256万2千円にしようとするものであります。

なお、2ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第79号～議案第86号（質疑、決算特別委員会付託）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

まず、議案第79号から議案第86号までの8議案について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号から議案第86号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第86号までの8議案は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において外菌幸吉議員、吉村重則議員、浜田藤幸議員、高橋三樹議員、福永徳郎議員、前原六則議員、新川床金春議員、下川床泉議員、新宮領進議員、以上9人を指名いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分  
再開 午前11時40分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において、委員長に高橋三樹議員、副委員長に前原六則議員がそれぞれ互選されましたので、報告いたします。

#### △ 議案第87号～議案第95号（質疑、委員会付託）

**○議長（松下喜久雄）** 次に、議案第87号から議案第95号までの9議案について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号を除く8議案については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第89号については、各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第20、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合は、本市をはじめ県内全市町村で構成し、後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体であります。

広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人への告知は行うことができません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告につきましては、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場出入口の閉鎖を命じます。

[議場出入口閉鎖]

**○議長(松下喜久雄)** ただいまの出席議員は20人であります。

候補者名簿を配付いたします。

[候補者名簿配付]

**○議長(松下喜久雄)** 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

**○議長(松下喜久雄)** 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[投票箱点検]

**○議長(松下喜久雄)** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

点呼を命じます。

[点呼, 投票]

○議長（松下喜久雄） 投票漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場出入口の閉鎖を解きます。

〔議場出入口開錠〕

○議長（松下喜久雄） これより、開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に西森三義議員、浜田藤幸議員、東伸行議員を指名いたします。  
開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（松下喜久雄） 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。  
そのうち、有効投票20票、無効投票0票。有効投票のうち上門秀彦議員14票、たてやま清隆議員6票。  
以上のおおりであります。

### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

散会 午前11時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 井 元 伸 明

議 員 吉 村 重 則

# 第 3 回 定 例 会

平成 28 年 9 月 14 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成28年9月14日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 チヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	前之園 正 和
15番議員	木 原 繁 昭	16番議員	中 村 洋 幸
18番議員	下川床 泉	19番議員	新宮領 進
21番議員	松 下 喜久雄		

---

1. 欠席議員

17番議員 新川床 金 春

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世

建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	危機管理課長	園田猛志
市民協働課長	田畑喜史	商工水産課長	山元成之
長寿介護課長	西浩孝	地域福祉課長	山口保一
農政課長	松澤敏秀	耕地林務課長	西田栄一
建設監理課長	田之上辰浩		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び森時徳議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） おはようございます。私は日本共産党の議員の一人として、平和を守り市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて質問いたします。安倍政権の経済政策が目指した世界で一番企業が活躍しやすい国は、企業が栄えるために国民生活を犠牲にすることでした。それは、当初掲げた3本の矢に露骨に表れています。機動的財政運営では、消費税増税を前提に大型公共事業を増やし、大企業の税負担を減らすものでした。大胆な金融緩和は円安と株高で大企業の利益を伸ばす一方で、食料品など輸入品価格を引き上げ、国民生活を苦しくいたしました。成長戦略の名で労働者派遣法を改悪し、正社員ゼロ、一生派遣へと道を開きました。労働基準法の改悪で残業代ゼロ制度の導入を狙っております。3本の矢で一時的に企業業績はよくなりましたが、雇用の劣化と所得の伸び悩みで日本経済は停滞しています。国民を犠牲にして大企業を優遇し、そのおこぼれを期待するというトリプルダウンでは日本経済はよくなりません。格差を正し、経済に民主主義を確立するために、三つのチェンジが必要です。一つ目に消費税増税を中止し、富裕層や大企業に応分の負担を求める税金の集め方のチェンジ。2番目に社会保障や教育、子育てに重点を置く税金の使い方のチェンジ。3番目にブラックな働き方をなくし、非正規から正社員への流れをつくるための雇用のルールの強化を図ることや、中小企業への支援を努めながら最低賃金の大幅引き上げを目指す働き方のチェンジ。この方向でこそ国民生活が安定し、日本経済も安定的に成長する道が開かれるのではないのでしょうか。

そこで、臨時職員の待遇改善について質問いたします。合併して10年を超えました。この間、職員の削減が大幅に行われています。その一方で地方分権や地方への移譲により、仕事量は大幅に増えていると思われまます。合併時と現在を比較して、正規職員、臨時職員、仕事量の変化について質問いたします。

次に、さつき園の待遇、職員の待遇改善について質問いたします。さつき園の問題については、前、私が議会で取り上げてから職員や親の要望がかなり実現でき、喜ばれております。職員の待遇改善についても、社会福祉協議会と協議すると答弁しております。どのような協議がなされ、どのように改善されているのか質問し、これで1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 合併時と現在との職員数の変動について、正規職員につきましては平成18年1月、合併した当時でございますけれども599人、平成28年4月が439人となっており、160人の減員となっております。臨時職員の取扱いを統一するため、指宿市臨時職員取扱要綱を策定した時点を基準とした比較で申しますと、平成19年4月が174人、平成28年4月が246人となっており、72人の増員となっております。仕事量につきましては、合併直後と比較しまして、指定管理者制度導入による施設の管理運営事務等が減少しておりますけれども、県の権限移譲プログラムに基づいて移譲を受けたパスポートの申請、交付事務や農地転用の許可、浄化槽設置の届出など17項目134事務や、まち・ひと・しごと創生総合戦略や子育て支援など国の政策や制度改正等に伴う事務が増加している現状でございます。

次に、さつき園の事業につきましては、事業主体は指宿市でございますが、運営は指宿市社会福祉協議会に委託し、療育活動を行っているところでございます。このため、職員の待遇、福利厚生や給与、賃金につきましては、社会福祉法人指宿市社会福祉協議会職員就業規則及び社会福祉法人指宿市社会福祉協議会嘱託職員等就業規則等により定められており、これに基づき予算計上等はしてあるところでございます。また、さつき園の従事者は児童発達支援管理者が1人、指導員が8人、うち常勤職員が5人が従事しているところであります。基準省令におきましては、定員20名でありますと、児童発達支援管理者1人、指導員4人、合計5人となりますが、この基準省令に照らしましてもさつき園では十分な職員配置がなされているものと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 正規職員が160名減らされて、臨時職員が72名増えているという答弁だったわけですけど、仕事量そのものから考えればかなり正規職員の負担が増えているという捉え方でよろしいんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 事務の権限移譲等により、仕事量としてはその分増えてますけれども、指定管理の導入やそれから民間への委託等をいたしまして、その職員数に見合った仕事量というふうなものも勘案しながら実施をしているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** 指定管理の施設を移行しているということから考えれば、その合併時と職員の仕事量そのものは変わらないという捉え方でよろしいんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 県の権限移譲で134事業、それから新たなまち・ひと・しごと創生総合戦略等、それから子育て支援などの国の政策や制度改正に伴いまして、仕事量というのは増えているというふうに認識をいたしております。ただ、その増えた仕事をいかにその効率よく実施をしていくかというふうなことで、その仕事の仕方について効率的、効果的な行財

政の運営をしていくための職員の配置というふうなものも考えながら実施をしているというふうな状況です。

**○5番議員（吉村重則）** 事務的な仕事をこなしていただくだけでなくして、市民の相談に対応せんといかん、そういうことなんかもあるわけですよ。正職員が席を離れる、ほどんどの人が席を離れる可能性が出てきて、臨時職員に臨時的な補佐するような仕事だけでなくして、正職員が担うような仕事量にもなっているんじゃないですか。

**○総務部長（有留茂人）** 今、臨時職員につきましては事務の補助的な業務に従事する筆耕事務、それから国家資格など特殊な免許や資格を必要とする業務に従事する専門的な業務、それから資格等を必要としない定型的な業務に従事する定型的業務ということで、業務の内容は3種類あるわけでございます。ただ、その職員が担っているものもその職員の仕事の補佐というようなものも出てくるのではないかというふうな質問でございましたけれども、各係を超えて課で対応する、課で対応できないものについてはその職員の補助を部全体で補助をするというふうな形での、係、担当を超えた仕事もするよというふうなことで規則等で定めているところでございますので、そのような形をとってその仕事というのは、その臨時職員に負担が掛からないような形でやっているというふうなことでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 実態としたときに本当に臨時職員に負担が掛からない方向でなされていると捉えてるんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 先ほど、その臨時職員の形態をご説明をさせていただきましたけれども、指宿市ではそのF O職員、フロントオフィス職員というのを設けてございます。このフロントオフィス職員は、職員が行っている窓口業務を職員に代わり専任して従事するために任用をするものであります。そのようなことから、ある程度専門的なその事務も担えるよというのでF O職員というものを配置をいたしております。ですので、先ほど言いましたように事務事業として増えてきておりますけれども、その仕事量を勘案してその臨時職員の配置というふうなものも、毎年度各課から聞き取りをいたしまして配置をしているというふうなことでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 聞き取りをしていると、ちゃんと職員が対応できるという体制を築いていると言われますけれども、市民の立場からみれば、市役所に来れば全員市役所の職員なんですよ。臨時職員とか正規職員というのは全然区別がつかないんですよ。市民にしてみれば忙しい仕事の中で暇をつくって来て、対応ができない部分も出てくるわけですよ。それと、担当課であってもそれぞれの仕事によって、専門的なものだから対応しきれない。これはもう職員であっても一緒だと思うんですけど、対応しきれないのが実情じゃないんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 職員のその対応ですけれども、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、担当がその対応しきれないというふうな状況等であれば係内、係内で対応できない

のであれば課内というふうな形での対応をするという形で行っております。ただ、その窓口が重複して非常にその混雑したという、年度始め、年末等もありますけど、そういう場合においてはそのフロアに職員を配置をして、その市民の方、お客さんにはその状況等を説明しながらできるだけスムーズに事務が進むようにということで対応もしているところではあります。

**○5番議員（吉村重則）** それぞれの職員の皆さん、専門であり、ちゃんと対応はできると思うんですよね。だけど、市民の場合はどういう相談で来るか分からない。多くの市民から聞かれることは、市役所に行っても担当がいなければ何も答えられないんじゃないかと、本当に専門職の部分が濃いもんですから、そういう声はかなり聞かれるんですよね。だから、本当に今の状態でいいのか、それとやっぱり臨時職員にしてみても、現場にいる皆さんは本当に市民からそういう相談に対して答えられないし、どこまで答えたらいいのか、正規職員と同じような仕事内容をしてるんじゃないかというところが伺われるわけですよね。そういう中で待遇面ではどうかと言っても、1か月一生懸命働いても生活に追われるのが現実なんですよ。本当にゆとりのある生活ができない、このような条件じゃないんですか。

**○市長（豊留悦男）** 吉村議員のおっしゃっていること、極めて大切なことであろうと思いますけれども、言わんとするところはこのように業務が複雑、多岐になったこの行政事務の処理において、臨時職員ではなくて正式職員で、正式に採用された職員で対応して市民サービスに努めるべきだという趣旨での質問でございましょうか。もし、そうだとしたら、やはり、給与、人件費等の削減というものについては、私の選挙公約の一つでもございました。そういう意味で、私も1期目、そして2期目の前半においては自らの給与を10%、5%削減しながら、そして最初は職員の給与も3%削減しながら、この給与費、予算に占める給与費を削減してまいりました。確かに、市民にいろいろと支障が出るような場面であれば、職員の組織、そして配置の在り方を含めて検討をしてきたつもりであります。そういう意味から、財政調整基金等が枯渇寸前でありましたけれども、こういう職員給与の削減等を通して事務事業の見直しを通して、この財調基金の積上げ、そして事業の展開に生かしてきたつもりであります。おっしゃるとおり、職員の意欲を、特に臨時に採用された職員の皆さんが意欲を持って仕事に取り組めるように、各部署においては指導し、組織の在り方を考えてまいりました。そのような事態が、つまり職員がいなかったから市民に迷惑を掛けたというような、そういう事例がありましたら是非、担当部局にその点については指摘をしていただき、そして組織の在り方、人員の配置を含めて考える、そういう機会をつくりたいとも思っておりますので、今後ともその待遇改善を含めた臨時職員の在り方がございましたら、是非直接、担当部、担当課、担当課長、部長等にお話しいただき改善をするように、議員の方からも示唆をいただければありがたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** 正規職員が当たり前の社会。これは安倍政権より前の時点では正規職

員が当たり前の日本の社会だったわけですよ。それをアベノミクスの中で非正規が当たり前の社会にしようと。だから、将来的にやっぱり正規職員が当たり前の、本当に1か月一生懸命働いても生活に追われてしまう、働いてもゆとりのないような社会では日本の展望はないですよ。一生懸命働いたら働いただけの見返りがある、ちゃんとしたゆとりのある生活に将来的にはもっていくべきだと。だけど現時点ではやっぱり正規職員並みの仕事をしてるんだったら、やっぱりそれに近い、臨時職員の待遇も改善すべきではないかと考えているんです。これは市長、どう思われますか。一生懸命1か月働いても、食うのが精一杯、これ現実なんですよ。こういうものでいいのかどうか。だから、正規職員並みの仕事をするんだったら、それに近い賃金を出すべきじゃないのかと。どうですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、それぞれの仕事内容、職責の重さ、責任の重さ、それは当然臨時の職員と正規採用職員とは違います。その業務内容においても、やはりその遂行、いわゆる業務に対する職員の、先ほど申しました責任というのもございます。同一労働、同一賃金という、ちまたで言われているようなそのような形態の採用、職務内容、それが市役所で適用できるかどうかを含めて、やはり議員がおっしゃるそのことは望ましい姿ではありますけれども、この基礎自治体、財政基盤のぜい弱な本市においては同じような考え方の賃金体系というのは極めて難しいだろうと、私は判断しております。

**○5番議員（吉村重則）** 一気に待遇改善とか、そういうことはできないのは分かってます。ですけど、臨時職員として入所して、5年も10年も金額的に賃金は変化がないと、やっぱりこれはおかしいんじゃないかと。正規並みの職員として、さっき答弁の中で仕事量もかなり増えているということは認めてるわけですよ。そういう中で正規職員は減らされ、臨時職員の担う仕事量そのものはかなり増えていると思うんですけど、その辺はどうなんですか。やっぱり臨時職員は補佐的な仕事しかさせてないという捉え方をしてるんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 本市で任用されている臨時職員の取扱いにつきましては、平成26年3月31日に策定をいたしました指宿市臨時職員取扱規程及び指宿市臨時職員に係る事務処理基準に基づき運用をしているところでございます。3市町の合併以降も賃金の改正や年次有給休暇及び特別休暇等の福利厚生について、随時、待遇の改善を行ってきているところであります。昨年度末に同規程を改正をいたしまして、本年4月より臨時職員に対しましても通勤手当相当額を賃金として支給しているということで、随時、待遇の改善を行ってきているというふうな状況であります。

**○5番議員（吉村重則）** 臨時職員に通勤手当を今年から支給するようになったという答弁だったわけですけど、この事務処理基準、臨時職員の事務処理基準以外の職員って言ったらいいんでしょうか、特別臨時職員と言ったらいいんでしょうか、その辺はないんですか。これはもう、市役所に通っている臨時職員は皆さん通勤手当は出てるという捉え方でよろしいんでしょうか。

○総務課長（岩下勝美） ただいま答弁させていただいた中で、臨時職員取扱規程に基づき任用している臨時職員、これが1種から3種までございますが、この規定により任用されている臨時職員には全て通勤手当は支給されていると理解しております。

○5番議員（吉村重則） これ以外の職員はいないんですか。

○総務課長（岩下勝美） 今、議員がおっしゃっているのは、例えば消費生活相談員のような非常勤の特別職、いわゆる地方公務員法でいう特別職の地方公務員という方を想定されておるなら、これは臨時職員とはまた区分が違いますので、臨時職員としては先ほど答弁させていただきましたように臨時職員取扱規程で整理する職員しかおりませんが、非常勤の特別職という形で、ただいま申し上げたような職種で業務をさせていただいている方はいらっしゃると思います。

○5番議員（吉村重則） 生活相談とか特殊、日数的に言えばかなり毎日出て来るような特別職でない、それとほとんど毎日出て来る、終日働いている職員、特別職はいないんですか。

○総務課長（岩下勝美） 非常勤の特別職なので、あくまでも非常勤という考え方だと思うんですが、実態としてその勤務の状況に応じて、月曜日から金曜日、週を通して勤務していただいている方はいらっしゃると思います。

○5番議員（吉村重則） 月曜日から金曜日で1か月にすれば20日間前後は出勤されている特別職もいるという捉え方でよろしいんですか。

○総務課長（岩下勝美） はい、そのとおりです。

○5番議員（吉村重則） 1か月出勤するわけですね。そういう中で通勤手当そのものを、やっぱり臨時職員と同じ待遇とするべきではないんですか。

○総務課長（岩下勝美） 非常勤の特別職にいわゆるその臨時職員に支給しているようなその通勤手当に代わる、相当するものをとという御質問の趣旨かと思えます。臨時職員の皆さんにはその規定によりまして、通勤費用の実費相当分ということで通勤手当相当分を賃金に替えて支給いたしております。この考え方からいけば、当然その常勤、月曜日から金曜日、毎日出てくるそういう常勤の実態にある非常勤の特別職の方についても通勤手当、手当の実費相当分の支給ということに鑑みれば、正しく議員がおっしゃる意味は理解できると思います。しかしながら、自治法の中でですね、いわゆる特別職の地方公務員には手当は支給できないというふうになっております。通勤手当のようなですね。じゃその通勤手当に代わる実費相当分はどうやって支払えばいいのかとなると、これは費用弁償という形で支給しなさいと。その費用弁償を支給するためには、条例で規定しなさいというふうになっているところがございます。そのことを受けまして、本市では指宿市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例でその非常勤の特別職の費用弁償について規定しておりますが、通勤手当に相当する分、これは市内の出張に係るものでございまして、この条例の中では現在のところ、市外に出張した場合のみしか費用弁償は支給できないというふうに規定してい

るところでございますので、現時点でいわゆる実費弁償的な通勤手当というものについては、非常勤の特別職には支給できない状況でございます。

**○5番議員（吉村重則）** つまり条例を改正すれば、市内であってもできるという捉え方でもよろしいんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 条例の改正等あるわけですがけれども、県内の他市の状況、それからその財政的な状況等を勘案して、今後はその他市の状況等も調査をしながらですね、検討していきたいというふうに思います。

**○5番議員（吉村重則）** 1か月一生懸命働いて、ゆとりのある生活ができない実態、そういう中で他市とのどうのこうのじゃなくして、やっぱり臨時職員並みの、臨時職員の皆さんには通勤手当を今年4月から支給するようになってきているわけですよ。特別職が特別に高い給料を払ってるんだったら、それはその中に入ってますよという捉え方でもよろしいかもしれません。だけど、そんな生活ぎりぎりの中でガソリン代から全部支払いしているわけですよ。だから、そういう面で考えれば、やっぱり臨時職員にそうして支給するようになった、本当に改善されて喜ばれていると思います。同時に、やっぱりそういう本当に生活ぎりぎりの状態であるし、やっぱりそれ、同じように支給しても問題はないんじゃないですか。

**○総務部長（有留茂人）** 今回、その通勤手当相当分を支給するというふうな経緯ですがけれども、そのバス代ですとか、あとガソリン代等、通勤に必要な実費弁償という形での通勤費用を支払うということが、考え方がその定着してきたというふうな社会状況もありまして、ハローワークの求人情報とか、他自治体の動向にもあったことから、今回実費弁償として通勤手当相当分を賃金で支払うというふうなことに至ったところであります。ただ、先ほど答弁をいたしましたけれども、特別職のその実費弁償の部分については、現在のところ支給できないところであります。そういうことで、今回その臨時職員の支給に至った経緯等を勘案しながらですね、他都市の状況等を見、社会情勢等を勘案して検討していきたいというふうに考えているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** せめて1か月常勤並みの職員として、特別職としてされてる方については、今後条例改正も含めて早急に対処していただきたいと思いますと要求しておきます。

それとあと、今後その臨時職員も含めて待遇改善について、どのように、この事務規程に基づいて今後待遇改善という面ではどうしていくのか。これから先どうしていくのか。

**○総務部長（有留茂人）** これまでも待遇改善をしてきているわけでございますけれども、これまで同様、臨時職員の待遇改善につきましては、鹿児島県の最低賃金の動向や他都市の状況を踏まえながら、定期的な賃金単価の見直し、それから福利厚生も含めた待遇改善を図っていきたくて考えております。

**○5番議員（吉村重則）** あと、この社会保険とか雇用保険も含めてですけど、その臨時職員についてはこの事務規程の中でうたわれていますけど、そういう特別職の場合はこの辺の問題

はほとんど考慮されていないんですか。

**○総務部長（有留茂人）** 臨時職員については指宿市で任用している職員でございますので、これはその社会保険、雇用保険、これに該当する方についてはそれを適応させておりますが、非常勤の特別職の場合はそれぞれの任用の関係法令の中で取り扱われるものと考えております。

**○5番議員（吉村重則）** これについてはもう、今後もうこういう見直しとかそういうことの検討はされる考えはないんですか。

**○総務課長（岩下勝美）** 社会保険、雇用保険に加入するためには一定の加入条件というものがございまして。そういったところを踏まえながら検討する余地があれば今後検討していきたいと考えております。

**○5番議員（吉村重則）** あと、手当等ですよね。今回、通勤手当については4月から支給するようになったわけですけど、ほかにも扶養手当とかいろんな手当もあると思うんですけど、その辺の検討なんかは臨時職員だからそれは一切しませんという方向、できないという方向なんですか。

**○総務課長（岩下勝美）** 現時点で、必ずできるという答弁はいたしかねますが、先ほども答弁させていただきましたように、県の最低賃金や近隣の自治体の賃金等を参考にしながら、これまでも賃金水準については決定してきております。いずれにしても臨時職員の賃金や休暇などの福利厚生については、正規職員の条件や労働基準法等を参考にしながら、一定期間ごとに見直しを行っていきたいというふうに考えております。

**○5番議員（吉村重則）** この地方自治法第203条の2において、短時間勤務職員以外の非常勤の職員には報酬及び費用弁償を支給することとなっており、手当は支給できないものであるというものがあるとは思いますが、この短時間勤務職員以外の非常勤の職員というのは、どういう人が対象になるんですか。

**○総務課長（岩下勝美）** 今、議員が見られていらっしゃるの地方自治法の203条かと思いますが、そこで言う短時間勤務以外の職員というのは、いわゆる非常勤の特別職のことです。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、非常勤の特別職には手当は支給できないということなんですか。

**○総務課長（岩下勝美）** 非常勤の特別職とは、これは地方公務員法の第3条第3項第3号に規定されておまして、臨時・非常勤の顧問、参与、調査員等、嘱託員、これとほかにその特別職の中に議会議員も含まれると考えております。自治法の203条の2の中においては、それらの特別職の職員には給与に相当するものとしては報酬を支払いなさい。そして、旅費に相当するものについて、これは費用弁償として支給しなさいとして規定しておりますので、いわゆる手当というものについては支給できないというふうになっております。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、特別職以外の例えばこの規定にうたわれている臨時職員ですよ、臨時職員には手当は支給できるということになるんじゃないですか。

**○総務課長（岩下勝美）** いわゆるその地方公共団体に任用される正規職員の給料や手当の支給については、これは204条というところに規定してございまして、それについては条例で定めれば支給できるというふうになっておりますが、先ほど来質問の中で出てくる臨時職員というものについては、これは任期の定めのある非常勤の非正規職員ですので、その204条を根拠とした条例に規定されない職員ですので、その手当は支給できないと。ただし、通勤手当に関しては、これはハローワークの求人情報とか、他自治体の動向を鑑み、通勤費用の実費相当分ということで、通勤手当としてではなくて、通勤手当相当分として賃金という形でお支払いしているということで、すなわち手当というものについてはこの臨時職については、例えばこれが住居手当だろうが支給はできない、そういうふうに理解しております。

**○5番議員（吉村重則）** さっきの質問の中で短時間勤務職員は、特別職だということで、臨時職員は含まれないという答弁がなされたわけですよ。やっぱり、ここは解釈の問題なんかも出てくると思うんで、やっぱり今後そういう面では検討する余地があるんじゃないかと思うんで、今後検討をお願いしたいと思います。本当に正規職員については、住宅手当とかいろんな手当が付いてる中で、臨時職員に対しては通勤手当は4月から支給されるようになったけど、ほかの手当については支給されてないという部分を、やっぱり何らかの方向も検討していくべきだと思います。こういう面では今後検討をお願いしたいと思います。

あともう時間の関係で、さつき園の方に移っていきますけど、確かに施設そのものは市の方でして、社会福祉協議会の方に委託しております。社会福祉協議会の方でいろんな規程はあるのは承知の上で質問をしているわけですけど、前回質問したときに、今後職員待遇も含めて福祉協議会との協議をしていくという答弁なんかもされた、2年前ですけどされてるわけですよ。そういう中で、社会福祉協議会の方とどのような協議がなされてきたのか。どのようにこの間、改善も含めてされてきているのか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** さつき園の事業に従事する職員の待遇、福利厚生や給与、賃金につきましては、委託先である指宿市社会福祉協議会の規則等により定められており、この規則等に沿って正規職員につきましては定期昇給の実施や賞与が付与されているところでございます。また、嘱託職員につきましては、これまで時間給での対応でありましたが、委託先の社会福祉協議会等と協議し、平成28年度から嘱託職員等就業規則等に準じて月額賃金として定期昇給や賞与の見直しを行ってきたところでございます。一方、非常勤パート職員につきましては、定期昇給の実施や賞与の支給はございませんが、今年度から通勤手当が付与されてきたところでございます。発達に障害のある子供たちは特別な支援を必要とするため、嘱託職員として経験を積んだ職員の待遇改善、更にはさつき園の療育活動の充実を図るという観点から、嘱託職員につきましては勤務状況評価により正規職員への登用の機会が設けら

れているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 1回目の答弁の中で、施設そのもの、20名に対して職員の配置については3名も多く配置しているんだということだったわけです。こういう中で、さつき園の利用、子供たちの発達障害に対する教育って言ったらいいんでしょうか、それは十分充実してきて、かなり親に信頼されてきてる、さつき園は、そういう状況なってると思います。こういう中で、やっぱりさつき園に通わせたいという、子供を持っている親がかなり出てきているという話も聞いております。その辺はどうか、どのように捉えてるんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** さつき園の定員につきましては、20名という具合になっております。議員お尋ねのとおり、さつき園に子供を通わせたいという保護者がいるということは承知をしておりますし、ただ待機をしてる子がいるかということはちょっと把握はしていませんが、たださつき園に通わせたいという保護者の方々、子供の発達状態に不安を抱いて保健師等に相談し、どういう療育施設へ通わせたらいいのかという相談がきたのちに、さつき園に通園している子供たちというのは、指宿市が現在28年8月末現在で指宿市が32名、南九州市が10名、計42名の子供たちがさつき園に通っている状況でございます。ただ、さつき園に通わせたいという保護者がいるということは承知はしておりますけども、ただ定員20名の中で運用しておりますので、今待機している子がいるという、そういうお話を伺っているところではないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園に通園している子供たちが指宿が32名、顛娃が10名と、定員は20名の中で。これは42名になるわけですけど、定員以上の園児を受け入れてるという捉え方になるんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** さつき園では現在、年齢や障害の程度に応じまして五つのグループに分かれて活動しており、それぞれの子供に応じて午前中から午後までのグループについて、あるいは親子グループ、あるいは曜日によってグループの数も異なっておりますので、その中で定員の中でやっているということでございます。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、園にいる園児そのものは20名は超してないということなんですか。

**○地域福祉課長（山口保）** さつき園の療育については、1日ですね、定数20人の1.5倍、30人まで一応利用することができます。その範囲内の中でグループ分けして療育している状況でございます。

**○5番議員（吉村重則）** 30名までと、今、南九州市も含めて42名の園児が通園しているわけですよ。やっぱり、さつき園のこれまでの歴史、療育として取り組んできていて、子供の成長が本当に子供にとって有意義な方向にきていると思われるんですよ。そういう中で、子供を入れたいという親が市の方は掴んでないということなんですけど、結構おられると。さつき園に通わせたいという親が結構いるわけですよ。そういう中で、定員増を、これについ

ては増員するとかそういう方向では簡単にはできないんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 市にはさつき園以外に民間の児童発達支援センターもございます。そこで療育を受けてる子供たちもいらっしゃると思います。また、そういう民間事業所との兼ね合いもございますし、たださつき園につきましては定員をこれまで10名だったもの20名に増やしてきた経緯もございます。そこにつきましては南九州市との調整をしながら定員の増を図ってきていたところでございますので、もしどうしてもさつき園の方へ保護者の方が子供を通わせたいという意見が今後強いようでございますれば、南九州市、あるいは社会福祉協議会とも十分な連携を取りながら、療育活動の充実を図っていかないとならないと考えておりますので、今後協議をしなければならない課題ではあるかという具合には考えております。

**○5番議員（吉村重則）** 療育、子供にとってこれから大人になっていく中で非常に大事な時期だと思うんですね。そういう中で、民間がどうのこうのとかそういうんじゃなくて、親が本当にこれまでのさつき園を卒園した子供たちを見る中で、親がそういう選択をした場合に、民間があるからどうのこうのとかそういうことにはならないんじゃないかと。やっぱり親自身の判断によって、これからの子供の将来に責任を持っていくという面での判断になってくると思うんですね。今、答弁の中では南九州市との協議の中で増員は、今後検討していけば増員はできるという答弁だったと思うんですけど、増員はできるという捉え方でよろしいんですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 増員という一つの、それなりに議員がお尋ねのとおり保護者の方がさつき園の療育活動が充実しているからさつき園の方に通わせたいというご意向というのは尊重しなければならないという具合に考えております。その中で今現在、どのような待機がいらっしゃるのか、そういうことも調査をした上で、一体何人の定員というものが必要になるのか、それも具体的に協議をしなければなりませんので、ここでいついつから増員するとか、あるいはそういうことではなくて、まずは南九州市、あるいは社会福祉協議会、それとさつき園で勤務をされている職員の方々、この方々の意見というものを伺いしながら、どういう具合にさつき園を運営していくのかというのを今後協議しなければならないという具合に考えているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、今後調査で親の意向も含めて検討していけば、ちゃんとした対応ができるということによろしいんですね。

**○健康福祉部長（下敷領正）** そういう判断をしたときには、南九州市、社会福祉協議会の意向も尊重しながら、また保護者のもちろん意向というものを大事にしていかなきゃならないことだと考えておりますので、慎重に検討させていただきたいと考えております。

**○5番議員（吉村重則）** あと、南九州市との協議はいろいろなされていると思うんですけど、前回の質問のときにも南九州市とも協議をしていくという答弁もあったわけですけど、

それが目に見えてない、親にしても職員にしても、本当に南九州市とのいろんな協議がなされてるんだろうかという声も聞かれるわけなんです。その辺では、いろんな面では協議されてると思うんだけど、どうなんですか。その辺でちゃんと協議も随時しながらされているのかどうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 南九州市、また社会福祉協議会との協議につきましては、やはりさつき園の療育活動を充実させていくために、機会あるごとに様々な形の中で意見交換、あるいは協議をしながらさつき園の運営にこれまでも努めてきているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** いろんな協議をなされていることはもう事実だと思うんですけど、それが職員も含めて目に見えてきてないんじゃないかという部分があるんですよ。ですから、やっぱりそれについては職員も含めて、親も含めてちゃんとしたそういう目に見える形でもっていくべきではないかと。

あと1点、社会福祉協議会そのものも敬老会があったりとか、かなり仕事の的にはあるんじゃないかと思われるんですよ。社会福祉協議会の職員が園長を務めてて、いろんな対応ができるんじゃないかと。そういう面では園長そのものを単独でさつき園に置く考え、その辺はないですか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 確かに議員お尋ねのとおり、現在さつき園の園長につきましては社会福祉協議会の職員が園長を務めております。これにつきましては基準省令にも抵触しているわけではございませんし、それよりもまず職員の充実を図るという観点で正規の職員2人、それから月額嘱託の職員3人、それと非常勤の職員4名ですかね、この職員を配置をしておりますので、園長はもちろんでございますが、職員一体となってさつき園の運営に当たっていると思っておりますので、専任の園長を置くということについては現在のところは考えていないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 今後、本当に療育が充実して、指宿市にさつき園があることが本当に誇りに持てるような方向にもっていくためにも、園長そのものが職員として療育活動ができる方向でも対応できると思うんですよ。そういう面で、今後園長についてもちゃんとした配置をすることを検討すべきではないかと思うんですが、その辺ではどう考えますか。今後、検討するかどうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 園長の専任についてございますが、これにつきましては他市の状況、そういうものも今後、調査をしてまいりたいと思いますし、また社会福祉協議会ともどういった形が望ましいのか、もちろんそうなりますと財政的負担というものも出てまいりますので、これにつきましては今後慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。

**○5番議員（吉村重則）** 本当にこれから子供が一生を生きていく中で、非常に大事な時期でも

あり、大事な施設だと思います。その辺を考慮しながら、前向きの方角で検討することをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○8番議員（東伸行） おはようございます。8番、東伸行です。東北、北海道を中心に台風による大雨で大きな被害が出て、亡くなられた方もいらっしゃいます。心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。幸いにも、当指宿では今までの台風では大きな被害は出ておりませんが、台風16号が下の方をちらほらしております。防災対策を今一度確認し、しっかりとした備えをしておくべきと思います。

それでは、通告に従いまして3項目について質問いたします。

1問目の小・中学校の統廃合問題についてであります。一昨年より学校の在り方について各小学校区で説明会が開かれ、その時点での現状が説明され、確か学校の適正規模というようなことも出されたと思います。それぞれ質疑、応答もなされましたが、そのときの教育委員会としてはあくまでも現状の報告であり、統廃合をとということではないということでした。その後、経過しまして本年3月議会での市長の施政方針の中でも、山川・開聞については小中一貫校にすると言明されております。今日に至るまでの間、協議会、委員会等が開かれた結果ということでしょうか。このような状況を踏まえた上で通告しております3点についてお答え願います。

2問目の校区公民館についてであります。今回は特に山川地域について質問いたします。確か合併当時、今後は校区公民館制度を執るということが決まり、それまで山川地域は校区公民館制度を執っていなかったため、かなり戸惑いがあったことを覚えています。そこで、山川小学校区と大成小学校区は、それぞれ山川文化ホールと山川図書館に校区公民館を置くことになりましたが、徳光小学校区と利永小学校区はスペース等の問題もあり適当な場所がなく、取りあえず両校区一緒に置き、いずれ近い将来それぞれの校区に置くということで、両校区の中間地点の現在の位置に置かれた経緯があります。合併後10年が経ち、両校区の皆さんは自分たちの校区に校区公民館が設置されることを望んでおります。教育委員会としても1校区、1校区公民館ということで進めていることは認識しているところではありますが、いろいろ難しい点もあろうと思いますが現状はどうなっているのか、また今後の予定等についてお聞きいたします。

3問目の山川高校の存続問題についてであります。山川高校に限らず地方の高校はどこも

生徒数の減少に苦慮している状況であります。指宿市内に三つの高校があり、それぞれ同じ状況であります。特に山川高校は厳しい状況にあると思われま。我々の時代、山川高校は農業、漁業の専門校として活気にあふれておりました。現在の厳しい状況を打開しようと同窓会をはじめ地域の皆さんが頑張っておられますが、市としての取組はどうなっているのかをお聞きします。それと通告にもありますように、外国人の若い人たちを生徒として受け入れ、農業を学んでもらうということはできないものか。市としても何かできることがあるのではないかと思います。どうでしょうか。

これで、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 山川高校につきましては、募集定員に対する入学者数の低迷が続いたことから、募集停止も検討されておりました。そこで現在、市が事務局となって山川高校、同窓会、PTA、JAいぶすき、市議会議長、市議会文教厚生委員長などで構成する山川高等学校支援活性化対策協議会が中心となり、平成25年5月、地域を挙げた新たな活性化策を策定し、現在までその方針に基づいて地域の皆さんや関係団体等と連携して活性化策やPR等を実施しているところであります。また、新たな活性化策の策定と同時に開始いたしました市の補助事業において、専門研修等支援事業や市内農家との連携事業、イベント参画によるPR活動支援事業、山川高校PRパンフレット作成事業等を行っているところであります。市といたしましては、これらの活性化の取組を通じて、山川高校が6次産業化や農業後継者育成の拠点となる学校を目指し、活性化対策協議会や関係団体、地域の方々と連携しながら今後も引き続き高校の活性化と魅力づくりを支援してまいりたいと思っております。

ほかにいただきました質問等につきましては、教育長、担当部長等が答弁をいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 小・中学校の在り方についてでございますが、本来、学校教育の目的は児童・生徒を集団の中で様々な考え方に触れさせ、協力し合い、切磋琢磨することで生きる力を身に付けていくことが大事であり、そのためには一定の学校規模を確保し、よりよい教育環境を実現することが教育的視点からは重要なことであると考えております。小規模校では一定の施策により多少の課題解消はできますが、様々な課題も残り限界があると考えております。一方で学校は地域コミュニティの核としてこれまで地域の方々に支えられてきた歴史があり、学校がなくなることにより地域が疲弊するといった声があるのも事実でございます。こうしたことから、教育委員会では学校統廃合ありきで進めるのではなく、平成26年度から2年間にわたり指宿市学校のあり方について考える会を設置して、保護者や地域の方々から様々なご意見を聴いてまいりました。その中で、山川・開聞地域では小中一貫校を望んでいるとの報告を受けたところであります。教育委員会としましては、これからも子供たちの教育的視点を最優先に考え、保護者や地域の方々のご意見も十分お聴きしながら、学校の適正規模化に取り組んでまいりたいと考えております。

山川高校の外国人の生徒の受入についてのご質問もございました。公立高等学校が帰国生

徒及び外国人を受け入れることは可能でございますが、受入を行う当該学校が学校や学科の特色を生かすため、積極的な受入を行う考えを持っていることも必要であろうかと思いません。鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要項によりますと、出願資格として、原則として外国における在住期間が継続して3年以上で帰国、又は来日後3年以内であること。保護者が県内に居住しているか県内に居住予定であること。ただし、保護者が引き続き外国に居住する場合は、県内に保護者に代わる身元引受人が居住していることの二つの条件を満たした上で選抜を行うことになっています。選抜の方法としては調査書、面接、作文等を総合して選抜するものとなっております。従いまして、受入については入学者選抜試験を受験し、山川高校の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足りる能力や適性等があると認められた場合には、入学を許可されることになろうかと思っております。

**○教育部長（長山君代）** 校区公民館につきましては、指宿市立公民館条例に基づきまして、市内各小学校区単位に12か所設置してございます。徳光と利永の校区公民館は校区内に市の公共施設がなかったことから、現在、山川多目的研修館内に校区公民館を設置し、市民講座や各種会議などの社会教育事業を実施しているところでございます。徳光と利永の校区関係者から校区内に公民館を設置してほしいとの要望を受けております。このことから、現在、両校区公民館長、地域関係者と地域の集落センターとの施設を利用させていただけないかという内容も含めまして、校区内への設置ができないかを協議を進めているところでございます。

**○8番議員（東伸行）** それでは、順次質問をしていきたいと思えます。まず、小・中学校の統廃合問題についてであります。先ほど教育長の方から統廃合ありきではないというようなことは出ましたけれども、そのあとの答弁については全て統廃合をしなきゃならないという意味の答弁に聞こえましたけれども、その辺のところはなかなか統廃合をするというふうに言明できないいろんな事情もあるのかなという思いでおりますが、質問の通告にもありましたように、現在の小規模校での状態で存続をしていけないかというようなことについての検討をしたことはないか、したとすればそれはどういう内容であったか、お聞きいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 市では平成22年度に学校整備計画を策定しております。その中で、今後児童・生徒数の増が考えられない場合には、学校の適正化を図る取組もしていかなければならないというような計画を立てているところでございます。そのために、先ほど議員の質問の中にもありましたが、それぞれ小学校区で現状を報告し、また、考える会を指宿・山川・開聞、三つの地域で組織して、それぞれの現状を考えながら多面的に検討をしていただいたところです。その中には、小規模校のメリット、デメリット、そういうものもお互いに出し合いながら検討をしてまいりました。そういうことを受けて、先ほど申し上げましたように山川地域からは小中一貫校という報告をいただいたところでございます。

**○8番議員（東伸行）** 今、そのおっしゃいましたメリット、デメリットについてはどのような

ことがあったのか、お聞きいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 小規模校、複式学級を有する学校についての利点、問題点として、児童・生徒、教師、保護者を含めお互いによく知り合え一体感ができやすいとか、複式学級では異年齢の児童・生徒と一緒に活動することが多く、下学年、上学年としてそれぞれの自覚や自立の態度が育ちやすい、そういう利点があるほか、少人数の学級集団のため活動も固定化され、多面的なものの見方や考え方に触れる機会が少ない、多くの友達との触れ合いの機会が少ないことなどから、社交性や言語表現力などが育ちにくい、スポーツ競技や合唱・合奏などの集団生活に支障があり、体育や音楽科において学習効果が上がりにくい、そういうご意見等、又は説明をさせていただいたところでございます。

**○8番議員（東伸行）** そういうメリット、デメリットについてはいろんなところで言われていることでありまして、私が申し上げているのは市として、指宿市の教育委員会として何とか今の現状を続けていくような方向はできないのかというようなことを考えていないのかということでしたわけですが、例えば全国ではいろんな方法を取っているところがありまして、タブレット等を使って他校と連絡を取り合って、同じ学年同士で情報を共有したりとか、体育の授業の画像を映してお互いに競い合ったりとか、そういうことをやっているところもあります。そういうことも参考にして何とかこの今の状況をできるだけ続けて行くと。先ほど教育長が言いましたように、小学校、中学校、特に小学校ですが、地域のコミュニティの核であるということも教育長も自らおっしゃいましたけれども、そういう意味ですすね、なくなるということは非常にその地域の疲弊を招くということがもう目に見えているという状況があります。それはもちろん、地域の方々がいろんな努力をされるでしょうが、中にはもういずれこの地域は消滅していくのよというような悲観的なことをおっしゃる方もおります。できるだけですすね、そういうことがないようにしていかなければいけないんだらうと思いますが、先ほどから教育長がですすね、適正な規模の中でということをおっしゃいましたけれども、今、いろんな、私も今回のこの質問をするに当たっていろんな文献等もですすね、それから状況等も調べてみましたけれども、もちろん日本国内では統廃合っていうのは非常に進んでいる状況ではあります。それには、いろんな財政的な問題もあるだろうと私は思っておりますが、世界的にはですすね、ユネスコとかWHO、世界保健機関ですすね、そういうところの発表がされている中には、学校は小規模の方がいいというような状況で、WHOが発表しているのは教育機関は小さくなくてはならないと。生徒数100人を上回らない規模が妥当であるというようなことも出ているようであります。そういうことについて、検討、協議、このもう次の状況もありますけど、この指宿市望ましい学校づくり推進委員会というところでもですすね、そういったような議論は出たことはないのか。もう、あくまでも子供が少ない、何とか一緒にしようということだけの推進委員会の内容であったのか、その辺を再度お聞きいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど申し上げましたが、平成26年度に各小学校区で学校の現状や児童・生徒数の推移等について、または学校規模におけるそれぞれのよさやデメリットを説明をさせていただきました。また、27年度は中学校区で同じような説明をさせていただくとともに、アンケートに基づいた説明をさせていただいたところでございます。今、議員から紹介がありましたユネスコ等の外国の事情等についても、お集まりいただいた参加者の中らご紹介がありました。そういうことも含めながら、当面、現在の小規模校で教育活動を充実させるための取組と、5年、10年先の児童の推移等を考えたときに、本市の学校はどうあればいいか、そういうこと等も含めて本年度から新しく設置した望ましい学校づくり推進委員会の中で検討がなされていくものと思っております。

**○8番議員（東伸行）** それでは、その望ましい学校づくり推進委員会のメンバー構成と今までの検討内容、回数、その辺のところをお答え願います。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会では今年の7月に指宿市望ましい学校づくり推進委員会を新たに設置いたしました。この推進委員会は平成22年度に策定した指宿市望ましい学校環境整備計画及び平成26年度から2年間設置した指宿市学校のあり方について考える会のご意見等を踏まえ、市が今後目指す学校の在り方を具体化するため、様々なご意見等をいただくことを目的として設置しております。委員は57人で、その内訳は地域代表として各小学校区から12人、保護者代表が17人、学校長が17人、幼児・保護者・成年代表、高齢者組織代表が指宿・山川・開聞の3地域から合わせて9人、スポーツ少年団、市子ども会育成連絡協議会からそれぞれ1人となっており、市内全地域、また幅広い世代から構成されております。また、庁内に関係課長等で組織する調査研究チームも設置しております。現在はこの調査研究チームで小中一貫教育に関することや施設整備の手法などの調査研究を進めている段階であり、その内容は今月末に開催予定の望ましい学校づくり推進委員会で検討、協議していただくことにしているところでございます。

**○8番議員（東伸行）** 庁舎内にも検討委員会もつくって協議をしているということですが、確認いたしたいんですが、この推進委員会についてもそうですし、庁舎内の検討委員会にしてもそうですが、もう結局その適正規模にもっていくため、それから山川・開聞地域については、小中一貫校にするということを前提とした検討会ということだということによろしいんですか。それ、確認しておきます。

**○教育長（西森廣幸）** 前提とした協議会かということをお尋ねであれば、そういうことも含めてこれから研究していくことになろうかと思っております。

**○8番議員（東伸行）** そういうことも含めたという言い方がどうもそのように進めていくということにしか聞こえないのはどういうわけでしょうか。今、先ほどから出ております、教育長も何回もおっしゃいました適正規模ということに関して、いろいろこれまでも出ておりますけども、この場で確認をしたいと思っておりますので、その学級数、人数、そういうことに関し

ての教育委員会が考えている適正規模についてお答えを願います。

**○教育長（西森廣幸）** 学校の望ましい適正規模等につきましては、先ほど申し上げましたが平成22年度に作成しました指宿市望ましい学校環境整備計画の中に盛り込んでいるところでございます。学校の教職員の皆さんに対するアンケート調査の結果とか、又は学校教育法施行規則第41条、又は中学校につきましては79条、そこに全国的な望ましい適正規模の学級数が述べられているところでございます。この整備計画に盛り込んでいる適正な学校規模として、小学校においては1学級の児童数は21人から27人程度、1学年の学級数はクラス替えも可能な2学級以上が望ましい。中学校においては1学級の生徒数は27人から30人程度、1学年の学級数は学習集団の弾力的な編成等が実施でき、教科担任制、これは免許外教科を担当する先生の解消になりますが、専門の教科を持った先生が指導するという意味で教科担任制の教員配置が可能となる3学級が望ましいという計画になっております。

**○8番議員（東伸行）** 以前お聞きしたとおりの回答でありますけど、その適正規模というのがですね、実質的には中央教育審議会等での国の機関で教育的観点から望ましい学校規模ということについて答申があった、ほとんどその内容だと思っておりますが、その中でもですね、望ましいというふうにしているだけでそれを各地方がそれに則ってやりなさいと言っているわけではないということになっているわけですが、適正規模というのはですね、それぞれ全国一律ではないはずだろうと私は思います。その地域に合った学校の在り方、適正な規模というのが当然考えられるんだろうと思いますが、ちょっとこれは教育委員会のことですので教育長にということなんでしょうが、市長にちょっとお聞きしますが、市長はそういう経験もおありの立場でありますので、指宿地域、この我が指宿の地域の望ましい学校ということが先ほど申し上げたようなことで、そのとおりでいいのかどうか、もっと違った観点は考えられないのか、その辺のご意見をちょっとお聞きしたいと思っております。

**○市長（豊留悦男）** 学校の廃校を含めて、統廃合の問題、これにつきましては経験値から、実際自分で体験したことから話を申し上げたいと思います。先日の地方紙の中に肝付町の内之浦、大浦の例が紙面を大きく割いて紹介をされておりました。大浦小学校、中学校、平成2年・3年、統廃合問題が持ち上がり、当時私、内之浦町の教育委員会におりました。そのときに残念ながら廃校になりました。その理由として保護者が子供たちがこういう少なくなると中学校、高校へ行ったときに集団に溶け込めるか、それだったら若い人が隣の田代町、隣の岸良に居を構えてそこで生活をさせるという家庭が出たわけであります。地域は大変残念がりました。しかし、子育てという点で親の判断というのは止めることができませんでした。それで、大浦小・中は岸良小・中と合併することになりました。その隣に船間という小学校があります。そこも3年後には中学校の子供たちに野球をさせたい、サッカーをさせたい、チームができないので統廃合ということを地域が望んでやりました。中学校の統合と併せて小学校もそうしていただきたいというのは地域から挙がりました。通学バスが出るので

あれば、親、兄弟と一緒に同じところに通わせたいという、それが内之浦、旧内之浦町の小学校、中学校の統廃合問題であります。あと一つ、出水に米ノ津東小桂島分校というのがありました。私が校長のときに開校をいたしました。桂島に。3年後に閉校をいたしました。極めて残念でございました。それは正しく小学生高学年を持つ親が隣の高尾野に引っ越しをしたいと。なぜですか。中学校に行くときに、やはり子供たちが本当に楽しく生活ができるように、中一ギャップというそれをなくするために転校したいということで若い世帯が引っ越しして行きました。いろいろな課題があります。地域にとっての課題、子供や保護者にとっての課題、様々あります。同じく肝付地区で仕事をしていたときに、根占町の五つの中学校が合併をして新生の根占中になりました。それはそれは目まぐるしい、それこそ大変な活躍を部活動面でも学業面でも統廃合した翌々年にはやりました。県下の野球大会で優勝したのはご承知のとおりであります。垂水もそうであります。大口中央中もそうであります。様々な学校で地域の方々の協力、理解を得た上でこのように学校の在り方を積極的に進められたその地域の成果というのは大変なものがございました。本市においては中学校、特に野球が単独で組めないということで北指宿中学校でさえ、ほかの学校と合同で試合に出るという現実もあります。開聞中、部活がないので山川中に行きたいという子供もいるのも事実であります。様々な課題をどう捉えるのか。それに行政としてどう対応するのか。これは非常に苦しい判断が迫られております。しかし、地域の声というのも大切にしなければならない。それ以上に、子供の教育をどうしていくのか、未来へ向かって夢を持った子供を育てるためにはどのような教育の環境整備が必要なのか、様々な複雑な問題がありますがけれども、これは避けては通れないと思っているところであります。少々長くなりますけれども、特に中学校は9教科、教科があります。主要教科5科目、その免許を持った先生を配置できないという、つまり専門の教科、免許を持った先生が教えられないという、そういう現実も市内の中学校にはあります。やはり数学には数学の免許を持った先生、英語は英語の専門の先生、そういう先生、臨時で教えてくださる、免許を取って教えてくださる先生の力量を否定するものではありませんけれども、やはり子供たちには伸びる力を、学校規模によって潰してはならないと思っております。いろいろな思いもありましようけれども、学校の在り方については様々な取組の事例を参考に本市も進めるべきとき、それが今だろうと思っております。しかし、先ほど申し上げましたように、子供、保護者の考え、地域の方々の考え、様々なことを考えながら慎重にしなければならない。それが市長としての、学校設置者としての私の考えであります。

**○8 番議員（東伸行）** 今、市長の方からのお答えをいただきましたが、やはりもうその方向で行くということが決定付けられているように思えます。先ほど出ましたけれども、いろんな意味でですね、小規模校では切磋琢磨や相互啓発がされにくいとか、人間関係の固定化がされるとか、部活動の、先ほど言われました設置が限定されるとか、いろんなことを言われ

てですね、それはいけないと、統廃合に、早く一つにしなきゃいけないと、あまりにも早急にそういうことが言われているのではないかなという懸念を私は持っております。いろんなところで調査もしましたし、いろんなご意見もお聴きしましたけれども、今申し上げたようなその小規模校でのメリットというのは、これはもう日本固有、独自の風習の中で考えるからこういうことでありましょうけれども、やはり人間関係だとか切磋琢磨、相互啓発とかそれから部活動に関しても、学校単位でやるということがもう前提でありますので、そういう方向になっていってるんでありましょうけど、例えば部活動等についても社会教育の一環として考えるというふうにしていくと、地域の中でそういうスポーツ活動をしていくという方法も取っていけば、必ずしも学校を一つにしてそこに集約しなきゃならないというようなことではないのではないかなというふうな気もしているところであります。小中一貫校につきましては、確かに児童・生徒数が1980年代に比べますと半数近くに激減しております。これはもう人口減等も含めた日本全体の問題でもありますけども、その中でただ1回造ったものを取り壊して廃校にしてっていうのはなかなか進まないっていうこともあるんでしょうけれども、学校数としては中学校で1割程度、小学校では全体の3・4%が廃校とか閉鎖されているという状況のデータも出ております。ということは、要するに小規模校がもうかなり、日本全国で半数近くが、先ほど教育長も何回も言われました適正規模っていうのに照らし合わせると、もうほぼ半数が小規模校と言われる状況になっております。そういった中で、先ほどからいろいろ説明がありましたけれども、この小中一貫校にもう決定したと言ってよろしいんじゃないかと思えますが、その一番の要因として挙げるとすれば、簡潔でお願いしたいと思えますが、どういうことだったんでしょうか、教育長お願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 小中一貫校につきましては、過去2年間学校のあり方について考える会の2年間の検討結果として、山川・開聞地域では小中一貫校を望んでいるという報告をいただいたところでございます。その報告を受けて、市としてどのようにしていくか、そういうことは今後検討して、協議していくことになると思っております。学校再編と小中一貫教育は、国の施策や社会の変化等により新しい視点で小中一貫教育を考えていかなければならない、そういう面も出てきているのではないかと思っております。

**○8番議員（東伸行）** 今、話がありましたように山川・開聞地域としては、そういう方向性だということを受けているということでありましたが、私が聞く範囲では、もちろんそういうことに携わっている人はそういう話がありますということはおっしゃいますが、全然そういう話は聞いてないぞと言われる方も地域によってはかなりいらっしゃいます。だから、その辺のところをまだまだ、特に山川・開聞地域の方々と話し合いを設ける必要があるのではないかなというふうに思っております。

この件については最後になりますけども、この方向性については、いつ頃までにもうその方針を決定するというお考えなのか、お聞きいたします。

**○教育長（西森廣幸）** ただいま、望ましい学校づくり推進委員会をお願いをしていることは、今年度末を目途として方向性が示せるように協議をお願いしているところでございます。

**○8番議員（東伸行）** はい。今年度中にその方針を決定するというところをお伺いしましたので、またその件については機会がありましたらお聞きすることがあると思います。

次に、校区公民館について質問いたします。先ほどいろいろ状況は説明いただきましたが、いつ頃までにその校区公民館が設置される予定か、例えば来年度当初からやっていきたいと、そういうことがあるのであればお答え願いたいと思いますし、またなかなか難しい状況であるということであれば、その今現在ある問題点等もお答え願いたいと思います。

**○教育部長（長山君代）** 徳光と利永の校区内には、校区公民館を設置できる市の施設がございません。そこで、地域の集落センターや民間の施設等を利用させていただけないかを検討しているところでございます。集落センターを利用させていただいた場合、駐車場や事務室が狭い、賃貸料の設定などの課題があるところでございます。今後とも両校区につきましては、校区公民館長をはじめとする地域の方々と詳細について協議を進め、課題を整理してまいりたいと考えているところでございます。

できるだけ早く解決したいとは考えておりますが、まだ協議中でございますので、はっきりと今、いつという時期は申し上げられません。

**○8番議員（東伸行）** 先ほど1回目のときに申し上げましたように、徳光小学校区、利永小学校区の皆さんは、いつになったらできるんだという思いで、もうこの10年間ずっと待ち続けていた経緯がございます。ですから、いつになるか分かりませんというような答弁ではありますが、早急にですね、いろんな問題点を解決して、できれば29年度当初からきちっとそういう運営、校区公民館が設置をできるというようなことを期待してるんですが、そこについては無理だということではよろしいのでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 校区公民館は地区民にとって最も身近にある学習施設でございますので、今後も関係者等と積極的に協議・検討を行い、校区公民館活動が展開できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○8番議員（東伸行）** ちょっとしつこいようではありますが、予定としては来年度のいつ頃までに、当初が無理なら半ばぐらいまでと、そういうなこともお答えはいただけないのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 先ほどからも答弁はいたしておりますが、今後解決すべき様々な課題があるところでございますので、今後課題を解決しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○8番議員（東伸行）** できるだけ早い設置を要望いたしたいと思っております。

次に移ります。山川高校の存続問題についてお聞きいたします。先ほど市としての取組はる述べられましたが、その成果として現実的に生徒数がここ近年これだけずつ増えている

とか、そういった目に見えた成果が上がっているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

**○総務部参与（中村孝）** 山川高校の生徒数の充足率の状況でございますけれども、平成27年の状況で言いますと、園芸工学・農業経済科が17人、それと生活情報科が33人ということで、合計50人の充足率になっているところでございます。一応これにつきましては、平成27年度より1名増えている状況でございます、平成25年・26年・27年という形で活性化等の活動もありまして、生徒数は若干ではありますけれども増えてきている状況でございます。

**○8番議員（東伸行）** 1名とか2名とかそういう状況なのかなというふうに思います。なかなかですね、現実的に指宿市立であります指宿商業高校ももう年々減ってきておりますし、指宿高校もそうです。子供たちが減っていくのは、もう子供たちの数そのものがこの地域でどんどん減っている状況の中でありまして、大幅に5人・10人とどんどん増えるってということは無理なのかなというふうに思っております。そういった状況が続くとですね、先ほど市長もおっしゃいましたけど、何年か前にもう募集停止というようなことも出たこともありました。1回ですね、廃校というか、になった場合は、特に高校の場合はですね、次にまた同じようにそれが再開するというようなことはまずあり得ないのかなというように思いの中で、今回こうやって外国人の受入はどうかっていうことも出した次第であります。先ほどいろんな意味で教育長の方からは条件をいろいろ言っていました。それを聞いてるとまず無理かなというように状況であります、市長は以前から高校の生徒数の減少があったとき、寮とかあるいは下宿を市の方で手当をして、市外より生徒を集めるというようなこともしたらどうだろうかというようなことを確か言われたことがあったと思いますが、それは国内での話だったでしょうけど、話が飛躍するようではありますが、それを外国まで広げてみてはどうだろうという思いでこの問題を提起したところでもあります。なかなか難しいことではあると思いますが、トライしてみる価値は私はあるのではないかなと。現在、この指宿地域にはですね、多くの外国の人たちが労働力として農業、水産業に、もう御存じのように従事されております。そして、海外には日本のいろんな方々が出向いて、日本式の農業で安心・安全な農産物を生産するというのもやっております。その一環としてですね、先ほど私が国を申し上げましたように、ミャンマー・タイ・ベトナム等ですね、アジア諸国から実習生を積極的に受け入れると。それから労働力不足を補う目的だけではなくて、生産や加工、流通を学んでもらうと。帰国したら現地生産の中心になってもらうということをやっていく方向はどうだろうかと、そのように思っているところであります。かなり前に、かなり前というか今年の2月頃でしたけども、前、元の農林水産大臣の武部衆議院議員がですね、農業技術の積極的輸出を図ったらどうだということの中に、このような今、私が今申し上げたようなことを書いてあってですね、そういうことで農業技術を海外の方に学んでもらうということではできないものかと、どうだろうと。そのTPPが言われてて駄目だ駄目だと言っているだ

けではなくて、やはり海外とも共存・共栄していくというような中で、そういうことをやっていけないものだろうかというようなことを書いた記事もございました。そういうことでですね、山川高校の生徒数も、それは一気に何十人もということはないでしょうけども、5人なり10人なり増えていく、地元農家と提携して実践的な勉強もしてもらおうということを含めて、この少子化で生徒を増やすこともなかなか難しい中でのですね、一策にはならないのかなという思いをしているところであります。私がこういう考えに至ったのはちょっと個人的であります、ミャンマーでですね、いろんな向こうの子供たちを日本に招いてですね、研修をしたりしてやってる方がちょっと知り合いでおりまして、こういう写真をいただいたりしておりますけれども、そういう中でそういう受入態勢ができれば大いに我々としてはそういうことも考えるよというようなことも言っていたいております。最後に市長にもう1回ですね、その辺のところをお聞きして最後にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○市長（豊留悦男）** ありがたいアイデアとともに、地域の学校に対する並々ならぬ愛着を感じている議員のこと、本当にありがたく思います。児童・生徒が著しく減少する中で、小・中学校をどうするのか、高校をどうするのか、そして地域づくり、いわゆる生き甲斐づくりの核である校区公民館をどうするのか、つまり教育全般にわたっていろいろと質問をいただきました。高校についても、やはり山川高校の置かれたその意義、立場というのを十分尊重しながら、市も生徒募集、生徒の確保に向けて今後とも努力をしてみたいと思います。農業高校という本市にとって、この高校の存在意義というのは極めて大きいものがあります。そういう意味で今日いただいたいろいろなご意見というのは、可能かどうかを含めて検討させていただきたいと思っております。それと、校区公民館、本当に申し訳なく思っております。これはできれば来年の4月から各校区に校区公民館が設置できたらと、そういう意味で努力をしてみたいと思います。ただ、これについては地域の方々、そして関係する部署の協力をいただかなければなりません。そういう意味で教育委員会には指示をしてみたいと思います。小・中学校の統廃合につきましても、地域の核として、コミュニティづくりの核として小学校があるのは十分承知しております。地域の声を無視してするということ、そういうことはない。地域に理解を求め、そして納得してできるような統廃合、新たな再編に向けて動き出したいと思っております。ただ、小学校、中学校同時にするという、そういう考えもありましようけれども、先に中学校を統廃合、再編をして、そのあとの状況を見つめながら、地域の声を聴きながら小学校、中学校一緒になった統廃合、つまり小中一貫教育を目指した、一貫型の学校の在り方、それも模索すべきだろうと思っております。しかし、いずれにしても著しく子供たちが減少している、そういう現実がありますので、これをずっと引き延ばししながらということではもはやできないだろうと思っております。地域の方々の声を大切にしながら、慎重に進めていく、このことだけは理解をしていただきたいと思います。

○8番議員（東伸行） かなり前向きな答弁もいただきましたので、そのように進んでいくことを念願しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○総務部参与（中村孝） すいません、先ほどの答弁の中で生徒数の充足率のところでは答弁をいたしましたけれども、希望者数で言いますと年々増えているところがございますけれども、実際の合格者数で言いますと平成25年が49、平成26年が31、平成27年が44という形になっておりますので、訂正をしてお詫び申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 数値については的確に調査してから答弁するようにしてください。本日もう2回目ですからね、気を付けるようにしてください。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 0時59分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

○3番議員（恒吉太吾） 皆さん、こんにちは。3番、恒吉太吾です。通告に基づきまして質問いたします。

今年の夏はリオデジャネイロオリンピックが開催されました。そして、パラリンピックも現在開催されております。多くの皆さんが朝早くから夜遅くまでテレビに釘付けになっていたのではないかと思います。リオオリンピックで日本は金12個、銀8個、銅21個と前回大会を上回る史上最多の41個のメダルを獲得しました。選手が活躍する姿には多くの感動をもらいました。そして、次回2020年には東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。同じ年に鹿児島では、第75回国民体育大会燃ゆる感動鹿児島国体が開催されます。国体においてオリンピックの感動を再び目にする事ができるチャンスでもあります。今回のリオオリンピックでも女子バドミントンダブルスでは高橋・松友ペアが金メダルを獲得、シングルスでも奥原希望選手が銅メダルを獲得しました。更にソフトボール競技が東京オリンピックで追加種目として承認されるといった大変うれしいニュースもありました。メダル獲得が期待されるバドミントン競技と成年女子ソフトボール競技の開催が、オリンピック直後に本市で予定されています。また、公開競技のゲートボールの開催も予定されています。あと4年後に迫った鹿児島国体の成功に向けて、本市はこれまでどのような取組を行ってきたのかをお聞きし、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 平成22年度に第75回国民体育大会の鹿児島県開催が内々定されて以来、県の取組が始まっております。本市においては平成25年度に、成年女子ソフトボール競技を開聞総合グラウンドで、バドミントン競技全種目別を指宿総合体育館での予定会場地通知を受けております。平成26年度には中央競技団体による競技会場の視察を受け、競技規則と施設を照らし合わせて会場、環境等に対する指摘や要望を受けたところであります。平成27年度

にはゲートボール競技の会場地選定を市営陸上競技場で受けております。また、県国体準備課や県・市の競技団体の出席のもと、競技別連絡調整会議をそれぞれ開催をし、大会に向けての協力体制や準備等について協議をしたところでございます。今年度に入りまして6月28日に議員の皆様をはじめ、市内の様々な団体代表など総勢110名の皆様に役員として委嘱させていただき、第75回国民体育大会指宿市準備委員会設立総会と第1回総会を開催いたしました。この回で準備委員会会則や指宿市開催基本方針等を決定をし、いよいよ本格的に始動したところでございます。また、8月25日には第1回常任委員会を開催をし、指宿市開催準備総合計画や施設整備基本方針等を決定をしたところであります。併せて7月に愛媛県西予市で開催されました成年女子ソフトボール競技リハーサル大会の視察報告をさせていただきました。今年度は10月1日から始まる岩手国体やその後開催されます全国障害者スポーツ大会等の視察も計画をしているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 本市のこれまでの取組についてるる説明いただきました。それでは2問目以降の質問に入りたいと思います。

本年度ですね、組織機構の再編方針で市民スポーツ課がスポーツ振興課に名称変更されております。推進体制の強化ということで国体推進係というものも新たに新設されております。現在、2名の職員の方がこの部署に配置されておりますが、今後ですね、この2名からどのように国体に向けて推進体制、人員配置は変わっていくのか、強化されていくのかお示しください。

**○教育部長（長山君代）** 国体開催に向けた推進体制と人員配置についてでございますが、他県での例を参考までに申し上げますと、昨年、和歌山国体でバドミントン競技、ハンドボール競技、ボウリング競技の本市と同じ数の3競技を実施した岩出市の担当職員数は、開催3年前に5人、2年前に6人、1年前に8人、開催年度には10人体制となっているところでございます。また、平成26年の長崎国体で少年女子ソフトボール競技の1競技を開催いたしました長与町におきましては、開催年度には7人体制で臨んでいるようでございます。このような先催県の実績を参考にしながら、適正な人員配置について検討してまいりたいと考えております。今後は市役所内に庁内推進会議を設置し、国体の成功に向けて全庁を挙げて万全の態勢で臨みたいと考えているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、他市ですね、今まで国体が開かれておった類似の自治体の人員については教えていただいたんですが、本市、人数に対してこれから増やしていくっていう計画、もしあればお示しください。

**○教育部長（長山君代）** 先ほど、先催県のご説明をさせていただきましたが、それに合わせて本市の方も検討していくことになるかと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 御存じのとおり、今体育館の中のスポーツ課の部署っていうのは、かなり手狭だと思うんですが、今後ですね、その国体推進係、人員が徐々に増えていく、開催

年度は7人なり10人ということも考えられると思うんですが、そういった場合に部署、どちらに移動するとかそういう計画があるんでしょうか。あそこではもうちょっと手狭でできないと思うんですが、大体の場所なり考えておられるのであれば教えてください。

**○教育部長（長山君代）** これまで先催県では国体開催の3年前に、開催正式決定及び会期決定に伴い、組織を準備委員会から実行委員会に移行しているようでございます。それに併せて国体準備課や準備室等を設けているようでございます。また、鹿児島県におきましても、現在、知事公室内に国体準備課を置いているようでございます。本市におきましても今後、国体視察や県内他市の状況等も参考にしながら万全の準備を進めるために、最も機能的な組織の在り方、また場所等についても検討してまいりたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 国体の成功のためにですね、是非万全な体制、また職員の方々が働きやすい環境づくり、体制づくりを是非お願いしたいと思います。併せてですね、この国体、是非成功させていただきたいというふうに思ってますので、今後人数が、職員の数が増えていくということですので、是非ですね、これは要望になるのかな、熱意のある職員、国体に対して熱意のある職員を是非ですね、志願していただけるような環境づくりをしていただきたいと思います。先ほど市長の方からもありましたが、私も愛媛県西予市の方にリハーサル大会、視察に行かしていただいております。そのときに同行していただきました職員2人、ものすごくですね、国体に対する思いが熱いんですね。何としても成功させたい、この指宿を盛り上げたいという気持ちで頑張っておりますので、同じ志を持つような仲間がこの国体推進係に増えていただくようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次はですね、体育施設、周辺整備についてお聞きしたいと思います。まずは、指宿総合体育館についてお聞きしたいと思います。本年度の第1回定例会におきましても総合体育館の冷暖房設備の導入につきましては質問させていただいております。そのときの答弁です、設備の導入に向けてかなり前向きな答弁があったように記憶しております。指宿市が参考として考えているような他市の状況を見ましても、冷暖房の使用料がかなり安くなっているところからですね、夏場の利用者が増えているというようなデータもあると思います。皆さんも御存じだと思います。まずは国体でバドミントン競技、ベストなパフォーマンスをしていただくために導入はもちろんですが、その後、市が掲げております健康なまちづくりのため、市民の健康増進のためにもですね、そして熊本でも大きな地震ありました、また東北、北海道でも災害が起こっております。こういった場合に体育館というのは避難所として考えられますので、具体的に冷暖房設備の導入に向けてですね、その第1回定例会以降検討しているのか、導入の方向で考えているのか、改めてお聞きしたいと思います。

**○教育部長（長山君代）** 国体の指宿市準備委員会の第1回常任委員会では、施設整備基本方針といたしまして、燃ゆる感動鹿児島国体開催後の更なる市民利用とスポーツコンベンションの推進を考慮した新たな施設整備を行うと決定をしたところでございます。指宿総合体育館

につきましては老朽化が進んでいることから、国体を契機として市民の皆様へ安全・安心に利用していただけるような改修内容を検討しているところでございます。また、スポーツの分野において大規模な大会やイベント等を開催するスポーツコンベンションにより、交流人口の増加を図るなど、施設整備を国体のための一過性のものにならないことを基本としているところでございます。空調設備の設置につきましては、中央競技団体視察時において検討するように依頼をされておりますが、体育館の利用者団体の代表の皆様からも設置してほしいというご要望もいただいているところでございます。このようなことから、国体開催後を見据えた新たな整備であると位置付けをしているところでございます。そこで、本年7月に建築課、関係者ととも鹿兒島市の桜島総合体育館の空調設備を視察してまいりました。空調設備を起動する前の体育館内の温度が28.8度でありましたが、起動後徐々に室温が下がり始め、30分後には26.7度に下がったことを確認をいたしましたところでございます。この空調設備は無音、無風で除湿機能が優れており、体感気温はもっと低く感じるほどでございました。また、桜島総合体育館の冷暖房設備使用料はバレーボールコート4面の全面使用で1時間当たり2,700円、その半分のバレーボールコート2面で1,350円でございます。指宿総合体育館は市民の一般利用、各種大会、合宿など本市で最も利用者が多い施設であることや、特に今年の夏に象徴されるように年々猛暑日が増える状況であります。熱中症対策のためにも冷暖房設備の導入は必要ではなかろうかと考えておりますので、現在進めている改修工事設計に盛り込んで検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今後、導入という方向として受け取ってよろしいでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** はい、その方向で検討しているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。今後冷暖房設備が導入されると、今部長の方からもありましたがスポーツコンベンション、かなり盛り上がると思いますので、またこのスポーツコンベンションについては、後ほど質問させていただきたいというふうに思います。

次はですね、バドミントンが終わりましたので、公開競技のゲートボールの方についてお聞きしたいというふうに思います。今の説明の中でゲートボール競技に関しましては、市営の陸上競技場で開催予定ということでお話を伺いました。試合会場は分かりましたが、練習会場、これも要望があると思うんですが、指宿市ではどちらにこの練習会場を設けているのか、決まっていれば教えてください。

**○教育部長（長山君代）** 平成24年度に本市で第27回全国選抜ゲートボール大会を実施しましたときに、陸上競技場に12面と市営野球場に12面、計24面のコートをつ造った実績がございます。今回の国体では試合会場のコートは8面使用することになっておりますので、陸上競技場の残りのスペースと野球場を練習会場に使用できるものと考えているところでございます。また、雨天時はサンシティホールいぶすきが練習会場になることも想定をしているとこ

ろでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 市営球場、サンシティ等、練習会場がですね、とてもこの本会場から近いというのが選手にとってもものすごく利便性の高いことだというふうに思ってます。今、ちょっとサンシティの話が出ましたので、ちょっと関連してお伺いさせていただきませう。私も自分でスポーツをしている関係でサンシティホールいぶすきですね、結構利用させていただいております。そういった中で、あそこを通ることも多いんですが、夜でもですね、かなり利用されてるんじゃないかというふうに思っておるんですが、実際に利用状況、そういったもの、回数であったりとかですね、頻度、分かる数字があれば教えてください。

**○教育部長（長山君代）** サンシティホールは平成27年度には年間合計で559件、4万889人の方にご利用いただいております。中でも最も利用件数が多いのはサッカーで、348件、5,570人の利用でございます。また、市福祉スポーツ大会や幼稚園・保育園・地区の運動会で21件、2,979人の利用もでございます。このほか、野球やソフトボールの雨天時の練習、ゲートボール、グラウンドゴルフなど多目的に利用いただいているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** かなりの件数ですね。平成27年度559件、4万人を超える方が利用ということで、フットサル、野球、ソフト、運動会、ゲートボールですね、多岐にわたってこのホールが利用されてるといのはよく分かりました。私も小さい子供がいる関係であそこで運動会、見ることもあったりしておりますが、子供たちがですね、一生懸命走ってるのを見るのは、本当にこの指宿の子供たちの未来のためにとてもいいことだなというふうに思っております。今後ですね、保育園、幼稚園、こういったものの運動会の開催がもっとたくさんですね、してもらえるように、今現状は土のグラウンドになっておるんですが、あれを人工芝に替える考えていうのはないか、教えてください。

**○教育部長（長山君代）** サンシティホールは先ほど申し上げましたとおり、様々な形で利用されている貴重な施設でございます。また、毎年菜の花マラソン大会では、選手の荷物置き場として利用もしているところでございます。菜の花マラソン大会の実行委員会でも人工芝にしてもらいたいという要望もいただいているところでございます。このように利用団体等から人工芝にしてほしいという声が届いておりますので、人工芝生化の必要性を感じておりまして、これまでも検討してまいりましたが、数多い市内体育施設の老朽化が進む中で、雨漏り、あるいは施設の安全性など、これまで優先せざるを得ない事業があったことから、先送りになっているところでもございます。今後は利用者の利便性はもちろん、国民体育大会を迎えるに当たって財政状況を勘案しつつも人工芝化については協議、検討をしてまいりたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** ほかの施設の老朽化の問題、いろんな順番の問題、もしかしたらあるかもしれませんが、利用頻度のものすごい高い場所であります。今、部長の方からもありましたが菜の花マラソンのときの荷物置き場になっておりますので、そういったところからも

もっと市民の方が利用しやすい施設となるために、是非人工芝化に向けて取り組んでいただきたい、優先順位を上げていただきたいというふうに思います。

次はですね、ソフトボール競技についてお聞きしたいと思います。開聞総合グラウンドについてお聞きしたいと思います。先ほども申しましたように7月にですね、職員と同行いたしまして愛媛県西予市の方に視察に行かしていただいております。西予市の方もソフトボール競技は開催ということでしたので、1年前のプレ大会、リハーサル大会、成年女子の実業団のソフトボール大会が開催されておりました。この国体に合わせまして、西予市では新球場、新しい球場を新設しております、まだですね、グラウンドの中は完成しておるんですが、その周辺整備、道路であったりとかそういったところはまだ未整備の状況でありました。電光掲示板があったり、いろんな控室、シャワールームありましたかね、あとダグアウト、すばらしい施設で、もうああいったものですね、是非指宿にも造ってもらえないかなというふうに思ったものでした。またですね、試合会場の外では市民の方によるおもてなし、これも1年前ではあるんですが、もう本番大会のようなおもてなしをされておりました。そして、ボランティアの方々もたくさん出ておまして、やはり国体を成功させるためには市民の方の協力なくしては成り立たないものだっていうのを改めて実感いたしました。まずはグラウンド整備についてお聞きしたいと思います。開聞総合グラウンド、あの赤茶けた色をしておりますが、聞くところによるとあれは溶岩を砕いて土にしたものというふうに受けております。溶岩を砕いて使用しているために、少し荒い土ではないかというふうに思っておりますが、中央競技団体の視察においてもこのグラウンドの小石の除去については指摘事項であったと思います。この除去に関して今後どのように改善していくのか、その指摘に合った改善方法を教えてください。

**○教育部長（長山君代）** 議員からもお話がございましたとおり、開聞総合グラウンドは建設地区から出た溶岩を砕き粘土と混ぜ合わせて造られております。溶岩を使用していることから粒子が荒く、やや軟弱な土質であり、しかも建設から18年が経過していることから、かなり表土が流出して少なくなっている状況でございます。国体の成年女子ソフトボール競技では革のボールを使用することから、小石があるとボールに傷が付きやすくなることや、イレギュラーバウンドにつながり危険を伴うことから、平成26年度の中央競技団体視察時に小石を除去するようにとの要望を受けているところでございます。開聞総合グラウンドは縦190m、横119mの約2万2,200㎡の広さがあり、全ての小石を除去することは難しい状況であることから、表層土入替えの改修工事を計画しているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 広い土地ですので、2万2,000㎡ですね、おっしゃるように小石を全部拾っていくっていうのは現実として難しいというふうに思います。表層土の入替えということなんですが、計画されているのであればどのぐらいの深さ、やり替えるつもりでいらっしゃるのか。今、表層土の流出っていうのがあるとおっしゃられたんですが、大体どういっ

た、何cmぐらいで考えてらっしゃるのか、もし計画段階でも構いませんので教えてください。

○**教育部長（長山君代）** 表層土の入替え改修工事につきましては、約10cmを計画しております。

○**3番議員（恒吉太吾）** 10cm。10cm、足りるんですかね。足りるんですかねというか、もう少し、せつかくやるのであれば15cmぐらい入れた方がいいのではないかと思うんですが、その点はどうですか。

○**建設部長（山下康彦）** 議員ご指摘のとおり、深ければ深いほどその効果というのは大になるのはそのとおりだと思います。今現在、その表層土の入替えについて、専門業者とも打合せをしながら協議をしている段階でございます。先ほど10cmと申し上げたのは、最低でも10cmの表土を入れ替えないとその効果は表れないという意味で、10cmという答弁をさせていただきました。

○**教育部長（長山君代）** 今、建設部長の方からもお話がございましたが、今協議をしている段階でございますが、その話合いの中では10cmから15cmを計画しているようでございます。

○**3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。私も最高で10cmと今思ったもので、改めて質問させていただいたのですが、納得って言うか理解できましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

今の小石の除去、ちょっと厳しい指摘事項がきておまして、それに対して表層土の入替えをするという、これ競技団体の指摘事項だというふうに思うんですけど、指摘事項に関しては補助金が利用できるんじゃないかというふうに思っております。その土の入替え全てをですね、市の予算ですのではなく、県の施設整備補助金の対象になると思っておりますので、補助金の申請の考え、今後ないか教えてください。

○**教育部長（長山君代）** 平成28年4月1日に制定されました第75回国民体育大会燃ゆる感動鹿児島国体市町村有施設整備費補助金交付要綱の補助対象経費の要件といたしましては、国民体育大会施設基準を満たすため、又は中央競技団体正規視察の折、指摘事項に対応するために行う事業と規定をされているところでございます。平成26年度のソフトボールの中央競技団体正規視察報告書によりますと、グラウンドの小石につきましては安全上取り除く要望と記されているところでございます。しかし、全ての石を取り除くことが難しいことから、表層土を入替えなければならないため、本年度中央競技団体に確認しましたところ、この小石の除去につきましては視察時の書面では要望となっておりますが、指摘事項であるとの確認が取れましたことから、現在県の補助対象事業としていただけるよう協議をしているところでございます。

○**3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。あの土を全部入れ替えるとなるととても莫大な金額になると、部長がうなずかれています、なると思っておりますので、是非そういった

補助金を使っていただいでですね、少しでも市の負担が軽くなるように補助金の申請の方、お願いしたいと思います。

施設の中でグラウンド、それに付随するところでフェンスがグラウンドにあります。グラウンドですね、私もよく試合、あちら使わせてもらってるんですけども、一部ぐるっとフェンスがない、フェンスが倒れたままになっている状況のところが見受けられますが、結構危ないのかな、倒れたままの状態になったままですね。そういったところなんですけども、一部フェンスがない場所、若しくは倒れている場所、危険な場所になりますが、こういった現状についてまず認識しているかどうか、教えてください。

**○教育部長（長山君代）** はい。今、議員がおっしゃいましたようにそういうフェンスの状況にあることを存じ上げております。そのことで国体では開聞総合体育館に一番近い位置にあるメインのAコートと、その対角線、北西に位置するCコートの2面を使用する予定であります。議員ご指摘のとおり、当初からフェンスがないところもございます。また経年劣化により傾いているフェンスもございます。特にCコート、1塁側にファウルボールが飛んだ場合、場外に出ることが多いところがございます。このことにつきましては、平成26年度の中央競技団体視察時にも問題になったところがございます。また、フェンスの外は崖地であり、ボールを取りに行くことは危険なことから、この部分につきましては高いフェンスを設置したり、フェンスがない部分へは施設新設や老朽化したフェンスの取換え等を表層土の入替え工事と併せて検討しているところがございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 現状については認識していただいているということで、今部長からも説明があったとおり、あのCコートの方ですね、フェンスがかなり低くて、私たち普通の大人がしてもファウルになる。そして崖の方にボールが落ちていって、その取りに行くっていうのがまた怪我の危険性とかいうのがありますので、是非この問題点、もう分かってらっしゃるのであれば、この今回の改修に併せてですね、是非フェンスの増設、改修を行っていただきたいと思います。再度になりますが、その改修、増設、もう一度考えをお聞かせください。

**○教育部長（長山君代）** 今回の表層土の入替え工事と併せて検討しているところがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、是非フェンスがない場所、また低い場所に関してのですね、改修、増設、お願いしたいと思います。

先ほども申しましたが、東京オリンピックの際に女子ソフトボールというのは正式種目、追加種目として承認されました。本当にうれしいことでもあります。そういった中で東京オリンピックにおいて女子ソフトボールチームが活躍、メダルを獲得した場合ですね、その後開かれる国体というのはものすごくたくさんの観客の方、ファンの方が来られるのではないかとこのように思っております。国体開催期間中、ソフトボールは3日でしょうか、その中で

どのぐらいの観客数、来場者数が見込まれているのか、もしそういった予想を立てているのであれば教えてください。

**○教育部長（長山君代）** 平成26年度開催の長崎国体では、成年女子ソフトボール競技が開催された壱岐市での観客数は3日間で6,477人でした。こちらは離島のため、例年よりやや少なかったものと思います。ちなみに、少年女子の部を開催いたしました長与町では3日間の観客数が1万2,089人でした。直近の平成27年度開催の和歌山国体の資料では成年男子、成年女子、少年男子の3種別を開催した紀の川市では3日間の観客数、観客数が1万6,521人でした。また、少年女子を開催いたしました橋本市の観客数は同じく3日間で1万2,540人となっているところでございます。鹿児島国体は2020年の東京オリンピック開催直後の国体でもあり、成年女子ソフトボールも注目される競技になることと思われまので、例年の国体よりも多くの来場者があるのではないかと予想をしているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今、観客数教えていただきました。おっしゃるように東京オリンピックのあとです。指宿市で開催された場合、この1万数千人を超える方が来場されるのではないかとこのように思っております。そこでちょっとお聞きしたいんですが、まず駐車場の問題についてお聞きしたいと思います。開聞総合体育館、開聞総合グラウンドの駐車場台数ですね、現状について何台分確保されているのか、教えてください。

**○教育部長（長山君代）** 開聞総合グラウンドの駐車場は現在、開聞総合体育館駐車場との兼用でございます。ここは普通車170台、大型7台、身体障害者用が4台の計181台分がございませう。ソフトボールの中央競技団体視察時の駐車場調書にはこの181台に加えまして、指宿中央家畜市場300台、ふれあい公園管理棟60台、テニスコート30台、キャンプ場73台、開聞中学校200台の総駐車場台数844台で記載をしているところでございます。しかし、ふれあい公園の駐車場はログハウスやキャンプ場の宿泊客や登山者が利用すること、開聞中学校はソフトボールの練習会場として使用を予定していることなどから、全てを国体のための駐車場として使用することは難しいと考えているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 844台ですかね、かなり少ないというふうに思います。また、その中でですね、今、部長述べられましたがJAの指宿中央家畜市場、私以前から申しておりますがここはですね、口蹄疫などの家畜伝染病の問題がありまして使うべきではないというふうにいつも思っております。今回の国体においてもですね、全国から来られるのであれば、なおさらじゃないかというふうに思っております。今、答弁されましたが、来られる来場者の数に比して駐車場の台数、かなり足りないのではないかとこのように目に見えて明らかなんですが、以前のこの一般質問の中でもこの駐車場の確保の問題については質問させていただいております。そのときですね、今後調査していく、検討していくという答弁でいただいておりますが、その後これ以外に新たな駐車場予定地のめどが立ったのか、進捗状況がもし分かれば教えてください。

**○教育部長（長山君代）** ご承知のとおり、2020年の東京オリンピックでは女子ソフトボール競技が復活し、開催されることが決定いたしました。このオリンピックで日本チームが活躍すれば、その人気はますます高いものとなり、オリンピック開催直後の国体となることから大勢の来場者が予想されるところでございます。また、現在でも開聞総合体育館と開聞総合グラウンドでの大会やイベントが重なった場合、駐車場が不足していることは認識をしているところでございます。このような場合、大会主催者等が指宿中央家畜市場を駐車場として借りて対応していることも把握をしているところでございます。周辺には本市の所有地がないことや開聞岳の麓であることから、平坦な土地がないなどの課題はございますが、現在グラウンド専用で常設の駐車場を整備する方法や規模も含めて検討しているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 近くに市の土地がないということなのですが、まずいろいろと難しい、台数を確保する難しい場所ではないんですが、その点ちょっと気になったんですが、今使われてない草スキー場跡、跡地というか、草スキー場があると思うんですが、あれは市の土地ではないんでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 申し訳ございません。そちらの方は市の所有地でございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** でしたらその草スキー場のところをですね、駐車場として活用する考えはないでしょうか。先ほどの話の中で小石の除去、2万2,000平米、かなりの土、表層土出てきますよね。これを草スキー場下がって上がるんですか、その凹んだ部分に入れてある程度の補修、改修をすれば駐車場としての台数、かなり確保できると思うんですが、そういったお考えはないでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 今、議員がおっしゃいましたような、開聞総合グラウンドから出た土を草スキー場のところに持っていきまして、整地をするっていう考え方も一つの方法ではあるかと思っておりますので、また今後検討していきたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 駐車場確保、ほかに難しいのであればですね、是非この草スキー場の利用というものを、検討していただきたいと思っております。今年も開聞の夏祭りに行きましたがいい場所ですよ。隣の草スキー場、ここを駐車場として使えばですね、ものすごく利便性がよくなるのではないかとこのように思っています。いつも危惧しているのが、こういったお祭りがあればグラウンドをですね、駐車場として開放するという、僕らスポーツをする人間からすればですね、神聖なグラウンドを駐車場として使うってどういうことなんだろうかと、ちょっと思うことがありますので、今後ですね、グラウンドはグラウンドとしてしか活用してほしくないという希望もあります。ましてはですね、国体です。視察団体からの要望でもありましたが、グラウンドコンディションに関しましてはものすごく厳しい要望がついております。西予市の例で言いましても、できたばかりの新しい球場にも関わらず、ものすごく指摘事項、多くなっています。先ほどありましたが皮のボールを使う、これだけでもです

ね、グラウンドコンディションがかなり厳しく制限がされておりますので、もう是非この草スキー場なりほかの代替地、駐車場を考えていただきまして、グラウンドに車が入ることのないような検討も今後していただきたいというふうに思っております。もし、車が入っても雨のときですね、轍なんかできたりするとまたそれに整備するお金も掛かりますね、またそれを市がもつのかとなるともったいないのかなという気もしますので、是非検討していただきたいと思います。駐車場の代替地につきましてはですね。

続きましてスタンドについてお聞きしたいと思います。グラウンドもよくなります。フェンスも整備していただけるということですが、たくさんこのソフトボールの試合に観客の方が来られる中で、指宿市としてはこの観客席というのは仮設グラウンドで対応するというふうに認識しておりますが、間違いなかったでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** はい。現在のところ仮設スタンドを検討しているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、その仮設スタンドですが、設置費用、幾らぐらいになるのか教えていただきたいと思います。またですね、試合の際、先ほどありましたがあのグラウンドのA・Cコート、2面使ったの試合開催になると思いますが、それぞれ1コートずつの観客席の数ですね、もし分かれば、分からなければトータルで何席用意するのか、半分に割ればいいだけですので、その座席数を教えてください。

**○教育部長（長山君代）** 平成26年度に県の国体準備課から協議会運営費の第1次調査がございました。国体やインターハイの会場設営をした実績のある業者に見積もりを依頼したところ、開聞総合グラウンドにソフトボール競技会場を2コート設置し、1コート当たり1千人収容の観客スタンドを仮設により3日間設営した場合、2コートで2,400万円の見積りが提出されているところでございます。これを参考に県には報告書を提出しているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 1コート1千人、二つで2千人分ですね、これで2,400万円、これは国体のためですので補助金が使えらると思っておりますが、次のちょっと質問とも関連して来るんですが、この今回はあくまでも仮設のスタンドを用意するということですが、1千人、来るのが1万数千人、全然足りないんじゃないかなというふうに思います。みんな立ち見になるんですかね。そういうこともありますので、仮設スタンドと併せまして常設スタンドの設置をできないか、検討していただけないか答弁をお願いします。

**○教育部長（長山君代）** 国体開催時には現在のソフトボールコートより内側にコートを設置し、芝生スタンドとの間にダッグアウトや観客用の仮設スタンドを設置する予定でございます。従いまして、国体では芝生スタンドから試合を見ることは難しくなることが予想されます。また、通常少年団のソフトボールの大会等では芝生スタンドにシートを敷き休憩をしたり昼食を取ったりしている光景が見られますので、芝生の方が多目的に利用ができることも

あるかと思いますが、今後他市の類似施設や利用団体等の意見も聴いてみたいと考えているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 他市の類似施設じゃなくてですね、今ご存知のように隣の南九州市の知覧、この前も全日本選手権、大学のですね、インカレが来ております。あそこもスタンドがないんですよね。だったら隣の町を出し抜くぐらいの気持ちで常設スタンド造って、お客さんをこちらに呼び込むってそういう考えはないですかね。もう一度常設スタンド、前面に造れって言っているのではありません。そういったお子様たち、少年団も使っておりますので、そういつてシートを広げて皆さんで座るということも必要ですが、一部でも構いませんので、1千席で、2千席ですね、足りませんので、是非この国体に向けて常設スタンド、1千席でも構いません、造る考えがないかももう一度お答えください。

**○教育部長（長山君代）** 今後、いろいろな施設を整備に向けまして検討する中で、またそちらの方も検討してまいりたいと考えております。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。是非ですね、検討していただきたいと思います。なぜこのスタンドのことを申すかと言いますと、今後国体を契機としてグラウンドをよくしていただきます。フェンスもよくなります。それにスタンドもできる。これをするのですね、この開聞総合グラウンドで練習したい、試合をしたい、大会を開きたいという声はものすごく大きくなっていくんじゃないかと思います。先ほども申しましたように南九州市で夏休み、8月ですね、インカレが開かれております。試合は知覧で開かれておるんですが、宿泊の方っていうのは指宿市内のホテルに大学の方、泊まっておられる光景をホテルの方からもお聞きしましたし、私も実際見ております。グラウンドがよくなる、駐車場も整備される、そして観客席までですね、先ほどからも申しております常設スタンドまでできると、今後全国規模の大きな大会の誘致もしやすくなるというふうに思っております。選手プラスそれを見に来ていただけるお客様、観客が来ると指宿の宿泊者も、今後もっと増えていくというふうに思っております。大きなですね、経済効果が生まれるのではないかというふうに思っております。先ほど部長の方からもスポーツコンベンションについてお話をいただきましたので、ちょっと質問させていただきたいと思います。今後はですね、更なるスポーツコンベンションの推進、考慮すべきというのがこちらの常任委員会の資料の方にもうたわっております。少し読みますと、燃ゆる感動鹿児島国体開催後の更なる市民利用とスポーツコンベンションの推進を考慮した新たな施設整備を行うということで載っておりますが、この全国規模の大きな大会、合宿の誘致というものについては、今後どのように進めていくのか、そういった考えがあればですね、教えていただきたいと思います。スポーツコンベンション、是非ですね、指宿も取り入れてほしいし、この交流人口を増やすという意味でもとても大切なことではないかと思っておりますので、最後この質問、スポーツコンベンションについて市長にお伺いして最後の質問としたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** やはり、この国体、先ほど部長が答弁いたしましたように一過性のものとししないで、これを契機にスポーツ人口、交流人口を増やし、本市の観光にとっても追い風になるような、そういう国体としたいと思っております。今回、隣の知覧町におけるソフトボールの様子も知覧の方々からお聞きをいたしました。大変な経済効果があったともお聞きをしておりますし、そして指宿市内のホテルに多くの大学生が泊まった、そのこともお聞きをしております。つまり、このオリンピック、国体というのは本市の基幹産業であります観光、農業にとっても極めて重要な機会、千載一遇のチャンスと言えるのかもしれませんが。そういう意味でスポーツコンベンション、つまりスポーツを通じた地域振興、様々な大会を誘致することで地元を元気にしようという、その取組に向けては具体的にこれからどのような形でこのスポーツコンベンションの取組をやっていくかということについては、関係部署等を通じてやっていきたいと思っております。ただ、指宿でソフトボール、バドミントン、そしてゲートボールがございますので、選手の皆さん、そして全国からおいでくださる応援をしてくださる皆さんに、指宿がこの競技会場においても、もてなしにおいても、そして食においてもすばらしいところであったという、いい意味での指宿のよさを全国にお持ち帰りいただき、指宿の観光を盛り上げていただけるような、そういう契機、きっかけになるようにするためにも、今議員ご指摘のスポーツコンベンション、この取組というのは真剣に取り組んでいかなければならないと思っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 4年後、差し迫っております国体です。この国体を契機として国体で終わることなく、指宿が更にですね、観光の町、農業の町として発展していきますように、みんなで力を合わせてですね、盛り上げていきたいというふうに思います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

**○15番議員（木原繁昭）** 皆さん、こんにちは。15番、木原繁昭です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。なお、ちょっと耳の調子が悪いので、補聴のためイヤホンを付けさせていただきます。

まず、農政についてです。今年の夏は梅雨明け後50日ほどほとんど雨の降らない状態で、畑かん地区外は水かけに大変だったようです。オクラなど育ちが悪くなり、水不足で実が固かったり早い段階で収穫を諦めた方もいたようです。また、秋・冬作のソラマメ、エンドウ等の準備に畝を立てるためにどうしても土を湿らす必要がありますので、その水かけに家庭用の蛇口では口径が小さく、タンクに積み込むのに時間がかかり大変だったようでありま

す。そのような中、何とかいい方法はないかなどの相談はなかったか、伺います。

次に、学校環境の整備、教室の高温対策について。丹波小の学校運営協議会の中での話ですが、涼しかろうと思われていた南側の木造校舎が暑い、校舎の向きなどで風の通りが悪い、そのような話があり、我が地区の館長さんより1回見に行きましょうということで7月19日に視察させていただきました。午前8時45分の時点で教室の温度計は既に32.5度を記録していました。午後になると高い日は37度にも達するそうです。この日に聞いた話ですが、丹波小ではこの夏2人ほど気分が悪くなって保健室に行った児童がいたと聞きましたが、そのような報告があったのか、それが教室の暑さの影響も考えられるのか、また他の学校でも暑すぎるので何とか改善できないか等の要望、意見は聞いていないか伺います。

子育て支援、地域子育て支援センターについて。祖父母と孫3世代が近くにおれば、孫の面倒を看れたりもし、子育て世代の思いを少しでももつ手伝いができると思いますが、今は核家族化や仕事の関係でそうでない子育て世代も多いようです。マタニティブルー、また子供だけと四六時中いるストレスや子育てへの不安等で子育てブルーという言葉も聞きます。そういう面のバックアップという意味で、子育て支援センターをもし知らない人がいましたら知っていただき、利用して子育てに役立てたらという気がします。その事業のほんの一部で結構です。紹介いただけたらと思います。また、このセンターをどのぐらいの方が利用しているのか伺います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 今年の夏は梅雨明け以降、まとまった雨も降らず気象庁のデータによりますと指宿地域での8月の1月雨量は11mmで、平年値の205mmと比べるとかなり少ない雨量でございました。南薩畑かん、畑地かんがい地区につきましては南薩土地改良区に確認をいたしましたところ、今年の池田湖は十分な水位を保っており、畑かん用水不足の心配はないとのことでした。一方、畑かん区域以外、地区以外では先ほど申し上げましたように少雨による影響としてオクラが曲がったり変色したり、固くなったりするなど品質があまりよくない状況であったとお聞きしております。この対策のため南薩畑地かんがい地区外においては農業用水の確保に大変ご苦労されたようであります。しかしながら、先日の台風12号による降雨と秋雨前線による雨があったことから、恵みの雨となったようでございます。指宿農業支援センターにも農業用水確保に関する問い合わせが2件ございました。いずれも南薩畑地かんがい地区以外の農地に農業用水を使用したいが、以前整備した渇水対策用の緊急井戸を利用できないかとの内容でございました。この井戸は平成9年度の干ばつによる渇水時に設置した井戸で、南薩畑地かんがい地区内の農業用水が渇水のため使用できない場合に取水することを目的としており、目的外使用である畑かん地区外への使用はできないことを説明させていただき、理解をいただいたところでございます。従いまして、畑かん地区外の農業用水は本人の負担により井戸等を整備したりして、渇水対策を講じている状況でもござい

ます。

次に、地域子育て支援センターについての利用者数、内容等のご質問でございます。地域子育て支援センターにつきましては、子ども子育て支援交付金の地域子育て支援拠点事業として、国・県からの補助を受け家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応し、子育て親子の交流等を促進することを目的として、現在市内2保育所に委託して実施しております。事業内容といたしましては子育ての知識と経験を有する専任職員を配置し、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施しております。具体的な内容といたしましては、電話や面接による育児相談、園庭開放、各種子育て講座や講演会の実施、親子で遊び方を学ぶ教室等を実施しております。昨年度の利用人数でございますが、延べ7,037人が利用されており、保護者の子育てに関する不安の解消や交流活動の場として利用していただいているところでございます。

以下、いただきました質問については担当部長等が答弁いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 教育、教室の高温対策についてでございますが、1学期、7月5日、丹波小学校から頭痛や吐き気などの体調不良で早退をした児童がいたとの連絡があり、その際に各教室の暑さ対策への相談を受けました。連絡を受けたその日の教室内の温度を調べてもらったところ、温度の高い教室では34.5度、低い教室では33度あったようでございます。その他の小学校からは特に要望はなかったところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 農業用水確保について2回目の質問をさせていただきます。8月の降雨量が11mmだったということですが、十二町地区はほとんど降らなかった、1mmぐらいあったんでしょうかというような状態だったと思っております。テレビのニュースで阿久根市の農家がトラックのタンクに水を積み込むために口径の大きな給水口のある施設で取水している報道がありました。指宿市の農家も家庭の水をくんでいたわけですが、口径が小さいのでタンクに入れるのに時間がかかるということですが、この口径の大きなものの立ち上げ口を造りたいとしたときに、どこかで、丈六辺りにも前からの水道の部分もあるんですが、昔の水道なり、そのようなときに立ち上げを造りたいとしたときに補助金など考えられないものでしょうか、お伺いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 今、議員がおっしゃいました先日のテレビニュースとか新聞記事に渇水対策として阿久根市が渇水対策本部を設置をしたと。画面の中に議員がおっしゃるような給水の状況が出ていたということは把握しております。阿久根市の対策としましての内容をちょっとご説明申し上げたいと思います。阿久根市の対応としてはですね、干ばつ等による渇水時に農業用水を管理する団体等が行う農業用水の確保に要する経費に対して阿久根市が補助を行うということになっております。具体的に申しますと、土地改良区や水利用組合等、又は2個以上の溜池等の農業用水を管理する者が農業用水を確保するために使用した電

気料金、水道料金及び燃料費について市が、阿久根市が2分の1以内の額を補助するものでありまして、現在阿久根市内では対象となる団体が設置した給水所が10か所指定されているということでございます。この給水所で給水をされる様子がテレビで出されたり新聞に載ったりしているところでございます。指宿市におきましてはこの畑かん区域外の農地に関しまして農業用水の確保につきましては、現在まで農家ご本人が負担をしまして上水道から引いたり井戸等を設置をして対応している状況になっておりますので、これに対しまして新たに助成をするということは考えていないところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 畑かんのないところの農家は自分で負担しているから、新たに補助は考えてないということですが、畑かんのあるところはそれなりに国の補助などであの畑かん施設が整備し、大体1反3,000円ですか、負担とかしてらっしゃるようですが、ないところは仕方なく普通の水道、高い水を使わざるを得ないわけです。そういう意味では水道を取り付けているところは、当然自分たちで今現在そういう設備がないので負担せざるを得ないんですけど、市の高い一般の上水道を使用するというところでやむを得ないわけですが、それもなくてとにかく湧水対策のときにどこか汲むところはないかとか、そういう要望があったわけですが、そういうときに何人かでそういうところを造ろうかとした場合に、阿久根市でしたらそういうところが10か所あるということでしたので、指宿でも一つでも二つでもそういう仲間がいたらそういうところを立ち上げようとしたときに、最初の立ち上げの補助金なり、阿久根市でしたらそのあとの電気代とか、水代の補助があるんですけどですかね、幾らか、2分の1の補助とか、そういうのがあるということですが、その辺は考えられないかということなんです。

**○農政部長（宮崎英世）** 畑かん地域外の農業用水の確保についてということで、様々な考え方があろうかと思えます。南薩畑かんに関しましても、畑かん事業を国営、県営で導入するというので、地域の方で推進委員会等立ち上がりまして推進を行い、受益者の負担、それとあと維持管理のための負担、それと同意ということで事業が立ち上がってきた経緯がございます。土地改良事業を行う段階でこの基盤整備とか畑かん事業とか様々なメニューがあるわけなんですけど、土地改良事業におきましては農地を扱ったり、その農地に対して直接受益が発生するような農業用水の排水とか、という部分がありますので、土地改良事業に関しましてはあくまでも受益者の方の総意と申請の基づいて事業の、当然受益面積の問題もありますけど、この受益者の負担が実際できるのかどうかというようなことまでしっかり検討いたしまして実施される事業でございます。今、畑かん区域以外の農地に関しましても様々なご意見がございまして、ある程度の面積の中で説明会をさせていただいたりとかいう部分がありますけど、最終的には工事の負担金、その後の賦課金、それとあと、工事の間の農業の休止の期間があったりとか、様々な問題の中で事業の導入までは至っていないというのが現状でございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 畑かんのほ場整備がされ、畑かんのあるところはずごく助かっているわけですが、これからも場所によっては十二町地区なんかほ場も小さいですし、なかなかまとまった形のができないと思うんです。畑かんのないところでも農耕が行われそこで生計を立てている農家もあるわけですし、またこの十二町地区、その利用が不便だ、干ばつ、水の便が悪いとかなれば草ぼうぼうとなったりして、遊休農地が増えたりしてですね、観光景観上もよくないと思うんですが、そういう遊休農地を増やさないためにもそういう畑地が利用できるように、是非農政の方としても相談なり検討をしていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

**○農政部長（宮崎英世）** 議員がおっしゃるように様々な対策が考えられると思います。畑かん区域外農家の方々に対しましては今のところその農業用水の確保の手法というのが、ご本人で考えてらっしゃるところですが、営農面におきまして栽培管理の技術指導というのも当然農政部門の方でさせていただいている部分でございます。それと、今度はその用水を確保するための施設を設置をするという部分に関しましては、ご本人でやる場合なんですけど、その資金に充てるために農業制度資金や市で扱っております無利子であります農業振興促進基金、この辺の活用が考えられると思いますので、ご相談いただきたいと考えております。

**○15番議員（木原繁昭）** 続きまして、教室の高温対策に移らせていただきます。今、どこも温暖化で暑いつていうことであるかと思えますけど、教室の暑さ対策として、これまで指導なり学校側はどのようなことをやり、対策を立てているのかお伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 各学校では暑さへの対策としてまずは教室や廊下、又は天幕、天井にある窓などを朝早めに開けたりして新しい空気を入れること、そして教室や廊下に設置してある扇風機等を適時気温等を見て入れて活用すること、又は活動、体育等をしたあとの熱のこもった状態であるときにはタオルを濡らして体を冷やしたりとか、着替えをして汗を拭いたりとか、そのような基本的な取組を指導しているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 暑い場合、先生方は子供をよく観察していなければいけないかなと思います。早め早めの対策と言いますか、子供がちょっと気分悪そうだなとなった場合は早めにそういう対策を取るとか、そういうことで先生方への指導とか、子供の観察、このようなきはどうするべきだとかいうそういう指導、研究は学校全体と言いますか、保健関係の先生方とやられているのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 近年の温暖化に伴う学校での高温対策につきましては、全国的にも様々な取組がなされているようでございます。県の教育委員会から熱中症に対する事故防止についての依頼文書も届いたり、またそれを受けて教育委員会としては学校に熱中症の事故対策について、熱中症の予防、熱中症が起きたときの応急措置、そういうものを詳細にわたって文書で指導しているところでございますし、また校長研修会等では担任任せにせず、管理職

が責任を持って高温対策に当たるように指導をしたりしているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** これからも熱中症対策の指導はしっかりやっていただきたいと思えます。

私は丹波小が近い関係で、丹波小についてお伺いします。最初の方に言いましたように、丹波小の2階が暑いということですが、鉄筋は屋上緑化の部分もありまして、また太陽光発電も乗っているんじゃないかと思えます。校舎に伝わる熱も幾らか抑えられているのではと思っております。そういう意味で暑さ等に対する考慮があると考えられますが、丹波小の、一番暑いと言われているのが丹波小の南側にある木造校舎なんです。木造だから暑いというわけではないんだと思えますけれども、特に暑いと聞いています。鉄筋側にいる先生から聞いたところ、そっちに入るとむっとするそうでございます。何らかの形で校舎全体が暖まっている、排熱が不十分な状態だと思えます。天井の屋根の内側の温度を計測したことはあるのか、どのぐらいまで上がっているのか。私が7月19日に行ったとき、天井を見上げたときに、すごく目が熱いと言いますか、顔が熱いという感じを受けましたので、天井が暖まってるんじゃないかという気がしたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 木造校舎の天井自体の温度を測定したことはございませんが、天井最上部に排煙窓を設置してございます。教室上部で暖まった空気をすぐに排気できるような設計にされているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 排煙窓が設置してあるということでした。かなりたくさん数はあるんですけども、また朝早くできれば開けるようにということ、指導もされた。また、学校の方も場合によっては明日の天気が、夜の天気がよければ開けっ放しにして夜の涼しい空気で天井、部屋内を冷やそうという試みをされたようであります。私が2回ほど行ったんですが、そのときは温度としては部屋の温度30度ぐらいあったんですけど、排煙窓は開けてございませでした。その辺を聞きましたら、開けても効果を感じないということでございます。だから、開けるときはすごくボタンを押すとですね、何か重りかなんかであるのか、すっところ開くんです。今度は閉めるときは女性の先生には結構大変だと思います、結構重いんですけどもね。その辺もあるのかどうか分かりませんが、そういう開けたときに体感的に涼しさを感じないということで、あまりやられていないような気がしました。その辺はしっかりと温度を測ってですね、データを出す必要があるかと思えます。先日12日に私は計測したんですが、今赤外線直接壁とか温度を測れる器具がございしますので、本当は天井が高温になっているんじゃないかという測りたかったんですけど、あいにくその日は涼風の吹く曇りの日でしたので、天井に日が当たっている形ではなかったんですけど、それでも鉄筋2階と南側、木造校舎の2階同士を比べると、壁、床が2.4度、天井が2.9度、木造側が高かったです。床よりも天井が高いんですけど、床、壁よりもですね。室温よりは低かったんですけどね、天井でも29.幾らでしたかあって、室温はもうそのとき30度になってまし

た。断熱材は当然貼ってあるんでしょうが、この校舎はその屋根との隙間とか断熱材の厚さが薄く、教室の内側表面温度はかなり高くなっているんじゃないかと思います。日が照るときは。輻射熱というか、暖まった天井から熱放射が子供たちの頭の上とか机や教室、床に当たって、教室の温度を上げているような感じがするんですけど、そのようなことはないんでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 丹波小学校の木造校舎の天井部分は大規模建築物で一般的に使用される厚さ2.5cmの木毛セメント版が貼られておりまして、十分な断熱効果があると考えているところでございます。また、暖まった天井版からの熱放射による気温の上昇はほとんどないと考えているところでございます。天井付近の熱気は天井最上部に設置されました排煙窓から排気を行いますので、天井版の温度上昇が直接的に教室の温度上昇には繋がっていないと考えているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 今の説明は私は何かかなり納得できないです。たった2.5cmの断熱材が貼ってあるということでしたが、本当にこの校舎の屋根の造り、断熱に関する考察と言いますか、どのぐらい熱を上を与え続けたときに下にどのぐらい伝わってくるのかとか、そういう考察、建設、設計時点で十分にやられていたんでしょうか。ただ、今の教育部長の答えはどこから引用してきたか、今までの例がそうなのか、その辺をちょっと伺いさせていただきます。

**○教育部長（長山君代）** 現在の木造校舎の設計についてなんですけど、風の通り道につきましては風通りがいいように、2階の天井部分を現し構造とし、広い空間を設けることで暖まった空気が上昇し、上部の排煙窓から風が抜けるよう設計されております。夏場の暑い時期などは風通しがよくなるよう排煙窓や教室の窓をこまめに開閉することで風通りがよくなるものと考えております。

**○15番議員（木原繁昭）** 風通しがよくなるようにしてあるってということですが、そのように考えているということですが、先生方にその暑さ等に関する環境、今の状態を聞いたことございますか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど申し上げましたように、7月の5日に子供さんたちが体調を崩したということが、報告がございました。その次の日に私も直接丹波小学校に出かけまして、木造校舎の1階・2階の教室の温度を、室内温度を測っていただきました。大体そのときには32度から34.5度ぐらい、そういう状況でございました。そういうことで、丹波小学校だけの高温なのかということも思って帰ってきましたが、そのあとすぐ市内の小学校にも電話をして、それぞれの学校の教室の温度も測ってもらいました。大体同じような温度であったとことでございます。そういうことを考えましたときに、丹波小学校にもお願いしたことは、やはり窓をきちっと早めに開けて、扇風機をつけて、子供たちの様子を観察しながら対応していくと。具合が悪くなったら早めに保健室等で休ませる、そういうような具体的な指導をした

ところでございます。今、先ほど議員の話の中で、天窗に、排煙窓につきましては開けるときは簡単だけれども閉めるときにはハンドルで回すと、女性の先生方にとっては大変な作業であろうか、そういうことも話を申し上げ、その場で話をしましたが、教頭さんが男性でございますので、これは教頭さんが学校に来られたら校内を1周してまず1番目にやる仕事として窓を開けてくださいますか、そういうようなお願いもしたところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 今、先ほどどこも32度、そのちょうど調査したときは32度ぐらいだった。このときの天気はどうだったか分かりませんが。私が鉄筋の部分と計っただけでも2.4度違ったんです。どこを測られたのか分かりませんが、ちゃんと一番暑いと言われてるその木造の2階の温度だったんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** そのときの外気の気温が、これは指宿の観測所のデータでございますが、7月の5日は外気温が33.4度という記録がありました。私が出かけました、その次の6日は33.4度ということで同じでございます。鉄筋校舎の3階・4階からすると、木造校舎の方は気温が少し高かったようでございます。先ほど申し上げました気温につきましては木造校舎の1階と2階の教室内の気温でございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 私はですね、皆さんに先生方に一人ひとり話を聴いていただきたいと思うんです。市長はじめ。私の聞いた話ではですね、先生方は丹波小だけでなく他の学校にもいた人が多いわけです。今年が特別暑いのもあるかもしれませんが。とにかく暑いと。前2階で今年1階の先生もですね、とにかく2階は暑かった、そう言ってるんです。この2階は特別だと、何人もの先生が言っていますので。今和泉小から来たという先生も今和泉小に比べて非常に暑いと言ってました。今和泉小は海に近く松林もあるのでかなりの差があるとは考えられますが、他の先生からはその上にここは風が吹くとですね、埃も落ちてくると言っていました。どう思いますか。構造上、ちょっと欠陥があると思ってるんですが、埃も落ちてきますし。

**○教育部長（長山君代）** 丹波小学校の木造校舎の件ですか。

**○15番議員（木原繁昭）** はい。

**○教育部長（長山君代）** 丹波小学校の木造校舎は気が香り心が育つ丹波小、こんな学校で学びたいという設計コンセプトに基づき2階の天井部分は指宿産の杉をふんだんに活用した現し構造となっており、上部の広い空間は天井に設置された排煙窓からの熱気の排気に大きく貢献をしている造りになっているところでございます。しかしながら、昨年天井の梁に埃が溜まって窓を開けると埃が舞うという相談を受けましたので、職員が現地を確認し排煙窓をはじめとする全ての窓を開放したところ、木造校舎に強い風が入り埃の舞うことが確認されましたので、すぐその時点で天井まで届く柄の長いモップを購入し定期的に清掃を行うようお願いしているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 先生方は言ってないんですが、私はですね、この校舎はそういう心

温まるっていう木の、個性、木の心温まる優しさと言いますか、それをコンセプトに造られたんだと思いますが、断熱材の厚さが2.5cmとかその辺を含めて、やっぱりこの何らかの内天井を造らなければいけないかという気がします。どうも暑さに対する構造が脆弱だと思っております。いろいろな形で空気の排出等も、今排煙窓を開けて暑い空気を抜くんだと言ってますが、実際そういうことをやっても体感的にも感じられないということですので、それなりの対応、やっぱり屋根を二重にしなければならないんじゃないかという気がしてなりませんでしたが、あのこれをずっと調べるに当たってですね。それでも暑ければまた高温のときは屋根に水を撒ける装置を付けたとか、また例えば太陽光発電を屋根に乗せるとかですね、つまり二重になる形になるので、天井の温度も上がりにくいでしょうし、経費は将来的にその売電で賄うとかということも考えられるんじゃないかと思えます。しかし、何をするにしてもまず天井の熱の伝わりが遮断できなければならない、そういう気がいたします。その上でですね、強制排気や気化式涼風装置、先ほど体育館の話でもありましたがランニングコストの安い輻射式冷暖房や何か手立てを考えなければならないと思えますが、どう思いますでしょうか。とにかく暑いそうです。

**○教育部長（長山君代）** 丹波小学校の木造校舎は2階上部に溜まった熱気を排煙窓から排気することで教室などの窓から外気を取り込みやすい設計となっているところでございます。また、教室などの窓は窓上部の欄間の窓を開けることで、更に多くの外気を取り込むことができるようになっておりますので、外気温に応じて全ての窓を開放するなどして室内の気温上昇を抑えることができるよう設計をされているところでございます。また、今後はグリーンカーテンを設置したり校庭に水を撒いたり各学校ごとに暑さ対策を講じておりますが、学校によっては窓の開放が不十分であったりいたしますので、今後とも調査と指導を徹底していきたいと考えております。

**○15番議員（木原繁昭）** 今、教育部長、外気が取り入れやすいということでしたので、それなりに温度は下がっておればいいんです。是非、しっかりしたデータを取っていただきたいと思えます。もう、それこそ何日か張り込んでと言いますか、ちゃんとデータを取ってですね、温度、外の外気温、そして窓を開けてどのぐらい、ほかの教室と違うのか、しっかりとデータを取ってそのようにできているのならそういうデータが出るのかどうか、しっかりと検討していただきたいと思えます。教室だけでなく、温暖化の時代ですので、小さなことでは体育時間の小休止等の木陰や渡り廊下にミストシャワーや校内緑化、緑のカーテン、とにかく現状をしっかり把握し来夏へ向けての対策の研究をやっていただきたいと思えますが、どう考えますか。

**○教育長（西森廣幸）** 子供たちが快適な環境の中で学習し、学習したことが身に付いて活かされていくことが大切なこととございます。そういう意味で私ども教育委員会としましてはそれぞれの教室の環境づくりには更に気を配りながら、学校と一緒に取り組んでいき

いと思っております。この2学期が始まりましてから、9月5日から、先週の9月9日、月曜日から金曜日まででございますが、各小・中学校の1時30分前後の気温を測定して報告をいただいているところでございます。そういうことを集約しながら、どのような対策がいいのか考えていきたいと思いますが、先ほど議員の方でご指摘いただきましたように排煙窓を開けた場合とそうでない場合の教室の気温の変化、そういうものもきちっと測っていただいて開けることの大切さを学校と共有してまいりたいと思っております。

**○15番議員（木原繁昭）** 是非、そのような努力をしていただき、それでもここは特別だという形でしたら是非根本的な解決をしていただきたいと思います。

次に、子育て支援に移らせていただきます。利用者が延べ7,037人。支援センターのですね。1人の方が何回もという形で当然やられてるんだとは思いますが、続きまして子育てサポーターの講座が行われて、それを受講の方がおられて、そのできたら役に立ちたいと思っている人もいるやに聞いてるんですが、子育てサポーターの数やその活動状況についてお伺いいたします。

**○教育部長（長山君代）** 本市では平成20年度から子育てサポーター養成講座を開設いたしまして、平成27年度までの8年間で102名のサポーターを養成いたしました。子育てサポーターは子育てに関する悩みや不安を抱える親たちをサポートし、地域における子育て支援の担い手として活動しているところでございます。具体的には月3回開催される子育てサロン、スマイル広場の中で子育てに関する悩み事相談を受けるほか、親子を対象とした読み聞かせ、季節の工作、ヨガ教室、しゃべり場など参加者に寄り添い、子育てに関するアドバイスや支援を行っているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 平成20年から平成27年まで、子育てサポーターが受講された方が102名ということで、これは年代的にはどのような年代の方が多いのでしょうか。当然、そのサポーターとしてやれる時間的なもの持ってなければならぬところもあるんでしょうけど。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど申し上げましたように、20年から27年度までの養成講座でございます。年齢的には様々あると思っております。一面では高齢化しているという話も伺っておりますが、高齢化しているからこそ時間的なゆとりも出てまいりますので、活用するというお気持ちは持っておられるように聞いているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 是非サポーターでお手伝いしたいという方でなかなか声がかからないというようなことはないのでしょうか。そういう方がいらっしやらないのか。

**○教育長（西森廣幸）** 現在のところ、3か所で定期的にスマイル広場を開催しております。参加については呼びかけはしておりますけれども、実情としては限られたサポーターになっているように感じております。

**○15番議員（木原繁昭）** 呼び掛けてはいるということですので、いろいろと都合があるんだ

とは思いますが。

次は、子育て世代がいつでも集まれるフリースペース等についてですが、生協にですね、柳田ですかね、あそこに生協がございしますが、生協の方で第2・第4木曜日でしたっけ、そういう子育て世代のお母さんたちが集まって遊ばせたり、ちょっとしたおやつを作ったりしているところがあるように聞いていますが、どのような活動しているかご存知でしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 今、議員のお話の中にございましたように、生協の2階で毎月子育てサロンが実施されているということはお聞きをしております。本市ではスマイル広場という子育てサロン事業を実施しており、子育てに関する悩み事相談やリトミック、絵本の読み聞かせなどを行っているところでございます。指宿でも開催をされておりますが、生協の広場では指宿店での子育て広場、そらまめキッズっていう広場があるように聞いております。大変すばらしい支援の取組をしていただいていると思っておりますのでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 指宿にも子育てサロンがあるってことです。私はこの質問の中にフリースペース等の設置の考えはとか書いておりましたかね。と質問させていただいてるんですが、子育てサロンがあるということですけど、そのフリースペース的なそういう考えのもとにつくられていつでも集まれる状態であるのか、その辺はどうなんですかね。認識としてそういうフリースペースがあるという、お母さん方がそういうふうには思っていないような気もせんでもないんですが。

**○教育長（西森廣幸）** 定例的には先ほども答弁させていただきましたが、月3回、COCCO はしむれ、徳光、利永校区公民館、大成公民館で実施しているところでございます。議員が思っておられることはいつでも集まれるフリースペースの設置、そういうものについての取組であろうかと思いますが、気軽に集まれる場所をつくっていくことは必要であろうかと思っております。そういう意味では校区公民館がございしますので、先ほど養成しましたサポーターを活用して活動していただきながら、校区公民館を利用した地域ぐるみのそういう家庭教育の取組はできないものか、これから校区公民館等とも協議していきたいと思っております。

**○15番議員（木原繁昭）** 是非、考えて、いつでも集まれると言いますか、いつでも行ける。自由に話したりとかですね、これこれしましょうという縛られたものでも、当然参加してもいいし、しなくてもいいし、お母さん同士子育ての悩みを話し合ったり知恵を出し、知恵をお互いに教え合ったりする場ができたらと思います。是非、そういう形で子育てサポーターご利用いただいて、そういうところをつくっていただきたいと思います。

次に、学童保育について伺います。今、学童保育は、幼稚園等が結構やっておられるようですが、地区によっては我々のところは学童保育の恩恵がない、同じ市民として不平等ではないかこのような意見を私は聞いたんですが、そちらの方に届いていますでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 今、議員の方からご質問いただいたことについては、私どもの耳

に届いていないところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 届いていないということですが、言いにくいんでしょうかね。今、山川の福元公民館でそれこそ、あの方々も子育てサポーターなんですか、私らの知っている方々が子供たちと一緒に今学習のお手伝いをしたり遊びのお手伝いをしたりされているようです。そこに参加している70歳ぐらいの方でしょうか、子供たちと遊んで、今まで上がらなかった肩も上がるようになって、あの大きな大縄跳びをですね、こう回して子供たちを飛ばしてしましてですね、健康にもいいんじゃないかということで、またやりがいもあるということでしたけれども、この福元区を取組をちょっとご紹介いただけたらと思いますが。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 今、議員から福元区の子育て支援の取組というご質問だったと思います。平成26年度から新たな地域コミュニティ組織モデル事業を福元区を含めて4地区で初めております。モデル事業では各地区が場づくりやワークショップを地道に重ねる中で地区の課題についてアンケート調査を行っておりますが、ほとんどの地区の課題の上位にあるのが子育て支援、子育て対策ですね、高齢者対策、そして空き家対策というものがありました。福元区では福元の理想の未来を徒歩で暮らせる住みよい町、伝統と人の繋がりが生きる様々な人に開かれた福元というキャッチフレーズのもとに、今年の2月頃から七つの課題に絞り込んで課題解決に向けて、市民協働課パートナーシップ推進係が支援しながら課題解決に取り組んでおります。この課題の一つでありましたその子育て支援について、子育て世代を中心にした話し合いの活動において、区内に学童保育がないため放課後及び夏休みなどの長期休業中の子供たちの居場所づくりが急務であるとの課題が出たところでございます。このようなことから、福元子供クラブというのが今年4月に誕生しております。これは既に6月10日の南日本新聞にも掲載されております。当初は地元の高齢者のボランティアの方々2名体制で平日の午後3時から6時の間、子供たちと一緒に勉強したり遊んだりして見守るといいうもので、何かをさせるとか、あるいは教えるとかというものではなかったようでございます。その後、夏休み期間中の対応をどうするかが課題でしたが、この期間へのボランティアをCOC協定を結んでいる鹿児島女子短期大学に依頼をしまして、7名の申し込みがあつて、更には鹿児島大学や指宿高校などからも約27名の協力があつて、夏休み期間中の福元子供クラブの活動は無事終えることができましたようです。高齢者も含めて、こういった大学の方々と協働で子育て支援をしたということです。高齢者や日頃交流のない大学生などと子供たちが同じ空間の中で活動できたことはとても有意義で、また冬休み同じように依頼したいというふうに考えているようでございます。以上です。

**○15番議員（木原繁昭）** すばらしい活動が行われていると思います。夏休みは鹿児島女子大から7名、鹿大、指高からも27名の方がお手伝いに来てくださったということで、子供たちもいろんな意味でいろんな人と触れ合えてすばらしい社会生活体験になっていくんじゃないかと思います。この頃核家族化等ございますので、こういう子供に社会性が育つっていうこ

とではすごく意味があるんじゃないかと思います。平日は3時から6時までということで、おばあさん世代に当たる方がお手伝いをしていただいで、地域の子供たちとおばあちゃんたち、地域の人たち全てが知り合いになる確率が高くなる。またそういう意味で、地域の子供たちの安全も高くなるし、犯罪の抑止力にもかなりなるんじゃないかと思います。この福元区を取組をほかのところにもどんどん広げていく考えはないか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほども申しましたとおり、モデル地区の中でも子育て支援、高齢者対策、そして空き家対策というのがやはり課題の上位に示しておりますので、やはりそういった地区からそういった地域づくりの中でコミュニティづくりの中でそういったものやりたいということであれば、私どもの方からですね、マンパワーで支援をしていかなければならないというふうに考えているところです。

**○15番議員（木原繁昭）** やりたいということがあれば、ということですが、そのやりたいという気持ちになれるような働きも是非していただきたいと思います。

それから、そういう意味で子育てのしやすい町っていう指宿になっていただければ、所得が少々低くても、これはひいては今人口減のブレーキと言いますか、それにもなるんじゃないかと思います。それを期待しております。今後とも子育て支援に力を入れていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩	午後	2時58分
再開	午後	3時08分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

**○13番議員（前原六則）** 高校生の皆さん、こんにちは。例年にない台風の発生場所と変則的コースの動きが相次いで報道されております。不意打ちの中、甚大な被害を受けている東北地方の皆様には心からお見舞い申し上げます。

では、順次通告の質問に従いまして進めていきます。

まず、農業振興についてですが、今年の日照り続きによる農産物への影響について幾つかお聞きし、今後のその対策はないものか、お伺いいたします。

まず、南薩土地改良区、畑地かんがい事業区域外の耕作面積はどの程度あるのかお聞きいたします。

次に、JR入野駅近くの踏切事故についてですが、事故は8月22日に開聞入野駅近くの踏切で起きましたが、事故後間もなく現場の藪払い等が行われ、見通しが見違えるほどよくなり、事故時の見通しの悪い状況で双方の運転手の危険認知可能地点がどこだったのだろうかと考えると、死亡された方は気の毒な思いがいたすわけであります。そこで、地元から関係

先に藪で視界が悪いとの声は届いてなかったのかお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 南薩畑地かんがい事業区域並びに地区外の畑地面積に関するご質問をいただきました。まず、本市の農産物の生産に関しましては、近年様々な気候変動により作物へ度重なる被害を受けている状態であります。例えば、昨年の中雨、多雨、日照不足の影響によるオクラ類の収量減、今年に入ってから1月の雪による雪害、凍結害によるソラマメ類の豆類への大きな打撃など、本市の農業にとって莫大な被害を受けました。更に、梅雨明け後から先般の台風12号までの少雨、オクラの生育や秋冬作の植え付けの遅れなどが発生し、農作物への影響を心配しているところであります。指宿市の畑地面積につきましては、約3,100haであり、そのうち南薩畑地かんがい事業区域、これは池田湖の水を利用したかんがいを行っている畑地でありますけど、事業区域は指宿地区が約634ha、山川地区が約801ha、開聞地区が約602haであり、合計で2,037haとなっているところでございます。畑かん区域外の面積については指宿の畑地面積から南薩畑地かんがい事業地区を差し引きますと、約1,063haと算出され、主な地区といたしましては山川福元地区の約180ha、指宿岩本地区の一部で約10haとなっているところでございます。

次に、JRの事故についてでございます。今回の事故は警報機と遮断機のない、いわゆる第4種踏切において、乗用車で踏切を横断中、枕崎方面からの列車と衝突し2人が死傷した事故であります。現場の状況といたしまして、当時踏切周辺は1m以上の草木が茂っている状況であり、これまで地区住民の中では見通しが悪いとの声はあったようでございますが、JR九州や市に対して伐採等の要望はなかったところであります。なお、事故の原因等については現在国の運輸安全委員会による原因の究明、調査が行われているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 続きましての質問を農業振興から順次行っていきます。今年の梅雨は夏野菜、特にオクラ、サツマイモなどへの生産量や品質への影響がどのような状況だったのかお伺いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 野菜類の日照り続きによる生産量、品質への影響についてのご質問です。7月からの雨不足による影響については、主にオクラ、サツマイモ、果樹等が想定されるところでございます。本市の主幹作物のオクラについては梅雨後の雨不足により樹勢低下による芯止まりや実が固くなる傾向がみられているところです。作付面積などの差もあり、一概に比較することはできませんが、指宿農業協同組合の出荷実績を見ますと、8月末で約1,027tの出荷となっていると聞いております。過去5か年の平均が約1,070tであり、8月末の約1,027tと比較すると約4%、約43tの出荷減となっていることが推定されます。県の農業災害報告用単価で試算をしてみますと、約2,200万の減収となると考えております。また、サツマイモ、果樹等の影響につきましては今後の天候次第でございまして、聞き取りをした結果によりまして現時点で影響は出ていないと考えるところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 先ほど2,200万ほどの金額ベースで被害が出てるんじゃないかというようにございましたが、これはJAの額じゃないかと思うんですけども、全体から見ますとやはり4,000万から5,000万のこの辺りに、指宿市内のですね、出荷額の減になるんじゃないかというようなことも考えられるわけです。こんなことを考えますとですね、やはり農家1人当たりのですね、所得がそんだけ目減りするわけですので、これに対する今後の対策、これなんかをどのように考えていらっしゃるかお伺いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** ただいま、2,200万円の減収ということでお答えさせていただきましたけど、あくまでも推定ということでございます。あくまでもこれもJAの出荷額を基に算定をいたしましたので、市全体でどの程度になるかということは、これよりも多くなるであろうという推計はされるところでございます。しかしながら、先ほどの答弁でもございましたけれども、台風とかこの秋雨前線の影響で、それこそ昨日も大分雨が降った状況、今日も少し降っている状況でございます。農家の方々は準備を当然されておるところでございますので、今後収穫量の回復というのも見込まれているところでございますので、営農の指導等を強めながら対策は取っていきたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 夏作はそのようなわけで、ある程度の推定ができるわけなんですけど、今後のですね、秋冬作物への植え付け、農作業への影響はどのように捉えてるかお聞きいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 今後の秋冬作への準備に対する影響についてのご質問かと思えます。雨不足によって土壌の乾燥による土壌消毒の遅れや播種、定植の遅れ、活着不良等の影響が考えられ、秋冬作の主要品目のソラマメ、スナップエンドウ、実エンドウの豆類やカボチャ等、例年より1週間から10日間ほどの遅れが生ずると考えております。地区外においてはそれ以上の遅れも考えられ、既に定植や播種が終わったほ場でも一部作物が枯れているところも見受けられたところでございます。秋冬作の播種の遅れは生育遅れによる果実の肥大不足や霜害の危険性も懸念されますが、先般の台風12号により約60mmの降雨と、昨日まで降っております秋雨前線による雨が合ったことで、農家の方はさっそく準備や定植に取り掛かっているところでございます。今後についても葉面散布剤の使用、籾木作業の励行などこれまでの播種時期の遅れを取り戻すため、関係機関と連携して講習会、現地検討会を通じて適切な栽培管理の指導を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 答弁の中で関係機関と連携してきめ細かな技術指導を行ってまいりたいというようなことをこの述べましたが、今回の日照り続きによって特別に、技連会での特別会合は行われなかったものかお伺いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 技連会等で特別会合は行われたかのご質問でございますが、通称技連会と呼ばれる指宿市農林技術協会は県農政普及課、指宿市十二町駐在、指宿農業協同組合、南薩農業共済組合、それと市などの農業に関する各関係機関の職員で構成されており、

市の農業振興のために野菜部会など各部門ごと専門的な技術や経営指導等の活動を中心に会員の指導体制の統一と相互理解のもとに農家の所得向上を図るための組織であります。今回のこの雨不足の対策につきましては、平成28年8月29日に野菜の専門職員や営農指導員が集まり、野菜部会の中で少雨による農作物等への影響について検討を行っております。南薩畑地かんがい事業区域以外の少雨対策としましては農作物の樹勢に負担を掛けないような早め早めの収穫や樹勢回復、維持のための液肥などの葉面散布を行うことなどの技術対策の統一を行い、農家の指導を徹底することなどを申し合わせているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** そうですね。こういう構成メンバー、団体がですね、連携してこうやることが、今後、いろいろ台風前ですね、対策、いろいろと対策、それから問題解決策、これに役立つんじゃないかと思えます。そういう意味からしてですね、これは私もよく内容は分からないんですけども、定例会っていうのは年に何回とか決められているんですか。その都度状況に応じて開催するものなのか、その辺りをちょっとお伺いしたいと思います。

**○農政課長（松澤敏秀）** この技連会につきましては、先ほど部長の方で答弁していただいたんですが、部会、野菜部会、経営部会、あるいは作物部会、果樹関係の部会という部会があります。その中で、定例会を必ず月1回、2か月に1回なることもあるんですが、そういう例会を開催をしていると。あと、役員会等につきましては、随時必要なときに招集をかけるという方法で会議の方についてはもっているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 定例会ももちろんあるということですが、その技連会ですね、会議、招集の手続き等はどんな手順で、これはやっぱり主管は市役所の方でやってらっしゃるんでしょうか。その辺りをちょっとお伺いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 技連会のその会議の招集などについてのご質問かと思いますが、先ほど技連会については内容を説明をさせていただいたところでございます。この指宿市農林技術協会の会長、これは指宿市の農政課長ということになっておりまして、台風災害等とか緊急を要する場合に会長名で招集をして会議が開かれるということになっております。

**○13番議員（前原六則）** 一応、会長が農政課長になっているということですので、指宿市の農業振興のためにですね、今後この異常気象が頻繁に起こるような状況が発生すると思えます。その都度事前対策、また事後対策、これをですね、やはりしっかりした対策に確立するためにはですね、即効のあるようなですね、会合の持ち方、それに心がけて邁進していただきたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

南薩土地改良区の水資源は余裕がないことで、今後も約3分の1ですかね、指宿市の耕作面積の3分の1が晴天続きのときは天候の影響を受けるわけでございます。特に福元地区の約180haのまとまっている場所にはですね、新たな農業用水減の確保を農家の負担が少ない形で開発できないか。そうすることで福元地区で一部の方からあそこが土地改良ができない

か、若しくは畑地かんがい水が引けないか、今の南薩畑地ですね、かんがい用水が引けないかというような要望が強く昔からあるわけなんですけども、そういうことを考えればですね、土地改良への地権者の同意が得られやすいんじゃないか。この同意をしてない方々がですね、やはり負担金、それから賦課金、これが安くなることでですね、同意してくれるんじゃないかと思うんですが、その辺りはいかがが考えていらっしゃいますでしょうか。

**○農政部長（宮崎英世）** 福元地区の約180haの畑かんの未実施のことについてでございます。福元地区につきましては、南薩畑かん事業の導入当時は地区の方々が同意が得られず事業実施ができなかったところなんです。その当時、花き栽培が盛んに行われて、ハウス施設面積等も多かったことから、工事期間の農業所得への影響などがあったということも同意率が低かった一因となっているようでございます。その後、地域の方々からの要望もあり、畑かん事業導入に向けての話し合いを行ってきておりますが、水源の確保の問題、工事負担金の問題、農地名義の問題など様々な課題がございまして、事業導入は困難であるという1回結論が出ているところでございます。最近に関しましては、平成25年の11月に地域役員の方々との畑かん要望に対する話し合いを行っておりますが、先ほど挙げました様々な問題等があり、県におきましても事業導入についてはちょっと難しいんじゃないかということ判断をしたところでございます。しかしながら、この農業用水の確保というのは、もう地域の農業振興にとりましても大切な問題でありますので、地域の総意のもと要請があれば事業導入に向けて協議をして検討させていただきたいと考えているところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 要望があれば検討してみたいということなんですけども、まず先行してですね、やれるのは水資源の農業用水、ここをどうするかっていうのがここは大きな問題じゃないかと思うんですけど、これ辺りを竹山地区を含めたところですね、地下用水、島じゃよく地下ダムなんか造ってですね、水確保をやっているようでございます。国営でやればですね、負担率も低いということで、この辺りの資金面とかですね、それから工事をした場合にどれぐらいの1人当たりの負担、1ha、面積当たりのですね、試算、これはやることは可能じゃないかと思うんですが、そういうのを具体的に提示すれば、あの180haっていうのはですね、指宿の農業生産額をこの引き上げるためにはですね、すごくいい場所じゃないかと思ってるんですよ。と言うのが、あの辺りはオクラ、ソラマメ、土壌的にも最適な場所じゃないですかね。そういう意味では、あの山川地区の若者の後継者育成にもですね、役立つこの適度な面積もありますし、指宿の税収も上がるかとも思っておりますし、そういう意味ではみんながハッピーになるわけですから、是非その辺りも検討してもらえませんか。いかがでしょうか。

**○農政部長（宮崎英世）** 先ほど申しました畑かん事業、様々な事業があります。代表的な事業としまして県営畑地帯総合整備事業というのがあって、農業用水の畑かんの事業、農道の整備、区画整理等行えるようになっております。その中で負担の部分です。事業としては国が

50%，県が29%，地元が21%ということで，79%を補助ができる事業となっております。その上で，要するに受益地の面積がどの程度になるのか，水源がどうなるのかということで総事業費が決まってまいりますので，その総事業費の21%が地元の負担という事業でございます。こういう補助率の問題に関しましては，先ほど申しました今まで福元地区で説明をさせていただいた中でも話はさせていただいていると思います。これは少しでも低くなれば，当然導入はしやすいんでしょうけど，やはりこの地元の負担というのは，この土地改良事業の性質上必要であるということでございますので，そこまで理解をいただいた上で最終的には地域の総意ということができれば，事業の導入に第一歩が踏み出せるということを考えております。

**○13番議員（前原六則）** 地下水を利用するとか，雨水を利用するとかですね，そういうのを具体的にある程度詰めて，そうした場合に幾らぐらいかかるという総額をですね，試算して，それを提示しないと，21%負担だよ，この21%の中には当然市の地元自治体も幾らか負担するとなればですね，農家の負担額っていうのは少なくなるわけですから，要するに総額，10a当たり幾らの負担になるっていうぐらいはですね，詰められるんじゃないか，そういう数字のもとに同意をもらうというような，やはりやり方がいいんじゃないかと思えます。ただ，負担が21%あるよというようなこと言えばですね，何が何かさっぱり分からんと，割合だけでですね，具体的なのが掴めないという農家のやっぱり心理じゃないかと思えます。その辺りをまた検討していただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

次に，エコファーマーについてお聞きいたします。今，TPPの発効時期等がアメリカ大統領選での行方により不透明であるようですが，しかし日本政府や人口減に向けた農業政策の柱として農産物輸出を推進しています。これらの状況から，他地域の農産物より有利な国内外流通を構築するため，安心して安全な農産物の生産施策が必要だと思えます。そこでまず，指宿市における認定農家とエコファーマーの人数についてお伺いいたします。新規認定取得者に対しての育成や認定過程での計画書との整合性の指導等はどこが行うようになっているかお伺いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** エコファーマー制度につきましては，持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律で位置付けられ，農地の生産力の維持，増進に不可欠な土作りが年々減退している中での化学肥料や化学合成農薬の過剰な使用の是正や，有機農産物に対する消費者ニーズの高まりなどの課題への対応が急がれております。このような喫緊の課題に応えるために，堆肥作りによる土作りと化学肥料，化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を推進し，環境と調和の取れた持続的な農業生産の確保を目指すことを目的としたエコファーマーを認定，育成していくことを推進しております。本市の平成27年度末の認定農業者数は440名，またエコファーマー認定は全体で102名となっており，そのうち認定農業者とエコファーマー認定の両方を受けている方は56名となっているところで

ございます。また、エコファーマー認定者の推移を見ますと、平成24年度は95名、平成25年度は103名、平成26年度は109名となっており、ここ数年横ばいの傾向にございます。平成27年度の更新状況を見ますと、継続して更新手続きを行った者が2名、新規で申請した者が4名となっているところでございます。更新手続きを行わなかった方々が11名おり、その理由として規模の縮小や経営を離農された方となっているところでございます。今後も県農政普及課や指宿農協など、関係機関団体と連携を取りながら各定例会、座談会や現地検討会などを中心にエコファーマーの推進や指導をしまいたいと考えております。

次に、ご質問は、認定のときの計画書との整合性の指導はということだと思います。計画書との整合性の指導等はどこが行うかということは、エコファーマー制度につきましては県が定めた持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、土作りや化学肥料、農薬の低減のために導入すべき技術が定められており、農業者が作成したこれらの技術を導入した導入計画書、これは県が主体となって市、農協などの関係者が指導、助言を行っているということでございます。

**○13番議員（前原六則）** まだ、ちょっと質問したかったんですが、敢えて飛ばします。これまでの認定農家への取組についてお聞きしますが、エコファーマー認定の条件をちょっとお聞かせいただきたい。

**○農政部長（宮崎英世）** エコファーマーの認定条件についてということでございますが、先ほども申しましたように、エコファーマー制度は持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、県が定めた三つの技術を一体的に導入する計画を立てた農業者をエコファーマーとして県知事が認定するという事は先ほど申し上げました。更に、具体的に申し上げますと先ほど申し上げました三つの技術のうち、一つ目の土作り技術は良質堆肥の施用による土壌の通気性、保水性や養分保持力の改善。二つ目の化学肥料低減技術は化学肥料の過剰施用による地下水汚染等の防止のための改善。三つ目の化学合成農薬低減技術は極力農薬使用を抑え、生産者、消費者に安心・安全な農産物を提供するための改善となっております。一例として、オクラにつきましては5年後の目標として土作り技術に関しては良質堆肥10aあたりを2t、化学肥料低減技術についてはチッソ成分量10aあたり17kg以下、化学合成農薬低減技術については農薬成分使用回数は16回以下との取組を行うこととなっております。以上です。

**○13番議員（前原六則）** 今、話しましたような基準というのはですね、今のオクラ農家にいたしましてはほとんどの農家がですね、この基準はクリアしているわけです。断言して言えるんじゃないかと思うんですが、当局もそれはお知りかと思えます。そんな中で認定農家に対しての支援事業とメリットがいろいろこうあるわけなんですけども、今後のですね、第2次総合振興計画での農業振興策として環境保全型農業、このような展開をどのように、流通体制と情報発信で実現して、また系統だけでなく承継扱いの農産物、農産品の有利販売に繋

げていこうと考えてらっしゃるのか、お伺いいたします。

**○農政部長（宮崎英世）** 本市の農業は温暖な気候と豊富な水資源や泉熱、基盤整備された広大な農地などの有利性を生かしてソラマメ、スナップエンドウ、実エンドウ、オクラ等の野菜をはじめ、花き、観葉植物、果樹、葉タバコ等の生産や畜産が盛んに行われているという前提を総合振興計画の中で打ち出しております。その中で環境保全型農業につきましては、貴重な財産である農地を将来にわたって持続可能な農業の一環として、将来の担い手に引き継ぐ大きな役割を担っていると考えております。化学肥料や化学農薬の低減を、使用を低減した農業生産に取り組むエコファーマーの育成や鹿児島県の農林水産物認証制度、いわゆるK-GUPと申しますが、これの取得、更には農業用廃プラスチック類の適正処理の推進など環境に優しい農業の展開を図りながら、生産安定と品質向上、食の安心・安全に取り組みながら指宿農業協同組合など、関係機関とともに産地の有利性、安全な農作物の供給による市場や量販店、消費者に指宿の農産物の安全性など消費地会議やトップセールスなどを通じてPRすることにより有利販売に繋げてまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 私はエコファーマー認定農家の大きなメリットはですね、産地間競争の中でいかに高い価格で販売できるかではないかということをおっしゃっているわけでありませう。そのため、生産技術の確立には生産から販売先までの物量活動をしているJAの連携が不可欠だと思うんですが、現状はどんな状況かお伺いいたします。

**○農政課長（松澤敏秀）** JAとの連携につきましては、一応、部長の方からも答弁があったように必ず技連会の中にJAの組織も加入しておりますので、営農指導員との連携は密に十分行っております。そのことによって、今後エコファーマーについても十分そのエコファーマーの制度の周知を図りながら、有利性を生かした販売に努めていきたいと考えてます。

**○13番議員（前原六則）** 先ほどありましたエコファーマーの認定数がですね、指宿の方は若干、11名が更新しなかったということで、これ全国的な状況じゃないかと思えます。全国におきましても、27年度が1万2,000、認定農家が減ったというような状況でもございますし、鹿児島県の中を細かく見てもですね、鹿児島も5,000ほどですね、5,066戸減っているような状況でもありますから、そういうことを勘案すれば指宿はもともと登録者数が少なかったのかどうか分かりませんが、少なくとも減っております。しかしながら、オクラ生産農家から見ればですね、この今の認定基準から推し量ればですね、多くの農家の方々がこの認定農家として技連会ですね、指導があれば認定できるわけです。そういう中においてですね、やはりこの指宿の食の安全、それから安心、これを売るためにもですね、是非この認定農家をですね、推進していただき、そしてまた指宿の標榜するおいしい野菜をですね、多く観光客に食べていただくことで、指宿のまたブランドも価値が高くなるんじゃないかというふうな考えしております。やはり、有利販売ができるわけですので、できるだけその有利販売のメリットを農家の方々に多くこの普及させていただくような、認定の制度をですね、活用して

いただきたいということを考えるわけですので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、JR入野駅近くの踏切事故についてですが、新聞等によると地元では見通しが悪く怖いという声が出ていたが、そのことの要望が関係先に届いてなかったということでJR側は藪整備の幾つかの要件に該当してないということから藪払いを見送っていたとのことでした。指宿枕崎線には列車接近を知らせる機械的装置、警報のない第4種踏切が20か所あることですが、指宿市内に何か所あって、同様に藪などで見通しの悪いところの把握はどのようになっているかお伺ひいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 現在、市内のJR九州の踏切数は第1種踏切が39か所、第3種踏切が3か所、第4種踏切が6か所の合計48か所となっております。市としましては第3種及び第4種踏切においては注意喚起の看板等を設置しているところであり、今後も踏切については市民からの情報収集や点検等を継続的に実施し、対応が必要な箇所についてはJR九州に要望してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 事故後の対応についてお聞きいたします。列車の軌道敷地はJRの所有であり、それを横断する際の注意は一方的に横断者に課せられるわけであるが、こと山川駅から西穎娃までの運行は通勤、通学の時間帯以外の本数が極端に少なく、通過列車の意識が低いのではなからうかと思うところでございます。今回の事故後、いろんな再発防止策が考えられているが、第4種踏切において列車に踏切侵入を知らせる警笛を鳴らすことを義務付けるようお願いしていただきたいと思うが、受け入れられる可能性はあるかどうか、お伺ひいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 事故後の対応につきましては、JR九州と市及び地域住民等が連携し踏切周辺の藪を払い、現在視界の確保はされているところであり、また、JR九州においては事故後踏切近くで警笛を鳴らしており、今後自動車の運転手などを対象とした安全意識の啓発のため、踏切安全講習会を実施することや、市や関係機関等と第4種踏切等の在り方について協議を実施する予定であります。警察署といたしましても第4種踏切等においては一旦停止し、窓を開け耳で音を聞き、安全確認を実施した上で線路に侵入するなど注意喚起を実施してまいりたいということでありました。

**○13番議員（前原六則）** 南日本新聞に事故後ですね、やはりいろいろとこの対応策載っております。また、原因と思われる内容とかですね、このように書いてあります。これは、やはり今回の事故後素早い市長のJRへの申し入れ、また指宿市役所とJR側が事故検証と対策、そして地元の方々の問題意識の喚起など迅速に対応したことを高く評価するものです。また、事故当時者の犠牲を無駄にすることないように日頃から地域の声に目配りを行い、危機管理業務において被害者を少なくする活動を市民と一緒にやっていただきたいと思ひます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## △ 延 会

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度のとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 田 チヨ子

議 員 森 時 徳

# 第 3 回 定 例 会

平成 28 年 9 月 15 日

(第 3 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成28年9月15日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 チヨ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 前之園 正 和 |
| 15 番議員 | 木 原 繁 昭 | 16 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17 番議員 | 新川床 金 春 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新宮領 進   | 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 市 長    | 豊 留 悦 男 | 副 市 長   | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長  | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長 | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長  | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長 | 宮 崎 英 世 |

|        |       |        |      |
|--------|-------|--------|------|
| 建設部長   | 山下康彦  | 教育部長   | 長山君代 |
| 山川支所長  | 馬場久生  | 開聞支所長  | 川畑徳廣 |
| 総務部参与  | 中村孝   | 総務課長   | 岩下勝美 |
| 市長公室長  | 川路潔   | 危機管理課長 | 園田猛志 |
| 市民協働課長 | 田畑喜史  | 商工水産課長 | 山元成之 |
| 観光課長   | 今柳田浩一 | 長寿介護課長 | 西浩孝  |
| 健康増進課長 | 前菌千秋  | 耕地林務課長 | 西田栄一 |
| 建設監理課長 | 田之上辰浩 | 土木課長   | 黒木六海 |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において、高橋三樹議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○9番議員（高田チヨ子） おはようございます。公明党の高田チヨ子でございます。東日本や北海道では台風、大雨の被害、そして熊本では地震に相次ぎ、更なる大雨の被害などにより、皆様大変な思いをしているところでございます。心よりお見舞いを申し上げます。本市では心配された台風も何事もなく過ぎ去り、よかったなと思ったところですが、反面、農家の方々は雨が降らずに大変困っているようです。毎日水かけに時間を費やしているとのこと。農家の方にも、また一般の方にもちょうどいいぐらいの天気にも恵まれたらいいなと思うところです。

それでは、通告に従い一般質問を行います。まずはじめに、安心・安全な生活のために、AEDについて伺いたいと思います。現在、市内に設置してあるAEDの活用状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

次に、なのはな館について伺いたいと思います。はじめに、現状についてどうなっているのか、また利用状況はどうなっているのか伺いたいと思います。

以上で、1回目の一般質問を終わります。

○市長（豊留悦男） なのはな館につきましては、市が県から譲渡を受けた本館、体育館、芝生広場等については、平成28年4月1日から市で管理運営を行ってきております。なのはな館の利用状況等につきましては、平成28年8月末現在において、体育館の利用者が1万340人、芝生広場が5,709人、合計1万6,049人の方にご利用をいただいているところであります。体育館においては、バドミントンや卓球、ソフトエアロビクスや太極拳など、様々なスポーツで利用されております。また、芝生広場におきましては、主にグラウンドゴルフをされる方が多く、このほか利用人数は正確には把握できておりませんが、多くの市民の方にウォーキング等で遊歩道を利用していただいております。本館につきましては、市政事務嘱託員等の総会

が4月24日に開催され、約200人の方のご利用がございました。また、指宿ロータリークラブが主催の国際ロータリー第2・7・3・0地区地区会員増強セミナーが5月21日、22日両日に開催され、約600人の方にご利用をしていただきました。熊本地震の際には4月19日から5月18日まで本館のレストランが支援物資の集積所として利用され、4月20日から4月24日までは指宿青年会議所が中央ホールを支援物資の集積所として利用していただいたところです。今後とも譲渡を受けた施設につきましては、引き続き利活用を図ってまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等については、健康福祉部長が回答をいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** AEDの活用状況についてのご質問でございます。AEDは小型の機械で電極の付いたパッドが入っており、心停止した方にパッドを貼り、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与えることで心臓の状態を正常に戻すという機能を持っているものでございます。平成28年8月末現在におけるAEDの設置状況は、指宿南九州消防組合のAED設置状況調査によりますと、市内の病院、ホテル、幼稚園等106事業所に設置されているようでございます。AEDの活用状況につきましては、本年8月末現在における救急出動によるAEDの活用はないところでございます。また、菜の花マラソン大会における過去10年間のAEDの活用状況につきましては、平成21年第28回大会において3名の方が、平成24年第31回大会において1名の方がAEDで処置を行い、蘇生、回復されておられます。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目からの質問に入ります。市内のAED設置事業所及び設置台数はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 指宿南九州消防組合の平成28年8月末現在におきますAED設置状況調査によりますと、市内106事業所が設置をしており、台数につきましては119台となっております。内訳を申しますと、公的施設が17か所の17台、学校が20か所の24台、病院が22か所の31台、保育所・幼稚園が16か所の16台、ホテル・旅館が11か所の11台、介護保険施設が6か所の6台、その他施設が14か所の14台という状況でございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、設置台数をお聞きしましたが、いざAEDを使おうというときに使えないということがあると困ります。電池やパッドも使用期限があると思います。AEDの管理及びチェック体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** AEDの日常点検といたしましては、インジケーター、AEDが正常かどうかを示すランプや画面によりAEDが使用可能な状態にあることを日常的に確認し、点検結果を記録に残すこととされております。また、AEDの電極パッドやバッテリーには使用期間等があることから、AEDを正常に作動させるためにこれらの消耗品の交換時期を表示したラベルで把握し、適切に交換することになっております。各施設におけるAEDの管理及びチェック体制につきましては、設置事業者において日常的にAEDの点検がなされているものと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 平成18年に議員になってから、私が初めて一般質問したのがこのAEDでございました。そのときは指宿の総合体育館と開聞の総合体育館の2か所にだけAEDは設置してあるという答弁でした。それから10年余りが経って、今このAEDは多くの場所に、非常にたくさんのAEDが設置されるようになりました。本当にありがたいことだなと思っております。でも、せっかくこれだけたくさんのAEDがあっても、今設置されている場所っていうのはどこも昼間だけ、その管理者がいるときだけしか使えない、そういうAEDの設置箇所でございます。そういう時間が限られていては、いざ本当に夜中に具合が悪くなったとか、いつ具合が悪くなるか分かりません。そういうときにいつでもこのAEDを使えるような状況にしておく必要があるのではないかと思います。そこで考えたんですけども、24時間営業のコンビニが指宿にはたくさんあります。そういう24時間営業のコンビニ等に設置していただくことはできないか、また設置していただけるよう交渉することはできないか。そして、できれば市の方で助成することはできないか、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 現在、コンビニエンスストアは市内に17店舗あるようでございます。AEDの設置費用につきましては、1台当たり30万円から40万円程度掛かるようございますが、県内自治体においてはコンビニエンスストアに対する補助事業及び設置の実績はないようございます。コンビニエンスストアにAEDが設置されますことは、緊急時に場所が分かりやすく、24時間利用可能というメリットがあることは理解しておりますが、県内自治体、他市等の動向を注視しながら状況把握に努め、調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。AEDの設置に関してでございますが、平成25年9月9日付けでAEDの適正配置に関するガイドラインが示されております。ガイドラインの趣旨は、一般人が使用することを目的としたAEDの設置場所を表示し、AEDの効率的で円滑な利用を促進し、病院外心停止の救命を促進することを目的としております。従いまして、行政及び消防組合による設置の協力のお願いは可能と考えておりますが、強制的に行えないという具合に理解をしているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** この24時間営業のコンビニに設置してあるっていうのは、確かに鹿児島県内にはありません。でも、東京とか、そこは都会ですからなんですけど、沖縄とかコンビニに設置してある場所もあるようございます。それで、何とか更にこの行政として、もっと増やしていけるような考えは持ってないか、お伺いいたします。できれば市長に答弁いただけたらありがたいなと思っております。よろしくお伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 貴重な提言をいただきました。AED、つまりそれは人の命を救うという、心肺停止状態の人があるとすれば、身近なところで命を救う、つまりAEDの役割というのは市民の生命を守る観点からも極めて重要であろうかと思っております。そういう意味から、24時間誰でも使えるようなところ、すなわちそれがコンビニエンスストアであろうと

いう議員の提言でもございます。他の市町ではないという、そういう調査結果もありますけど、県内においては。このコンビニエンスストアにAEDを設置することで、市民が安心して安全な暮らしができる。つまり市民の生命が守れるという観点からいろいろな場面を想定しながら、今後できるかどうか、可能ならばできる方向で試行的にやる方法もあるのではないかなと思っております。1台当たり30万円から40万円ということですけども、人の命に代えられるものはないと、そう思っておりますので、ただいま健康福祉部長が答弁いたしましたように、状況等、コンビニエンス等の協力が得られるのかどうか、それを含めて今後検討したいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。是非、前向きに検討して皆さんが安心して生活ができるようにしていただきたいなと思います。

それでは、次に牽引式車いす補助装置についてお伺いいたします。皆さん、牽引式車いす補助装置って何だろうって思われるかもしれません。車いすは皆さん御存じのとおりどこにでもあります。でも、この牽引式車いす補助装置っていうのは、この車いすのこの部分に補助装置を付けて、引っ張っていけるという装具です。人力って言われてます。この牽引式補助装置だと車いすの前輪を持ち上げた上で、人力車のように牽引するものです。それなので、坂とか階段等でも比較的容易に移動できる効果があるということで、鹿児島市の方では桜島で実際にこの牽引式車いす補助装置を使って誘導をした、そういう研修をしたっていうことをお聞きしました。そこで、この補助装置を車いすによる避難誘導のための資機材として採用、導入するお考えはないか、お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 牽引式車いす補助装置につきましては、金属製のバーを車いすの前輪、先ほど議員の方から紹介がありましたが、その前輪付近のフレームに取り付け、前輪を持ち上げて人力車のように牽引するための装置で、上り坂や段差等においても少人数で車いすを素早く安全に移動できるものであると認識をいたしております。市としましては今後、災害時の避難時要支援者への活用について、調査・研究をしてまいりたいと思っております。また、この牽引式車いす補助装置につきましては、少人数で避難時要支援者を避難させることができることから、市内の福祉施設設置事業者にも紹介できればと考えているところであります。

**○9番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。これを使ったら本当に1人では動かせないところでも、この補助装置を使うことで簡単に誘導することができるということですので、人命を救うことができる、そういう装具です。

それでは、この補助装置を使って避難訓練時に体験をしていただくということは考えられないでしょうか。なぜ、このようなことを言うのかと言いますと、先日台風11号で岩手県の介護施設が被害に遭い、利用者9名が犠牲になりました。そこでも、本当なら早い対応でその9名を避難させていたら、その9名は助かってたのではないかと、そういうふうにも言われて

います。すぐ隣には3階建ての立派な施設がありましたが、避難誘導することができなかったために尊い命を落としてしまいました。このようなことが起こらないようにするためにも、補助装置を使って安全に避難誘導する必要があるのではないかと思いますので、この最初は避難訓練のときとか、そういうときに、まずは体験をしてもらって、そして施設等にもそういう装置を使ってもらって、実際に体験をする、そういうことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 牽引式車いす補助装置を市民の皆さんに広く紹介することで市民の皆さんもその利便性について、より具体的に理解できると思いますので、補助装置を貸し出す業者はいないか調査をいたしまして、借用が可能であれば各地域や各福祉施設等で行われる防災訓練等に借用、又は業者によるデモンストレーションをお願いしてまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** この避難誘導補助装置は、そんなに1機が高いものではないようです。それなので、是非揃えていただきたいなってそういうふうに思います。

それでは、次のなのはな館についてお伺いいたします。このなのはな館は今回、私も含めて3人ほどが一般質問するようでございます。しかし、このなのはな館、みんながどうなっているんだらうかって思っているのが市民の声でございます。それで、今回質問をすることにしたんですけれども、今、市長の方から現状について活用数とかそういうのを伺いいたしました。それでは、現在、そして使われているけれども、今後はどうなるんだらうか。なのはな館、県との話合いとか、それから高崎さんの問題とかいろんなことがございますが、今後についてお伺いいたします。県が解体しないとなると、予定されていた市民会館の計画は一体どうなるのでしょうか、よろしくお伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** なのはな館の今後についてでございますが、解体することとなっているなのはな館の北側に位置する宿泊施設、健康増進施設等の県有施設につきましては、平成28年2月15日に設計者である高崎正治氏から著作権上、解体には反対の意向が県と市に示されたところでございます。その後、県とは情報を共有しながら市が譲渡を受けた施設については、平成28年4月1日以降、市で管理運営を行っているところでございます。県有施設の取扱いについては、平成28年3月31日付けで交わした譲与契約書の第4条において、県の責任において対応することが明文化されておりますので、継続して県の責任で対応していただけるものと考えております。また、譲与を受けた施設の補修工事につきましては、現在、保全調査結果等を踏まえながら補修工事の設計の発注準備を行っているところでございます。それと、市民会館の部分でございますけれども、今年3月末に策定をしました市民会館整備基本構想において、建設の候補地としてなのはな館敷地での県有施設が解体された場合を前提条件として3パターンの配置計画がされているところでございます。これにつきましては先ほども申し上げましたけれども、県有施設でありますので、県の責任において対応するという

ことが明文化されておりますので、継続して県の責任で対応していただけるようお願いをしているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 県の責任において対応するという事なんですけれども、何かちらほら聞くと、もう解体されないみたいだっていうのもお聞きします。そうなったときに、これがどれぐらいずっと県の対応でされるのか。ずっと、これがはっきりと決着が着くまでこの県の対応というのは続くんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 県との協議ですけれども、相手があることでございますので、現段階では具体的な期限を申し上げることはできませんけれども、できるだけ早く解決しなければならぬという形で考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 解体するときは県がする。そして、使われる場所、市に譲渡した部分は、補修はちゃんと見るということなんです。万が一県がそこを解体しないとなった場合の市の対応というか、そうしたときに市は、現在ある場所をそのまま使うことになるのでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** このなのはな館問題については、これまでの経緯、本当に紆余曲折ございました。県との協議の中では県が解体し、市が使う部分については改修・補修費を負担をします。そして、市民に喜ばれるようななのはな館の活用方法を考えるというのが最初でございました。そして、ご案内のように今年の春、この施設は極めて優れた建築物であるということが、県も理解をしていただき、解体ということについてはする・しないを含めて、県に任せてほしいということでございました。くしくも、今朝の新聞でございます。ヴェネチア・ビエンナーレという今朝の新聞。実はここに高崎さんの建築群、日本テーマ館に展示されております。その資料を全て出させていただきました。つまり、このヴェネチア・ビエンナーレという国際建築展において、優れた建物の一つがなのはな館であるという評価を受けたということでございます。それ以前にも、高崎事務所に私も解体についてのお願いに参りました。是非、市民があなのはな館を有効活用するために、市民会館を含めて今後、利用の仕方を検討中であるので解体ということについてお願いに行きました。そのときの言葉、いまだに忘れられません。解体ができるという、そういうことは恐らくこの建築家、いわゆるそういうグループについても大きな論点、疑問を呈するであろうと。それはつまり、高崎さん自体がイギリスの建築家協会の名誉フェロー、仲間という意味でございますけれども、それほど高い評価を受けているということ、そしてあと一つはオーストリアの今年の1月11日の新聞でありますけれども、2015年度オーストリア最優秀建築賞を受賞した日本人初めての受賞者高崎さん、そういう高い評価を国際的にも受けている。これを前県知事の伊藤知事が分かったんであります。そうしましたその後に、伊藤知事も直接高崎さんにお会いに行きました。そして、すぐ私に直接電話がまいりました。びっくりしたと。そういう人だとなぜ早く分からなかったんだらうかというような趣旨でございます。やはり、この鹿児島島の仕

事、歴史ある名を刻む業績、なのはな館という、これが果たして解体できるであろうか。解体したあとのリスク、文化レベルというような話をされましたけれども、建築は文化であると。文化精神の継続性というのを考えたときに、市が望んでいる、その市の希望に応じて県も壊すと、解体するという覚書を結んだけれども、これはちょっと待ってくれという、それが経緯であったわけでありまして。つまり、壊せないとなるとどう利用の仕方を考えるのかという、そういう知恵を出さなければなりません。あのままにしておくわけにいかないわけでありまして。ご案内のように、昨日も私はなのはな館周辺、体育館を含めてその様子を視察に参りました。極めて多くの方々が利用しているのが体育館であり、あの遊歩道、雨が降っても歩けるようなあの場所であります。市民がどう期待をするのか。しかし、それだけではなくて運営コスト、ランニングコストというのも議員の皆様方から常々指摘されておりますように、考慮しなければなりません。大変重要な、しかも極めて重い判断が求められているのが今でございます。そういう意味でなのはな館につきましては、県との覚書の中で、補修というそのところだけは速やかに進めたいと思っております。しかし、今後なのはな館がどのような形で全体として利用できるのかという観点も考慮しなければなりません。あのなのはな館周辺に置かれた立場、つまりあそこの地域の特性という意味であります。スポーツゾーンであり文化ゾーンであり、そして観光客が訪れる、そういう極めて重要なゾーンであると、場所であるということ等を含めながら、今後できるだけ早く解決をしなければならぬと思います。新しい知事になりました。考え方というの、県の行政というのは一貫性があるかと思えますけれども、この地域におけるなのはな館の置かれた立場、立場というよりも重要性というのを深く認識をしていただいている新知事でもありますので、できるだけ早く結論を出したいと思えます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、市長から今日の新聞を通してなのはな館のすばらしさを教えていただいたような気がします。確かに、なのはな館、とってもすばらしい建物だと思います。ただ、あそこを解体する原因になったのは雨漏りだったですね。雨漏りがする。だから、解体をしないといけないということになったのではないかと思うんです。それで、そこをそのまま使うとなると、また雨漏りの心配をしなければいけない。それをまずは払拭しないといけないんじゃないかなって、それが出てくると思えます。そこら辺は市がするんでしょうか、県がするんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 補修工事についてでございますが、県の施設については県が責任を持って対応をするということでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 分かりました。解体する予定だったところは、もう全て県がみるということですね。市がそこにタッチすることはないということですね。

**○市長（豊留悦男）** 現段階ではおっしゃるとおりであります。県が責任を持って、市に譲渡した部分以外については、県が責任を持って対応するというところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** はい、分かりました。市民の皆さんが安心してあのなのはな館を利用できるようにすることが一番大切なことではないかなって、そういうふうに思います。朝、あそこを通ったときに、やっぱりあそこでジョギングしている人、ウォーキングしている人、また夜もあそこでウォーキングしている人を見掛けます。本当なのはな館は市民の大切な宝だなんて思うんです。だからこそ、このなのはな館をみんなが喜んで使えるようにしていくことが大事だなんて思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、不屈の情熱の人は試練を糧に強く大きく成長することができるかとありました。指宿市発展のためにこれからも、市も、議員も、市民もみんなが一体となって頑張っていくことが大事ではないかな、そういうふうに思います。

以上で終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時48分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高橋三樹議員。

**○11番議員（高橋三樹）** 皆さん、おはようございます。まず、台風10号により局地的に集中豪雨を受け、大惨事になりました岩手県、北海道の皆様にお見舞いとお冥福をお祈りいたします。1日も早く普段の生活ができますことを願っております。

それでは、通告してありました、1.市道岩本宮ヶ浜吹越線について申し上げます。あの海岸道路のことです。整備計画はどうなっているのかということです。市道岩本宮ヶ浜吹越線は梅雨や長雨などにより通行止めとなり、市民生活に多大な影響が出ました。やっと8月12日に開通しました。昨年と同じようなことになりました。昨年は通行止めとなっていたとき、晴れた日に突然崩れ、土砂が道路を塞ぎ、海まで落ちました。今年も同様な状況が見られました。早急な対策として補助災害復旧事業による土砂を受け止める擁壁などを設置してもらいましたが、まだ一部で抜本的な対策が必要と思われます。この道路は海岸線を通る観光道路として、また国道226号の渋滞を緩和するバイパスとしての役割を期待できる道路として整備されたもので、もちろん地区民の利便性を図る目的も含まれております。そして、市道岩本麓線、あのお寺から海岸に抜ける道路です。開通したことにより車両の通行が多くなっております。財政厳しい折ではございますが、今後どうするのか、抜本的な対策が必要と思われますが、整備計画はどうなっているのか、まず伺います。

次は、市民の安全について。子供、児童・生徒の安全について。青少年育成センター補導委員、スクールガード、スクールゾーン委員会などの活動、要望などについて。活動はどうなっているのでしょうか、を伺いまして1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 市道岩本宮ヶ浜吹越線、この路線は国道226号岩本トンネル付近から宮ヶ

浜港までの約1.5kmの海岸線を通る風光明媚な路線でございます。市民の生活道路，又は観光道路として，重要な路線として認識をしております。昨年度に引き続き，今年度6月からの度重なる集中豪雨により，道路を塞ぐ大規模な崩落が数箇所発生し，長期にわたり通行止めとなりました。現在，抜本的な対策をすべく，今年度より交付金事業を取り入れ，詳細設計を発注しており，来年度以降は用地買収と工事実施を計画しているところでございます。

以下，いただきました質問については，教育長が回答いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 児童・生徒の安全について，少年補導センターの補導委員，スクールガード，スクールゾーン委員会の活動についてのお尋ねでございました。はじめに，市少年育成センター補導員についてでございますが，本市では少年の補導に関係のある機関及び団体等との密接な連携の下，市内における非行化，又は非行化の恐れのある少年を早期に発見し健全な育成を図るため，指宿市少年補導センターを設置しているところでございます。そのセンターの補導員の活動は，市内各地域で自主的に計画を立てて行っている地区内補導，市内中心部の施設・店舗等を巡回する中央補導，そして山川みなど祭りやかいもん夏祭り，指宿温泉祭などの行事等における特別補導を行っております。次に，スクールガードは校区内の有志が子供たちの登下校時の交通安全指導を行ったり，通学路の巡回パトロール等を行ったりして，子供たちが安全・安心に過ごすことができるよう，ボランティアで見守り活動を行っております。学校によっては，年度初めにスクールガードを全校児童に紹介して，安全についての講話をいただいたり，また年度末には児童が感謝の言葉を述べる機会を設置するなど，スクールガードとの交流を行っております。また，スクールゾーン委員会は，子供たちを交通事故等から守ることを目的に，指宿地域の6小学校で設置されており，年2回程度スクールゾーン委員会を開催し，通学路の点検や交通安全施設及び交通規則に関する提案など，子供たちが安全・安心に登下校することができる環境づくりについてご協議を行っていただいているところでございます。

**○11番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。それでは，市道岩本宮ヶ浜吹越線についてですけれども，例えば国道226号，鹿児島市喜入前之浜から喜入にわたる海岸線，高い山肌を削って排水対策をして，法面の防護工事をして完璧に仕上げられています。市道岩本宮ヶ浜吹越線も全部とは申し上げませんが，高いところだけでも法面を削って勾配を付けて，防護工事をするようなことはできないもののでしょうか，伺います。

**○建設部長（山下康彦）** 抜本的法面对策はできないかというご質問でございますが，先ほど市長の方から答弁をさせていただきましたように，現在抜本的対策をすべく詳細設計を発注しております。この発注業務の中で法面对策，あるいは排水対策について，これらを含めまして検討しているところでございます。いずれにせよ，集中豪雨等により毎年のように大規模な崩落が発生し，通行止めの措置を余儀なくされ，市民の生活道路，また観光道路として不便をお掛けしておりますので，早急な整備が図られるよう努力してまいりたいというふうに

考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** 詳細設計をして、今検討しているという答弁でしたが、上の畑の排水対策が必要ではないかということです。さっき申し上げました市道岩本宮ヶ浜吹越線はとても重要な道路です。毎年のように崩れ落ちるのはシラス台地で崩れやすい面と併せて、排水も原因の一つにあるのではないかと考えられます。上の陳之尾尾長谷の畑は海岸側に少し傾斜しているのではないかと思います。この排水をどこかに落とすか横に流すなど、何らかの排水対策が必要ではないかと考えられますが、どうでしょうか、伺います。

**○農政部長（宮崎英世）** 市道岩本宮ヶ浜吹越線の法面の崩落は上の畑からの排水が原因ではないかと、またそれに対して何らかの対策が考えられないかというご質問と思います。この畑は岩本地区の生産農家にとって貴重な農地であります。市道岩本宮ヶ浜吹越線から高低差にしますと30mから40mほど高いところに位置する丘陵地帯で、全体的に海岸側が低くなっている形状となっております。また、農道も未整備で排水路も設置されていないため、雨水の流出も小規模な農道や畑を伝わって低い方に流れている状況でございます。それぞれの畑は法面に向かって緩やかな勾配、傾斜があるため、雨水が法面崩壊につながる一因になったということも考えられるところでございます。排水対策につきましては、低いところから高いところへの排水というのは技術的にも制約があり、工事費も非常に高くなることから、現状の農地から下流側へ排水するのが効率的な工法でありまして、工事費も抑えられるものと考えられます。しかしながら、先ほど来、答弁させていただきましたが、法面对策を検討することでこの排水対策も図られていくものと考えているところでございます。

**○11番議員（高橋三樹）** 一因になったことも考えられるという答弁でしたが、耕地林務課、土木課連携して法面の崩壊につながらないように設計、工事をしてちゃんとやっていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

今度、台風、暴風雨時や局地的大雨のときには危機管理課、あるいは土木課、市役所に一晚中待機してるやに聞いております。本当にいつも感謝しているところでございます。

それでは次に、市民の安全について申し上げます。先ほど申し上げました補導委員、スクールガード、スクールゾーン委員会等の構成メンバーは人数など、再度どのようになっているのか、伺います。

**○教育長（西森廣幸）** 少年補導センター補導委員はPTA会員や子ども会等の関係機関の補導員が30人、中学校教職員補導員が10人、高等学校教職員補導員が6人の合計46人でございます。次に、スクールガードは地域の有志ボランティアやPTA会員など、人数は学校によって違っております。今年度は各小学校合わせて103人が子供たちの見守り活動を行っておられます。スクールゾーン委員会はPTA会員、学校職員、校区公民館、地区公民館の関係者、民生委員、校区内の市議会議員、スクールガード、鹿児島国道事務所指宿維持出張所、南薩地域振興局建設部土木建築課指宿駐在、指宿警察署、交通安全協会、防犯協会等の関係

者、市役所関係では危機管理課，土木課，教育委員会などが構成員となっております。人数はそれぞれの学校によって若干の違いがございます。

○11番議員（高橋三樹） スクールゾーン委員会で巡回，点検したとき，危険箇所等の改善が必要な箇所があったときに要望が出てきていると思いますが，どのような対応を取っているのでしょうか，伺います。

○教育長（西森廣幸） スクールゾーン委員会では，通学路の危険箇所等についての情報を基に，その対応策等の検討を行うとともに，学校によっては現地に出向いて実地検証を行ったりしています。その際に出された危険箇所や交通標識等の改善要望については，国道関係は鹿児島国道事務所指宿維持出張所，県道関係は南薩地域振興局建設部また土木建築課指宿駐在，また市道関係は危機管理課や土木課，交通安全関係は指宿警察署や交通安全協会がそれぞれ協議し，改善を図っていただいているところでございます。また，教育委員会としましても各小・中学校の危険箇所等についての報告を基に，各関係機関と合同の点検を実施して改善を図るなど，対応を行っております。

○11番議員（高橋三樹） 次は，子ども110番の家について申し上げます。安全を守るためにある子ども110番の家，どういう活動内容でしょうか，まず伺います。

○総務部長（有留茂人） 子ども110番の家とは，子供を狙った犯罪が増えてきたことを受けて，通学途中に子供が何らかの犯罪に遭った，又は遭いそうになったと助けを求めてきたとき，その子供を保護するとともに，警察，学校，家庭などへ連絡するなどして，地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動であります。昼間在宅されるお宅や商店等に警察署が委嘱をしているところでございます。

○11番議員（高橋三樹） 子ども110番の家，最近のぼりをあまり見掛けないようになりました。市内について，委嘱されている施設は何箇所ぐらいあるのでしょうか，伺います。

○総務部長（有留茂人） 指宿警察署に問合せをしたところ，子ども110番の家として委嘱された施設にはのぼり旗を設置していただいております。指宿地域に65か所，山川地域に28か所，開聞地域に18か所の合計111か所を委嘱しているということでありました。

○11番議員（高橋三樹） その子ども110番の家に駆け込んだ事案は把握しているのかどうか，もしあったらどのような事案があったのか，お伺いします。

○総務部長（有留茂人） 指宿警察署に問合せをしたところ，子ども110番の家で対応した事例は今のところないとのことでありました。

○11番議員（高橋三樹） はい，なかったという答弁でして，これで安心しましたけれども，もしあったら早急な対応をお願いいたします。

次は，高齢者の安全について申し上げます。福祉アドバイザー，防犯等について。在宅福祉アドバイザーが配置されていると思いますが，独居老人の孤独死や認知症，高齢者の徘徊等の対策としてどのような体制で行われているのか，また高齢者の振り込め詐欺等の被害は

把握しているのかどうかを伺います。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 高齢者の見守り体制でございますが、援護を必要とする高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域見守りネットワーク支援事業を実施しております。この事業の見守りグループは市内184地区全てに設置されており、自治公民館長、民生委員をはじめ在宅福祉アドバイザーと呼ばれる地域住民の方々と構成をされているところであります。主な活動内容は訪問による声掛けや安否確認でございます。平成27年度の実績といたしましては、構成員数649人、総訪問回数7万5,961回の見守り活動が行われているところでございます。見守りの対象世帯は高齢者の独居世帯だけでなく、母子、父子世帯や障害者世帯なども含めて活動を行っていただいているところであります。また、認知症高齢者の徘徊等の対策といたしまして、見守りネットワーク事業や徘徊SOSネットワーク事業などを実施をしているところでございます。

**○総務部長（有留茂人）** 高齢者の振り込め詐欺等の被害等は把握しているかということでございます。指宿警察署に伺ったところ、県内における特殊詐欺、これはうそ電話詐欺等ですけれども、この特殊詐欺の把握件数は平成26年中は45件、被害額は約2億6,700万円、平成27年中は64件、被害額は約3億7,700万円、平成28年は7月末で24件、被害額は8,600万円となっております。また、市内における把握件数ですけれども、平成26年は2件、平成27年は1件、平成28年は8月末で1件となっております。なお、市の消費生活センターにおける高齢者の相談件数についても調べましたけれども、相談件数については平成26年度60件、平成27年度が71件であり、相談内容については送り付け商法や訪問販売等によるトラブルということでありました。

**○11番議員（高橋三樹）** 被害が出ていますけれども、高齢者に対する防犯対策はどのようになっているのですか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 高齢者が被害に遭う事案としてうそ電話詐欺等があり、県内においてはその認知件数、発生件数を確認している件数ですが、認知件数、被害総額ともに増加をしているところであります。市では警察署、指宿地区防犯協会、市消費生活センターなど関係機関と連携をし、高齢者に対する講習会や各種相談、防災行政無線による広報、地域安全運動期間中に地域内を巡回し、戸締り、鍵かけ等の防犯の診断を行うレッドカード作戦、それから大型スーパーなどでそれを防ぐためのチラシの配布、それから各種犯罪の未然防止活動を実施しているところであります。今後も警察署、指宿地区防犯協会など関係機関と連携をし、高齢者が被害者となる犯罪の抑止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** 各種団体との連携についてですが、地元紙では見守り活動登録制度といった活動を行っているようで、登録していただいた方のご自宅に異変がないか注意を払い、地域の安心・安全な生活サポートをしておりますということのようです。市では警察署や郵

便局等の各種団体とはどのような連携を図っているのか伺います。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 各種団体との連携についてでございますが、まず高齢者の独居世帯等の見守りに関するものとしたしましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、地域見守りネットワーク支援事業を中心に社会福祉協議会、自治公民館連絡協議会、民生委員・児童委員協議会連合会と研修会等を通じ、情報交換を行いながら連携を図っているところでございます。また、認知症と高齢者の生活に関することや安心・安全対策に関するものとしたしましては、指宿警察署、消防署をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業所、郵便局などの団体及び企業等と見守りネットワーク事業や徘徊SOSネットワーク事業などを展開し、協議会の開催や緊急時の連絡網を作成するなど、連携を図っているところでございます。今後も各関係機関と連携を図りながら、高齢者等が住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活を送れる体制づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○11番議員（高橋三樹）** 今後も子供、高齢者の安全について連携して守っていただきたいと存じます。

これで終わります。どうもありがとうございました。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午後 0時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、白山正志議員。

**○2番議員（白山正志）** 皆さん、こんにちは。2番、指宿大好きの白山でございます。通告に従い、順次質問させていただきます。

まずはじめに、学校教育の充実についてであります。今年の夏は例年にも増して暑かったようであり。実際、気象庁の統計でも例年よりも高い数値となっているようであり。特に6月中旬の梅雨明けから8月いっぱいほとんど雨も降らず、猛暑日が続き熱中症が心配されました。そこで、今年の夏の小・中学校の教室内の温度の状況はどうだったか伺います。

次に、なのはな館についてであります。県の責任で解体することとなっている部分は現状どうなっているのか伺いまして、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）**

なのはな館についてでございます。解体することとなっているなのはな館の北側に位置する宿泊施設、健康増進施設等の県有施設につきましては、平成28年2月15日に設計者でございます高崎正治氏から著作権上、解体には反対の意向が県と市に示されたところでござい

す。その後、県とは情報を共有しながら、市が譲渡を受けた施設については平成28年4月1日以降、市で管理運営を行っております。なお、県有施設の取扱いにつきましては、平成28年3月31日付けで交わした譲与契約書の第4条において、県の責任において対応することが明文化されておりますので、引き続き県の責任で対応していただけるものと考えております。現在、譲与施設以外の施設につきましては、県が防犯対策や安全管理の面などから、指宿市シルバー人材センター等に建物の巡視や清掃等の業務を委託し、管理されているところでございます。

学校教育の充実につきましては、教育部長が答弁をいたします。

**○教育部長（長山君代）** 今年の夏の普通教室の温度状況についてでございますが、各学校におきましては保健室や各学級等で室内温度を計り、健康管理に努めている学校がございます。教育委員会といたしましては、これまで室内温度の定期的な測定を指示したことはございませんが、今年の夏は高温度が続いたことから、7月6日に普通教室の温度を調べてもらったことがございます。その日は各学校、30度から33度程度でございました。また、9月に入り1週間ほど測定をお願いしましたところ、同様に各学校30度から33度程度でございました。

**○2番議員（臼山正志）** それでは、2回目の質問を順次したいと思います。まず、今の普通教室の温度の状況をですね、答弁いただきました。教育委員会としては各学校に測定の指示をですね、したことはないということでしたが、これまで、年々暑くなってくる中でそのような現状把握をするための測定をしないといけないというような検討とかがあってというのは、以前されたことはないのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 近年の猛暑続きの学校生活を送られているわけですが、教育委員会として室内、教室内の温度を計って環境づくりに努めてほしいということは、特に指示・指導はしておりません。当然、学校では校長の責任の下に、保健室の養護教諭等が学校の環境づくりには当たっていただいていると思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 各学校で学校長の責任の下でやられているだろうというような教育長の答弁でしたが、教育委員会、教育長としては全体を把握するために指示をするなりして、現状、現場の学校の中を知る上でも必要ではないかというふうに私は思いますが、その辺はどう思いますか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校訪問等の折に、それぞれの教室の温度計等を見たり、又は状況等についていろいろ学校との情報交換はしております。そういう意味で、改めて言えば年間を通してとか、期限を区切ってとか、そういうような把握の仕方はしていなかったところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 文科省の環境衛生基準の中で、望ましい教室の温度、10度から30度、最も学習に望ましい条件、冬は18度から20度、夏は25度から28度となっております。先ほど30度から33度ぐらいだったということでしたが、若しくはもっと暑い時期があったのかもし

れません。昨日の同僚議員の質問の中でも、丹波小学校の温度では34度ぐらいということで、体調不良も出たということですが、今の現状についてどうお考えでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 本年も含めてですが、暑さへの対策につきましては、ソフト面では朝早めに窓を開けて新しい空気を入れたり、扇風機を回したりするなどして対応しているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 昨日の同僚議員の一般質問の中で、丹波小学校が暑いということで現場に行って、それからまた構造的にも天窓から熱い空気が逃げて、風通しがいいような設計になっていますよということでしたが、私、昨日聞いてて、ちょっと聞きたいなと思ってたことがありましたので、この場でちょっとお聞きしたいと思いますが、現場に誰が行ったんでしょうか。現場のこと知ってるのかなど。なぜ私、この今回、小・中学校の教育環境、エアコンの設置についてを質問するかと言いますと、今、子供たちがどういう環境で生活して勉強しているのか、本当に把握してるんだろうかということが疑問にありまして。というのは私も含めてですけど、知らないんです。普段、私たちクーラーの中にいます。だけど、子供たちというのは当然声を上げられません。確かに、学校に行けば先生方が少し暑いですよねと言う程度ですけど、もしかしたらもっと子供たちは声を上げてるのかもしれない、心の中で。せめて、教育現場を統括する教育委員会、市、またそのこの担当の方々というのは、やっぱり逐次、足を現場に運んで現場の把握をしていただきたいと思いますが、その丹波小学校から暑いということで報告があり、現場に行ったということですが、それについて、若しくはそれ以外でも学校にそのようなことで足を運ぶってということが過去あったんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 丹波小学校から連絡がありましたのが7月の5日でございます。連絡を受けた担当、学校整備室の田中係長が11時50分に現場を訪ねて状況を把握しております。そのあと、昼からですが、2時30分に室長と同じく田中係長、内村主幹の3名が状況把握に出掛けて、その状況について教育長、教育部長、学校教育課長、教育総務課長に報告をいただきました。そのことを受けて、私は次の日の7月の6日の水曜日でございますが、学校教育課の指導主事と一緒に現場に行って、校舎の1階、2階の教室を巡回しながら教室にかけてある温度計を教頭さんに見てもらったり、一緒にですね、そういうのをして把握をしたところがございます。先ほども申し上げましたように、私どもは定期的に、又は学校の研究授業等があるときには、それぞれ指導主事等も学校を訪問しておりますので、その時々状況等についてはいろいろ把握に努めているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** できるだけ、そういうような問題がないときでもですね、できれば教育長自ら、あるいは教育部長自ら足を運んでいただければと思います。お願いいたします。

それでは、次にエアコン設置の状況について、本市の小学校、中学校、今設置についてはどのような状況になっているか、お願いいたします。

**○教育部長（長山君代）** 小・中学校のエアコンの設置につきましては、空調設備の関係なんです、平成19年度と20年度に全ての普通教室への扇風機設置を完了しているところでございます。また、平成24年度には全ての図書室へのエアコン設置を完了いたしました。そのほか、保健室やパソコン室にもエアコンは設置されており、平成27年度には夏場の教職員の執務環境改善のため、校長室と職員室にエアコン設置を完了したところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 図書室だったりパソコン室だったり、職員室ですかね、というところには設置をしているということですが、その、今かなり前に比べたら扇風機等が付いてですね、良くはなっていると思いますが、私、娘が中学校に今1年生いまして、今、北指宿中学校のPTA会長をしてるんですが、暑いと、とにかく。もう熱風をですね、扇風機でかき混ぜているような感じで、先生方は立場上、そういうような強い言い方はしませんが、子供たちはみんな言います。昔は、皆さんもそうだと思いますが、精神論的なものが強く、我慢しろと言っていた時代があったと思いますが、今はそういう精神論的なもので片付けられないぐらいですね、暑くなってきてるんじゃないかと思っています。先ほど、その先生方の職務、仕事がしやすいようにということで、職員室にはエアコンを設置していると。先生方大人には空調、エアコンを付けて、子供たちにしないというのは、そのような境というか、判断のこう分かれるところがあるんでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 7月、8月の一番暑さが厳しいときに、教職員につきましては学校において執務をしております。なお、その期間子供たちにとりましては夏休み期間ということで、学校に出て来ておりませんので、まずは執務環境を良くするということから、職員室と校長室を先に設置をしたところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今ののは小学校、中学校の話でしたが、市立の学校ということで、本市には指宿商業高校があります。指宿商業高校は数年前にPTAでですね、設置からランニングの費用もですね、PTA会費の方で支払っているという状況だと思いますが、その辺の内容とかは把握しているでしょうか。もし、把握されておれば、その辺の設置をして良かったとか、あるいはマイナス面があるとか、そういうところも分かればですね、教えていただきたいと思います。

**○教育部長（長山君代）** 指宿商業高等学校におきましては、PTA等が主体となりまして空調設備を各教室、職員室等に設置をした経緯がございます。なお、設置につきましては、PTA、保護者の負担及び教職員の負担としているところでございます。もちろん、電気代についても教職員及び保護者の負担で賄っているところだと聞いております。

**○2番議員（臼山正志）** エアコンが入って、良かったとか悪かったとか、そういうところは少し今なかったんですが、私が聞いている中ではすごく子供たちが喜んでいて。高校になるとやはり補習授業等もありますので、夏休みもかなり使っているということで、先生方からですね、良かったということは聞いております。

次に、聞きたいのはですね、今ののは市立の高校の話だったんですが、義務教育課程の小学校、中学校でも行政の方がエアコンを付けないんだと、予算がないんだということであれば、PTA設置もあり得るのかなと思っているんですが、もしPTAが付けてあげたいということであれば、そういうのは可能なんですか。

**○教育部長（長山君代）** 小学校、中学校は義務教育であることから、そういった設置を保護者がするということは望ましくないのでは、と考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** でしたらですね、是非行政の方でも検討していただきたいと思いません。指宿高校、恐らく県の費用で設置をし、電気代の方はPTAの方で払っているというふうに聞いておるんですが、山川高校は付いてないということで。鹿児島市内の学校に行けば、かなり多く付けて、もちろん降灰の関係とかありますが、もう付いている状況です。ここで伺いたしますが、県内の小・中学校でいいんですが、県内の小・中学校のエアコン設置状況というのはどうなっているんでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 文部科学省が実施いたしました平成26年度の調査によりますと、全国の小・中学校における普通教室へのエアコン設置率は32.8%となっており、鹿児島県では31.1%となっております。県内におきましては、降灰対策事業の対象となる鹿児島市や垂水市、鹿屋市などが高い設置率となっているところでございます。また、南薩4市のエアコン設置状況につきましては、今回聴き取り調査を行いましたところ、枕崎市が70教室中1教室で1.4%、南さつま市が121教室中1教室で0.8%、南九州市が163教室中4教室で2.5%、本市が144教室中3教室で2.1%となっているところでございます。これはいずれも特別支援学級の一部の教室にのみ設置をされている状況でございます。

**○2番議員（臼山正志）** 仮に本市でも小・中学校にエアコンを設置するとした場合に、設置費用がどのぐらい掛かるとかかってのはこれまで積算をしたことはないんでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 工事費用の算定に当たりましては詳細な設計が必要となりますが、これまでに設置いたしましたエアコンの費用などから推定いたしますと、現在ある全ての普通教室にエアコンを設置する場合、概ね4億円程度の工事費が掛かると見込まれているところでございます。また、電気代につきましても各学校の契約状況や使用状況により異なりますが、17校で概ね1月に85万円程度増が見込まれるのではないかと考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** エアコンを設置した自治体等の資料を見るとですね、いろいろな方法でやっているようです。リース契約だったり、それからPFIを使ったり、あるいは太陽光発電との絡みで設置をするとか。いろんな方法があると思います。今は全然設計のできていない段階ですので、なかなか金額は出ないかと思いますが、前向きにですね、検討していただきたいと思えます。そこで、今の現状も含めてですね、もうこの今の扇風機だけでいいんだと、全然熱中症とかそういう心配もない、今後その学校の学校長を中心に学校の中で工夫

をしていっていけば何も問題がないというお考えなのか、財政的な問題はあるけれども、今後エアコン設置も視野に入れながら検討すべきであるとするのか、その辺の今後のですね、整備についての方針をお聞かせください。

**○教育部長（長山君代）** 地球温暖化の影響などから、学校施設へのエアコン設置の必要性は高まりつつあると考えておりますが、施設の老朽化が進行していることなどから、現在は耐震工事や大規模改造工事など、児童や生徒の安全対策のための工事を最優先に実施しているところでございます。今後は、学校ごとに効果の高い高温対策を調査・研究しつつ、総合的に判断していきたいと考えているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 8月31日の南日本新聞、皆さんもご覧になったと思いますが、西指宿中学校の生徒会の方で、税の使い方をですね、提言をされたということで記事が載っていました。その中に、教室にクーラーを設置してほしいという記事が出てました。これはもう、子供たちの素直な気持ちだと思います。いろいろな問題があるかとは思いますが、先ほども言いました、子供たちは声を上げられません。そういうような整備をですね、できる立場におられる方が検討しないと何も始まりませんので、できるできないは別にしろ、検討はですね、是非していただきたいと思います。

これもですね、読売新聞に載ってたんですけど、千葉県印西市ですかね、ここはですね、市長さんが7月に小学校3校をですね、訪問して、暑さのこもった教室を体験しエアコンを設置を決めたと。実際現場に行ったら想像以上に暑かったということだと思いますが、市長、この点について、今後学校にちょっと行ってみて、今の状況を確認するとかっていうようなお考えはないか、お願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** 私も現場におりましたので、教室の暑さ、子供の、つまり猛暑日等における学習の状況はよく理解しております。学校にいちいち足を運ぶことはできませんけれども、基本的な考え方から申しますと児童・生徒の教育環境、それを把握しながら、今回の丹波小のような事案が出ないことをする一義的な責任は校長であります。例えば、高温注意報、著しく気温が高くなるであろうというそういうときには、朝、全職員を集めて換気対策、そして高温対策を取る具体的な手立てを、養教を中心にして会議をやります。それでも下がらないときには、私はその当時は朝雑巾を持って全ての机を拭こうと、鞆棚を拭こうと、廊下を拭こうと、そうすることで2、3度実際気温が下がりました。教室で一番気温が高いのは朝来たときなのです。机を触ると、本当に暑く感じます。そのときに、子供たちに、生徒に机を拭きましょうと、することでかなり気温も下がります。やはり、子供たちの健康管理、温度に対する子供たちの安全な学習環境、望ましい環境をつくるのは、養教を中心にした保健体制を整えることだろうと思います。気温についても、保健日誌、学級日誌等で毎日記録しているだろうと思います。そういうことを踏まえながら、指宿市としてどうあるべきか、そのことを今お聞きでしょうけれども、全ての教室となりますと相当な額が掛かりま

す。ですから、今後気象状況も変動する、温暖化ということが予想されますけれども、今後学校の在り方を含めて総合的に考えていかないといけないと思っております。私は鹿屋にもおりました。鹿屋は防衛庁の関係で小・中・高、付いております。霧島市溝辺も付いております。それは空港関係、国交省関係、そういう関係のある学校については、今2重窓を含めて空調等が整備されているところでもあります。本市においてもどういう形にすべきかということは、今後考えるべき重要な学校教育上の課題であると思っているところでございます。いろいろな現実に基づきながら、適切に判断する時期なのかもしれません。ただ、それは先ほど申し上げましたように、多くの教室に設置するというはまず不可能であろうと思っております。ただ、今後学校を含めてどのような形で学校を、教育環境を整備するかという視点で考えさせていただければありがたいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 今、全体に設置するのは無理であろうということでしたが、無理ではないと思うんですが。実際、設置をしている自治体もたくさんあります。市内の20校ですかね、うちは中学校を入れて17校ですよ。ちょっと多い自治体があるんですが、そこはですね、年間の維持費が8,000万円。リースですということも、人口は若干違うのかもしれませんが、教室ベースで言ったら、学校ベースで言うとはほとんど似てますので、不可能ではないと思っておりますので、市長が無理だと言えれば何もできませんので、よろしく願いいたします。

次にですね、学校教育の充実についての2番目、不登校対策についてであります。ここ数年、不登校の数が多いということで同僚の議員の方々からも幾つも過去質問をされているようではありますが、今の現状と分析はどのようになっているか、お願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 不登校児童・生徒の状況についてですが、小・中学校の不登校児童・生徒は平成25年度45人、26年度44人、27年度53人となっております。1学期末で比較しますと、平成27年度は32人でしたが、28年度は25人であり、昨年度より7人の減少となっております。以上です。

**○2番議員（臼山正志）** 今のは現状だと思いますが、どのような背景があつてですね、このような不登校になっているのか、分析の部分をお願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 学校からの報告によりますと、不登校の原因、背景としては無気力、不安などの情緒的混乱、いじめを除く友人関係や親子関係などがあり、多くの場合様々な要因が複合して不登校になっているという現状でございます。

**○2番議員（臼山正志）** なかなか背景としては一つではないので、複雑なので解決するには難しいことがあるかと思いますが、今その中でも27年度が53名、26年度が44名、25年度が45名ですかね、増えてきて、特に27年度は増えています。この増えた理由としては何か挙げられますでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほど、理由を申し上げましたが、特段この理由で増えたということで

はないようでございます。卒業した中学3年生がおりますし、またそれに新しく起こることもございますので、単純に数字だけで増えた減ったという比較はできない面もあろうかと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** なかなか原因が複雑なので、理由としてはなかなか挙げられないのかなと思いますが、そのような状況で今現在不登校の児童・生徒、未然にそれを防止する、あるいは休みがちな子供たちをなるべく早く学校に行くようにするというような、早目の対応が求められると思いますが、今、市としてはどのような対応、対策を取っておられるのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 不登校の解消については、私ども教育委員会としても重点施策に位置付けて取り組んでいるところでございます。不登校の原因は先ほど申し上げましたように、大変いろんな、様々な要因が複合していることが多く、学校だけで解決できない家庭環境の問題も見られるため、本年度から市内の全小・中学校に設置した学校運営協議会において積極的に協議をしていただき、関係機関との連携を深めながらチーム学校として不登校を解消する取組をお願いしているところでございます。未然防止と不登校の早期解決の対応についてでございますが、やはり未然防止については各学校で児童・生徒にとって安心できる居場所となるような人間関係づくりや学校、学級づくりの充実、又は不登校のサインを見逃さない日常の健康観察やアンケート調査等により、具体的に実情を把握して対応をしていくことが大事ではなかろうかと思っております。また、教育委員会としましては小・中学校に配置している教育相談委員や中学校に県から派遣されるスクールカウンセラー等をお願いして、相談活動の充実にも取り組んでいるところでございます。以上でございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今の教育相談員、それからスクールカウンセラーというのは、話が出ました。この支援体制をもう少し詳しくですね、スクールソーシャルワーカー、先ほど出ましたスクールカウンセラー、それから教育相談員、各学校にどのような方が何名ぐらいいるのか、お願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** スクールカウンセラーにつきましては、市内の中学校5校と、そのほか小学校から要請があれば派遣します。これは県から派遣される巡回による相談活動でございます。ソーシャルワーカーにつきましては、指宿小学校と北指宿中学校は兼務でございますが、北指宿中学校と南指宿中学校、それから子供と親の相談員を丹波小学校に、また心の教室相談員として市内の五つの中学校に派遣しているところでございます。また、適応指導教室として、中央公民館の方になのはな教室という不登校、学校に行けない子供さんたちを支援するための教室を設けておりますが、そこにも指導員を配置しているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 不登校の背景、理由がですね、多岐にわたる中では、支援の体制づくりをですね、充実させていくのが一番いいのではないかと思うんですが、平成27年度教育委

員会の事務の点検、評価報告書の中にスクールソーシャルワーカー、教育相談員、カウンセラーも含めて、可能であれば設置を、各学校ですね、もっと増員してほしいというような内容で、それに対する答えとして前向きに検討するということが出ておりますが、その後この件については増員をするとかという検討がなされているのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 不登校やいじめ等の問題行動等に対応するために、市としてどのような支援体制が必要かということは検討をしておりますが、現状としまして、これ以上に相談員を増やすとかそういうことには至っていないところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 増員というところまで至っていないということですが、現場の方、先生方、保護者、子供も含めて、そのような増員を求める声というのが挙がっているのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校の方から相談回数をもう少し増やしてほしいというような相談はございますが、配置の人員を増やしてほしいというような要望等は聞いていないところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 増員ということが難しいなら、せめて相談の回数を増やすとか、可能な限りでですね、していただきたいと思います。

次に、小中一貫校についてであります。学校再編、学校のあり方を考える会の中で、市長の施政方針の中でも山川地域の方では、小中一貫校を求める声が大きいです。今年度中にまた推進委員会等で方向性を決めていくということで、小中一貫校がかなり今いろんなところで聞かれておりますが、少し整理をしたいと思いましたのでこの質問させていただきました。県内の小中一貫校、これは小中一貫教育ではなくて、小中一貫校はどこがあるのか。それと、小中一貫教育を行っているところはどこなのか、お願いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 小中一貫校、小中一貫教育、小中連携教育、似たような言葉がございますので、混同しているところでございますけれども、小中一貫教育は、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育を行う教育でございます。小・中学校の教職員が密接に連携した指導を行うことにより、小学生の中学進学への不安感が減少され、いわゆる中1ギャップが要因とみられる不登校などの課題の解消につながると期待されているところでございます。また、児童・生徒の規範意識や自尊感情が高まるとともに、教職員の意識の変容にもつながる取組でもございます。県の教育委員会によりますと、現在、県内において小・中学校施設一体型の小中一貫教育を行っている学校は、南さつま市の坊津学園、鹿屋市の花岡学園、そして長島町の獅子島小・中学校の3校があるようでございます。また、学校施設は別々であるものの、小学校と中学校が連携しながら義務教育9年間を一貫した教育活動を行う施設分離型の小中一貫教育に取り組んでいる学校が、いちき串木野市や東串良町、南種子町、奄美市等でも行われているところでございます。薩摩川内市においては、全ての中学校における小中一貫教育に取り組んでおられ、運動会や各種行事を合同で開催したり、

小・中学校の先生方が相互に乗り入れて授業を行ったりしているとお聞きしているところがございます。

**○2番議員（臼山正志）** 本市においては、この小中一貫校が学校再編、統廃合問題と同時進行しておりますが、薩摩川内市の方では、今度施設一体型の一貫型小・中学校ができる聞いておりますが、それ以外の小規模校だとか、あるいはその過小規模校だからということを開かず、大規模校も含めて小中一貫教育を、かなり前から取り組んでおられると聞いておりますが、そのような取組の自治体の教育環境を見るとですね、何かその本市の学校統廃合イコール、イコールというかいろいろ選択肢がある中の小中一貫校というのは少し何か違うんじゃないかなというふうにちょっと感じていましたので、この小中一貫教育をする中で、もし山川・開聞地域の住民の方が小中一貫校望むんだと、その小中一貫校の中でその小中一貫教育を結局は望むということなんでしょうけど、指宿地域は現在の今の教育の在り方、山川・開聞は小中一貫教育、そのようなこの自治体で二つの教育の在り方があるというのは、少し混乱するんじゃないかな、少しというか、かなり。その辺は教育長、どうお考えでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 議員の方から学校再編と一貫教育について整理をしてみたいというご提言であったのではないかと考えております。私もいろんな会の中でお願いし、話をしているわけですが、学校再編の一手段として小中一貫校づくりというのも、平成22年の12月に作成した指宿市望ましい学校環境整備計画には、そういう視点で小中一貫教育を位置付けて考えていきたいという取組も盛られています。今度は、一方では今私どもが取り組もうとしていることは、昨今の社会の変化、例えば教育基本法や学校教育法が改正されて小学校、中学校という学校の種類の中に義務教育学校という新しい種類の学校が位置付けられたことや、近年の教育内容の量的・質的充実への対応とか児童・生徒の発達の早期化、子供たちが以前この学校教育法等で小学校、中学校を設置した時期と比べると、子供たちの成長が早くなっている、今のそういう制度ではそぐわないのではないかなというような理由。それから、中学校進学時の不登校、いじめ等が増加することへの中1ギャップへの対応、そういうようなことを含めて、これからは新しい時代に相応しい学校をつくっていかなければならないのではないかな。そういう面では学校再編と小中一貫教育の取組は大きく柱が違っていると思っております。そのようなことから、教育委員会としましては今年から全ての小・中学校で小中連携教育、9年間を通した教育課程を小学校、中学校でつくって実施してくださいということじゃなくて、小・中学校が連携して今できることはやっていきましょう。そういう面では学校行事を一緒にしたりとか、又は中学校の先生が専門的な教科指導として小学校に行き、小学校で授業をする乗り入れ授業、そういうものやってみましょうと、そういう意味では全市的に小中連携教育の在り方を研究していく、そういう年に今年には位置付けて取り組んでいるところがございます。

**○2番議員（臼山正志）** その小中連携教育、今年度取り組んでいくということ、具体的にいつからというのがあるのでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 小中連携教育につきましては、これまで中学校区を単位にして小中連携部会ということで、主に生徒指導等を中心とした連絡会が開催されております。それを、一つまた視点を変えて、授業の在り方や子供たちが直接、小学生と中学生が交流を図りながら教育活動を展開していく、そういうような取組をしていきたいと思いますということで、本年度お願いしております、先般の校長研修会の中では開聞中学校の校長の方から、開聞地域、中学校地域における小中連携教育の実践等についてご紹介をいただいたりしているところで、そういうことで、徐々に市内に広がっていくのではないかなと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 今、できることをということでもかなりすばらしいと思いますが、この連携教育が発展した形で小中一貫教育、この連携教育が下地となって、一貫教育の方に進んでいくということなんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 小学校と中学校の子供たちの交流、先生方の交流、又は保護者の交流、そういうものが地に付いてくれば、やがて小中一貫教育のできる学校づくりができるのではないかなと思っております。取りあえずは小中連携教育で、先ほど申し上げました小・中が一緒になった教育活動に取り組んでみると、そういう実践の成果と課題等を踏まえて、今後、今設置している学校、学校づくり推進委員会でもそのありようについてはご協議いただきたいと、そういうような協議の材料になる実践例等を今、学校で取り組んでいる段階だと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 是非、この連携教育の中で、果たして小中一貫教育、いいか悪いか、よく言われてる中1ギャップ、小中一貫教育をする中で中1ギャップが本当に減ったかどうかというのは明らかにされてないと聞いております。単なるその理由として、設置の理由としてなっている可能性もありますので、また地域のそれぞれの特色もありますので、全国一律で全てそのような現象が起きているかどうか、また別な現象が起こっているかもしれませんので、この小中一貫教育というのは国が進めている政策だろうと思っております、是非、地に足を付けた指宿ならではの教育をですね、時間をかけてじっくりと模索していただきたいと思っております。

最後の質問に移りたいと思っております。なのはな館についてであります。なのはな館はですね、4月1日、一部譲渡されたわけですが、残りの県の責任でですね、解体をする部分、もうそろそろ契約書のおとりと言いますか、これまで聞いていた中ではもうそろそろ解体が始まる時期ではないかと思っております、どのようになっているのでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 県の施設につきましては、当初28年度に解体をするというような運びになっておりましたけれども、現在、高崎氏との著作権上の問題がありまして、県の方で協議中ということで、まだ解体の方については進んでいないところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** すいません、これは同僚議員が先ほど質問した内容でしたので、次の市が譲与された部分の活用はどうなっているかという質問をですね、先ほど同僚議員の方の質問の中で答弁いただきましたので、それ以外のことについて質問したいと思います。

先ほどの同僚議員の質問の中で、市長の方から高崎正治氏設計のあのなのはな館が世界的にもかなり価値のある、評価できるものであるということ、前鹿児島県知事の伊藤前知事がですね、その価値を分かってなぜ早く言ってくれなかったのかというような答弁があったと思いますが、具体的にそれはいつ頃、前知事の方から市長の方にそのような話があったんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 今年度になってからでございます。4月になってからでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 少し、譲与契約書の中身のことについて質問させていただきます。譲渡以外の部分に関しては4条に記載していますということでありました。まず、譲与施設について第1条で語られておりますが、なのはな館に関し、当面の措置として別紙施設を甲から乙へ移譲すると。この当面の措置というのはどういうことなんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** この譲与契約書による当面の措置というのについては、まだ市有地の中に県有施設が残るということで、当面の措置という形でなっているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** ということは今、現段階で県の責任で解体する部分も市の所有になってるということなんでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** 施設についてはまだ県でございませけれども、底地の方が市有地であるということでございます。市有地の中に県有施設がまだ残るということで、施設については当面の措置で県有施設の建物がまだ残っているということでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 土地は市のものであるから、その部分は県が解体するとされている部分の土地については市のもので、最初からそうですよね、それに乗っている解体を予定されている建物は今の県の所有ということ間違いありませんか。

**○総務部参与（中村孝）** はい、そのとおりでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 当初ですね、3月定例会の中で私はこの譲渡に関しての条例制定だったかと思いますが、反対の討論だったと思いますがさせていただきました。高崎正治さんが、これは著作権は俺にあるんだと主張している中で市は県からもらうべきではないと、私は言ってきたつもりであります。最近もですね、そのような話を担当の方とさせていただきますと、条例を制定、県の方が先に条例を廃止しました。それから、市が条例を作りました。それが理由なっていたりするわけですよ。それから、今日の市長の答弁の中でも、あの前知事でさえ、なのはな館の価値、そういう詳しい情報を持ってなかった。これ、非常にびっくりしました。それから、市長のなのはな館に対する、これは立派な建物だと、ですので恐らくもう壊せないというような趣旨の話だったと思いますが、私たち議会の中ではそういう話は一切聞いておりませんので、その辺について、私としては約束違反と言いますか、も

しそういう状況があるんであれば早めに議会の方に上げるとかですね、先ほどの市長の答弁を聞いていると、普通に、当たり前のように話をされてる市長がすごく違和感を感じたんですが、もともと県の責任で壊す、高崎さんの問題はどうか、とずっと話をしてきました。それは県の方で責任を持ってやりますと、今もそのスタイルは変わっておりませんが、本当に壊せるんですか。先ほど、同僚議員の質問の中の市長の答弁は、無理みたいな話でしたよね。

**○市長（豊留悦男）** 様々な経緯を経ながら、そして情報を得た結果、恐らく壊すことはできないだろうという、そういう私の思いを述べたわけでございます。恐らく、今後もそのような形になるだろうと思います。

**○2番議員（臼山正志）** なぜ、そのようになったんでしょうか。みんな、その辺を危惧してたわけです。なぜそうなったんですか。

**○市長（豊留悦男）** 先ほども申し上げましたけれども、本市出身の高崎さんが造ったこの建物、これについての評価というものは世界的に高いということ。そして、著作権があるということ。それに基づき、高崎氏自身は壊すことは認めないという強い意志を示したということ。それが今年になってから分かったわけです。つまり、こういう情報というのは私も持ち得ていませんでした。県もちろんそうです。ですから、県は市の譲渡部分以外は県の責任において解体をするというような譲与契約に最初はなりました。しかし、4月になってから、この様々な情報というものが手に入った、そして高崎氏の考えを理解した、そのときに解体というその文言は県としては具体的に表現せずに、県の責任においてこの譲渡部分については県の責任において今後考えるというような、そういう表現になったわけでありまして。それが早く分かっていたら、当然ながら議員には、皆さんには説明していたと思います。

**○2番議員（臼山正志）** 今年になってからということですが、分かってから契約を結んでます。70億円近く、69億円ですか、なのはな館は掛かっております。みんな、他人事ですよ。これ、市民が聞いたら行政不信になります。私もなりました。毅然とした態度で、これからですね、私達も議会もチェックをしていきたいと思っております。皆さんもこのようなことがないようによろしく願いいたします。

以上で終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、新川床金春議員。

**○17番議員（新川床金春）** 17番，新川床，通告に従い一般質問いたします。

1番目に指宿市営陸上競技場内のサッカー場についてですが、改修に当たって陸上競技場自体は走行路が土であるため、雨天時の大会運営に支障を来たすこと。また、既に各種大会が全天候型陸上競技場で行われていること。そして、雨天時に支障を来たすことから、計画的な合宿が組めないなどの理由から陸上競技場を全天候に改修し、大会を誘致したいということから始まり、これが第1の目的だったと記憶しています。つまり、以前のトラックでは大会ができないからということだったと思います。それが、いつの間にか芝生部分も全面改良することになって、その第一義的な目的は民間のサッカー場にキャンプ誘致を頼っているので、メディポリス指宿のグラウンドと指宿市営陸上競技場を整備したい。そうすることで練習試合など、お互いに強化が図られる。2チーム誘致ができれば相乗効果が出て、経済的効果が期待できるということからだったと思います。そういうことから、芝生をプロのサッカーの試合で使用するレベルのティフトンの改良型という最高レベルにしたいという説明で、Jリーグをキャンプ誘致するために芝生を最高レベルにしたいということだったと認識しています。そういうことであつたので、トラックレーンの改修だけであれば2億5,000万円程度でできたんじゃないかと思ひます。芝生部分の改修工事は水はけが大事なため、約1億5,000万円程度を追加して整備したい。これが事実だつたと思ひております。つまり、芝生部分の全面改良は第2のプロサッカーチームの誘致が第一義的な目的だつたはずです。ところが、28年第2回定例会の6月議会の私の質問に対し、市長がいの一番に挙げた目的は全国ゲートボール大会誘致だつたと答弁しました。もちろん、これも目的の一つだつたということは否定しませんが、もしこのゲートボール大会誘致が第一義的な目的になれば、当然この改修に要する費用が妥当なのか、このティフトンの改良型というトップレベルの芝が必要なのか、議論になっていたはずです。費用対効果の面でも1回限りの大会のために整備する必要があつたのか、以前使用していた芝の張り替えだけでも十分対応はできたと思ひます。つまり、平成28年6月議会の市長答弁の目的の一番目に挙げたゲートボール大会誘致は目的の議論のすり替えだと思ひますが、平成23年度当初の目的の一番はJリーグサッカー誘致ではなかつたか、伺ひます。このことを踏まえて、私は平成28年第2回定例会の6月に一般質問したんですが、市長はJリーグのチームがキャンプをするような環境が十分でない、それだけですというような耳を疑いたくなるような答弁でありました。つまり、事業目的を達成できないにも関わらず、堂々と開き直つた答弁だつたと言わざるを得ません。改修をし、Jリーグのキャンプ誘致をしようとした判断、結果として1チームも呼べていない現状などの検証をして、市民に説明する責任があるのではないですか。このことを置き去りにして、多額の

税金を投入した新しいサッカー場を造るなど虫がよすぎると思いますが、いかがお考えか伺います。

2番目に、サッカー場建設検討委員会について。平成28年第1回定例会で指宿市サッカー場多目的グラウンド整備案修正案が可決され、市民の代表と公募で募った委員で十分議論していくことは大変いいことだと思っていました。しかし、検討委員会が進むにつれて、いろいろな問題が発生していることを周りからうわさ話で聞いています。検討委員会は今年の12月までと期限を明記して公募をしているが、委員からなぜ8月末をめぐりに提言をするのかというような声が聞かれましたが、そのような問題提起はなかったかということも伺います。

2番目に、地熱発電の影響について。まず、県への掘削申請書の記載内容についてですが、地元説明内容、結果について記載があると思いますが、地元住民の理解を得ることができたと記載し、申請がなされています。県への申請書が提出されているのが3月31日であり、3月25日に第1回定例会最終本会議で修正されたにも関わらず、住民の理解が得られたとして申請しています。住民の理解が得られたという状況がこの3月25日の最終本会議から3月31日の申請までに期間、日にちがありました。虚偽の記載で申請を行われたということになりませんか、お伺いします。

同じく4月11日に地熱活用協議会が開催されていますが、開示請求した議事録によりますと、この会議では、つまり4月11日の会議ということになりますが、本日の会議で同意を得られれば次の段階として県へ温泉掘削申請を行います。許可、議会へ上程ということになりますと説明し、当日、協議会の同意を得ています。しかし、その時点では既に申請はなされておりました。同意を得てから申請すると言いながら、協議会の同意も待たずに申請がなされています。委員会に対して虚偽の説明だったということになります。そして、協議会に対して背信行為だったとしか言いようがありません。虚偽の申請、虚偽の説明がなされたことについて答弁を求めます。

次に、九州電力株式会社の地熱バイナリーについて。平成28年5月23日、午後1時30分から議員懇談会があり、地熱の恵み事業について市長公室と九州電力株式会社の説明のとき、平成28年第1回定例会で未提出だった書類がテーブルに置かれていました。当日、提出された書類の中に、これまで執行部から1回も議員懇談会や全員協議会の場で報告されてない項目、平成27年度に九州電力株式会社が地熱バイナリー事業の県の許可を取得した旨の報告を省き、追加書類として議員に配付することで内容が確認されたという既成事実を作り上げようとした。地熱の恵み活用プロジェクトへ地熱発電事業勉強会に参加した市民の一番大事なことを伏せて、事業推進する執行部の規範意識を疑いたくなります。指宿市温泉井検討委員会は会長及び委員9人以内で構成されています。この委員会は年何回開催されているのか伺います。また、九州電力株式会社の地熱発電バイナリーについて、県の許可は下りていますが、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例第11条でいろいろと書いてありま

す。1, 地熱発電事業者は地熱発電に係る資源調査を行う前まで, 又は温泉法第3条若しくは第11条の規定による申請をする前に市に提出し, 予め同意を得るとなっております。2, 市長は事業計画を受理したときは協議会に意見を求めるものとする。3・4と条文があります。九州電力株式会社の地熱発電バイナリー事業に対する審議会はいつ行われ, どのような意見が出されたのか伺います。

3番目のかいもん荘跡地利用について。かいもん荘跡地利用計画については平成19年9月, 国民宿舎新かいもん荘・仮称で, PFI導入基本調査報告が出され, 開闢地域の市民は合併協議の場でかいもん荘の建て替えが承認されているので, 合併後すぐに建て替えられるものと信じて10年間我慢しながら待ち焦がれております。昨年, 公募が行われ3社が公募したにも関わらず, 優先交渉権の選定に至らなかったわけであります。1年以上経過し, 今回公募を行うということですが, 前回の公募から今回の公募までについて振り返ってみますと, 市の示した条件の中に優先決定から1年以内に工事着工しなければならないということになってました。つまり, 交渉権が決定していれば, 今年の6月までには工事に着手しなければいけなかったわけであります。提示された貸付の内容の中に, 2本の泉源の占有使用ということが約束されてました。32度の湯津温泉と40度の川尻温泉ということであります。その後, 40度の川尻温泉が思わしくないことから, 徳光地区から県道沿いに引っ張ってくるような説明もありました。それが, 1億ぐらい掛かるという説明もありました。ところが, 今回の公募の条件に泉源は32度の湯津温泉一つになっています。前回の公募で決まっていれば事業者は市が約束した一番肝心な40度の泉源がない中で工事し, 事業展開しなければなかったことになります。温泉事業を営む者が最も重要視する約束された温泉の泉源がないということ自体, 大変な問題であります。事業決定してないからという理由では済まないと思います。泉源の状態を予想していたのであれば, 決まらなくてよかったと思っているかもしれませんが, 前回の公募であえて決めなかったのではないかと疑い得ないところであります。まず, このことについて説明を伺いし, 1回目の質問とさせていただきます。

**○市長(豊留悦男)** 幾つか質問をいただきました。私の方ではかいもん荘跡地を先に答弁をさせていただきます。まずもって, 10年も我慢させたこと, そして議員には多大な迷惑をお掛けしたという, そういう趣旨の質問をいただきました。そのことについては申し訳なく思っております。ただ, いろいろこれまでも陸上競技場含めて答弁をいたしましたけれども, その言葉の持つ意味というのは捉え方によってはいろいろあろうかと思っておりますけれども, 是非誠意をもって回答したということだけは評価をしていただきたいと思います。

かいもん荘跡地の利用についてでございます。対象地を無償の使用貸借で期間は貸付契約日から30年, 以後両者協議の上更新することとしたところでありました。土地の貸付料は無料でしたけれども, 契約期間満了時, 又は契約が解除されたときは本件土地を原状回復して返還するものとしていたところであります。民間事業者からは貸付期間が30年とした場合,

建物の減価償却資産の耐用年数未満であり、自己資金による設備投資は不安であることから、有料で賃料を支払ってまでも貸付期間が30年以上、50年未満で提案できる事業用定期借地の条件や事業者所有の土地となることで本格的に事業が展開できるであろうと、事業の展開が見込める対象地の売買の条件についても、これまでに問合せがあったところでありませぬ。このことから、今回の条件には事業者が提案しやすいよう、これまで無償の使用貸借だけでなく、新たに事業用定期借地と売買を条件に加え、この9月5日から公募を開始いたしましたところでございます。

以下、質問をいただきました。今回の議員の質問につきましては的を射た回答というものを心掛けてまいりますけれども、聞き取り等十分できなかった関係で、議員の望むような回答ができるか少々不安でありますけれども、関係部長等に答弁をいたさせ、そして必要があれば私の方でも追加して説明を申し上げます。

**○副市長（佐藤寛）** 九州電力の地熱バイナリー発電についてのご質問をいただきましたので、私の方から答えさせていただきます。九州電力株式会社の子会社である九電未来エナジー株式会社が山川発電所構内で新たにバイナリー発電事業を始めるということで、先月の2日に起工式がありました。このバイナリー発電につきましては、新たに生産井を掘削して蒸気を取り出すというのではなく、これまで還元井に戻していた還元熱水を活用し、水より沸点が低いペントンを媒体として加熱、蒸発させてタービンを回し発電するものでございます。使用した熱水につきましては山川発電所に返還し、九州電力が既存の還元井で地下の貯留層へ戻していくと、そういったような構造になっております。このように、当バイナリー発電所につきましては還元熱水の未利用エネルギーを再利用するものでございまして、他に影響を及ぼすようなものはないと考えておるところでございます。なお、この事業につきましては、平成28年の1月29日に開催しました指宿市の第4回調和のとれた地熱活用協議会で審議しておりまして、専門家の方々の意見も踏まえまして市として同意しておるところでございます。

**○教育部長（長山君代）** 陸上競技場の改修についてでございますが、市営陸上競技場は平成23年度に大規模改修工事を実施し、平成24年度からリニューアルしてスタートいたしました。この市営陸上競技場の改修につきましては、市民が安心して利用しやすい生涯スポーツの場の提供と併せて既存の各種大会の安定かつ継続的な開催誘致や、スポーツ競技力の向上を目的とするとともに、スポーツ施設の利活用によって地域振興を図るための総合的なスポーツ施設の整備の第一歩として整備をしたものでございます。市営陸上競技場は大規模改修工事前にもサッカーの利用がございました。この工事の考え方といたしましては、広く市民に利用されている施設で健康づくりやあらゆるスポーツ競技の基本にもなる、走るスポーツとしての利活用度が高い陸上競技場の改修を行う、加えて各種大会の継続開催や地域活性化のための合宿誘致にもつながるということで提案したものでございます。そのほか、長期に取り

組む事業といたしまして、今後、サッカー場、多目的広場、野球場等の整備につきましてもその実現に向けて検討をしていくという内容のものでございました。このように総合的なスポーツ施設の整備の第一歩として陸上競技場の整備を行ったものでございます。市営陸上競技場の改修工事費は合計4億225万円でございます。そのうち、フィールド内の天然芝生整備費用は約6,400万円でございます。平成23年3月議会、文教厚生委員会におきましても、改修工事の考え方といたしましては、当時フィールド内のハンマー投げ、やり投げ等の利用される見込みのない施設を撤去し、サッカーでの利用をしやすいように天然芝生整備については、あくまでも陸上競技場の改修の一部として実施をしたこと、費用につきましても6,000万円ぐらいになることなどを説明をさせていただいております。

**○総務部参与（中村孝）** まず、サッカー場の建設検討委員会についてでございますけれども、指宿市サッカー場・多目的グラウンド建設検討委員会につきましては、市内各団体から推薦のあった方10名と市民の公募委員6名の計16名で構成される委員会でございます。構成団体としましては指宿市観光協会、指宿商工会議所、菜の花商工会、指宿青年会議所、指宿市地域女性団体連絡協議会、指宿市体育協会、指宿市スポーツ少年団本部、指宿市自治公民館連絡協議会、NPO法人指宿スポーツクラブ、指宿市サッカー協会の10団体でございます。検討委員会につきましては、当初広報誌のお知らせ版に掲載の段階では5月中旬に応募がなく、検討委員会の開始が遅れることも想定して、予定として12月としておりました。もともと、検討委員会については全5回を予定しておりましたので、今回は検討していただく時間を増やすために、2回延長して9月7日まで全7回を開催し、集中した形でご検討をいただくということで、第1回の検討委員会の中で委員の総意の中でそのように決定をしたところでございます。

それと、地熱の関係で市民の合意形成がなされていなかったのではないかとという形ですが、これについては県の方に掘削申請をする段階では、県の方の申請期限がありましたので、あとでちょうど4月の5日に住民説明会を予定をしておりまして、その状況を踏まえて差し替えをするという形で県の方には事前に了解を得て提出してあったものでございます。あとで、そういう市民の中から大きな反対意見はなく、住民の合意形成が得られているという形で申請をしたものでございます。

それと、次に当日、地熱協議会の部分でございますけれども、温泉協議会は年何回開かれるのかということでございますけれども、年4回開催をしているところでございます。

それと、九電未来エナジーの協議の関係でございますけれども、特にその九州未来エナジーの部分につきましては、いろいろ質問が出ましたけれども、同意することで協議を終えているところでございます。特に問題はないということでの同意でございました。

それと、幾つか質問がありました。その中でちょっと答弁漏れがあるかもしれません。それにつきましてはご指摘をいただければと思います。

**○17番議員（新川床金春）** はい、ありがとうございます。時間の関係がありますので、順番を変えて質問します。地熱関係ですが、市民の同意が得られてないにも関わらず、同意を得てたとして申請している。実際県にその旨を伝えたのかよく分かりませんが、実際議会が否決したものを、もう同意を得たと出していること自体がどうなのかと、私は思います。要するに、議員20名が十分議論して、結果が修正案だったんですよ。それを1週間もしないうちに県に申請している。同意は得てないんですよ、実際。議会の同意も得てない。地元住民の同意も得てないんですよ。実際ですね、地熱活用協議会の委員の方々にも、委員会の皆さんの同意が得られれば申請、所要の手続きを取ると言いながらですね、その時点では申請が終わっていますということも言ってないんです。これは虚偽の会議があったということではないんですか。実際、その審議会の方々にもお詫びすることも必要でしょうし、市民に失礼なことをしているということはないんですか、お伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** 市民の同意の部分につきましては、3月の当初予算の段階で専門家の意見も聴くようにというようなことでもございました。そのために市としましては、専門家でも組織される県の協議会の方に申請をして、その判断というか、そういう専門家の意見を聴くということもございましたので、4月5日の住民説明会の段階では大きなそういう反対意見というものもございませんでしたので、そういう意見を付けまして県の方にそういう専門家の意見も聴くというようなことで提出したものでございます。

**○17番議員（新川床金春）** それでは、聞きます。3月31日時点で市民の何%の方がこのことを同意していたんですか。

**○総務部参与（中村孝）** これにつきましては、先ほどから説明をしておりますけれども、県の審議会の申請期限が3月31日でもございました。それと、市の方で開催をしました説明会が4月の5日でもございましたので、一応それについては県の方にはあとでその部分については差し替えをさせていただくという形での了解でやっているところでございます。我々が山川で説明会を開催したその中では、大きなそういう反対意見というものもございませんでしたので、概ね市民の方に理解は得られているというような形で申請をしたものでございます。

**○17番議員（新川床金春）** すいません、今申請する前に何%市民がこのことを把握し、同意しているのかって聞いてるんです。何%かっていうことだけでいいのでお願いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** これにつきましては、市の方で市民の方にそういう住民説明会を開催しますよという形で呼び掛けをしたものでございます。参加者は150名ぐらいだったと思います。その中でおおむね理解は得られたと思っております。ですから、何%というそこまでの数値では把握をしてないところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** それでは、150人が同意すれば大まかということになるんですか。

**○総務部参与（中村孝）** これにつきましては、同意という形ではなくて、市民のそういう地熱

に対する理解が得られたというような形でございますので、同意というような形では思っていないところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** この問題をやっていると言時間なくなりますので、次にいきたいと思います。

地熱発電の影響ということで、九州電力の地熱発電バイナリーの影響ですけれども、指宿市は平成27年3月26日に指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例を制定しています。温泉資源は市及び市民の共有の財産であるという認識のもと、市内における温泉資源を保護するとともに、温泉資源の将来にわたる持続可能な活用並びに地域の産業振興及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。指宿地区では地熱発電の申請が出ていると伺い、温泉資源を将来にまで持続できるのかなと心配しています。実際、指宿が2,000kw、九電が5,000kw、山川地区で7,000kwの地熱発電、地熱発電バイナリーと二つの事業をやっている。実際ですね、先ほど副市長が排熱水を利用するんだということでした。だったらですよ、この指宿市の地熱発電の勉強会の書類にですよ、ここに13番って打ってあるんですよ。これは、県に申請しなくてもできる事業なんですか、お伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** 13番、九州電力の地熱バイナリーの件でございますけれども、一応これにつきましては山川発電所の利用できない熱水を利用するというので、掘削ではございませんので、市の地熱協議会の方で協議をする形のものでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 要するに、その13番っていうのもですね、5月23日の議員懇談会の場でこっそりとテーブルにあったんですよ。それまで私たちがずっと議員懇談会の場で地熱発電とかいろんな事業するところで、不具合がある、どこが申請しているのかとか、いろいろ聞いても会社名は個人名ですと、個人だから申し上げられないとか、いろいろなことでした。だけど、私たちには13番が九電未来エナジーですよっていうのも、この日に説明がないんですよ。こっそりやってるんですよ。私たちは、山川の温泉が枯渇したら大変だとかいろいろなことを心配している中にですよ、九電はするけど、排熱利用だから問題ありませんよと一言あればいいんですよ。こういう書類をこっそりと机の上にあって、その説明もないと、これは何なのかなと疑いたくなるんですよ。ですから、今県の申請は要らないということでした。今後、私も県に行ってこのことは聞いてみますけど、実際、勉強会ですよ。勉強会で変わったところがあったら説明するべきじゃないかなと思うんですけど、なぜあのときにこの九電の説明とか、九電の部長さんも来てましたよ。そのときに言った言葉が、自分たちでお金を、国の補助金が2分の1あっても、採算が取れなくてと。だけど九電としては、排熱を使って山川で5,000kwのバイナリー発電をしますというような説明もあってもよかったと思うんですけど、なぜそういう説明ができなかったのか、お伺いします。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほどご説明をいたしましたけれども、九電未来エナジー株式会社というのが九州電力株式会社の100%出資子会社でございまして、連結対象となっております。九

州電力は御存じのとおり、一部上場企業でございます。そうしたその企業情報を行政にいる立場として知り得た者が、事前にいつ運転開始をするか、あるいはどこで何をするかということ周知の前で漏らすということは、インサイダー取引にもつながりかねないので、その面につきましては、実際起工式があるその日まで、内部では外には公にはしないようにということで取り扱ってきたところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** インサイダー取引があると言えれば何も言うことはできないんですけど、実際その地区で農業をしている方も心配して、3月議会に陳情が出てるんですよ。議会としては山川のヘルシーランドに、山川町が27億円掛けて整備した温泉地がなくなったらいけないなというような大事な審議をしている中で、隠した部分があればですよ、まともな審議はできてないんですよ。大事なことは隠して、時間がない、予算の申請するまでの期日が必要だと。先ほど参与が答弁したのにもですよ、3月いっぱいには県に申請しないとこれは駄目だと。だったら半年以上前に市民に説明すればいいんですよ。時間がない、予算をもらうことができなくなる、いつもそうですよ。切羽詰まって予算請求しないといけないと。こういうやり方はですね、市民が置き去りにされてですね、あとで税負担するのは一般市民です。指宿市民の人たちがするんですよ。部長たち、市長はこのときのこの問題のトラブルがあった場合に、自分たちにもそれ相当の責任を負うという認識がありますか、お伺いします。

**○市長（豊留悦男）** 当然だろうと思います。

**○17番議員（新川床金春）** はい、ありがとうございます。市長、議事録に残りましたので、よろしくをお願いします。

**○市長（豊留悦男）** 言葉というのは非常に大切であります。それは当然、責任を持つべきだと思います。こっそりとかどうとか、そういう感情に訴えたような言葉というのは止めていただきたい。それはなぜかと申しますと、それこそ議事録に残るのです。隠していたとか、我々は事業をするときにはできるだけ市民目線でやっているというのは事実であります。それだけのご理解をいただきたいと思います。

**○17番議員（新川床金春）** 市長が言うのも分かりますよ。だけど、私たちが一生懸命、地熱発電をするけどどうなのかなって、九重まで行っていろいろ調査してきた。そして、議会の特別委員会の公共施設の在り方調査研究特別委員会も、わざわざ九重とその周辺に行って調査してきてるんですよ。そこまで議員も心配している中で、知らされていないことがあるっていうことが残念だなということを申したところです。

地熱発電の環境汚染について伺います。地下1,500mから温泉を吸い上げる。重金属類が含まれていると専門家から伺っていますが、執行部の説明では全て除去するということでした。ヒ素を含む重金属類を全て除去できるということなのか、お伺いします。

**○副市長（佐藤寛）** 実際に温泉水に含まれるその溶存物質については、掘削して成分を見ても

ないと分かりません。今後、調査井を掘削して明らかになる温泉水の成分、資源量の分析等を行って評価した上で事業化も含めてですね、有害物質等の処理も含めて、今後検討していきたいと思っていますところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 重金属類の中にヒ素が含まれていると聞いてるんです。竹山周辺にヒ素を含む重金属類が蔓延したら、指宿の基幹産業である観光業や農林水産業が大打撃を受けると思いますが、地熱発電で指宿に入ってくる温泉使用料は、売上は4億円あるそうです。しかし、指宿に入ってくるのは約5,000万円程度と伺っています。ヒ素が蔓延したときの指宿のことを考えたときに、本当にこの事業は、ヒ素なり重金属類がですね、この前はですね、テレビでやってみました。亜鉛で子供が大変なことになっているという海外の報道もありました。私がそれを見たので、同僚議員に言ったら、自分も見てたよ。もし指宿がそうなったらどうなるのかなと。観光地は大打撃、農業も大打撃、指宿はどうなるのかなと私は心配しています。市長はこれをして観光振興にしようと言いますよね。それも一つです。私たちは地域の、市民のことも考えてます。実際、市民が、4万2千人がこのことを知ってて同意されてればいいんですよ。4万2千人の150人しか、その山川の説明会には来ていない中で申請している。このような中でですね、指宿の今後を見据えたときに、絶対に大丈夫だということでもいいんでしょうか、伺います。

**○副市長（佐藤寛）** 指宿は観光地でございまして、温泉地でございます。温泉はいろんなタイプの温泉があるとは思いますが、温泉の中にはいろんな溶存物質が含まれております。硫化イオンもしかり、ヒ素もしかり、いろんな成分が含まれているのはご承知のとおりだと思います。今回、調査する掘削井につきましても、実際掘ってみて成分分析をした上で対処の方法を考えていきたいと思っておりますところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** これは新聞記事なんですけれども、長崎県雲仙市がですね、合併して雲仙になっているのもう雲仙と言いますが、地熱発電事業に伴い提出された県の掘削許可申請が不許可となったと。県は不許可の理由を、掘削による温泉枯渇など多くの町民が不安を持ち反対しており、実施すれば地域に混乱をもたらす恐れがあるためなどと、計画にはですね、地元の同意を得る必要があるとなってるんですよ。出すときに、自然環境保全審議会はですね、地元の許可がなければと、地元住民の4万人の同意が、4万人の大まかですよ、だから150人じゃ駄目なんですよ。今しながら、これがしっかりと市民に説明し、市民が同意してからすればいいけれども、実際は許可が取り消されることもあるというふうになってますよ。部長、聞きます。150人で申請したんですよ。150人も来てるか、来るかも分からない状態で申請してるんですよ。なぜ部長に聞くかって言うと、そのときの担当参与だったから聞いてます。お願いします。

**○総務部長（有留茂人）** 確かに、説明会は150名程度ということなんですけれども、あらゆる説明を尽くしてきております。その参加者の方々から反対意見というのがなかったという

ふうなことで、そこで判断をしているところでございます。この市民の全体の同意というふうなものも、説明会に来た方々が代表というような形にもなろうかと思えます。それから、議員の皆さんにも説明をいたして、その予算を了解をしていただいたというふうなことからもしまして、その市民の同意というふうなものも判断をしたというふうなことでございます。

**○17番議員（新川床金春）** いや、3月の時点を出してるんですよ。第2回臨時会で承認されたというときじゃないんですよ。3月の時点を出しているということなんですよ。なぜ、間違った、許可も同意ももらってない中で3月の時点を出てるのかなということです。書類というのはそういうものなんですか。国・県に間違った書類を出して、許可を取って、交付税をもらってたりするんですか、お伺いします。

**○総務部参与（中村孝）** この書類につきましては、先ほども説明をしておりますけれども、議会の方から専門家の意見をということでございました。その声を早く聴いてというようなことがありまして、申請期限が3月31日であったこと、そして我々が説明会を4月5日に予定をしております。その部分につきましては、市民の中に広く周知をしておりますけれども、当日来られなかったという方もいらっしゃると思います。また、来なかったから全員が反対ということにはならないかと思えます。説明に来られた方につきましては、市民の声が凝縮された形で参加をしているというような、我々は理解をしております。そのようなことで、一応県の方には申請をしているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 聞いたことなので、確認ですけど、指宿のホテル・オーナー会のメンバーがですよ、この温泉の掘削について承認できないと、指宿温泉の将来を見据えたときに大変困るということで、私が聞いた話では大まかな方が反対だったと。そして、山川でいいことだねと言った方も、ホテル・オーナー会に入っている方も、やっぱり困るねって考えが変わったみたいですがよ。どうだったんですか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** その場に私も出席をさせていただきました。事業をするときに市民全員、つまり4万人の同意ということ考えると、全ての事業が実行できません。やはりそれなりに、会に出たり雰囲気を知り察知して、市民の大方が同意してくださるであろうという、そういう考え方も一つの統計的な手法であります。あと一つ、なぜ指宿市がこの地熱発電をするのか、そのことについて厳しい意見をオーナーからいただきました。指宿市がやらなければいけないのだという、それを私は申し上げました。なぜならば、今後いろいろな企業、関係者が指宿で地熱発電、そういう事業をやろうと来たときに、つまり市がその高いハードルを設けることによって、なかなか地熱発電というものの厳しさ、進出したいという希望もなくなるであろうと。だから、そういう不安を払拭するためにも、市がこの地熱発電をすることによって、地熱の恵み、つまり地熱を守る、温泉を守るという、そういう考え方もできるのだという、そういう趣旨の話は私にさせていただきました。オーナー会の大方が反対だった、

それは見方でございましょう。賛成の方もいるのも事実でございます。

**○17番議員（新川床金春）** いや、私は地元にいなかったので、情報が入ったので聞いたところですので、何人かも分からないし、そのオーナー会の方とここ1週間会ってませんので、聞いたところでした。

最終的には、自然環境保全審議会がですね、最終的に決めることである。これは市民が同意したか同意してないかと、もし市民運動が出たときにはどうなるのか、私も分かりませんが、実際その丁寧に1年ぐらい前からかけてやれば、こんな問題は出なかったのかなと私は思います。

次に、サッカー場について伺います。私はですね、平成23年第3回指宿市議会定例会議員懇談会の報告書を持ってます。予算、事業概要、財源内容について、スポーツ振興くじ助成金1億4,000万円、地方債3億690万円。一般財源2万2千円と記載されていますが、地方債と言っても実際は借金であります。スポーツ振興くじ助成金、通称t o t o補助金と言われていますが、t o t oの補助金の中にゲートボール大会が条件に入っていたのか伺います。

**○市長（豊留悦男）** 直接、私がt o t oの事務局、つまり小野先生のところに参りました。ゲートボール協会全国大会の経済効果というのも示されましたので、是非指宿でやりたいと。なぜならば観光客が落ち込む時期でございました。ですから、このゲートボール大会に間に合うように整備をしてほしいと。そのために補助額としてはかなり多くのt o t oのこの補助金をいただいて、芝生の整備をしたわけでございます。小野先生も何回か、その途中、果たして整備が間に合うのか、そういう心配だったんでしょ、指宿に視察に参ったことも事実であります。

**○17番議員（新川床金春）** 次に、サッカー場建設検討委員会について伺います。検討委員会の審議内容を議員も知るべきだなということで、第6回までですかね、その会議録をタブレットにアップしていただきました。その中でいろんな議論がありました。ある人は、これは本当にゼロベースでいいのかって言ったら、担当者はゼロベースでいいですよと言いながら、建設ありきなんです。建設ありきなのか、建設するのかどうかという審議をするかと思っていたら、もう建設ありきだったと。だけど、ゼロベースという。実際、どっちなんでしょうかっていうことを言われた方もいます。ただ、サッカー場を市長は造りたいという気持ちは分かりますので、ちょっと聞きたいと思います。審議会の中でですね、ターゲットをどこにするんですかっていうことです。市長のターゲットはどこですか、お願いします。

**○市長（豊留悦男）** ターゲットという、その意図、理解に苦しみますけれども、例えばこれまでの行政の継続性、課題の解決の継続性というのを重視したから、サッカー場建設、このことは私は1期目のマニフェストとして掲げたわけでございます。どうぞ、後ほど必要でしたらお配りいたします。これは19年7月3日、土地開発公社の経営健全化に関する計画、その対策委員会が開かれました。土地開発公社の保有するこの土地をできるだけ早く利用しない

と、利子払いがすごいという、これが利子の総計であります。やはり、10年度から27年度まで3億4,265万円、開発公社として銀行からの借入れの利子を払っております。この中で、やはりあの地区は野球にしるサッカーにしる、予想しながら開発をすべきだと。そしてその中で必要性についてもいろいろる書かれてあります。そのときの予算も概算として61億6,602万円という額が出ているところであります。そして、それ以前にも議会等で、つまり土地開発公社の土地の利用、そしてサッカー場・多目的グラウンドの必要性については何人かの議員が一般質問を当時の市長にしております。その回答が多目的グラウンド、Jリーグができたらいけれども、それに対応できるような運動場を造りたいという答弁もありました。そういうのを考えて、私は自分のマニフェストとしてこれまでこのサッカー場建設を計画的にやってきたつもりでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 計画的にやってきたということですけど、その陸上競技場にサッカー場を造ると、サッカー場施設のために芝をティフトンのすばらしいやつにするというときの話の中にも、市長がマニフェストに入れてるんだったら、陸上競技場の中にあえて子供たちが使えない環境のティフトン芝とか、そういうのをするべきじゃないんじゃないかと。造るんだったら造ると別に考えたらどうですかという、その当時の議員さんも何人もいました。実際ですね。私もその思いでした。先ほどですね、ちょっと私が言いそびれたことがあったんですけど、教育部長がですね、サッカー場は6,000万円と、芝関係は6,000万円ということでしたけど、芝生の下への土の入替え、砂も入れる、1億3,000万円掛かっています。逆にですね、前回、サッカー場の話のときに市長公室がですね、熊本県大津町のサッカー場を視察して、そこをモデルにしているということでしたので、私たち議員十何名で、有志で行きました。そのときにですね、言われたのがですね、芝生の下に土があって、そのあとに砂がですね、20cmから30cmあるべきなんだと。だけど、どこも予算がないから10cmしか入れないと。だから、サッカー場を造りたかったら県のサッカー協会と一緒にしてどうしたらいいですかって造れば、1億3,000万円で造った芝生が使えると思います。それとですね、先ほど最初に市長が答弁してくれたかいもん荘です。かいもん荘はですね、開聞地域民が願っております。そして、温泉が駄目だったらほかの事業で20億円、30億円とかいろいろ、トータル100億円ぐらいの予算を組んでおります。開聞地域の皆さんのために1億掛けて温泉をしっかりとしたのを掘りあげてですよ、開聞地域の人たちが合併して良かったと、指宿と合併して良かったねと言えるようなですね、事業展開を早急をお願いしたいと思います。この要綱の中には、その募集の要綱の中には湯津温泉しかないけど、レジャーセンターも含めてしっかりとした温泉が出るような事業をすることをお願いして終わります。ありがとうございます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外薮幸吉議員。

○1番議員（外薮幸吉） 1番、外薮幸吉でございます。今回、指宿市における交通状況ということで一般質問を行いますが、まずこの交通状況について質問する前に、8月にタブレットを貸与していただきました。これは、私が宣伝するわけじゃないけど非常に便利でいいものです。この中でですね、交通について、指宿市の公共交通機関の現状と課題というのがあります。これは私が聞くのの大部分とは言いませんが、結構参考になります。これは、第1回定住自立圏共生ビジョン懇談会の資料ということで入ってるんですが、産業振興部商工水産課で提供されたものです。これについては公共交通機関とはとか公共交通機関の種類、指宿市の関係でいきますとJR、自動車、路線バス、コミュニティバス、それからタクシーは含まない場合もあるとなっておりますが、船舶、離島や対岸への定期航路、山川－根占航路、南九フェリー、指宿港、種子島・屋久島航路、トッピーとこういうふうになっておりまして、私が質問した中で載ってないのはこの4番目の飛行場の関係だけかなと思うんですが、JRの関係でいきますと薩摩今和泉から入野まで11あるんですね、指宿市内には駅が。この3年間の乗降客数の推移も全部載ってます。路線バスもですね、載ってますね。それから、さっき言いましたタクシーとかイッシーバスとか、種子島・屋久島航路、時間帯も載ってますし、南九フェリーも載ってます。そういうことで、このタブレットで検索できたのはあえて質問はしないよと、職員の皆さんに申し上げてありますので、それに関連してお聞きいたします。

まず、鉄道（JR）についてということでございますが、昨日の南日本新聞、この中で割と大きい活字でJR九州株、500分割、個人投資の活性化狙うというのがありますが、この見出しよりも最初のところに東京証券取引所に10月下旬に上場する見通しのJR九州がという、こういうのがあります。JR九州が上場しようが関係ないじゃなくてですね、私たちの指宿市における、指宿枕崎線とこのJR九州の株の上場は私は密接に関係があると、非常に関係あると思いますので、この辺の認識をお伺いしてみたいと思います。

それから、道路についてということでございますが、指宿市内でも国道、県道、指宿市道、里道、いろいろあると思いますが、指宿市の道路については予算等の説明もありますので、今回は国道、県道についてお伺いしたいと思います。例えばですね、以前、指宿地区開発期成会というのがあって、当時の建設省とか九地建とか陳情に行ったんですが、今の鹿児島から瀬々串のあの道路、何年もかかりましたけど立派な道路が出来て、知覧の方に行くのもスムーズに通れるようになりましたが、あれは目標は喜入まで片側2車線、4車線だったわけです。指宿までというのはちょっと夢と言いますか、そういうような状況だったんですが、その後の経緯はどうなっているかですね。そして、身近なところでは指宿高校の前から

十町郵便局ですか、この前まで国道の拡幅うんぬんというような話になってますが、この辺の流れはどうなってるかですね。

それから、海上交通についてということでございますが、これも昔の話をしますと山川から種子島・屋久島のフェリーが出てたことがあります。私は昔話ばかりするんですが、古きを訪ねて新しきを知れという言葉もありますので、ご勘弁願いたいと思いますが、その後この種子島・屋久島についてはいわゆるトッピーが就航しているわけですが、このフェリー等の話等はないのですか。そしてトッピー等の問題についても一時過当競争だったんですが、仲良くやっていただいて結構なことだと思っております。この辺について問題点があればお知らせ願いたい。

それから、いわゆる南九フェリーについても、南九さんはよく頑張っていたと思っていますが、かつては佐多の伊座敷と山川、そして山川と根占と、こういう二つの航路と言いますか、あった時代もあります。時代も違いますし、船の大きさも違います。結局、千何tの船が10分の1ぐらいになっているわけですので、海上タクシーもありますけれども、佐多の観光とかいろんなことを考えますと、佐多の伊座敷の方のルートっていうのはないんだろうかなど。垂水航路とか桜島フェリーとかいろんな競争相手もあることでしょうけれども、その指宿の観光をですね、指宿が行き詰りじゃ、こりゃ当然まずいわけですから、その辺について何らか進展はないのかですね。

それから、4番目に飛行場等ということで申し上げておりますが、これも昔の話をしますと、山川の徳光地区、今、徳光苑がありますが、徳光苑からかいもん荘、昔のですね、あっちの方に向かったところと言いますか、空港計画というのがあったんです。これはいろいろあって潰れましたが、それから指宿市においてもですね、農道空港というのが、あの頃は農道空港のブームだったんですけどね、そういうのもあったわけです。今ですね、脚光を浴びているというか、ドローンですね。ドローンポートというのがあるわけですが、これについてもですね、災害等の場合の対応としていうのもありますけれども、それから商売と言いますか、物資の輸送という観点からですね、民間の方でもかなり研究されているようです。民間のサイドでいきますとね、あるドローンの関係者いわく2kgの品物を運ぶのに何で2tのトラックを動かさないかんのやということを言っていらっしゃる方がおって、ああこれが効率、資本主義の論理なのかなと思ったりするわけですが、測量等にも使われておりますので、ある程度ドローンポートというのが今後必要ではないかと思うところなんです。

それからですね、飛行場の中でですね、指宿市指宿ヘリポート条例というのがありますね、指宿市には。これもタブレットで検索する際はヘリポートだからへかなと思ったら違ってですね、指宿市指宿ヘリポートじゃなきゃいけないんですね。新西にあると書いてあります。検索する際もですね、どこなのかな、指宿は何でんかんでん市長公室かなと思っていたらですね、これは農林の方でしたね。というのは、農薬とか、そういう関係で出来たという

経緯があるようですね、合併以前ですね。これらをですね、このヘリポート条例というのがあるんだが、その条例は機能してるんだらうかと。使用料とかいろいろ規則にも決めてありますけれども、この指宿市指宿ヘリポート条例の現状をお聞きしたいと思います。そしてですね、これらのものがさっきのドローンポートとですね、結構一緒に運用できはせんかと思ったりもするわけですね。そういうことでですね、お聞きいたします。

1回目は終わります。

**○市長（豊留悦男）** 温故知新，古きを訪ねて新しきを知るという，まさしく市政発展の礎は古き良き習慣，そして良き指宿に学ぶべきだと改めて認識を新たにしたところでございます。ありがとうございます。今回，四つほどいただきました。私の方で関連がございますので，四つの点について概略回答させていただきます。詳しく数値的なものにつきましては，担当部長等が説明をいたします。

まず，JR関係についてでございます。九州旅客鉄道株式会社は平成28年6月30日に東京証券取引所に株式上場の申請を行い，上場予定日は28年10月とお聞きしております。これに伴い，現在の100%株主でございます独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構が保有するJR九州株を売り出し，JR九州が完全民営化されることとなります。完全民営化されることにより，株主からの要請により利潤の追求が当然ながら必須命題となります。このため，JR九州はこれまで以上に利益を上げる企業努力をすることが求められ，仮に利益が確保できない場合は株主から経営内容の合理化を求められる可能性もあろうかと思えます。同社は現在，本業の鉄道事業をはじめ駅ビルや賃貸住宅事業などの不動産事業，船舶事業，小売店及び飲食店の経営，農業事業など営業内容は多岐にわたっており，関連する事業の収益が鉄道事業の赤字を補完している状況でもございます。また，鉄道事業は依然として厳しい経営状況が続いており，鉄道事業の経営健全化に向けた努力が継続して行われていると思っております。

道路についてでございます。平川以南の4車線化を求めて，226号整備促進協議会，鹿児島商工会議所にありますけれども，その一員として私も毎年，九州地方整備局，そして国交省にお願いに行っておりました。ご案内のように，平川道路が全面開通してから鹿児島への時間短縮，渋滞が少なくなったことはもう皆さんもご案内のとおりであります。私はその中で平川以南については4車線化は難しいであろう。ただお願いがあります。それは，思いやり車線，つまり追い越し車線の区間を整備できるところで上下線ともやっていただきたい。そして，指宿から鹿児島までの時間的な距離，つまり60分で行けるとか，そういう計算ができるような226号にしてほしいというお願いもして参りました。あと一つは議員がお話いたしました二反田川から秋元川への歩道の整備であります。これは平成24年9月だったと思えます。当時の国道事務所長の田中所長さんが参られました。県内で国直轄の事業の一つはあるけれども，指宿として何かないかということでございました。是非，国の直轄事業を指宿

でやりたい、道路行政、通学の安全・安心を確保するために、特にJR二月田から指宿高校、そして柳田小学校、南中、北中の子供たちが通るこの道路は安全確保という面からも問題があるので、是非事業化してほしいという、そういうお願いをしました。何と、この事業は即決でございました。条件として、1か月、または50日以内に地域住民の半数以上の同意を得ることという、そういう条件でございました。そこで、二月田、秋元、北十町、その他の公民館長さん方をお願いをし、それこそ1か月以内に約半数以上の同意を取り付けました。実は、これは国交、国土交通事務所、そして九地整もびつくりしたのでございます。これは地域の方々の協力の賜物だと思っております。その結果、今、車道は3.25mほどあると思いますけれども、3m50cmの歩道ができることになりました。これは車道より広い歩道が整備されるということになります。多くの方々の協力をいただき、これは事業が着々と進んでおり、同意してくださった方々の移転を含めて、今、事業が進行中であります。あと一つは岩本交差点でございました。ご案内のように、岩本交差点は池田湖への右折道路、鹿児島からの、それだけの事業でございました。完成間近でございました。そして、お寺さんも納骨堂を造り、そして住職さんの住宅も造った挙句、お願いをいたしました。是非、指宿からの右折車線も造っていただきたいというお願いでありました。当時、用地の交渉等非常に難しかったことを覚えておりますけれども、今和泉・岩本地区の方々が本当にご理解をいただき、あの道路が今や観光道路となるまでに、あの交差点は立派なものになりました。そのほか、大園原交差点、様々な国道改修、道路行政についてはやらなければならないことが山積しております。是非、こういうことにつきましては、議員の皆様が地域の声をお聞きになりながら道路についてのご要望、計画等、私たちに知恵をいただければありがたいと思っております。

海上交通についてでございました。昔話というようなことでしたけれども、まさしくその昔の海上交通体系というのは、指宿が求める海上交通の体系だろうと思えます。三島の村長さん、屋久島、種子島、十島、いつか話をしました。一番近いのは指宿なんだと。トライアングル構想という、海上でトライアングル構想というのは夢かなという、私に話を持ち掛けてくださいました。そうすると観光という面でも、種子島・屋久島を含めて多くの観光客においでいただく、すばらしい交通体系を期待し、そして魅力ある観光地づくりになるのだけれどもという話は持ち上がっております。これについては今後、いろいろ県、又は国との話を詰めながら、議員がおっしゃるような海上交通体系が実現できたらと思っております。これが夢なのか現実になるのか、そこについてもまた私も努力をしまいたいと思えます。薩隅交流、大隅と薩摩半島との交流、ありがたいことに今、南九フェリーが就航していただいております。来年には20分で結ぶ高速艇と言いますか、それが就航するとかお聞きしております。それは、とりもなおさず大阪の岸和田の南港でしょうか、堺の南港でしょうか、そこからさんふらわあ、新たに魅力あるさんふらわあが建造されるとお聞きしております。志

布志まで、志布志から鹿屋を通って、そして大隅半島から山川へという、そういう海上交通、大阪からの道ができたという、そういう話もありました。先日は特に南大隅町の観光協会長でしょうか、今、議長さんもしていらっしゃると思いますけれども、本市の議員を含めて大隅期成会の属する各市町全て回っていただき、この薩摩半島、山川とのこの海上交通の充実、そのお願いに行ったとか聞いております。必ずやこの大隅地区と南薩地区、つまり薩隅交流の核となる海上交通は充実してくるものと思っております。

飛行場等について、本当にドローン等を使ったユニークな提案をしていただきました。ドローンの活用というのは宅配にも導入されようとしています。やはり、今後この指宿の交通の便、観光、農業、全ての振興を図るためにこの在り方、導入というものについても宅配等を通して、それが応用できる場はないものか、考える価値は大いにあるのではないかと考えているところでございます。

せっかく4点いただきましたので、今回私が4点にわたって大まかに回答させていただきました。補足することがありましたら、また部長等に回答させます。以上でございます。

**○建設部長（山下康彦）** 道路の件についてですが、国道226号の今現在、市役所付近の指高前付近から大園原、あと岩本交差点の件について、今後の計画、進ちょく状況について説明させていただきます。

まず、指宿高校の周辺ですが、ここにつきましては北十町歩道整備事業ということで、秋元交差点から二反田川交差点までの区間の歩道整備と、あと交差点改良の整備でございます。延長が1,060m、幅員構成がこれは歩道幅が3.5mでございます。車道が3.25、1車線が3.25mで、全幅が14.5mになります。現在、ここにつきましては用地買収や家屋移転等を行っており、工事につきましては、一部平成29年度から着工の予定というふうにお伺いしているところでございます。

続きまして、大園原交差点の周辺ですが、ここにつきましては大園原交差点の交差点改良事業ということで、北指宿中学校の正面付近から大園原交差点付近の区間の交差点改良であります。延長が280m、幅員構成がここは歩道が2.5m、車道が1車線3.25mで、全幅が13mでございます。ここにつきましても現在、用地買収や家屋移転等を行い、29年度以降につきましても引き続き用地買収、家屋移転等を実施していく予定になっております。

岩本交差点につきましては、先ほど市長が答弁しましたように、平成26年7月に工事が既に完成して、現在拡幅された交差点として供用開始されているところでございます。以上でございます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 海上交通の関係で市長の方から高速船の説明をさせていただきましたけれども、追加してほかの部分についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、水中翼船の関係ですけれども、今現在、鹿児島と種子島・屋久島を結ぶ水中翼船としてトッピーとロケットというものが就航しております。1日7便、冬の間は6便が運航し

てるんですけど、そのうちの1便は指宿港を経由することから、本市に宿泊する観光客にとって非常に利便性が高いということで人気があるというところがございます。市では相乗効果を狙いまして、世界自然遺産としての誘客力の高い屋久島町と連携するために、広域で指宿・屋久島広域観光推進協議会をつくりましてPR事業に取り組んでいるところで、昨年度は広域周遊ルートを紹介するパンフレットの中で指宿・屋久島をつなぐ高速船を掲載し、航路の認知度向上及び魅力発信に努めているところがございます。この航路は本市にとりまして、特に観光面から大事な公共交通機関の一つとなっておりますので、市のホームページなどを使って運賃とか時刻表、そしてチケット割引なんかについての案内を掲載するなど、利用促進を図っているところがございます。

それと、昔懐かしきということで伊座敷の質問があったわけですがけれども、これに関しましては山川－佐多航路ということで、もうこれはもう議員が一番よく御存じかと思うんですけども、昭和18年に木造船によりまず航路が開設されて、昭和40年に初めて車を運ぶことのできるフェリーボート第2佐多丸が就航しております。一方、山川－根占航路は昭和43年7月に開設され、フェリーボート第3佐多丸として就航しておりました。この船は非常に大型で、大型バス14台とか乗用車など60台を運ぶことができ、また山川－根占を40分で結んでいたようですがけれども、その後この二つの航路は運行会社の合併を機に山川－根占航路に1本化されることになり、昭和55年12月に山川－佐多航路は廃止されております。今回、この質問を受け、早速、山川－佐多航路の発着拠点でありました伊座敷港についての現地調査も担当の職員等が行って、調査してみましたけれども、その当時使っていた可動橋については、もう現在撤去されており、また伊座敷港の湾も海砂が相当堆積して、水深も非常に浅いというような状況でありまして、新たな航路の開設ということは非常に難しいのじゃなかろうかという印象を持ったところがございます。

それと、市長の方も申し上げましたけれども、新たに南九フェリーのフェリー以外の新しい航路としまして、来年4月から高速船で指宿港と根占港、フェリー南九は山川と根占ですけども、今回の高速船につきましては指宿港と根占港を約20分で結ぶということで、今までのフェリーは約50分でしたので、その時間的な問題にすれば30分の短縮がされるということで、市としましても山川－根占のフェリーの維持は、もうこれはもう非常に大事なところでございますけれども、観光の面から申し上げれば指宿と大隅を結ぶ移動ツールというものが新たに出来るということで、これにつきましては側面的に航路の認知度を上げるための協力なんかをしながら、山川－根占フェリーとの共存を図ってまいりたいというふうに考えております。

**○農政部長（宮崎英世）** 4番目の飛行場等についてというところで、指宿市指宿ヘリポート条例の現状、それとあとその条例は機能を果たしているのかという質問をいただいています。ご指摘のこの指宿市指宿ヘリポート条例は、ヘリポートの設置条例でございます。目的とい

たしまして、薬剤散布と航空防除、それと農業生産基盤の強化、災害・緊急事態発生時及び市の公共的利用に寄与するということ等の目的で設置をされているヘリポートでございます。設置は平成3年2月の14日ということで開場をしております、整備後の活用について調べさせていただきました。平成15年までは、松くい虫の航空防除を行う際のヘリコプター基地として活用されております。現在、鹿児島県のドクターヘリの離着陸場所として指定されておまして、近くで言いますと平成27年に鹿児島市内の総合病院への救急患者の搬送に、この指宿ヘリポートが使われている実績があるところでございます。従いまして、指宿市指宿ヘリポート条例は鹿児島県のドクターヘリ離発着所として指定されておりますので、機能しているというふうに考えております。

**○1 番議員（外園幸吉）** まず、JR九州の件なんです、市長が認識されているようにですね、これは資本主義の論理と言いますか、株式をですね、こんだけ出せばこれはもう株主から見たら、赤字路線は切り捨てよというのが企業の論理でしょうね、これは。ただですね、ご承知のように先日の南日本新聞にも載っていましたが、鹿児島中央駅の西口の大開発とか、それから鹿児島駅、私らは本駅って言いますが、鹿児島駅の周辺の開発、それから指宿枕崎線に乗っていくと、中央駅の手前の左側にでかいマンションができてると。475所帯ぐらい、ということは単純に2を掛けるとですね、1千人ぐらいの入るマンションですね、一番でかいんだそうです。1千人というと、山川で例えると大山区が1千ちょっと超えてる、小川も1,100人ぐらいなんです。そういうのがどかんと出来るわけですね。そしてまた、一方ではななつ星とかいろいろこの豪華列車と言うんですか、金になるのはやる、金にならないのはやらないと。しかしですね、頰娃高校に子供をやっている母親は言いました。今、バイクで行くようになったから便利になったと。しかし、家に帰って来るまで心配だと。毎日、家に着くまで心配です。やっぱりそんだけ列車の方が安心だっていうことですね。バイクは怖いって言うわけです。山川高校、指宿高校、指宿商業高校、指宿枕崎線を使っている人は結構多いですね。さっきも言いました、その指宿の公共交通の様子を見ても乗降客を見てもですね、高校生の占める割合というのはかなりのものだと思うんです。私がですね、先月高校の同窓会が城山であったときに、夕方着くように行こうと思ったら、快速がないんですね。あの特別列車しかなかったです。というのは、地元の人がそんだけ利用しない、かつ観光客に千円たくさん払ってもらって乗せた方がいいわけですね。そういうことも思ったりもしました。ですからですね、問題はこの山川駅の無人化の問題もありましたけれども、入野の駅の近くの事故等を考えてですね、指宿市がJR九州に協力できることはないのかと。できることはやっぱりして、指宿枕崎線を残すべきだと思うんですが、残す努力をすべきだと思うんですが、どうですか。

**○総務部参与（中村孝）** JR九州の指宿枕崎線の運行継続について、市が協力をできることはないかということでございますけれども、市では指宿枕崎線が地域住民の日常生活と沿線地

域の観光振興に果たしている役割の重要性を重く受け止めており、南薩地域の沿線各市と鹿児島市で構成する指宿枕崎線輸送強化促進期成会を通じて、指宿枕崎線の利便性の向上等について要望活動を重ねております。なお、平成27年度からは要望項目の中に指宿枕崎線全区間の株式上場後の運行存続を加え、九州旅客鉄道株式会社と意見交換をしているところであります。路線の維持については、同社に頼るばかりでなく沿線自治体の一員として積極的な鉄道の利用促進や駅周辺地域の環境美化など、運行存続に向けた協力はしていかなければならないと考えております。なお、線路敷地内の除草作業については、作業中の安全確保の観点から同社による対応を依頼せざるを得ない状況であります。線路に隣接する土地については地権者の理解を協力を得ながら、景観及び環境の保全を図ることが必要ではないかと考えられます。また、市ではJR九州への協力の一環として、日本最南端の有人駅・山川駅が今年3月26日から無人駅となっておりますが、今年10月から同社から委託を受け、乗車券類の簡易発売、改札及び駅舎等の清掃等の業務を行うこととしております。このほか、運行存続に向けては鉄道利用者が增多することが肝要ですので、市の観光資源等を生かしたイベント等の連携など様々な運行存続に向けた方策を沿線住民やJR利用者など、多くの方々のご意見を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** 以前ですね、私が外来植物の話でセイタカアワダチソウの伐採と言いますか、話をしたときに、質問したときに、JRと連携が取れてなかったですね。だから、ああいうこともありました。JRはJRで工事とかいろいろ厳しいですから余計なお世話かもしれませんけれども、今後ですね、さっき出ました山川駅の無人化対応とかですね、できる協力はしていましょや、ということです。

それからですね、次に道路の関係ですが、平川のあるところ等を通るたびにですね、やってよかったな、長くかかったけどやってよかったなと思います。そして、さっき言われました岩本交差点のところを通るときも、そう思います。それから、大園原からの秋元のうんぬんと、これについてもですね、徐々にではあります。進行中でいいことだと思んですけども、国道のですね、こちらから行きますと外城市の坂を上って左に、輝宝堂でしたかね、間違っていたらごめんなさい、あの焼き物屋さんがあって、それを通り過ぎて下るところの前方にトンネルが見えますが、あの左側にですね、歩道がないんですよ。前、同僚議員の話もあったと思うんですが、あの辺は十石と言うんだそうですけれども、途中で歩道がないんですよ。さっき、大園原もこっちも2mの2m半の歩道の話をするのに、あそこは途中で歩道がないんですが、これについては通学路等はないんですか。それじゃなくてもですね、非常に歩く人もたくさんいるかは分かりませんが、歩く人もそうですが、自動車を運転する人もですね、危険だと思うんですが、あそこの歩道については、誰かおりますか。

**○建設部長（山下康彦）** 議員ご指摘の、ちょうど十石の焼き物屋から岩本にかけての、ちょうどJRの跨線橋のところまでの件だと思いますが、この件につきましては以前から地元から

も要望が出されておりました、指宿商業等の車の通学等で非常に危険だという話は伺っているとでございます。これを受けまして、我々も事業の計画はできないかということでいろいろ動いた経緯があるところなんです、事業を行うにはどうしても事業用地の確保というのが一番のネックになってくるところであります、今のところその事業用地の確保がなかなかできない状態ということで、これについても今後我々としてもなるべく努力をしまして、地権者の理解が得られるように努力していきたいと思っております。これを受けて、鹿児島県国道事務所の方もここについては認識をいただいておりますので、事業用地の確保ができるように努力していきたいというふうに思っております。

**○1 番議員（外園幸吉）** その辺は期待しております。

この、さっきタブレットの話をしてしまいましたがね、タブレットで私の家から指宿庁舎へというのを調べてみたらですね、まず出てきたのはC O C C Oはしむれだったです。指宿庁舎なんだろうな、あそこも思っているところなんです、次に指宿市役所と出して、便利ですよ、どこを右に行くと、左行くとうんぬんと。市役所のね、表示がですね、市役所じゃないんですよ。中央公民館ですよ。確認したことある方、いますか、この中で。市役所はああいいうのは利用しないからみんな知らない。私が文句を言ったってしょうがないが、中央公民館と市役所は違うんだから。それこそ観光指宿であればですね、明確にすべきだと思うんですが、この中でそれを確認した人いますか。

**○議長（松下喜久雄）** いない。いないということで。

**○1 番議員（外園幸吉）** 議員の何人かにはこうなってるよというのはお話ししましたがね。

やっぱりそういうところですね、観光指宿ですから、きちんとしてですね、市役所を見に来たら、えっ、中央公民館じゃないかとならんようにしていただきたいと思っております。

それからですね、さっきの佐多航路。私は非常に嬉しいことは嬉しいと言っていますが、私が前お話ししたときにですね、佐多の伊座敷港、早速行って調査していただいたと。海砂とかですね、可動橋の話なんか行ってなきゃですね、分かりませんよ。打てば響くっていうのはこういうことなんです。私の前の議員が教育委員会に現地に行きましたかと、何回か言いましたけれども、私はやっぱりですね、私も含めて、刑事ドラマ見たら皆さん必ず言いますよ。刑事は現場百遍って。議員はせめて、職員も、現場を1回は見に行かないと、と、余計なことを言いましたけれども、現地に早速行っていただいてですね、私は非常に嬉しいです。よかところは褒めます、はい。

やっぱり、時代等のおかげあって、昔々にはいきませんが、海上交通の関係ではですね、南九フェリーさんにはいろいろあったもんですから、私は感謝しております。

それからですね、この飛行場等の話ということですが、皆さんはですね、鹿児島県EMS、分かりますか。これも調べていただいたんですけども、先ほど出ましたドクターヘリのことですね、エマージェンシーメディカルサービスって言うんですか、発音は自信ありま

せんけれども、これがですね、これはタブレットでは出せなかったです、残念ながら。この資料をですね、平成14年の8月1日現在でいただいた資料がありましたので、これでいくとですね、この時点で43か所ありますね。そのうちの一つがさっき言われました指宿ヘリポート、新西のですね、これです。ですから、ドローンポートとですね、このヘリポートと、それからそのEMS、場外離着陸場、こういうのをですね、ある面では共用できるところがあると思うんですよ。ですから、先の条例はその新西のヘリポートだけですから、ヘリポートとですね、このドクターヘリの、分かりやすいですね、ドクターヘリのかですね、共用できるような条例を作って、さっきの新西のそれだけの条例は止めてしまうとか、整理をすべきだと思うんですが。これは、担当が農林だけでは、はいそうしますとは言えないんですが、誰か答えていただけますか。

**○市長（豊留悦男）** ご指摘のとおりだろうと思います。農業も観光も、そして医療・福祉も、そして何より、今注目を浴びておりますドローンによる、ドローン活用による様々な事業展開というのが、民間を含めて試行的にやっているところでございます。そういう意味では、一体化した、そういう、現在使われておりますヘリポート、その利用の方法というのは考えなければならないと思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** 今、回答いただいたんですがね、道路についてはですね、非常に期待する半面、まだいろいろ分からないところはあるんですが、ドローンの運航とかそういうのはですね、私は民間に任せていいんだと思っております。ただですね、場所によっては指宿市の方で、そんなすごい面積ではないですからね、そのドローンポートなるところを必要性があるところはですね。例えばですね、この前大雨が降ったときに尾下のがけ崩れがありましたよね。あのときに、行ったときに通行止めになってたんです。工事時間で8時半から5時まででしたかね。ところが、尾下にはもう1本道路があるんですね。こっちから行くと鎮守山線ですか、池底の近くを通って行く道路もありますんでね。山川については鰻についてもですね、2本道路が確保してあります。道路が2本確保してあるところはいいんですが、やっぱり私は旧指宿市内、旧開聞町内で分からないところがいっぱいあるんですが、そういうないところはですね、いざという時のためにも、例えば空き家を取り壊した場所とかですね、借りるとか、いろんな土地を買ってわざわざせんでもいいところもあると思うんですね。これ、昔聞いた話ですけど、ドクターヘリみたいなああいうヘリコプターでもですね、着陸するところは30坪ぐらいあればいいって言うんです。ただし、こっちが立木とかないということ、この場所自体は30坪もあればいいって言うことを聞いたことがありますかね、ドローンポートだったらなおさら少なくともいいと思うんで、そういう必要がある場所があると市長の方で、災害とかですね、日常のその荷物とか、あるということがあればですね、検討していただいて確保していただければと思うんですが、どうですか、その辺の。

**○総務部参与（中村孝）** ドローンの利活用の件でございますけれども、小型のドローンは人が

容易に立ち入れない場所にも接近できることから、現在では空撮システムなど多く用いられております。災害現場における被災状況の確認などに活用されております。また、先ほどもありましたけれども、インターネットの通信販売大手企業によるドローンを用いた商品宅配サービスの研究が行われるなど、物流の分野をはじめ様々な作業分野においてその性能の高さと、高さを生かした活用などが期待をされているところでもありますので、本市におきましても、今後ドローン活用の課題であるとか、ニーズ、その他等が徐々に明らかになってくると思われまますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

**○1 番議員（外園幸吉）** いつもやかましい話ばかりしたって、私もしょうもありませんのでね。今日は昔の話とか夢を語る的な話もあったかもしれんけれども、やっぱりいろんな意味ですな、指宿市を良くしようと思う点ですな、みんな気持ちは一緒のはずですので、今後ともよろしく願います。終わります。

### △ 延 会

**○議長（松下喜久雄）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 4時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 高 橋 三 樹

議 員 福 永 徳 郎

# 第 3 回 定 例 会

平成 28 年 9 月 16 日

(第 4 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成28年9月16日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第96号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	外 菌 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 ちヨ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
13番議員	前 原 六 則	14番議員	前之園 正 和
15番議員	木 原 繁 昭	16番議員	中 村 洋 幸
18番議員	下川床 泉	19番議員	新宮領 進
21番議員	松 下 喜久雄		

---

1. 欠席議員

17番議員 新川床 金 春

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	牟 田 浩 一	健康福祉部長	下 敷 領 正
産業振興部長	廣 森 敏 幸	農 政 部 長	宮 崎 英 世

建設部長	山下康彦	教育部長	長山君代
山川支所長	馬場久生	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	中村孝	総務課長	岩下勝美
市長公室長	川路潔	危機管理課長	園田猛志
市民協働課長	田畑喜史	環境政策課長	下吉一宏
商工水産課長	山元成之	観光課長	今柳田浩一
長寿介護課長	西浩孝	地域福祉課長	山口保
建設監理課長	田之上辰浩		

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	森和美	次長兼調査管理係長	石坂和昭
主幹兼議事係長	鮎川富男	議事係主査	嶺元和仁

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前原六則議員及び前之園正和議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続行いたします。

まず、中村洋幸議員。

○16番議員（中村洋幸） おはようございます。16番、中村洋幸でございます。台風16号の進路によっては大変本市への影響が心配されるところではありますが、被害の少ないことを願いながら質問を行います。

それでは、早速通告に従い質問いたします。新ごみ処理施設及び不法投棄について質問いたします。

1点目、来年4月には指宿広域組合の新しい焼却施設が稼働する計画であるが、現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

2点目、ごみ収集車、パッカー車ですね。それとごみの持込み車両の搬入道路の整備はどのような状況になっているのか伺います。

3点目、指宿清掃センターと指宿広域組合で統一しなければならない協議事項というか、持込みなんかについても、いろいろ方策が違っておったわけですが、どのような協議がなされたのか伺います。

4点目、公益社団法人シルバー人材センターの草木の仮置き場については把握しているのか。不法投棄にはならないのかお伺いいたします。

次に、ふれあいプラザなのはな館について伺います。ふれあいプラザなのはな館は、県が平成10年9月に約69億円掛けてオープンいたしました。高齢者を中心にした地域間、世代間交流施設として毎年25、6万人が利用しておりました。平成18年から指定管理者制度の導入により管理運営がなされていたわけですが、施設の管理費を県は毎年2億円以上負担しておりました。ラグビーボールに似た特殊な建築物であり、県は今後も多額の維持補修費が見込まれるということもあり、施設管理費削減のため、県はこのたび無償譲渡に至ったものと理解しております。取壊し及び改修工事はどうなっているのか。二人の同僚議員が昨日質問し

ておりますが、再度お伺いいたしまして1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 新ごみ処理施設の現在の進捗状況でございますが、新ごみ処理施設の整備内容につきましては、施設の設計、焼却施設整備、破碎処理施設整備、管理棟整備、ストックヤード整備及び外構工事などがございます。これらが一括発注され、工期が平成26年9月10日から平成30年3月14日までとなっております。平成28年8月末現在の全体的な工事進捗率は、計画58.3%に対し58.3%と計画どおりの進捗率となっております。内訳といたしましては、建物などの土木建築関係が計画50%に対し50%、ごみ焼却施設及び破碎処理施設などのプラント関係が計画71.1%に対し71.1%となっております。今後は焼却施設、破碎処理施設などのプラント及び管理棟が本年12月末に完成し、平成29年1月から3か月間の試運転がなされ、同年4月から供用開始となる予定となっております。その後、現在稼働しております清掃センターのごみ焼却施設は解体後、その跡地にストックヤードが建設され、平成30年3月に全ての工事を終える計画となっているところでございます。

以下、いただきました質問等は関係部長等が答弁いたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 新ごみ処理施設の整備に伴う搬入道路の整備状況についてでございますが、指宿広域市町村圏組合においては、ごみを搬入する際には山川・開聞方面からのごみ収集運搬委託業者と許可業者については、山川高校下のコンビニの信号を右折しまして山川駅、国立病院機構指宿医療センターを経由しまして、成川バイパスから市道丈六成川線に左折するルートで搬入するように制限を行う予定でございます。また、一般の直接持込み車両については、山川方面から成川バイパスを右折しないように山川駅を経由するルートと成川バイパスから市道首尾坂線を通って搬入するルートに誘導を行う予定でございます。一方、ごみを搬入後、帰る際には市道首尾坂線は道路幅が狭いことから、丈六成川線を通り国道に出よう誘導する計画となっております。これに伴いまして、新ごみ処理施設の搬入道路については、指宿広域市町村圏組合で大きく三つの改修工事を予定しております。一つ目は、成川バイパスにより新ごみ処理施設に進入する市道丈六成川線の交差点部から延長約30mの区間について幅員を約5mから10mに拡幅して、新ごみ処理施設への進入緩和を図る工事です。二つ目が、成川バイパスから市道首尾坂線へ進入する接続道路の道路幅員を3mから約5mに拡幅する工事です。三つ目が、成川地区から新ごみ処理施設へ向う市道首尾坂線の山間部約1kmの区間におきまして、離合場所の整備やカーブミラー、ガードレール、グレーチングを設置する工事を予定しております。また、ごみ搬入車両をスムーズに誘導するために、主要箇所誘導看板の設置も予定しているところでございます、というふうに広域組合から聞いております。

次に、新ごみ処理施設における統一しなければならない協議事項でございますが、これまで指宿広域市町村圏組合、南九州市及び指宿市の担当で構成される作業部会がございまして、これが6回開催され、施設の管理運営に関する調整事項について協議が行われてきまし

た。協議事項の内容としましては、新ごみ処理施設の名称、施設の休業日、取扱時間、ごみ処理手数料、手数料の納入方法、先ほど議員の方からご質問いただきました直接持込みにおける搬入量の制限やその搬入方法、それと資源ごみ、有害ごみの種類と分別方法、減免ごみの取扱いなどの協議を行っております。その協議の結果につきましては、指宿広域市町村圏組合の幹事会において報告され、審議がなされております。これまでの主な審議事項につきましては、施設の休業日、取扱時間、ごみの直接持込みにおける搬入量の制限、搬入方法、資源ごみ・有害ごみの種別や分別方法などについてでございます。なお、幹事会で審議した事項については、最終的に管理者が決定するとともに、指宿広域市町村圏組合の条例で定めなければならないものにつきましては、今後、広域組合議会に上程されて決定されていくことになろうかと思っております。

次に、シルバー人材センターの仮置き場所について把握しているかというようなご質問でした。シルバー人材センターが個人から依頼された庭の剪定作業や草刈り後の草木については、シルバー人材センター会員の個人所有地を仮置き場として利用していることは把握しております。シルバー人材センターが個人から依頼された作業後の草木については、事業系一般廃棄物でございます。10数年前までは指宿市清掃センターにおいても受入れを行ってまいりました。しかしながら、量が多量であること、事業活動に伴い排出される廃棄物であることなどから、シルバー人材センター自らに処分していただくようお願いして来たところでございます。現在の場所が仮置き場であるということであれば不法投棄には当たりませんが、現状においては長期に草木が置かれていることから、好ましい状況ではないというふうに認識をしているところでございます。以上です。

**○総務部参与（中村孝）** なのはな館は本年4月に県より無償譲渡を受けているが、取壊し及び改修工事についてはどのような計画になっているか、でございますが、解体することとなっているなのはな館の北側に位置する宿泊施設、健康増進施設等の県有施設につきましては、平成28年2月15日に設計者である高崎正治氏から著作権上、解体には反対の意向が県と市に示されたことから、譲与契約書に記載のとおり、今後、県の責任において対応することとされております。また、譲渡を受けた施設の補修工事につきましては、現在、保全調査結果等を精査しながら、補修工事設計の発注準備を行っているところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** それでは、広域の関係から2回目の質問をいたします。進捗状況については理解をいたしましたので、この件については質問は省略いたします。

2点目のごみ搬入路の整備の件なんです、市道丈六成川線の国道の入口の改良ですね、これについても29年の4月から施設の供用開始をするということであれば、それに間に合うような工事がなされるのか。この首尾坂線についても一緒です。ロードミラーの設置、離合場所の設置とかありますけれども、現状ですね、路肩の陥没とか、ロードミラーも何箇所か付いております。のりが生えてですね、ほとんど見えないような状態なんですよ。そこら辺

についても、ちゃんとこの期間内に整備計画があるのかお伺いいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 首尾坂線の狭小区間の約1kmの整備につきましては、平成28年度の広域組合の当初予算に計上されておりまして、28年度以内に、例えばそのカーブミラーとか、側溝蓋、ガードレール、案内板の設置、そして離合場所の確保などというような、部分的な整備は行うようにする予定でございます。

**○16番議員（中村洋幸）** 首尾坂線なんですけど、やはりですね、市道なんですよね。山川町ではこれ、1級町道でした。最重要道路です。今回ですね、持込み車の通行に首尾坂線を利用したいということで、区の方ともいろいろ協議をされたと思うんです。このですね、今度の広域の焼却場から大体700m～800mですかね。この間はほとんど改良がされてないんですよ。私は危険な状態の道路を、結局、持込み道路に利用していいのかなと、もうちょっとこれについては改良の余地もあるんじゃないかなと思いますので、そこらについてですね、管理者の市長、どのように考えているのかお伺いいたします。

**○市長（豊留悦男）** このごみ処理場建設前に、成川・丈六地区に説明に行く前に、私もあの道路を何回か通りました。1日何台通るのか、山川・開聞・穎娃方面から。その場合に、どのような進入口が安全であるのかを含めて、担当部局と話し合いをしました。議員ご指摘のとおり、まだこの道路の改良については具体的になっておりませんが、開業前、つまりこの運転がなされる前には、安全な道路にしたいと思っております。この道路沿いにあります地権者についても、1, 2, 意見をお聴きをいたしました。こっちから行きますと大型建設会社の資材置き場のようなところがあります。その手前に大きな木が道路にはみ出したところもあります。このままでは難しいだろうと。離合を含めてどのような改良がいいのかということについて現在検討させておりますけれども、議員が大変不安に思っているのも、地区住民もそうでしょうから、必ずこの運転が始まる前に、つまり今年中にはこの道路改修については具体的な案を出し、できる限り早く道路改修に当たりたいと思っております。

**○16番議員（中村洋幸）** この首尾坂線ですね、やはりトンネル事故等も想定されるわけですよ。そういった場合には、当然、迂回路としても利用されるという道路になると思いますので、それなりに計画をしていただきたいと思います。

次にですね、この統一事項の中で、直接持込みごみについて、これまで清掃センターと広域組合の持込みの形というか、方法が違っていたんですよね。指宿の方がちょっと規制的にはきつかったと思います。これについて、どのような調整がなされたのか、山川・開聞地域の方から見ると、旧指宿市の方がですね、清掃センターでがっちゃんこしたときに、ああ、これは違うんじゃないかと、開聞・山川はこんなにして持って来ているがねと言われないうちにですね、調整をしてほしかったんですが、この調整はどのようになされたのかお伺いいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 新ごみ処理施設へごみを直接持ち込むときに、どのような方法で

したらいいかということで、指宿市、南九州市、広域組合の三者による幹事会におきまして、これを協議しております。これまでは、指宿清掃センターにおいては、ごみの減量、資源化を図ることから、ごみの分別を徹底していただくために、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみを分別した上で、袋に入るものは指定ごみ袋に入れて搬入するように指導を行ってきております。幹事会において、新ごみ処理施設においても、ごみの分別を徹底するためにごみを直接持ち込む場合には、袋に入るものは指定ごみ袋に入れて搬入するように指導していきこうということになったところでございます。また、南九州市においても穎娃地域だけが指定ごみ袋による持込みを行っていない状況であったことから、この機会に南九州市の方も指定ごみ袋での持込みに分別してごみの分別を徹底するようにするというようなことになった、というふうに聞いております。

**○16番議員（中村洋幸）** 持込みについても袋に入るものは燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみの袋に入れるということで統一がなされたということですね。その件についてはですね、今までの指宿広域組合の方は、袋は特段指定袋じゃなくてもよかったんですよ。だけど、統一されるということであれば、それなりにですね、早く市民にも周知していただきたいと思います。いつ頃、どういうふうに、どういう形の持込みの方法になるとか、そこらについてはいつ頃、市民には周知されるつもりなんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 来年の1月から新ごみ処理施設の試運転が始まりますので、少なくとも12月までにはですね、周知が行われないとまずいということで、広域組合の方ではですね、10月から11月にかけて持ち込まれた方をお願いをするというような方法とか、あと広報をしていきたいというふうに考えている、というふうにお聞きしております。

**○16番議員（中村洋幸）** その周知の方法については、できるだけですね、トラブルのないようをお願いをしたいと思います。

それでは、4点目のシルバー人材センターの関係なんですが、シルバー人材センターのですね、会員の皆様は依頼者の要望に沿ってですね、本当に自分の持つ特技、経験、趣味を生かして懸命に作業に従事されてきております。ありがたいことだと思います。ただですね、この仮置き場については、平成19年からということで伺っておりますので、今後、どのような処理計画をシルバー人材センターに指導していくのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 現在のシルバー人材センターの仮置き場につきましては、土地の所有者でありますシルバー人材センターの会員の方のご協力により、議員の方からご質問がありましたとおり、平成19年度から利用しているものでございます。今後の草木の処理処分につきましては、現在の仮置き場への投入ではなく、チップ化や堆肥化への可能性を検討しますとともに、民間施設での廃棄処分など、環境面への配慮や利用者の負担増を考慮しながら、シルバー人材センターと協議してまいりたいと考えているところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** よろしく取り計らっていただきたいと思います。

それではですね、なのはな館について質問をしてみたいです。まず、平成27年10月の6日にふれあいプラザなのはな館の無償譲渡に関する覚書に基づいて、28年3月31日の県有地譲与契約が交わされたものと理解しておりますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** はい、そのとおりでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** それでは、3回目以降は、また後でさせていただきます。補修工事についてですね、県からの交付金2億493万2千円が当初予算で計上されていたわけですが、いつ交付され、いつから補修工事に着手するのか、お伺いをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 市が譲渡を受けた部分の補修工事についてでございますけれども、現在、補修工事の準備に取り掛かっているんですけども、実際に補修工事を行うとなると、工事の段取りとか、工程の管理、電気室等の再整備との調整も必要になることから、現段階では県と情報を共有しながら補修工事の設計の発注準備を行っているところでございます。その関係もありまして、県とは市の設計額等が確定をしましたら、県の方に交付申請の手続きをして、その交付決定を受けてから補修工事に入るということでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** 2億493万2千円ということで、細かい金額まで入っているわけですよ。だから、交付金である以上ですね、この段階である程度の見積りがなされて、多分、この額が出たと思うんですよ。なのに、何で今さら、その設計額が決まらなと交付しないとかですね、そこらについてはちょっとおかしいんじゃないですか。お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 県と補修工事に係る交付金については、市の方で保全調査を実施しまして、補修工事に掛かる経費等を根拠として出したものでございます。一応、県はその保全調査の額をですね、根拠としてこの交付金を決定をしているところでございます。そして、市の方では実際に工事に入となった場合に、いろいろな空調の関係であるとか、そういうものをですね、もう一回施設等も確認をしながら、また、今後の施設利用等も考慮しながら、もう一回、施設の見直し、補修工事の内容等を再度精査しながら確認をしているということでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** ということは、この交付金も変わる可能性があるということですか。結局、足りなかった、余ったといった場合の、何かあるんですかね。

**○総務部参与（中村孝）** 県の交付金の関係につきましては、市の実績に基づいて交付するというようになっておりますので、市としましても県の限度額が決まっておりますので、その限度額を有効に使えるような工事設計を行って、実績に基づいてこの交付金を受けたいという形で考えているところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** それではですね、この県の解体する部分についてなんですが、高崎氏との関係もあってですね、壊せないというような答弁が昨日もありましたけども、そういう契約してから出てくる、市は市民会館の計画もあったわけですよ。今後ですね、将来的にずっと壊せないということになる可能性も十分にはらんでいるんじゃないのかなという思い

がしているんですが、もし、そのような状況になった場合ですね、市長はどのような後始末というかですね、結局、市の土地ですから、市の土地に壊せない、結局、ああいう建物をそのまま放置しておくという事態はですね、それは立派な建物かもしれません。立派な建築家かもしれません。だけど、雨漏りをするようなですね、ああいう建物を、私は指宿の恥じゃないのかなと、あれをあのまま置いておいていいのかなという思いもあるんですけども、そこらについてはどうなんでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** ご存知のように、県の方も解体するという予定で、本年度予算に、当初予算に組んでございます。本市も譲渡する部分については、その改修費については、県も当然、当初予算で予算化をしてあるところでございます。昨日も議員の方々数名から、このなのはな館のことをいろいろる質問をいただきました。それに対して、やはり高崎さんという素晴らしい建築家、そして県、市、この三者の話し合いというのが具体的になされ、そしていつ頃どうするという県の考え方、つまり県の責任において今後考えるという表現になっておりますので、このことについては県と協議をしたいと、県としては市はどうしたいのか、具体的な案も持って来てほしいと言われているわけでありまして。議会の様子もるる県当局も存知あげておりますので、指宿市議会でのこの様子についても、県も今後のなのはな館の活用については、声も大切にしながら、今後どうするのか。しかし、あくまでも市はどう考えているのかというのを県の担当としては、案として聞かせてほしいというようなことでございます。ご案内のようになのはな館、最初は全面的に解体をする。次が解体できないので全面的に利用するという一次計画案を出しました。次に解体できるということで、それでは全体の前の部分だけを使わせていただいて後ろは解体すると。そして、最終的には後ろの部分については高崎さんというこの建築家の著作権を含めて、様々な問題が発生するであろうから、県の責任においてというような形で解体するしないというのを含めてでしようけれども、解体するとしても、どのような形であるのかということも非常に重要になってまいりますので、なのはな館については紆余曲折、これまで閉館以降ございました。ですから、私どもは決して議会の皆さんに黙ってやっているのでもない。そして、こそこそやっているのでもない。そう思われると非常に忸怩たる思いがしますけれども、できるだけ利用するとしたら、市民に喜ばれるような、そして後々、ランニングコスト、つまり多額のお金を要しないような、そういう活用ができないのかという、そのことにいろいろと知恵を絞ってきたところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** やはり知事も変わりましたよね。譲与を受けてから知事も変わった。その後の知事が変わってからですね、新知事との話合いというのは持たれたんですか。お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 新知事とはお会いはしておりません。その中で、県の新知事とのヒアリングの中で、なのはな館の状況については、県の担当者が知事の方に概要は説明したとい

うことだけは聞いております。

**○16番議員（中村洋幸）** 事後の契約後に出てきたいろいろな話、高崎さんとの話もですけど、やはり、最初の覚書に沿って契約されたということですのでお聞きするんですが、この覚書、契約書、見てもですね、やはり契約不履行になるんですよね、これは。県はするするというのは、取壊しはするというのはいつになるか分からんと。著作権でいえば、著作者の死亡後50年は存続するということになっていますので、当然、その間は取壊しもできないということになってしまうと思うんです。だから、指宿市の考えをというけれども、市長はどう考えているのか、議会は議会なりに、また判断があると思いますけれども、市長はどのように考えているんですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、このなのはな館問題、市民の思いというものを大切にしなければならぬ施設であり、かつ議会の皆さんのご意見、思いを実現しなければならないと思っております。私も昨日回答させていただきましたように、高崎正治さんという本市の観光大使でありますけれども、この方とお会いし、実は私もびっくりしたわけでございます。高崎建築士が世界的にどのような評価を受けているのか、まずそれにびっくりいたしました。そして、建物に著作権があるということも認識をしておりませんでした。そして、日本の建築士会においてもなのはな館というのは解体をしないでほしい、必ず後世、後々、この建物は評価され、それが観光という視点からも活かす方法を考えるべきだというような話もいただきました。本市の建築士会、鹿児島県もそうですけれども、残してほしいというような要望を県に届けたということもお聞きをしております。そして、様々な世界の建築、優秀建築賞等の冊子を見ても、なのはな館が掲載されたりしております。このことを市が、すなわち私の方で解体してほしいと、そういうことが果たしてできるであろうかという、その判断、実に重いものがございます。なのはな館を何とかして費用対効果を考えながら利用できるような、そういう案はないのであろうか。今さらながらと言われたら仕方ありませんけれども、そのように考えているところであります。しかし、これは相手があることでございます。契約というものは大切にしろ、おっしゃるとおりであります。その契約は不履行に当たるよと、だからそれに基づいてやれと、議員としてはそれは当然のことだろうと思っております。しかし、現状が刻々と変わってきたのも事実でございます。そういう意味で県は、様々な情報が入り、県の方にも高崎さんという建築士のその偉大さと申しますか、国際的な評価を理解し、解体という文言は具体的に出しませんでしたけれども、県の責任において今後考えるからというような表現になっているわけでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** 市の土地にですね、譲与された物件と、結局、県が解体するという物件が存在するわけです。高崎氏のもですね、建築家としての世界的な功績なんかにも認めないわけじゃないんですけども、建物から見たらですね、実際は芸術的な外見はそういう形であっても、中はぼろぼろですがね。雨漏りをして、あれは一般の市民の人たちが見たらびっ

くりしますよ。ああいう状態で保存するということが自体が間違っているんじゃないですか。高崎氏も見たんですかね、あれ、中を。こういう状態という、本当、恥だと思えますよ、私は。どう思えますか。

**○市長（豊留悦男）** 何回か、高崎さんも現場に足を運び、いろいろ迷い、考えたそうであります。鹿児島大学の客員教授だったと思います、講師もしております、建築学科。海外の客員教授もしております。その方々、何人かにも、特に鹿児島大学の学生等にも紹介をしたりして、この建築物の持つ意義、そして課題等についてもいろいろ把握をしているということでもございました。まさしくこの高崎さんのこの建物が、解体されるとなると、全て解体される、又は一部解体を含めてでしょうけれども、これまで様々な国際的に有名な書物になのはな館が取り上げられております。彼の大学教授としての先生としてのこれまでの経歴を否定することになるのではないのかという、これは私の個人的な考え方でありまして。国際的な評価というものも恐らく傷つくであろうとなりますと、どのような形にするのがいいのか、非常に判断に迷うのが事実でもございます。ですから、議員の皆様方がいろいろな観点から質問をされて、質問をいただいておりますけれども、そのことにも真摯に向き合いながら、新しい知事、話したいと思っております。非公式ではありますけれども、知事にはなのはな館問題は頼みますねという、そういうことは申し上げました。市の考えを尊重するのを持って来てくれないかというような、これも非公式でありますけれども、個人的な見解として私には言っていただきました。しかし、基本的には、やはりこのなのはな館の持つ芸術的な特性というのは大切にしなければならないだろうと。しかし、県がそうするとしたら、知恵を出して利用の仕方はないだろうか。公募を含めて、新たな公募を含めて、民間委託を、民間委託に付することはできないだろうか。様々なことを今考えながら、このなのはな館問題については対応しているところでございます。

**○16番議員（中村洋幸）** 市長の思いも分かりますけれどもね、今の市長の思いをそのまま持ち続けるのであれば、私はこの件は先々何年もかかると思いますが、県との協議はですね。最終的な協議というのは何年もかかると。だからもう、当然、残すんだったら土地を県にその部分だけ買ってもらうとか、借地料をもらって貸し付けるとか、そういうところも含めてですね、検討をしていく必要があるんじゃないのかなと思います。当然、災害関係もありますので、その管理も含めてですね、そこらをちゃんとしていかない以上は、その著作権を言うのであればですね、どうにもできないんじゃないのかなと、指宿市の財産の上に建っているわけですからね。だから、そこらについて、やはり早急にとというか、どんどん話はですね、もう市の土地に、市がもらった部分と、県が取り壊すと言った部分があるわけですから、どんどん県の方には攻めていくべきだと思います。そういう協議も進めていくべきだと思いますけれども、どのような考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** 貴重なご意見をいただきました。土地の上に県の建物が建っていて、それ

が取り壊せないとしたら、土地ごともう全て買ってこれと、民間を含めてですね、利用するところがあつたら壊せないとしたら、市の今後の言葉は悪いですけども、お荷物にならないように、もう全て民間を含めて買ってこれないかというのも一つの方法だろうと考えております。そうすることで、また新たな事業に、売った代金が生かせるし、いろんなことで、今議員からいただいたその方法の幾つかを具体的に取り組む努力をしてまいりたいと思っております。

**○16番議員（中村洋幸）** すみません。私が買ってもらいたい、県に買ってこれというの、取り壊す建物が建っている敷地のことです。

先ほどですね、覚書に基づいて譲与契約がなされたということでしたけれども、この覚書、譲与契約というのは、もう簡単なもんなんです、たったですね、ちょこっと書いていただけ。だから、覚書を尊重するという意味が大きいんじゃないかと思っております。この覚書を見たらですね、いろいろ県に有利なことが書いてあります。これについてはですね、やはり覚書もあるんだから、これ、新知事は知らない部分があるんじゃないですかね。覚書についても、どういう覚書で、どういう思いがあつて指宿市が無償譲渡を受けるようにしたのかというようなことも、新知事ともですね、十分話し合いをして前に進められるように努力していただきたいと思います。これで終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下川床泉議員。

**○18番議員（下川床泉）** 残暑が厳しい中、暑い夏が過ぎ、本来なら秋の気配を感じる季節だろうというふうに思います。昨日は十五夜できれいな月でした。相撲大会をした地区もあつたのではないかなというふうに思います。今年の夏はオリンピック・パラリンピックもあり、日本選手の活躍にたくさんの感動と勇気と元気をもらいました。指宿でもそのオリンピック・パラリンピックに負けないほどのたくさんの青少年健全育成活動がありました。体験活動を通して感動や勇気や元気をもらい、夏休みの楽しい思い出になったことと思います。

18歳選挙権ができて初めての鹿児島県知事選挙と参議院選挙があり、貴重な1票を入れた方もいらっしゃつたことと思います。指宿市内に通う高校3年生にアンケートをいたしました。選挙権がある生徒のうち70%の方々が投票をしていました。貴重な1票でございませう。その1票が生かされる社会であつてほしいというふうに思います。

通告してあります新知事誕生後の指宿市のまちづくりについて一般質問をいたします。

その鹿児島県知事選挙におきまして、指宿市出身の新知事が誕生をいたしました。大いなる期待をしています。市長は、指宿市長としての立場、南薩市長会としての立場など、いろ

いろな立場があると思いますが、そのいろいろな立場の中で、新知事と面会をしているというふうに思いますが、どのような話合いが持たれたのか、お尋ねをいたします。

これで1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 三反園訓氏が7月28日に第19代の鹿児島県知事として就任をいたしました。その後、去る8月22日には南薩地区総合期成会での要望活動を行うために知事にお会いをいたしました。知事は就任間もないこともあり、個別の具体的回答はありませんでしたが、南薩地域はもっと発展する必要がある、県と市が意見交換や協議などを通じ、お互いアイデアを出しながら連携協力して相乗効果を発揮していくようにしましょうと、そのような言葉をいただきました。アイデアについてはいつでも持って来てほしい、一緒になって考えましょう、課題を解決しましょうという、そういう趣旨の話があったところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 新知事が県議会9月議会におきまして施政方針演説を行っているというふうに思います。新知事マニフェストで鹿児島を日本一にするための約束として掲げた観光、農林水産業、医療・福祉、教育、産業雇用、防災の六つの分野に触れました。指宿市の課題をその施政方針に盛り込むようお願いをした経緯があるのかどうか。そしてまた、お願いをしていないとするならば、知事の施政方針演説で指宿市に関係する、関連する発言はどのようなものがあったのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 新知事の所信表明演説に指宿の課題を盛り込むようお願いをしたかでございますが、9月14日に開会をしました鹿児島県議会第3回定例会において、三反園知事は所信表明となる挨拶の中で、これまで公約として掲げて来られた内容を改めて述べられました。三反園知事の選挙公約につきましては、観光、農林水産業、医療・福祉、人材育成、産業雇用、防災という六つの大項目を立て、いずれも日本一を目指す取組を掲げておられます。その一つ一つの内容を見ても、本市の施策とも関連するような内容があり、今後、県によって具体的な事業化が見込めるのか、あるいはこちらから提案するアイデアを事業化できるのかを見極めていく必要があると考えております。その上で三反園知事とお会いし、協議する場を設けてまいりたいと考えております。いずれにしても、県とは今後も引き続き連携や協力関係を保ち、諸課題の解決等について協議しながら進めてまいりたいと考えています。

**○18番議員（下川床泉）** 施政方針を聞いておまして、確かに選挙公約の話の中身で、やれる部分、それから少しトーンダウンをしたのではないかなと心配をする部分もあったりしますが、その六つの柱の中で、確かに事業化できるもの、指宿市に関連するもののできるもの、そういうものをですね、是非取り込んでいただければなというふうに思います。

指宿市もほかの自治体と同様に様々な課題があるというふうに思います。その課題解決のために定期的に知事と市長が協議を持つ、そういうようなホットラインみたいなことができないのか、そういう考えはないか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 今後、定期的に協議を持つ考えはないかでございますけれども、三反園知事は開かれた県政を目指しておられ、広く県民の意見を聴き、県民とともに新しい県政を進めていかれようとしております。本市としましては、これまでの地域の課題や、今後予見される問題等について意見交換し、県と市は車の両輪のごとく県民及び市民のために行政を進めていく必要があると考えております。今後、三反園知事と個別に面会する機会を設け、意見交換をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 是非そのような場をたくさん持っていて、例えば鹿児島市長は電車の件であるとか、そういうことで定期的に協議を持ちましょうというようなこともありましたので、是非指宿市長もですね、指宿市もそういう定期的な協議が持てるよう、またいろんな場でですね、そういう話合いが持たれるようにしていただければ、いろんな課題解決ができていくのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

新知事誕生後の指宿市のまちづくりのために、個々にお話を伺いたいと思います。

まず、川内原発についてでございます。新知事は川内原発を停止して、施設の点検と避難計画の見直しをすると提案をしています。九州電力に2回ほど原発を停止して点検をするように申入れをいたしました。このことに関してどのように考えるのか。また、避難計画の見直しとありますけれども、そもそも現在の避難計画は大丈夫なのか、不安はないのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 新知事は川内原発を停止し、施設の点検と避難計画の見直しを行うことをマニフェストに掲げており、今回、九州電力に対し施設の再点検等を要請をしたところでもあります。今後の在り方については、その安全対策を含め、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。また、原子力防災訓練につきましては、過去においても実施されておりますが、平成27年度には県の原子力防災計画に基づき、薩摩川内市や関係周辺市町村の避難計画が策定されたことから、関係機関相互の連携や段階的避難の手順等の確認や避難訓練等を実施しているところであります。なお、本市に避難が想定されるいちき串木野市においては、災害の状況に応じて三つの避難経路を想定し、自主防災組織による本市までの避難経路の確認や本市の避難所の視察等も実施をされているところであります。この避難計画等の見直しにつきましては、三反園知事も関連施設、それから市町村等を視察していることや、県や関係市町村等の原子力防災訓練等の結果を踏まえ、今後検討されるものと考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** それでは、指宿市まで、もしものときの原発事故があったときの影響、その場合の指宿市民の避難マニュアルはどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 原子力災害が発生した場合、原子力災害対策特別措置法により、電力会社は国や地方自治体に迅速に通報をしなければならないとされており、その災害状況に応

じて国・県からの指示が行われます。県の原子力防災計画によると、現在、原子力災害における県の避難マニュアルは、半径30km圏内まで示されており、この30km圏内をUPZと言いますが、UPZ圏内の計画によると屋内退避を原則とし、その後、緊急時のモニタリングの測定結果を踏まえて一時移転等するとなっているところでもあります。本市は、川内原発から70km以上離れていることから、万が一、本市に影響があると思われる場合は、これに準じた指示があるものと考えておりますので、本市の地域防災計画に基づき避難対策を実施することとなります。原子力災害など、特殊災害における対策については、本市に限らず地方自治体のみで実施できるものではないことから、国・県・関係機関等を交えた対策の検討を今後もしていきたいと考えているところでもあります。

**○18番議員（下川床泉）** 避難が30km圏内ということで指示があると。指宿市は70kmなので、今のところは避難マニュアルはできていないというようなことでもございましたけれども、可能性として風向きによっては指宿の方にも影響があるということも考えられるのではないかなというふうに思います。いちき串木野市が指宿市の方に避難をした。その後、風向きが変わってきた。指宿の方にも影響が出てきた。そういう場合もあり得るということで、指宿市民、合わせて避難をして来たいちき串木野市民も一緒に避難をしないといけない場合も想定をしておかなければいけないのかなという意味で質問をさせていただきたいと思いますが、そういう場合にはなかなか陸路では、その風向きによっては避難も難しいと。海上からの避難というのも一つの手段だというふうに思いますけれども、その対応策はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 原子力災害など、特殊災害において本市に影響がある場合、船舶や航空機等を使用した避難も想定をされる場所でもあります。県の地域防災計画には自動車や鉄道、航空機、船舶等を利用した緊急輸送経路や輸送手段を確保するとあります。船舶等については、必要に応じて県有船舶や民間船舶、海上保安本部、自衛隊等に支援や派遣の要請を実施し、避難につきましては本市の地域防災計画に基づき防災行政無線、消防団等の広報により市民へ周知をし、警察署、消防団等による避難誘導により避難をすることとなると考えております。

**○18番議員（下川床泉）** 避難経路として陸路、例えばバスで移送しても、バスも全部借り上げられていて、なかなかそこまでは、指宿までは回って来ないというようなこともあるのではないかなという思いがしています。指宿には山川港とか、指宿港という港もありますし、トッピーも着きますし、山川・根占フェリーも就航しておりますので、そういうので逃げる可能性、そういう話合い、検討もしておかなければならないのか、事前の準備をしておかなければいけないのかなというふうに思いますし、ゆくゆくは大型のフェリーが山川とか、指宿の港に着けるような準備も、前もってしておかなければいけないのかなというふうに思います。今現在は、その大型のフェリーは山川・指宿の港にはなかなか着けない。今回、広報

いぶすきにもありましたけれども、大型客船が指宿の港においでになると。接岸できないので、渡し船と言うんですかね、それで港の方に降ろして観光してもらおうということにもなっているというふうに聞いておりますけれども、そういうことがあるので、今のうちに山川か指宿の港にですね、大型客船が接岸できるような、入港できるような施設づくりも準備をしておく必要があるかというふうに思いますけれども、このような考えについてはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** マリンポート鹿児島などに接岸する大型客船につきましては、重量が約9万tから11万t、長さに関しましては300m前後で喫水も10m以上ございます。指宿港や山川漁港には、マイナス10m以上の水深がある航路筋や岸壁等はございませんので、大型客船の入港や接岸はできないというふうに考えております。しかしながら、山川漁港につきましては、内港、外港ともに鹿児島湾内を運航する桜島フェリーなんかですけれども、500人から700人の乗船可能な桜島・垂水フェリー、また以前、山川・根占航路に就航しておりましたぶげんびりあなど、1,500tクラス以内の船舶であれば、既存の施設を活用した接岸が可能で、可動橋も利用できることから、緊急時におきましても対応が可能であるというふうに考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 準備についてはですね、改めて前もってやっていくことが大事だというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

次に、サッカー場建設についてお尋ねをいたしたいと思います。プロのチームの試合を子供たちが見て、感動して元気をもらって、そういう経験はとっても大事なことだということが、今日の新聞にも出ておりました。鹿児島県がサッカー場建設を計画をするというふうには、まだ言うてはおりませんが、もし仮に鹿児島県がサッカー場建設を計画するならば、指宿市のサッカー場建設は必要ではなくなるというふうにも思いますけれども、指宿市のサッカー場建設計画はどんなふうになっているのか、お尋ねをいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 三反園知事は公約でプロスポーツチーム、サッカー、バスケット等ですけれども、育成支援と競技場等の対応施設整備、プロ野球キャンプ、公式戦や球団誘致のための施設整備を図りますと述べられております。現時点では、公約の詳しい内容について明らかとなっておりませんが、仮に県が新たにサッカー場を建設するというということになりましたら、本市が検討しているサッカー場・多目的グラウンド整備事業と将来的に大会開催や合宿誘致などにおいて連携・協力していける部分があれば、県全体や本市にとっても相乗効果が見込まれるのではないかと考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** まさに指宿市はサッカー場建設をしたいということで準備をしているところでございますので、このことについては、是非、鹿児島県営のサッカー場を県の予算で指宿市にサッカー場建設をしていただけるようなお願いはできないものなのか、お尋ねをしたいと思います。

**○総務部参与（中村孝）** 市としましては、現在、市内の各団体から推薦のあった10名と公募委員6名の計16名で構成される指宿市サッカー場・多目的グラウンド建設委員会で整備の目的や想定される主な利用者などについても検討をしていただいた上で、市の施設としてサッカー場を整備するとしたらどのような規模、内容のものがふさわしいかを検討していただき、今月末に市に提言をしていただく予定でございます。検討委員会からの提言につきましては、市民を代表する方々の意見として大切にしなければならないと考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 是非、もしチャンスがあるならばですね、鹿児島県営のサッカー場として県の予算も含めて、指宿市も全然お金を出さないということにはならないかと思えますけれども、そういうような考え方もあるのかなというようなことでお願いをしたいというふうに思います。

次に、体育館アリーナの建設計画についてお尋ねをいたしたいと思います。体育館の施設整備に取り組むとなっております。指宿市の総合体育館を2020年国体に向けて整備しようとしていますが、県と協議をして、もう少し県の予算をいただくなりして、整備をしていく考えはないのかお尋ねをいたします。

**○教育部長（長山君代）** 既にご存知のとおり、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年、平成32年に国民体育大会が鹿児島県で開催をされます。本市はバドミントン競技を指宿総合体育館で、成年女子ソフトボール競技を開聞総合グラウンドで、公開競技のゲートボールを陸上競技場で開催する予定でございます。その中で、バドミントン競技が行われます指宿総合体育館では、中央競技団体から照度不足の指摘事項があったことから、照明の修繕を行うこととし、併せまして施設全体の老朽化による修繕を今回、一緒に行うこととしていただいております。鹿児島国体を統括する県の国体準備課から、施設の修繕に係る補助に関しましては、中央競技団体から指摘のあった部分の修繕等についてのみ補助金が適用されると通知がなされており、その部分につきましては補助金の要望しているところでございます。老朽化に伴う競技施設の整備費に対する補助制度につきましては、現在のところ対象とはなっておりませんので、県内19市の市長で作る県市長会からこの部分も補助対象にさせていただくよう県に対しまして要望書を提出するようにしているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 少しでもそうして県の方からですね、予算がいただければありがたいなと思います。体育館スーパーアリーナの建設計画については、前知事からの課題でもあります。大きな大会を開催をするとなりますと、バレーコート8面ぐらいが必要だと考えます。バレーコート8面になるように指宿市の総合体育館は4面、そしてまた新しい体育館を造ったとするならば、その4面を含めて8面になるわけでございますけれども、そういう意味で指宿市の方に、この体育館スーパーアリーナの建設計画をお願いをするということについてはどうでしょうか。そしてまた、今、話題になっておりますのはな館の解体ができないと

するのであるならば、市民会館の建替えも影響が出てくるというふうにも考えます。ということは、スーパーアリーナと市民会館を併設するような建物を造ってもらう、若しくは造る。そのような考えもあっても、今の体育館の近くに造るというようなことも一つの考えではないかと思えますけれどもどうでしょうか。お尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** いろいろ魅力ある提言をいただきました。何せ、県という鹿児島県下全域の均衡ある発展という観点で、知事は様々な施策を実施していくものと思います。その均衡ある発展の一つの場所として指宿を考えていただき、今、議員がアイデアをいただきましたようなことについては、知事と話し合う、そういう価値もあるだろうと思います。ただ、私どもがサッカー場にしろ、体育館にしろ、整備に至ったその経緯だけは、是非ご理解をいただきたいと思えます。これは、鹿児島県が作った東京2020鹿児島キャンプガイドでございます。海外にこれを発信をして、オリンピックの事前キャンプをしていただきたいという、そのPR用です。私は先日、鹿児島県の関係者、鹿屋体育大学の副学長、そして関係市関係者と台湾オリンピック委員会を訪問させていただきました。その時に、ほぼ各競技団体の方々は指宿という名前を知っていたし、指宿で事前キャンプができればありがたいという、そういう話をいただきました。そして、そのときに示したのはこの資料でございます。指宿地区、南薩地区においては指宿が宿泊施設とサッカー場を併用しており、プロスポーツとして日本、韓国、中国、フランスの受入実績がある。こういうところだから、きっと指宿にキャンプするとすばらしい成果が生まれるであろうという、この写真を大きく拡大して出しました。鹿屋が出したのが次のページであります。鹿屋が出しますと、みんなおおっというわけです。それは、鹿屋体育大学があるし、すばらしい施設が大隅地域にあるわけでございます。そのときに言われたのは、オリンピック委員会の会長さん、是非、指宿、事前に見せていただきたいと。近いし、しかも航空路線、定期便が飛んでいるし、本当にありがたいという、そういう話をいただきました。と同時に、そのときに鹿児島県のスポーツ合宿、最高14万1,100人という、これは地元新聞紙が8月24日に掲載したものでございます。これを見ますと、鹿屋市が延べ2万3千人程度、指宿市が5千人程度でございます。私は海外を含めて指宿をスポーツ交流による人口、いわゆる観光客を増やそうという、そういうことで様々な努力をしていきたいと、これからも頑張りたいと思っているところですが、やはり、問題は施設を含めて、宿泊施設はどこにも負けないのがあるわけですが、そういう観点でサッカー場の整備を含めて体育館も整備をする必要があるだろうと、そしてなのはな館を含めて、あの一帯をスポーツ・文化の総合的な指宿の誇るエリアとしたいというのが、私のマニフェストでもあり、今回取り組んでいるところでございます。是非、議員の皆様方と知恵を出して、どういう形にしたらいいのか、県の協力はもらえないのか、今いただいたようなそのことは大切にしながら、サッカー場を含め、体育館を含め、オリンピック・国体に間に合うような形でできたらというのが私どもの考えでございますので、先ほどいただきまし

た意見等については、機会を見つけて、また知事とも話してみたいと思っております。

**○18番議員（下川床泉）** 是非とも県と連携を取りながらやっていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、青少年健全育成について、と掲げてございますけれども、これは子ども医療費助成制度についてでございます。窓口での一時払いを完全にゼロにするという提案がありました。とつてもありがたいことだなと、かねてからお願いをしていることが、もしかしたらもうできるのではないのではないかなと、大いなる期待をしております。鹿児島県の医師会もそのような要望書を県に提出したというふうにも聞いてございます。この窓口での一時払いを完全にゼロにするという、この要望について、市としてはどのように考えるのか、お尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 子供に係る医療費の助成につきましては、本市を含め県内19市において病院の窓口で自己負担分をお支払いいただき、後日指定口座に入金する自動償還払い方式となっているため、これまでも現物給付方式の導入が図れるよう県市長会を通じて県へ要望してきたところでございます。しかしながら、医療費の増加や国民健康保険療養費等国庫負担金の減額のほか、システム改修や審査機関、医療機関等との協議・調整が必要になりますことから、様々な課題があることから、その導入に至っていないところでございます。このため、現物給付方式の導入に当たりましては自動償還払い方式が導入されたときと同様に、県主導において取り組まれることで、各自治体におけるシステム改修や関係機関等との調整・協議などの負担軽減が図られるとともに、医療費の増加につきましても県をはじめとする県内各自治体が連携して、適正な受診について周知広報に努めることで、より効果的に啓発できるのではないかと考えているところでございます。国民健康保険療養費国庫負担金の減額につきましては、現在、国において検討されている状況でございますので、引き続きその動向に注視してまいりたいと考えております。

また今後、県において現物給付方式の導入がされる場合、本市においてもその実施に向けて県や関係機関と連携を取りながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** はい、よろしく願いをいたします。

あと、保育士や介護職員の確保のため、県独自の処遇改善と人材育成に取り組むというような提案もございました。ハードな仕事の割に給料が低く、長続きがしないという現実があります。県独自の処遇改善があればとつてもありがたいということですが、このことについてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 保育士や介護職員の確保につきましては、これまでも国において単価改定や加算など、処遇改善対策が実施をされてきたところでございます。しかしながら、増加する需要や都市部への人材流出など、様々な要因により、本市においてもその確保

が難しい場合があると聞いているところでございます。今後、県において独自の処遇改善等の事業が実施される場合、保育士や介護職員の確保につながっていくものと考えておりますので、県の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** ありがとうございます。最後の項目ですが、日本一の観光地づくりについてお尋ねをいたします。

熊本・大分地震後、観光客が減っております。観光客の現在の動向、そしてまた、その当時のキャンセルの状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 平成28年4月14日の熊本地震発生後、市内のホテル・旅館等のキャンセル数は約3万5千人、これは4月28日現在でございますけれども、ということで、観光産業はこれまでにない大きな打撃を受けております。市としましても、この状況を重く受け止め、6月1日から8月31日まで商品券付き宿泊プランを実施したほか、修学旅行がキャンセルや延期となった学校を訪問して、また指宿に修学旅行にお越しいただくようお願いを回るなど、地震による観光客減少に対しまして様々な誘客活動を行っているところでございます。また、本市の事業がスタートした後に、県が実施したお得旅や、国の九州ふっこう割も始まったことにより、九州の観光に目が向けられるようになり、本市においても7月の宿泊動向は前年度同月を3.4%上回り、8月も好調な伸びであるとホテル・旅館からは聞いているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 国の九州ふっこう割とか、いろんなプランができて、7月、8月、少し増加をしているということでございました。指宿市の方でも商品券付き宿泊プラン、この効果についてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 4月の臨時議会で熊本地震復興支援対策事業を承認していただきましたので、九州を元気に熊本地震復興応援商品券付き宿泊プランを県内でもいち早く取り組むことができました。このことは報道でも大きく取り上げられ、本市の観光産業への打撃の大きさや官民一体となった取組を周知することができたため、宣伝効果としては非常に大きなものがあったと思っております。また、今回の商品券付き宿泊プランは6月1日から実施いたしましたけれども、その後に旅行代金が割引になる鹿児島県のお得旅や国の九州ふっこう割も始まったことにより、相乗効果が生まれ、本市の入込数も回復したことから見ますと、一定の効果は得られたものというふうに考えているところでございます。

**○18番議員（下川床泉）** 一定の効果があったということでございます。そのプランが終わった後、例えば県・国のそういうふっこう割等々のプランが終わった後も大事ではないのかなというふうに思いますので、よろしくお尋ねをいたします。

新知事は世界から人が集まる鹿児島、観光で日本一にというお約束をしております。NHKの大河ドラマ西郷どんの放送が決定をいたしました。関係者の努力が実り、とってもありがたいことだなというふうに思います。このチャンスを生かすため、日本からはもちろ

ん、世界から人が集まる観光地づくりのための対策をどうすればいいのか。また、その受入体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

**○市長（豊留悦男）** まさしく今後、大きなイベント等が目白押しでございます。恐らく、観光の形態も指宿は大きく変わってくるだろうし、変えなければならぬと思っております。大河ドラマ、このときの入込みをどのくらい目標値として定めるのか。篤姫時代は100万人を超える宿泊者でした。経済効果は160億、つまり1割増やすと16億から20億の経済効果があるわけでありまして。オリンピックもそうでしょう。そして、国体もそうでしょう。ですから、日本一の観光地づくりを県が目指すのであれば、日本一の観光地づくりを指宿も目指さなければなりません。そういう意味で、本市においては新たな事業を展開しなければならないと思っております。その一つが世界各国からおいでいただく観光客に指宿の温泉文化、それは宗教、文化にとらわれず指宿の温泉を楽しめるような施設の整備も一つであります。駅前の整備も一つであります。浴衣姿で散策でき、そして駅前で一杯やれるような場所も造らなきゃならない。そして、様々なもてなしの、そのソフト面も充実させなければなりません。まさしく今、指宿の観光の本気度が試されているときであろうと思っております。観光客は減りつつあります。それは日本の人口減少とともに、全ての県においてわがまちの観光づくりということで一生懸命頑張っているわけでありまして。北陸新幹線の影響で指宿の観光客も減りました。しかし、減ったから何もしないというわけにはいきません。先ほど申し上げましたように、文化、宗教の違いに対応できるような、新たな指宿の観光というのを作り上げてまいりたいと思っております。

**○18番議員（下川床泉）** 指宿市の課題解決の一つになればということだというふうに考えて質問をしてみました。オリンピックや国体、そしてNHKの大河ドラマの放送等々、これがとってもいいチャンスになればなというふうに思います。是非、市長と知事は十分連携をして事業を展開していただきますようお願いをいたしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

午後1時に再開いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後0時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 私は日本共産党の議員の一人として、平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守り、また、地域の活性化を願う立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、ヘルシーランド周辺の開発と影響についてであります。地熱発電は原発と違って発

電方式として根本的危険性を持っているものではなく、自然エネルギーの一つとして注目を浴びている発電方式であります。しかしながら、どのような発電方式であっても、環境や他への影響がないかどうかは正しく見極めなければならないことに変わりはありません。影響が出て元に戻せるならともかく、影響が出てからは元に戻すことが困難な性質のものであるならば、特に慎重でなければなりません。ほかの自然エネルギーによる発電方式として、例えば風力発電があります。風力発電は低周波振動による人的な被害についても若干問題になっています。しかし、最悪でも風力発電をやめれば低周波振動は間違いなくなくなります。それに比べて地熱発電はどうでしょうか。よく地下のことは分からないと言われる。何らかの影響が出た場合に井戸を埋め戻しても周辺環境が元に戻る保証はありません。そこが問題だと思うのです。調査井を掘削し、恐らく生産井に用途替えをして熱源を確保し、発電用蒸気を提供する。いざ発電となれば、基本的に何十年も発電設備の活用がなされます。また、継続的な熱源確保のために新たな生産井や還元井の掘削も必要になるかもしれません。今の予算は1本の調査井だけかもしれませんが、計画としては今述べたような将来につながっているものであります。そこで伺いますが、このような長期的なスパンで考えたときに、全く負の影響は出ないと言い切れるのか。言い切れないとすればどのような影響が考えられるのか示していただきたいと思います。また、そのときにはどのような対策をすることになるのか。ケースごとにお答えいただければと思います。また、調査井掘削から将来において何らかの事象が起きた場合に、今回のプロジェクトとの関係ではない、掘削などによる影響ではないとするような判断をする機会があるとすれば、何によって決めるのか伺います。

プロジェクトで想定する内容は、大きく分ければ熱源提供による発電部分とそれ以降の周辺開発だろうと思います。熱源提供までに調査井掘削から生産井掘削、場合によっては還元井掘削など、予算がどのくらい必要と考え、うち市費がどれくらい必要なのか。また、その後の周辺開発にどれくらいの予算を必要とし、うち市費はどれくらいと見込んでいるのか。合わせるとどうなるのか伺います。

また、発電の構想とは切り離して今のヘルシーランド、そしてたまたま箱温泉の充実拡大という視点は持ってこなかったのかどうか、伺います。

次に、3医療費制度の改善についてであります。三つの医療費とは、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費であります。現在の助成内容は、子ども医療費については自動償還払いで県の制度に市独自の上乘せをして中学校卒業まで無料、ひとり親家庭等医療費については償還払いで18歳まで無料、重度心身障害者医療費についても償還払いで無料となっています。そして、事情によって複数が競合する場合、例えば子ども医療費の対応であったが、離婚や死別などによってひとり親家庭になれば、ひとり親家庭等医療費が優先されることとなります。ですから、この場合、自動償還払いから償還払いになります。

ひとり親になると申請手続きをすることも大変な負担になります。以上のようなことから質問するところではありますが、子ども医療費の補助対象については、高校卒業まで拡大できないか。併せて、現在、就学前までで3千円の自己負担と所得制限のある県の制度の改善を新知事の下で改めて要請すべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

それに、三つの医療費とともに県の制度として現物支給方式とするよう求めるべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

川内原発に関してであります。原発に関わる三反園知事の Manifesto では、熊本地震の影響を考慮し、川内原発を停止して、施設の点検と避難計画の見直しを行うとともに、情報発信に取り組み、県民の不安解消に努めてまいります。原子力問題検討委員会を県庁内に恒久的に設置し、答申された諸問題についての見解を基に県としての対応を確立する場を設けますとあります。原発に対して積極的推進だった前知事と一番異なる件の一つです。三反園知事は、川内原発については、定期検査とは切り離して直ちに停止し、安全性の点検をするよう繰り返し九電に申入れをしております。避難計画に関しては、いちき串木野市の原子力災害避難計画によれば、いちき串木野市民のうち約1万4千人を超える市民が指宿市内36施設に避難することになっています。避難経路の安全性の確保については、県なりいちき串木野市がやるべきこととしても、36施設で実際に受入れができて、運営が支障なくできるかについては確認ができていないというか、非現実的と言っても過言ではありません。以上のようなことから伺います。川内原発に関して、知事と歩調を合わせるべきだと思いますがいかがでしょうか。また、避難者受入計画の非現実性を知事にも訴えて、是正するところは是正をし、検討すべきところは検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 川内原発は、原子力規制委員会の審査に適合すると認められ、地元の同意を経て平成27年、再稼働をしております。このような中、7月に行われました県知事選挙において、熊本地震の影響を考慮し、川内原発を停止して施設の点検と避難計画の見直しを行うとともに情報発信に取り組み、県民の不安解消に努めることを Manifesto として掲げた三反園知事が当選をされました。そして、三反園知事は8月の26日、9月の7日、2度にわたって九州電力に対し、川内原発の運転一時停止等を求める要請書を提出されましたが、九州電力からは即時一時停止には応じないものの、特別点検の実施や避難計画の支援対策に対する強化・拡充を盛り込んだ回答を得られているようであります。原子力政策においては安全性の確保が大前提であると認識しており、国・県、立地市、それぞれの立場、考え方による安全性の判断については尊重すべきであろうと思っております。今回の三反園知事の要請も自身の Manifesto、選挙結果を受けてのことであり、その判断についても尊重すべきであると考えております。

以下、いただきました質問等は担当部長等に答弁をさせます。

**○副市長（佐藤寛）** ヘルシーランド周辺の開発と影響についてのご質問でございます。地熱発電は、再生可能エネルギーの一つで、温室効果ガス排出のない有望かつ重要な国産エネルギー源とされておりまして、国の方では平成27年7月の長期エネルギー受給見通しにおいて、将来的には原子力に置き換わるエネルギーの一つとして地熱発電を見込んでいただいております。地熱発電につきましては、地熱資源が地下資源であるということから、調査・開発・運用に当たりまして高度な技術が必要とされ、調査の進展に伴い地下構造の確実性が高まるという特性があるものでございます。そのため、地表調査、掘削調査、噴気試験等の各段階を経て次の段階に進むとともに、併せて継続的な温泉モニタリングの環境影響調査などを行い開発を進めていく必要があるというものであります。本市では、昨年度地表調査を実施するとともに、周辺泉源の温度や流量及び成分を分析する環境影響調査を実施しております。本年度はこの地表調査結果に基づき、調査井の掘削を実施することにしておりますが、地熱開発に向けた一連の段階を踏まえた上で進めており、これからも周辺に影響を及ぼすことがないように事業を進めてまいりたいと思っております。

泉源掘削による影響について、どのように考えておられるかというご質問でございますが、昨年度実施しました地表調査によりまして地下構造を推定するとともに、山川地熱発電所の実績などを踏まえ、伏目地域一帯にはキャップロックとなる不透水層を確認しているところでございます。既存泉源である浅部の温泉帯水層は、この不透水層よりも浅い地表下300から500mの深度に存在すると思われまます。市が掘削する調査井は1,500mとなっておりますが、この不透水層より更に深部の熱水帯水層を掘削することにしております。したがって、既存泉源と調査井の湧出口の距離は、およそ600m以上離れておりまして、十分な距離を保っているところでございます。また、塩分濃度などから求めたデータからも明らかに浅部の温泉帯水層と深部の熱水帯水層のモニタリングデータが交わっていないことも確認されておりまして、双方が独立したものであると推定されております。掘削に当たりましては、周辺温泉のモニタリングを継続して実施しておりまして、監視体制も整えているところでございます。万が一、何かしらの影響がみられた場合には、事業を停止し原因究明に当たることにしております。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 周辺開発に関しての総予算ということでご質問がありましたけれども、私の方からは試掘に関する発電費用を除く、その後の今年3月に議員の皆さん方に提案しました地熱の恵みの開発費用についてお答えさせていただきたいと思っております。

今年度から市が行う発電事業の熱量調査により、湯量、熱量が確認された段階でどのような規模の施設ができるか判明いたしますけれども、湯量、熱量が確認された場合は、市で整備を行うのではなく、皆様方に示したA案、B案につきましては、民間事業者からの提案を募集し、民間事業者が整備をする方向で検討をしております。これまで、住民説明会等で説明いたしました計画案は、あくまでもモデルとしてお示ししたわけではありますが、計画案の

ような整備を行った場合の概算としましては、水着を着用して入る浴槽の大きい、A案ですけれども、これは工事費が約23億円、浴槽が小さい貸切風呂がメインの方が、工事費が約19億円という概算工事費を算出したところでございますけれども、いずれにしましても市の持ち出しというものにつきましては、現在、想定はしていないところでございます。

それと、現施設の充実拡大についてのことでございますけれども、ヘルシーランドの施設につきましては、過去に平成2年3月に砂むし温泉の浴場等、平成9年3月に砂むし温泉の保養館、そして平成10年10月に温泉保養館、そして平成15年3月に露天風呂が完成しており、それぞれの施設において経年劣化が進んでいる状況でございます。

施設の管理につきましては、指定管理者制度を採用して行っておりますけれども、近年では空調などの電気設備等の修繕が多く発生してきております。また、施設自体も老朽化が進んでおり、平成28年度は温泉保養館プール塗装工事を行い、平成29年度においては排煙装置及び天窓の改修を計画しているところでございます。

現在、指定管理者へのモニタリングの一環としまして、施設に出向き指定管理者との連携調整会議を月に1回開催し、前月分の実績と施設の管理状況の報告を受けるとともに意見交換を行い、施設の状況把握に努め、優先度の高いものから改修工事を行ってまいりたいと思っております。現時点におきましては、地熱の恵み関連整備事業以外には、特に施設の充実拡大について計画はございませんけれども、今後も指定管理者と密に連携を図り、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 医療制度の改善につきまして、3項目にわたりご質問をいただきました。順次答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、子ども医療費の無料化と現物支給について、補助対象拡大や現物支給方式への移行についてのご質問でございますが、本市におきましては、子育て支援の充実を図るため、平成27年10月診療分から医療費助成対象の子供を中学校卒業までに拡充したところでございます。また、助成の方法は県内の他市18市と同じく、病院等の窓口で自己負担分をお支払いいただき、後日指定口座に入金される自動償還払い方式となっております。これまで、安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、少子化対策を一層推進する観点から、給付方式につきましては利便性の高い現物支給方式の導入について、本市単独での導入には様々な課題があるため、県において取り組んでいただけるよう県市長会から県へ要望してきているところでございます。また、県の制度では住民税課税世帯に対する自己負担や補助対象が未就学児までとなっていることから、県においても所得制限を設けることなく中学校卒業までを対象として実施されるよう、今後も引き続き県市長会を通じて強く要望してまいりたいと考えているところでございます。

なお、高校卒業までの拡充につきましては、先ほども申し上げましたところではございますが、平成27年10月診療分から中学校卒業までに拡充したばかりでございますので、現在の

制度にご理解を賜りたいと考えているところでございます。

次に、ひとり親家庭等医療費について、現物支給方式への移行についてのご質問でございます。本市におきましては、ひとり親家庭等の医療費助成につきましては、病院等の窓口で自己負担分をお支払いいただき、その後、市役所の窓口で領収書等を添えて申請いただき、後日、指定口座に入金される償還払い方式となっております。医療費の助成につきましては、疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康の保持増進を図る観点から、制度の充実を図ることが必要であることは認識をいたしておりますが、本市単独での実施は様々が課題があるため、県として実施いただけるよう今後も引き続き県内の他市と同様に県市長会から給付方式の見直しについて県へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、重度心身障害者医療費について、現物支給方式への移行についてのご質問でございます。現在、市においては、重度心身障害者医療費の助成につきましては、償還払い方式で受給者による医療費の申請を受けて助成を行っているところでございます。助成方法の見直しにつきましては、国保連合会及び医療機関との連携・協力、更にはシステム改修等も必要になってまいりますことから、指宿市単独での実施は様々な課題があることから、県内の市町村が足並みを揃えて取り組んでいくことが望ましいと考えているところでございます。このようなことから、これまでも県市長会において重度心身障害者医療費助成事業の給付方式の見直しについて、県に要望書を提出してきているところでございます。今後も引き続き給付方式の見直しについて県へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** まず、地熱の関係ですけれども、今回の計画においてですね、影響は全く出ないということは断定できないということについては確認できるわけですね。

**○副市長（佐藤寛）** 地熱発電につきましては、その特性上、地下の資源を開発するという意味なので、調査・開発・運用に高度な技術が必要とされると。そのために段階的に地表調査、掘削調査、噴気試験等を行うという、先ほど発言したとおりでございます。そうした中で、周辺に影響は極力及ぼさないように事業を進めていくという所存でございます。

**○14番議員（前之園正和）** 限られた時間の中でやっていますので、質問に対してはですね、角度を変えずに明瞭に答えていただきたいと思うんです。地熱発電とはどういうものかということも1回目で答弁いただきましたけれども、そういうこととか、事業内容とか、これまで説明があったことはですね、特に求めない限りは答えなくてもいいと思うんです。今の問題も、影響は全くないということは断定できないんでしょうということなので、断定はできないと、あるいは断定できるというんだったらそう言えばいいわけで、今ののはできるだけ影響は出ないようにということは、影響は出ないとは言いきれないという答弁であります。明確に答えていただきたいと思います。

それから、市議会にもですね、影響を懸念する陳情などが出ておりますが、市長のところにも要望などが来ているのではないのでしょうか。どのような個人や団体からどのような声か

届いているのか、示していただきたいと思います。また併せて、先の8月31日には10名程度の方が見えて、市長、副市長も含めて意見交換というか、要請があったのではないかと思うんですが、そのことも含めてですね、その時に内容と対応も含めて簡潔にお答え願いたいと思います。

**○副市長（佐藤寛）** 私どもに、執行部に寄せられている要望書の個人、団体につきましては確認させてください。8月31日に山川地域の方々が10数名来られて、いろんなお話を伺いました。その時に、私もおりました。発言の要旨を言いますと、地熱発電に賛成される方、ただしその場所はヘルシーランドは好まないという方、あるいは温泉をそのままの状態、今のままの状態ですっとしてほしいという方、あるいは泉熱ですね、既存の温泉に影響があるのではないのかなと危惧される方、そうした方々がおられました。

**○14番議員（前之園正和）** 賛成だけでも、ほかの場所ならということであって、このヘルシーランドについては困るという内容だったと。それから、そういうことも含めるとですよ、形の上でそれは賛成にカウントしたのか知りませんが、今の地域でということになれば、それも反対なんですね。ですから、10数名の31日に見えた方々の基本的な立場というのは、今の計画については見直してほしいということだったんじゃないですか、全体の意思としてはですね。そのことはどうですか。

**○副市長（佐藤寛）** 私はそのように捉えておりませんで、来られた方々でも発言をされなかった方もおられます。ですので、来られた方々がそれぞれのお考えの中でいろんな思いを発言されたものだと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** ですから、その場所に限っては反対だと、地熱はいいよと、でもその場所は困るよというの、その地域にはだめだということですね。そういうことも含めて、今の計画によろしいという発言はあったんですか。

**○副市長（佐藤寛）** 発言をされなかった方もおられるということです。皆さんに一応発言を求めたのですが、発言をされなかった方もおられたと。発言された方々は地熱発電は賛成だけど、その場所は好ましくないのではないのかというような話をされた方がいるということでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 今までもそうですよね。住民説明会で、いうならば行政の方が説明をしてですよ、今のそうですよ、発言がなかったから賛成だというふうに理解するわけですから。住民説明会でも説明をした、時間もありますから一定の時間になれば終わりますよ。そしたら、理解を得たというふうに集約するわけでしょう。そこにとんでもない体質があるんじゃないかと思うんです。それから、ヒアリングをしてですね、十分なヒアリングをしての計画だと、繰り返し副市長は言われたようですけども、どこをヒアリングしたのかですね、どういった方々にヒアリングして、どういう結論だったんですか。

**○副市長（佐藤寛）** ヒアリングという意味がよく分からなかったので、もう一度よろしくお願

いたします。

○14番議員（前之園正和） 恐らく、その31日の時間的にいえば最後のころではなかろうかと思うんですが、副市長の方からヒアリングをした上での計画、ヒアリングをした上で計画したと、何度もヒアリング、ヒアリングとおっしゃったという情報があるわけです。ですから、こういった方々にヒアリングをして、今の計画を推進ということになったのかですね、そのことを伺っています。

○副市長（佐藤寛） ヒアリングをして計画をしたという、ヒアリングを何のヒアリングをしたのかというのが、私は今、理解できないので、その意図を教えてくださいということで質問した次第です。

○14番議員（前之園正和） 私の方が聞いているわけであって、副市長がそうおっしゃったというんですよ、私の情報によると。ですから、今の議題になっているのは、今の計画を進めるのかどうなのかということについてが議題になっているわけですから、ヒアリングをしてですね、今の計画をお認めいただいたということをおっしゃっているんだらうというのは私の推測でありますけれども、副市長の方がヒアリング、ヒアリングと言われたんじゃないんですか、言ってないんですか。ヒアリングをした上での計画だと言われたんですか、言われてないんですか。言ったのであれば、副市長の方が何のヒアリングか知っているはずですよ。

時間がかかるのであれば止めてください。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	1時28分
再開	午後	1時28分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副市長（佐藤寛） 8月31日のヒアリングという言葉ですが、10数名の方が来られておりました。その方々にご意見をお聞きした、それがヒアリングという理解で私はいます。

○14番議員（前之園正和） 情報では、その8月の31日の会の終わりのころ、最後のころに副市長がヒアリングをした上で計画したと、何度もヒアリング、ヒアリングとおっしゃったと。事の流れからヒアリングをして了解を得たので、この計画があるということをおっしゃっているんだらうなというのは、私の推測ですけれども。副市長の方が言われたんですか、言われてないんですか。その会議か、要請が終わるころに、ヒアリングをした上で決めたんだということは。

○副市長（佐藤寛） 何度も答弁しますけれども、私が思っているヒアリングというのは、皆さん、来られた方々のご意見を聴く、それがヒアリングだと、ヒアリングをして皆さんのご意見を聴いたということは、当日は言ったかもしれませんが、それ以外の意味で言った憶えは一切ありません。

○14番議員（前之園正和） この10何名の方は、今の計画はこういう問題があると、考え直し

てもらえないかという立場で来ているんですね。そこを、言うならば説得というか、行政の方向性を理解していただくために、これまでヒアリングをして決めたことだから分かってくださいよという立場で言われてると私は思うんですね。この問題はやりとりしてもしようがないですから、参加者も10何名いるわけですから、後で聴けば分かることです。

それからですね、その時に発言された方、されない方、おられると思うんですけど、メディポリス指宿の地熱開発開始とときを同じくして、温泉が止まったという事例も出されたと思うんです。これはメディポリスですから、関係ないということじゃなくて、掘削、地熱開発による影響があるのかないのかという点では参考になるわけです。そのメディポリス指宿の地熱開発の開始とときを同じくして温泉が止まったという事例が出されたと思うんです。地熱開発と温泉の影響という、この事例は、どのように市長、聴きましたか。それは関係ないということでしたか、それともそういう関係が、影響が出るかもしれないから、慎重にしろうということでしたか。どう受け止めましたか。

**○市長（豊留悦男）** 当日多くの方が来られましたので、その意見を集約するために、実は私の方でいろいろと進行させていただきました。地熱に反対の人、場所に反対の人、場所も地熱も反対の人、そしてあらゆる場所はどこであれ、そういうメディポリスの話が出ましたので、私はその方には影響があったことを直接メディポリスに報告をし、対処を求めましたかと、そこまでお聴きをいたしました。来られた方々が一人ひとりが観点が違うわけです。ですから、途中から私が整理をいたしました。地熱はだめだという人と、場所がだめだという人と、私みたいに悲しい思いをさせないように、全ての地熱、温泉、泉源を守るために反対だという、そしてどっちでもない人も恐らくいただろうと思います。そういう方向で、今回のヘルシーランド付近での地熱発電については、私どもの考えを理解していただき、全く影響がないということはありません。事業として、100%安全という事業はどんな事業でもありません。ですから、市としては可能な限り影響がないように努めてまいりたいと。100%に近付けるようにしたいと。それは行政としての当然の責任であります。いよいよ影響がないという、そのことについては、皆さんも異論があろうかと思えますけれども、こと行政がする立場上、影響がないように極力努力をしながら理解を求めていきたいという、そういう話をさせていただいたところであります。

**○14番議員（前之園正和）** 地熱は駄目だと言った人、地熱はいいけど場所は駄目だと言った人、あったと。何もしゃべらなかつた人はいたということでしたが、賛成だという人がいたということは言われてないんですね。そのことは一つっておきます。

それからですね、オーナー会が全会一致で地熱開発に反対を決めたという情報もあるんですが、これはそこにいた人の全員であって、オーナー会全体の正式なものでないかもしれません。それは付随した上で言いますが、いずれにしても、オーナー会の大多数なり、ほとんどの人が反対しているというのは事実だと思います。そういう中でも計画は推進するんです

か。

**○副市長（佐藤寛）** オウナー会の中では厳しいご意見をいただいた方もおりますが、そうではない方もいたと認識しております。オウナー会の総意としては、地熱発電そのものについての評価は特になく、地熱発電をすることによっての観光業への評価として短期的にはマイナス、中期的にはプラスになるのではないのかなということ、これがオウナー会の総意としていただいたものでございます。

**○14番議員（前之園正和）** もう一回確認します。オウナー会、正式であるか、全体なのか、全会一致なのかは別として、大多数ですね、が反対しているという認識ではないということですか。

**○副市長（佐藤寛）** そのとおりです。

**○14番議員（前之園正和）** 賛成しているという認識ですか。

**○副市長（佐藤寛）** 先ほど申しましたとおりに、総意としては観光業にとっては短期的にはマイナスに働くが、中期的にはプラスに働くと、そういうことで返答をいただいております。

**○14番議員（前之園正和）** 事実と違えば後で分かることですから、私も直接は確認しておりませんので、この件はその程度にとどめます。

それから、手続きの問題ですが、県の温泉審議会の手続きの問題として、昨日も出ましたが、受付締切日が3月31日までだったと。昨日の答弁でもありました。正確に言えば、年に4回受付があるわけですから、3月31日に間に合わせたいというだけであって、そこにこだわる必要はなくて、次は6月30日があるわけですから、3月31日に間に合わせると。住民の理解を得たという根拠はですね、4月5日の住民説明会では十分説明をして理解を得たということになっているんですが、そういうことでよろしいんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 3月31日の県の温泉審議会への申請につきましては、昨日も答弁いたしましたけれども、議会の方で専門家の意見を聴いてということでもございましたので、3月31日の早い段階の審議会に提出をしたものでございます。それと、あと住民の説明会につきましても、住民の同意を得た上でやるということ、あとうちの地熱の協議会がありますけれども、その協議会の中でも市の専門組織でありますので、そういう専門家の意見を聞いて、県の温泉審議会、また市の協議会の専門家の意見をなるべく早く聴くという必要があったことから、そのような形で申請をさせていただいたものでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 4月5日の住民説明会で理解を得たというのも根拠になっているんですかと聴いているんです。簡単に教えてください。

**○総務部参与（中村孝）** 4月の5日の部分につきましては、3月31日の申請の段階では仮申請という形で、県の方については住民のそういう理解を求めるということでございましたので、仮申請ということで4月の5日に住民説明会があるということ、事前の県の方には了解を得まして、4月5日の住民説明会の中でそういう理解を得られたという判断の中で申請をさせて

いただいたものでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 将来のことをですね、根拠にするという手法は、私、今まで見たことがないわけでありまして。それから、専門家の意見を聴けということですが、それはですよ、関係する予算について減額修正されたわけですよ。言い方を変えればその部分についての否決ですよ。その理由の一つとして専門家の意見を聴くべきじゃないかというものがあるんです。そこだけを取り出してですよ、議会の議決がない、否決された、正式にはその部分についての減額修正ですけれども、議会の議決がないのにですよ、その反対のダメだという理由の一つが専門家の意見を聴けということだったので、専門家の意見を聴くということですが議会の減額修正、表現を変えれば部分的な否決です。それで事を進めるといことはどういうことなんですか。議会の軽視じゃなくて無視じゃないですか。

**○総務部参与（中村孝）** 我々は修正のときに、そういう専門家の意見というようなものを聴いて、十分理解をした上で出してくださいということでしたので、それを尊重しまして、専門家である県の審議会、それと市の協議会の方に諮って、その判断を仰ごうという形で対応したものでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 減額修正されたということは、その部分は認められなかった、予算上認められなかったということじゃないんですか。

**○市長（豊留悦男）** やはり、今回は調査井ということで、より安全性を高めるために調査井を掘って、その結果を尊重しながら地熱発電、そして周辺の開発をするという観点で議会に予算をお願いをしたところでございます。やはり地熱発電というのは様々な問題があり、それを取り除くための調査井であり、より安全な地熱発電を目指すためにやったものでございまして、そういう理解をしていただいたと、私どもは思っており、今回、このように地熱発電の事業を進めようとしているところであります。

**○14番議員（前之園正和）** これは3月の31日ですか、このときのことを言っているわけで、減額修正された、その後ですよ、その後、認められて1本ですかね、予算も含めて通った経緯はありますけど、このときについてはですよ、否定されたわけですよ。そうじゃなかったですか。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時42分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○市長（豊留悦男）** 補正予算においては、やはり十分な説明が不足するし、それなりに安心安全という確約もできない。そういう意味で、当初においては否決をされたものだろうと思っております。その後、様々な説明、専門家の意見、そして地表の調査、環境影響調査、これまでやったその結果等を吟味しながら、6月議会だったのでしょうか、調査井1本ということで予算を

出させていただいたわけであります。その予算については、議会の皆さんの理解を得たものと私は思っております。

○14番議員（前之園正和） その後、内容を若干変えて提案をされて、僅差ではありましたが、それでも議会で認められたというのは事実であります。しかし、その前の段階ではですね、減額修正されたわけですので、そこは否定されたんじゃないですか。何ら問題はないというふうに考えですか。

○市長（豊留悦男） 当初の計画では年度の当初では3本だったでしょうか、井戸を掘るという。しかし、それではあまりにも影響というものについて考えていないのではないかと、影響があるとすれば慎重にやるべきだと、そういうことで1本分の予算をいわゆる調査井を掘るということで予算を計上させていただいたわけであります。

○14番議員（前之園正和） 1本の調査井の議案を出されたのはいつですか。

○総務部参与（中村孝） 7月の臨時議会でございます。

○14番議員（前之園正和） 県の温泉審議会の手続きの問題として、受付締切が3月31日までだったということでしたが、議会の了解はない下でも手続きを進めたということにはならないんですか。

○総務部参与（中村孝） 先ほども3月31日の段階で県の方には住民説明会等を経てするという形で仮申請でございました。この掘削の関係につきましては、特に予算をとという形ではなくて、市がやる計画に対して県の方でそういう許可の判断をするということ、市としてはそれに基づいて許可申請、掘削申請を行ったものでございます。

○14番議員（前之園正和） 何ら問題はないですか、議会軽視、あるいは議会の意思に背くというような瑕疵は全くないですか。

○総務部長（有留茂人） 事業を進める上で、議会から指摘をされた専門家の意見を聴いてほしいというようなことでございましたので、それを尊重して私どもとしては専門家の意見を聴く手段としての申請をし、そのような事務を進めたというふうなことでございます。

○14番議員（前之園正和） 重ねて伺いますが、瑕疵は全くないですか。

○市長（豊留悦男） やはりこの計画を進める工程上、可能な限り議会軽視ではなくて、この事業を進めるためには、その取り得た当時としては適切だったと、私は思っております。

○14番議員（前之園正和） 自然公園法第20条第3項の規定に基づく環境大臣への許可申請についてですが、添付資料1の中で県の許可を得た、地元説明会では賛成する市民が多い、大半の理解を得られているとしています。本当にそうでしょうか。明確な反対こそあれ、明確な賛成は少ないのではないかと。多くの人は行政の説明を聴いたにとどまっている。行政はそれも賛成にカウントしているということがあってはならないでしょうか。地熱開発に伴ういろいろな影響等懸念する声があることについて、全く触れられておりません。虚偽ではないけれども誇大表現、あるいは都合のいいことだけを取り上げているということになるんじゃないかと。

いかというふうに思うんですが、全く問題はないというふうにお考えですか。それと、まあいいです。

○市長（豊留悦男） 地熱開発に対することに問題がないかという観点で答えを求めているわけでしょうか。

○議長（松下喜久雄） 反問権の行使になりますから、ちょっと時間を止めてください。じゃ、もう1回、市長、反問権の行使ということで認めます。許可します。

○市長（豊留悦男） お聴きたいことを理解した上で答弁をさせていただきます。

具体的にどういう回答を得たいということでご質問になったのかをお聴きをしたいと思えます。

○14番議員（前之園正和） 時間が少ないですので、私もですね、どこを質問し、どこを割愛しようかという中でやっておりますので、この件については飛ばしていきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（松下喜久雄） それで質問者がいいということであれば、よろしいですか。先ほどのじゃ、質問に対しての答弁はもう結構という事になるわけですか。よろしいですか、それで。じゃ、時計を進めてください。

○14番議員（前之園正和） 県への手続きもありますし、環境大臣への手続きもあろうかと思うんですが、環境大臣への許可申請書もあるんですが、これはいつ、誰が、どこで、誰にというか、どの部署にと言いましょうかね、届けたんでしょうか。

○総務部参与（中村孝） 環境省への手続き申請ですけれども、7月25日の議会の議決を得たその日に環境政策課の方に提出をしまして、28日に県の方に提出をしているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 環境政策課というところになるんですか。地理的にはどこですか。

○総務部参与（中村孝） 市役所の環境政策課の方を経由して県の方に進達するというところでございます。

○14番議員（前之園正和） 最終的には環境大臣の国へですが、県に届けたのはいつということになるんですか。

○総務部参与（中村孝） 7月28日でございます。それと、先ほど副市長の方で要望と陳情の部分について、ここで答弁をさせていただきます。陳情書につきましては5月25日に山川フルーツランド組合、それと山川地区区長会、それと福元区が陳情でございます。それとあと要望書につきましては、7月8日に指宿市建設業組合、それと7月19日に指宿商工会議所、指宿市観光協会、菜の花商工会の要望書となっているところでございます。

○14番議員（前之園正和） 環境大臣への特別地域内工作物の新築及び土石の採取許可申請書というものが出されているこれだと思うんですが、先ほど7月28日とおっしゃったんじゃない

ですか。これは7月25日に届けられているんじゃないですか。

○**総務部参与（中村孝）** これは市の環境政策課の方に提出したのが25日でございます。市の環境政策課の方は県の方に進達をしたのが28日であると聞いております。

○**14番議員（前之園正和）** その中にですね、添付資料の中に、地元説明会等では賛成する市民は多く、市の事業に対し大半の理解を得られているものと考えており、7月の臨時会において再度上程し、議会から承認を得たというふうになっているんですが、これは市民の理解、関係者の理解は得ているという理解に間違いはないんですか。

○**総務部参与（中村孝）** これにつきましては、計12回の住民説明会、勉強会などを経て、それと議会の議決を得たということを資料として提出をさせていただいているところでございます。一応そういう資料の中で住民の理解を得ている形で理解をしているところでございます。

○**14番議員（前之園正和）** そのですよ、説明をやったのは事実でも、先ほどもありましたよ、賛成だったとかですよ、場所がいいと言ったと、地熱開発はだめだけでも、いいけれども場所はだめだと言ったとか、そもそもだめだとか、発言しなかった人は確かにいたと言いましたよ。それはもう都合のいいふうにするわけでしょ。それで、今の問題でも都合のいいように解釈しているとしたか思えない気がするんですけども、どうなんでしょうかね。

○**総務部参与（中村孝）** 最終的には住民のそういう説明会等を経まして、議会の皆様にもご提案をさせていただいて、議会の議決というのも尊重をしたということでございます。

○**14番議員（前之園正和）** 議会の議決を尊重するのであれば、7月の臨時会で僅差ではあったけれども議決を得たというのは事実ですよ。しかしその以前の3月31日で間に合わせようかというときには、議会は減額修正して認めてないわけでしょう。それでも事を進めているというのはどういうことなんですか。

○**市長（豊留悦男）** 3月の段階で議会に予算をお認めいただけませんでした。だから調査井ということで改めて提案をさせていただき、そしてそのことで議会の承認を得て、しかしそれ以前にも各地区でいろいろお話をさせていただき、市民への理解というものも図る努力をし、私どもとしては理解が得られたと。もちろん反対者もその中にはいるでしょうけれども、そういう捉え方というのをしたということでございます。

○**14番議員（前之園正和）** 7月の臨時議会以降でしたらですね、何はともあれ議決を得たわけですので、それでいいですよ。3月の31日に出したと、そのときは議会は否定しているわけでしょう。それでも何で事務を進めるんですか。全くの議会の無視じゃないですか。7月で了解を得たと、議決を得たと、それは根拠になるでしょう。3月の31日の時点では、さっき言ったように3月の31日には4月5日の説明会の了解が根拠になってみたり、議会が表現を変えれば減額ですけども、その部分についての否決をしているのに事を進める。全く言語道断じゃないですか。

○市長（豊留悦男） この事業というのは、もちろん期限も限られております。補助事業としてのその趣旨も生かさなければなりません。確かに3月は3本という本格的な予算の計上だったから否定をされた。議会にお認めいただけなかった。とあらば調査井という、そういうもう少しハードルを高くした上での事業として推進するためには、手続きを踏みながら、そして臨時会を開いていただき、お認めいただくという、そういう手法が最善であろうと思って、そういう工程を踏ませていただきました。

○14番議員（前之園正和） 臨時議会で議決を得たと、確かにそうですよ、7月の25日。それ以降に県への手続きもあってしかるべきじゃないんですか。そこまでは議会は認めてないわけですから。7月の25日に認めたわけですから。それで、県への手続きもやるのが当たり前じゃないですか。だから議会無視と言うんですよ。

○総務部参与（中村孝） 3月の議会における修正案の理由でございますけれども、既存泉源への影響等について、有識者や専門家から意見を伺うなど、再度慎重に協議を重ね、一定の安全性を確保してからこの事業を推進すべきと思っておりますということでございましたので、そういう修正案に基づいて、その意見を尊重して我々はそういう説明会を経て、そういう専門家の意見を聴くという手続きを取らせていただいたところでございます。

○14番議員（前之園正和） それを得て、改めて議会に出して、それが7月じゃないですか。だから、その後にはべきを議決のないうちにすると、そこを問題にしているわけです。

オーナー会が大半が反対であっても進めるのかと言ったら、反対しているという認識はないということでしたので、その他幾つか重要なことがありましたので、ほかの質問も残っておりますので、ちょっとしたいと思うんです。

この医療費の問題ではですね、先ほども言いましたように、子ども医療費と重度医療費がダブった場合には、重度の方が先になりますので、自動償還払いが償還払いになるわけですね。全体を現物支給方式にしてほしいわけですが、当面としてはですね、この重度、あるいはひとり親が少なくとも自動償還払いになれば助かるわけですよ。ひとり親だと事務的にも来るのが大変ということがあるわけですから。そののころについてはどう考えるかですね。

それともう一つ、例えばひとり親の場合、重度の場合ですね、本人や保護者が手続きすることになるんでしょうけど、本人あるいは保護者自身が重度であったり、何らかの事情です、手続きに来れないケースというのもあると思うんですね。子供はひとり親で対象になるけれども、親の方が入院しているなり、何なり、なかなか来れないという場合に、祖父母や身内などが代わって申請することができるのかできないのか。できないのであれば改善はできないのか、その点を伺います。

○健康福祉部長（下敷領正） 重度心身障害者医療費助成につきましては、基本申請主義でございます。また、個々個人の病院受診や申請書の提出については把握はしておりませんが、障

害者手帳の交付時等に医療費助成に該当する方には制度の説明を十分行っておりますので、ご本人の医療費の助成手続きができない場合は、家族や知人、あるいは施設職員等により申請をいただいているものと考えているところでございます。併せまして、制度につきましては市広報誌のほか、ホームページにも掲載をして周知を図っているところでございますので、引き続き周知の広報に努めてまいりたいと考えております。

それと、重度心身障害者医療費助成及びひとり親医療費助成につきましては、給付方法につきましては都道府県によりましては現物支給方式を導入されるところも、都道府県によってはあるようでございます。今後も更なる子育て支援の推進や障害者福祉の向上を図る観点から、利便性を高めるための現物支給方式につきましては、県内市長会から県の方へ強く要望をしてみたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 地熱の問題で、3月の31日の時点で議会は減額修正、事実上の否決をしている下で、県への必要書類を提出したということは、完全な議会無視だと思うんですが、全く瑕疵はないですか。再度、市長に伺います。

**○市長（豊留悦男）** その事業を遂行するために、やはりそれなりの手続きをとらなきゃならないと。そして、議会が否決したその理由を十分考慮しながら事業を進めて、調査井という形で予算を認めていただいた。その過程においては議会を無視したという考えは持っておりません。

**○議長（松下喜久雄）** これにて一般質問を終結いたします。

#### △ 議案第96号上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第3、議案第96号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件でございます。

議案第96号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出総額において歳出予算の組替えをしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第96号，平成28年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について，であります。

別冊の平成28年度補正予算書の5ページをお開きください。

補正の内容は，現計予算の歳出総額において歳出予算の組替えをしようとするものであります。

それでは，歳出についてご説明をいたしますので，10ページをお開きください。

款5農林水産業費，項1農業費，目6農地費の補正につきましては，レイクグリーンパーク指定管理者の指定取消に伴い，直営で施設を管理することから，委託料を60万2千円減額し，同施設の維持管理に伴う需用費及び役務費の合計60万2千円を増額する財源組替えであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	2時05分
再開	午後	2時06分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第96号（質疑，委員会付託）

○議長（松下喜久雄） これより，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありますので，質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号については，お手元に配付いたしております議案付託表のとおり，所管の常任委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。

散会 午後 2時06分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前 原 六 則

議 員 前之園 正 和

# 第 3 回 定 例 会

平成 28 年 9 月 23 日

(第 5 日)

### 第3回指宿市議会定例会会議録

平成28年9月23日 午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第87号 指宿市定住自立圏形成方針について
- 日程第3 議案第88号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第89号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第5 議案第90号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 議案第91号 平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第92号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第93号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第94号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第95号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第96号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第12 閉会中の継続審査について（議案第79号～議案第86号，陳情第4号）
- 日程第13 報告第3号 指宿市の平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第14 報告第4号 指宿市の平成27年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第15 新たに受理した陳情上程（陳情第9号）
- 日程第16 議員派遣の件

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第87号 指宿市定住自立圏形成方針について
- 日程第3 議案第88号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正

- について
- 日程第4 議案第89号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
  - 日程第5 議案第90号 平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
について
  - 日程第6 議案第91号 平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ  
いて
  - 日程第7 議案第92号 平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）  
について
  - 日程第8 議案第93号 平成28年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予  
算（第2号）について
  - 日程第9 議案第94号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2  
号）について
  - 日程第10 議案第95号 平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
  - 日程第11 議案第96号 平成28年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
  - 日程第12 閉会中の継続審査について（議案第79号～議案第86号，陳情第4号）
  - 日程第13 報告第3号 指宿市の平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率の  
報告について
  - 日程第14 報告第4号 指宿市の平成27年度決算に基づく公営企業の資金不足比率  
の報告について
  - 日程第15 新たに受理した陳情上程（陳情第9号）
  - 日程第16 議員派遣の件
  - 追加日程第1 閉会中の継続審査について（陳情第9号）

## 1. 出席議員

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 1 番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員  | 白 山 正 志 |
| 3 番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員  | 吉 村 重 則 | 6 番議員  | 西 森 三 義 |
| 7 番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員  | 東 伸 行   |
| 9 番議員  | 高 田 ちよ子 | 10 番議員 | 森 時 徳   |
| 11 番議員 | 高 橋 三 樹 | 12 番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13 番議員 | 前 原 六 則 | 14 番議員 | 前之園 正 和 |
| 15 番議員 | 木 原 繁 昭 | 16 番議員 | 中 村 洋 幸 |
| 17 番議員 | 新川床 金 春 | 18 番議員 | 下川床 泉   |
| 19 番議員 | 新宮領 進   | 21 番議員 | 松 下 喜久雄 |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 牟 田 浩 一 | 健康福祉部長    | 下 敷 領 正 |
| 産業振興部長  | 廣 森 敏 幸 | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 山 下 康 彦 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 馬 場 久 生 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与   | 中 村 孝   | 総 務 課 長   | 岩 下 勝 美 |
| 財 政 課 長 | 上 田 薫   | 市民協働課長    | 田 畑 喜 史 |
| 商工水産課長  | 山 元 成 之 | 長寿介護課長    | 西 浩 孝   |
| 建設監理課長  | 田之上 辰 浩 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 森 和 美   | 次長兼調査管理係長 | 石 坂 和 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 川 富 男 | 議 事 係 主 査 | 嶺 元 和 仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、中村洋幸議員及び新川床金春議員を指名いたします。

## △ 議案第87号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第87号、指宿市定住自立圏形成方針について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第87号、指宿市定住自立圏形成方針について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月1日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、定住自立圏形成方針を作るわけですが、総務省の要綱によれば三つの視点と、それぞれに数項目の政策分野が示されています。三つの視点は、それぞれ一つ以上の政策分野を盛り込めばいいということにはなっているわけですが、質疑でも明らかになったように、本議案は市政の全般にわたって方針を出しておらず、また、機能分担としながら中心地域と周辺地域が全く同じ内容になっているなど、真に圏域全体の発展、活性化のための方針になっているかという点において不十分さを感じます。よって、本議案に反対しますというものがあつて、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

定住自立圏構想推進要綱では、三つの視点が示されていますが、どのような理由で政策分野を選択したのかとの質疑に対し、この目的は人口減少社会に対してどう対応していくかということが一つの大きな視点になっています。そういった中、この三つの項目を掲げた部分については、医療と交通について、やはり重点的に議論していく必要があるという視点で、今回この分野を選定したということですのでとの答弁でした。

指宿の場合は医療と福祉の一部ということになっていますが、教育とか産業振興とかというのが漏れています。それはなぜですかとの質疑に対し、重点的にと言いますか、この人口減少社会が深く関わってくる、この医療と交通について議論したいというところがあって、今回の形になっていますとの答弁でした。

今回の形成方針というのは、これで出来上がりという発想なのか、形を作って、表紙を作って、あと中身は補充していくという発想になっていくんですかとの質疑に対し、この形成方針を変更する際には、また議会の議決が要ることになります。毎年度見直しをするビジョンについては、見直しをすることもありますし、さらにほかの分野について、例えばその追加の議論とかということがあれば、また形成方針を見直して、議会の議決を得るといような形になろうかと思えますとの答弁でした。

中心市と周辺地域を定めて全体の活性化を図ろうというのが、一言で言えば目的だと思いますが、圏域の活性化を図ることからいくと、テーブルに乗せる意味では全項目は乗せるべきだと思います。本来の目的である圏域の活性化ということに本当になっていくのかどうかというふうに思いますが、その点はどうかとの質疑に対し、国からの支援として特別交付税の措置があるということも一つあります。昨年12月までに中心市宣言をしなければ、一市圏域での定住自立圏構想というものを定めることができないということが、そもそものところでした。本市としては、7,000万円弱の支援ということで、これまでの各課の事業を積み上げましたら、この医療と交通の部分でもう既に7,000万円以上の金額が積み上がってきているということもあり、先ほどの深い議論、そしてこういった支援の部分、そういったところを鑑みて、今回このような分野を選択したところですよとの答弁でした。

機能分担というわけですから、中心はこうあって、周辺はこうあってと分担をして、どう連携を取るかということになるかと思いますが、分担という言葉を使いながら、全く同じ文言が連なっているというのはどういうことですかとの質疑に対し、そもそもこの定住自立圏構想というのは、充実したところとそうでないところをどう補完し合うかというような視点でもあるので、医療機関については旧指宿市に集積があるので、そういった各旧町のそういう機能も活用しながら、かつ旧指宿市の病院との連携を取りながら補完をしていくというような考えに立っての文言というふうにご理解いただければと思いますとの答弁でした。

人材の育成というところで、指宿地域においてはと、山川地域及び開聞地域においてはの主語が違うだけで、あとの7行全部同じです。機能分担ということからして、どういうふうに理解すればいいんですかとの質疑に対し、人材育成の機能分担のところについては、中心地域についても、また連携地域の山川・開聞地域についても地域ごとの課題がそれぞれありますので、そういった意味でそれぞれの地域課題を解決するための人材育成という意味では、同じようにしていく必要があるということで、同じ文言になっているところですよとの答弁でした。

そうだとすれば、機能分担ではなく、地域分担ではないですか、同じ内容、同じ機能を地域分担でやるということになるのではないですかとの質疑に対し、この内容については、機能分担という文言で整理をするような様式になっているので、こういう形で整理をさせていただき、また県からはこういう役割分担でいいということで、事前に了承をいただいているところですよとの答弁でした。

この方針に掲げる取組について、必要な事項は市長が別に定めるとなっていますが、これは現時点でできているのでしょうか。案なりあるのでしょうか。まだだとすればいつ頃になるのでしょうかとの質疑に対し、現在のところはありません。今後、共生ビジョンの懇談会の中でビジョンを作っていく形ですよとの答弁でした。

必要な事項は市長が別に定めるですから、この市長が定めることになるかもしれない必要な事項というのは、例えばどういうものが想定されるんですかとの質疑に対し、この形成方針に基づき共生ビジョン懇談会において、いろんな事業についてビジョンを作成していく予定にしています。共生ビジョンについては、圏域の現状と課題とか、圏域の将来像、具体的な取組として各分野の形成方針に基づく具体的な事業を掲げていくこととなりますとの答弁でした。

山川地域及び開聞地域においては、指宿医師会が調整を行うとなっています。日曜当番医とか、時間外とか、徳洲会が出てこない。このことは形成方針にも反映というか、影響するんですか。医師会と徳洲会の関係ですがとの質疑に対し、指宿医師会と徳洲会の関係ですが、現時点では一緒になるということはありませんので、ここで示されているのは医師会の関係分だけです。山川病院はここからは除外されるということになるかと思えますとの答弁でした。

日曜当番医の補助金とか、そういうのも関係ないということですが、医師会と徳洲会ではいろいろあるだろうけど、市から見たら何とかありませんか。市としてそういう努力をされましたかとの質疑に対し、これまでの経緯とかを踏まえ、直接手を入れるようなことはしておりませんが、これまでの流れの中で医師会と徳洲会というか、山川病院の問題というのは、インフルエンザとか、いろいろありまして、そういう全てにおいて分別されている形ですよとの答弁でした。

地域別医療機関の利用状況を見ると、国民健康保険団体連合会のデータだから、山川病院もこの表には入っているんですかとの質疑に対し、このデータの中には全ての医療機関が入っていますとの答弁でした。

日曜祝日の当番医制度ですが、市民が困っているのが小児科です。指宿医療センターに電話しても、今日は小児科の先生は当番じゃないので明日来てくださいと言われます。できれば内科と外科以外に小児科の当番というのも作っていただけないものでしょうかとの質疑に対し、確かに今、外科と内科でしていますが、一応その当番に行けば診る、全てを診るとい

うような体制はできているところですが、消防署からいただいた資料にはそういう実績がちょっと出てきていないので、今聞かされたことについては持ち帰って確認をしたいと思わずとの答弁でした。

生活機能の強化に係る政策分野の医療の部分ですが、医師会が調整をしながら地域住民に情報提供と理解を得ながらと言いますけれども、こういうのを策定する場合に、住民の意向、あるいは民生委員とか、公民館長とか、そういう意見も取り入れながらやっていくということでもよろしいんですか。どうしても医師会中心で進んでいるみたいな、策定するような感じを受けるんですがとの質疑に対し、共生ビジョン懇談会の委員については、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏の取組内容に関する分野の代表者等で構成しています。メンバーとしては地域代表として市の公民館連絡協議会の各地域から3名、地域女性団体連絡協議会から1名、先ほどの医療分野から医師会の会長と指宿医療センターの院長、交通分野からはタクシー協会の会長と鹿児島交通の営業所長、計8名の委員で構成していますとの答弁でした。

限界集落、これらの捉え方はどのように分析してやっていますか。特に交通体制についての議論というのはなされたのですかととの質疑に対し、限界集落の捉え方は非常に難しいですが、先ほどの交通体系については今、イッシーバス等を運行していますが、この懇談会の中で今の運行状況が一番いいのかどうなのかという部分も含めて、今後、どういう運行の仕方がいいのかを含めて検討をしていきたいと考えています。公共交通機関が少ない、いわゆる公共交通機関の空白地帯というところもあるようです。そういうところがないように、今回のこのビジョンの中でもう1回精査をして、より皆さん方が暮らしていけるように、公共交通機関を網羅したような形の計画をしていますとの答弁でした。

イッシーバスの今までの路線図を見ると、どうも限界集落を外れたような路線が多く、また路線を検討するに当たって利用率というものを非常に考えながらやっているというのが現状じゃないかと思えます。デマンド方式等の検討というのも、今後、懇談会の中でするつもりなのか。あくまでもイッシーバス的な、定期バス的な観点からこの線引きをしていくのかどうかとの質疑に対し、イッシーバスについては、可能な限り空白地帯がないような形では運行をさせてもらっているつもりではおります。デマンド交通というのも一つの手段だと思っていますので、そこも含めてイッシーバスとデマンド交通を組み合わせるとか、いろんな形を踏まえまして考えていきたいと思っていますとの答弁でした。

観光振興に当たってJRの充実とかありますが、列車を利用して来られた方の指宿観光域内の利便さ、これなんかもやっぱり考えているのですかととの質疑に対し、現在、指宿市内の観光地を45分に1回ぐるぐる回るバスがあります。これは鹿児島交通に運行してもらっています。そのバスとイッシーバスの連携、あるいはその間をつなぐ連携とか、いろんなことも踏まえた上で観光客の方々も45分に1回のバス、プラス、イッシーバスも使えるような形で

検討してみたいと思っていますとの答弁でした。

医療も交通も重要だと思います。暮らしやすいところに人が寄って来ます。人が寄って来るということは、人口減に歯止めをかけるということもあります。そういった意味で医療を否定するわけではないんですが、教育にしても、福祉にしても、やはり最初から外すということにはならないと思うんですがとの質疑に対し、今回の定住自立圏構想については、人口減少社会ということがあるので、その中で特に医療と交通の部分について議論を深めたいというようなことで、こういった形成方針にさせていただいたところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 議案第87号に反対の討論を行います。定住自立圏構想は中心地と周辺市町村が相互に連携・協力し合って、圏域全体の活性化を図ろうとするものであります。その根本において中心市のみの発展と周辺市町村の衰退という構図にならないかという懸念があります。指宿市の場合は、合併前の地域を中心と周辺に分けて、全体圏域が現指宿市の範囲になっていますが、中心地一点主義の懸念がないわけではありません。そのもとで定住自立圏形成方針を作るわけですが、総務省の要綱によれば三つの視点と、それぞれに数項目の政策分野が示されています。三つの視点は、それぞれ一つ以上の政策分野を盛り込めばいいということになっていますが、それにしても本議案は市政の全般にわたって方針を出しておらず、また機能分担としながら中心地域と周辺地域が全く同じになっているなど、真に圏域全体の発展活性化のための方針になっているかという点において不十分であり、また圏域全体の活性化という目的を達成するものになっていないと言わなければなりません。

よって、本議案に反対をいたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第87号、指宿市定住自立圏形成方針について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第88号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第3、議案第88号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** おはようございます。文教厚生委員会へ付託されました議案第88号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

ひとり親家庭が今、市内で何世帯あるのですかとこの質疑に対し、27年度末で524世帯、年間の支給件数が1万2,216件で、支給額が2,935万3,026円となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松下喜久雄) ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前11時26分

○議長(松下喜久雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 議案第89号(委員長報告)

○議長(松下喜久雄) 次は、日程第4、議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算(第10号)について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(高田チヨ子) 総務水道委員会へ分割付託されました議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算(第10号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月1日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、開聞支所地域振興課所管分について、高圧受電設備の高圧ケーブルは、電柱から引き込みまでだと思うんですが、何mぐらいになるんですかとの質疑に対し、引き込み柱からキュービクルの施設まで18mを予定しておりますとの答弁でした。

庁舎内にある引き込み柱からキュービクルまでの18mということですが、それは経年劣化によりということですかとの質疑に対し、19年経過して約20年ですけれども、経年劣化であるというふうに点検者からは聞いていますとの答弁でした。

緊急度のレベルとしてはどれぐらいでしょうかとの質疑に対し、明日、明後日、故障で停電をする、断線をするということにはならないとは聞いていますが、いつ弱点比のそれがもとで故障になって、庁舎全体が停電になるというのは言えないところであり、点検によってそういう報告を受けたことによって早急に対応した方がいいということで、今回補正をさせていただくところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、市長公室所管分について、地熱の恵み活用プロジェクト事業に伴う講演会及び座談

会ということですが、どのような形式でいつ頃行うんでしょうかとの質疑に対し、講演会については、市民を対象にして12月20日に開催予定です。座談会については観光関係者、特に旅館・ホテルとか、そういう皆様を対象として12月21日に開催を予定しているところですのでの答弁でした。

行政としては、推進していくという立場での講演会、座談会なのか。場合によってはみんなの意見を聴いて、判断が変わることも可能性としてはあるのか、その点はどうなんですかとの質疑に対し、講演内容としては地熱資源の有効活用と温泉保護の両立に向けての講演をしていただこうと思っているところです。当然、ご質問等を受けたりしますので、双方向の形を考えています。中身については、やはり市民の方々にも地熱発電に対して不安をおぼえている方も事実としていらっしゃるわけですので、正しい情報と言いますか、きちんと把握していただくために開催するというのが市の目的ですとの答弁でした。

市の方針を分かっていたかのために、説明を兼ねて疑問に答えながらやっていくということになるわけですかとの質疑に対し、今回の地熱の恵みの事業については、いろいろな市民の声がある中で、議会の議決を得ていただいて今回、地熱の試掘というか、そういう調査井という形で進めますが、市民の中に不安を得るようなものがあれば、それを払拭と言いますか、理解をしてもらって市が推進する事業を理解してもらいたいという思いの中で、お互いにこういう場合はこういう事例があって、こういうものなんですよという講演をした後で、市民のそういう声に対してどうだというような形でできればと。観光業界の座談会についても、いろいろ観光業界の中で温泉の枯渇とかいうような部分もありますので、一応その部分についてはこういう考え方があるとかというような部分も、今度は座談会という形で開催ができればと思っていますとの答弁でした。

市民や関係者の意見を聴いて、市の判断が変わるとかということはないという前提になるわけですか。進めていくというのは大方針で、その方針の上での話ということになるわけですかとの質疑に対し、はい、そういうことになりますとの答弁でした。

指宿市が掘る分だけの話なんですか。それとも、例えば九州電力がやるバイナリー発電とか、福元公民館で多摩川エナジーの説明会を聴きに行った。それから南迫田という話もちよっと聴いていますが、その辺は全く関係ないんですかとの質疑に対し、地熱発電の全般的な話はあるかとは思いますが、取組については市の取組を中心にしたものになるかと思っていますとの答弁でした。

福元公民館であった多摩川エナジーの説明のときに、500mぐらい掘り、還元井が200mという話が出ました。ご承知のように福元のあの辺の園芸農家とかは、大抵500m以内、200mとか、その辺で利用しており、既存利用の泉源にかなり影響があると思います。ところが、指宿市の職員は誰も来ていなかった。直接会社から聴いているから、行く必要もないということかもしれないけれども、南迫田の場合でもいろいろ話も聴くので、温泉資源をうんぬん

ということであれば、市が掘る、それだけが市全体に影響を及ぼすわけじゃないが、どのように対応される予定ですかとの質疑に対し、多摩川エナジーの説明会については、こちらも把握していなくて、本来であれば参加して住民の反応とか、そういったものをちゃんと把握すべきだったと思っています。私どもとしましては最初に話は伺っていますが、やはりいろんなところの部分の説明会については、しっかり市としても情報を把握していくという意味でも、参加していかなければならないと思っていますとの答弁でした。

講演会、座談会での話の内容ですが、調査井を掘って熱源を発電事業者に供給できればという、そのための調査井だと思えます。そういう意味では、調査井を掘って熱源供給ができるかどうかというところまでなのか、それともそれがうまくいった場合に周辺開発A案、B案も含めてあるわけですが、それはもうどこまで全部ということになるんですかとの質疑に対し、今回話をするとすれば、今現在の状況だと思えます。実際、どれぐらいの蒸気量があるかというところが分からないと次の話というのもできないので、今の取組というところで、そしてまずは市民の不安を取り除くというところを主体的な形で計画をしていきたいと思っていますとの答弁でした。

次に、危機管理課所管分について、民有地内にある防火水槽の撤去ということについて、それに代わる防火水槽の新たな設置というのは出ていません。もう使用されていない防火水槽を撤去するだけなんですかとの質疑に対し、現在使用している水利であります消防水利については、防火対象物から140m以内に1か所設けることになっています。今回撤去する防火水槽については、次の消火栓までが100mの位置に1か所あり、また150m以内に2基の防火水槽が設置されていますので、基準自体は満たしていますが、これまであった防火水槽を撤去することにより、地域の消火能力の低下が想定されることから、今後、消防防災施設整備費補助金等を活用して、付近に耐震性の防火水槽の設置を検討しているところでありますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、財政課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、総務課所管分、議会事務局所管分、選挙管理委員会事務局所管分、監査委員事務局所管分については、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る9月2日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、災害教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業に伴う備品購入費等が計上されていますが、具体的にどのような備品を購入して、どのような取組をするのですかとこの質疑に対し、備品は緊急地震速報システム2台を購入予定です。また、事業内容は緊急地震速報システムを活用した実効性のある避難訓練や学校防災アドバイザーなどを活用した防災教室、職員研修を実施することにより学校における防災教育、安全管理等の充実を図ろうとするものですとの答弁でした。

今後、いつ災害が起きてもおかしくないということを考えると、すごくいい取組だと思いますが、この事業は危機管理課とも連携を図りながら進めていくのですかとこの質疑に対し、この事業では推進委員会を年3回予定しており、その推進委員会のメンバーの中に県の防災アドバイザーであり、危機管理課に在籍している福崎氏を予定していますとの答弁でした。

緊急地震速報の機械2台でシステムを構築することですが、機械は市内の小・中学校等に配置するのですか。それとも、教育委員会において速報が来た時点で各学校に流れていくシステムになるのですかとこの質疑に対し、この緊急地震速報システムを活用した避難訓練の実施がこの事業の大きな柱です。緊急地震速報システムの活用ということですので、モデル校にこのシステムを配備することになりますとの答弁でした。

モデル校はどこの予定か分かっていますかとこの質疑に対し、指宿小学校、柳田小学校、丹波小学校の3校ですとの答弁でした。

3校ありましたが、3校ともに配置されると考えていいのですかとこの質疑に対し、予算の関係で2台と考えているところですが、システム機器の代金と言いますか、その辺を検討して3台配備できるようにしたいと考えていますとの答弁でした。

3校がモデル校になっているということですが、ほかの学校はそういう避難訓練の教育はされていないのですかとこの質疑に対し、モデルがそもそも3校ということで、最初からその枠の中で指定しているところですよとの答弁でした。

指宿地域の3校にしか配備されていないということですが、山川・開聞の子供たちの安心・安全を考えたときに、講師が来るのは指宿地域でもいいですが、その後、各学校の先生が子供たちに教えるために追加できないのですか。最初、3台分しか予算がなかったからそこしか配備しないということですか。山川・開聞地域にも付けたいということで要望したけど駄目だったのかどうか。これでは山川・開聞地域の子供たちの危機が改善されないという気がしますどうですかとの質疑に対し、この事業自体がモデル校3校ということで、その指定に当たっては校長研修会の中で全ての学校にモデル校指定についての意向調査を実施しまし

た。その結果、希望があった3校を指定したところです。この研修・研究をした結果については、今後、各学校の方に成果を広げていこうと考えているところだと答弁でした。

モデル校3校は分かりますが、やはり山川・開聞地域の子供たちのことを考えたら、この備品を配備して、安心・安全を追及していくべきではないかと思いますが、今後もしないのであるとの質疑に対し、今年度は緊急地震速報システムをモデル校の3校で避難訓練の際に使っていく予定ですが、来年度以降は3校以外の小・中学校でもこのシステムを活用した避難訓練を年次ごとにやっていければと考えているところだと答弁でした。

避難訓練用のシステムは移動できないのですか。配備される3校だけでなく、訓練のときにほかの学校にも通報できないのですかとの質疑に対し、本年度は3校で行いますが、来年度以降はこの装置を使った他校での実施も予定しています。このシステムはパソコンとつながって表示できる簡易的なものとバッテリーですので、持ち運びできるようになっていますとの答弁でした。

給食センターの備品の消耗品を交換ということで、もう十数年経っていますが、ほかに不具合はなく、これだけで十分ということですかとの質疑に対し、今回購入するのは消耗品で、食器かごとトレーを入れるトレーかご等です。これまでもご飯を入れるご飯パックや箸を交換しました。また、食材を入れる調理中のコンテナもプラスチック製品で、やはり劣化が激しいということで交換しています。消耗品であると残っているのが、指宿のセンターはトレーが大分劣化して汚れが付いている部分もありますし、山川のセンターは今年度、中学校分のプラスチック食器を交換しましたので、あと小学校分が残っているという状況ですとの答弁でした。

やはり、子供たちが不自由なくおいしい給食を食べられるように、必要なものはどんどん予算化できないものかと思いますがどうでしょうかとの質疑に対し、財政当局の方にはこれからのそういう要望を行っていきたいと思いますとの答弁でした。

意見として、防災訓練は今後、子供たちの命を守るという点でもすごく重要になってくると思いますが、答弁を聞いていると学校任せというところがかなり多いように思います。防災、災害ということを考えると、市全体、やはり市教育委員会としての考えを打ち出して、それを各学校に理解していただくという共通認識の中で取り組んでいただきたいと思いますというものがありません。

次に、市民協働課所管分について、指宿市全体でマイナンバーカードを申請した人は何名ですかとの質疑に対し、7月末現在の申請者数は3,496名です。マイナンバーカードの状況についてですが、まず、通知カードが昨年12月頃に国から全市民に届いたと思いますが、それぞれの個人に行き届かずに、市の方に戻ってきた数が7月末現在で2,693件です。それに対して2,288件の通知カードを市の方で交付しましたが、まだ本人の手元に行き届かないカードが405件分あるということです。これについて、それぞれの方々の手元に通知カードを届け

たいということで、今回、補正の中でこの事務を行う分を延長させていただいたところで、また、通知カードを個人番号カードに換えるには申請をしないといけません、その申請者数が3,496人で、そのうち3,219人分のカードを市が受領し、2,887人に交付しており、まだ本人に行き届いていない未交付の数が332人ということですとの答弁でした。

7月末現在で通知カード自体が405件未交付であるということでしたが、これはどのような理由から未交付になっているのですかとこの質疑に対し、今現在、この未交付の方に電話連絡をしたり、実態を把握しているところです。その中では、ちょっと遠くて車を持っていないからすぐに取りに来られない方、あるいは施設に入っているとか、病院に入っている方もいらっしゃると思いますので、その方については市の方から出向いて交付しているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、長寿介護課所管分について、介護ロボット導入支援事業に伴う補助金とありますが、この介護ロボット導入支援事業というのは、そもそもどういった事業ですかとの質疑に対し、介護従事者が仕事をする上で負担軽減につながるものということで、ロボットというのは機械のイメージですが、負担軽減につながるような機械を導入する事業です。今回は特養施設で導入しますが、ベッドの上に敷くマットにセンサーが付いており、利用者が目覚めて起き上がる、ベッドから離れるといった行動を起こした場合は、職員が待機している詰所のパソコンに表示される、あるいはタブレット等にも表示されるという機械で、これを9床分導入するという事業ですよとの答弁でした。

今回、この介護ロボット、スプリンクラーを申請した事業者は何事業者が対象になっているのですかとこの質疑に対し、介護ロボット、スプリンクラーも含めてですが、まず、事業実施主体の方が市に補助金申請をし、それを市が県を通じて国に申請いたします。その申請に対し国から補助金の内示がきますが、介護ロボット等導入、スプリンクラーの整備については、それぞれ1施設が申請されていますとの答弁でした。

スプリンクラーの整備に係る補助金となっていますが、この施設は何階建てで大きさはどれくらいですかとの質疑に対し、1階部分が248.18㎡、2階部分が160.68㎡の合計約439㎡のグループホームですよとの答弁でした。

グループホームということですが、ほかのグループホームはスプリンクラーは付いていないのですかとこの質疑に対し、消防組合に確認したところグループホームが現在12施設あり、今回のグループホームの整備で全ての施設にスプリンクラーが整備されるということです、入居者の方は安心して生活ができるのではないかと考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、地域福祉課所管分について、児童扶養手当法の一部改正に伴う扶助費の増ですが、これは何名ほどを見込んでいますかとこの質疑に対し、平成28年6月30日現在で、全部支

給の方が232人、一部支給の方が259人、合計491人が対象となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について、健康のためにオクラパウダーを使って30名の市民モニターの採血を4回行うということで、報償費を計上してありますが、30名の方には来てもらうのですかとこの質疑に対し、30名の方を募集しまして、来ていただいて採血を行いますとの答弁でした。

その30名の方はオクラを使った粉末か何かを摂取されるのですかとこの質疑に対し、昨年動物で実験しており、今年是人でその実験をしようとしているところですが、オクラパウダーを摂取して血糖値を抑制する効果があるかということを検証しますとの答弁でした。

オクラパウダーというのは、どのようなのですかとこの質疑に対し、青果で規格外のものを有効活用するという意味もあり、乾燥させてパウダーにしたものを摂取して採血を行うものです。生では効果が出にくく、また量もかなり必要になるので厳しいという課題があり、現在、パウダーを使って緑色の製品にしたオクラそうめんやオクラうどんを使用している業者もおられます。そういう中で規格外の商品を活用するため、このオクラパウダーをカプセル状にして、そのカプセルを今回まず動物試験で摂取量を計算する試験を行い、その量に基づいてモニターの方にご飯を食べてもらった後にパウダーのカプセルを摂っていただきます。試験は4回行いますが、半分の方にはプラセボと言われる偽物のカプセルを同時に摂っていただいて、比較試験をしていくような形で採血を行いたいと考えていますとの答弁でした。

マウスの実験と人体実験はどのようなタイムスケジュールになるのですかとこの質疑に対し、モニターを10月に募集して、11月に説明会を行い、1月下旬までに4回行う計画ですとの答弁でした。

成果・結果として血糖値が下がるという良い面が出たときのその後は、どのように発展していくと考えているのですかとこの質疑に対し、商品に付加価値を付けて、更なる地域食材のブランド化というところを目指しながら、健康食メニューということで今後は販路拡大に広げていきたいと考えていますとの答弁でした。

オクラパウダーの効能というのはどのようなものがあるのですかとこの質疑に対し、オクラパウダーの成分には高濃度のポリフェノールが含まれていることや抗酸化機能、肝臓の数値を改善する効果、排便作用などの効果が上げられていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、環境政策課及び税務課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ分割付託されました議案第89号，平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について，審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る9月5日に全委員出席のもと，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，土木課所管分について，スクールゾーン委員会で要望された現地調査は行っているのかとの質疑に対し，現地を一緒に回ったり，調査はしているとの答弁でした。

市道松原田和田園線の改良舗装工事は，幅員，延長はどれぐらいで，歩道の設置はされるのかとの質疑に対し，幅員は8.5m，延長は27m，歩道は2mを予定しているとの答弁でした。

スクールゾーン委員会からの要望は，トータル的にどのぐらいの要望が上がってきて，緊急的に改善しなければならない箇所はどの程度あるのかとの質疑に対し，全体の件数は把握していない。土木関係だけではなく，県の分もあり，また危機管理課で取りまとめている分もある。緊急的なものについては，維持費を使って整備をしている。そして，事業費を伴う大きなものについては，改良等を含めて進めているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，建築課所管分について，木造住宅の耐震診断に関する補助金の対象となる建物は何戸ほどあるのかとの質疑に対し，昭和56年5月末までに着工されたもので，いわゆる旧耐震基準で建てられた住宅とする予定で，9,500戸程度が対象になっているとの答弁でした。

補助金の額は1戸当たりなのか，それとも㎡当たり幾らということになっているのか。集合住宅の場合はどのようになるのかとの質疑に対し，今回の補正では1戸当たり6万円を補助する。補助率は対象経費の3分の2，9万円を超える耐震診断費用が掛かった場合に，満額6万円と考えている。対象の住宅については，戸建ての木造住宅ということで，併用住宅も含むが，共同住宅等は現在のところ対象とはしていないとの答弁でした。

耐震診断は木造住宅で幾らぐらい掛かるものなのかとの質疑に対し，先進地等の例から10万円から15万円程度，大きさによっても変わるが坪当たり幾らというのは耐震診断に関してはその基準はないとの答弁でした。

耐震診断をして耐震改修が必要ですよという査定を受けた場合，どういう対応をしていくのかとの質疑に対し，来年度以降に耐震改修の補助制度も制定したいと考えているとの答弁でした。

木造の耐震改修工事は，一般的に大体どのぐらい掛かるものなのかとの質疑に対し，先進

地の実績としては100万円から150万円程度掛かると聞いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、耕地林務課所管分について、南部揚水機場内のフェンスの取替えは市が負担する部分と土地改良区で負担する部分とに区別されているのかとの質疑に対し、国の機関と指宿市で契約しており、国営造成でなった分の施設について市の方が管理委託を受けているとの答弁した。

積立金はどのような使い方をするのかとの質疑に対し、条例を定めて基幹水利事業にしか使わない財源として基金を積み立ててあるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

観光課所管分について、恵美寿温泉については、だんだん径が小さくなり、温泉を十分に取ることができるのか、今後の見通しはとの質疑に対し、恵美寿温泉の年間の点検を2回から4回にしている。故障する前に改めて、また掘るのか、また別の場所に掘り直すのか、あるいは民間が行っている地熱発電の部分の湯量を活用するのか、総合的に泉源確保というのは進めていかないといけないとの答弁でした。

ヘルシーランド、砂楽の50万円以上の修理は、市が補償するようになっているが、非常に不透明である。指定管理を受けているところにある程度の修理をお願いするような方向というのは、検討はされていないのかとの質疑に対し、毎月1回連絡会議を行い、実用的な部分は把握しており、隠して50万円を超えたから修理をしようということがないようにしていきたいとの答弁でした。

50万円以下で修理した例はどのくらいあるのかとの質疑に対し、小さいポンプ、調理用品、備品ではあるが、それぞれの指定管理者が交換しているとの答弁でした。

意見として、恵美寿温泉は今後、寿命が3年から5年という説明を受けた。新たに泉源を確保するように検討努力をしていただきたいというものと、年度途中で修理等を見込んでの予算化は、今後十分注意していただきたい。必要性もないのに財源を使い切るようなことにもなりかねない。その都度補正を組んででも予算化する手法が必要であるというものと、砂楽の階段の板張りは、不慮の事故を防ぐためにも、しっかりと県と協議して、早めに取替えを検討していただきたい、というものがありませんでした。

なお、都市整備課所管分につきましては、質疑、意見ともありませんでした。

また、商工水産課所管分、農政課所管分、建設監理課所管分、農業委員会所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

#### △ 議案第89号（修正案説明）

○議長（松下喜久雄） 本案に対しましては、新川床金春議員ほか1名から修正案が提出されて

おります。この際、提出者の説明を求めます。

**○17番議員（新川床金春）** 議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）の一部を次のように修正することにした理由として、執行部は3月25日、議会から修正案が出たにも関わらず、3月31日温泉掘削許可申請を県に提出し、地元説明会の内容、結果として3月31日以降の4月5日実施、地元住民への理解が得ることができたと記載してありました。この書類が議員に報告されたのは、平成28年9月21日であります。皆さんもタブレットにアップしてあるので見ていると思いますけれども、議会が修正したのは3月25日、提出したのは3月31日、地元説明会は4月5日、何か不自然に思いませんか。県に申請するのに、4月5日のまだ6日後のことがですよ、申請書類に載っているということです。そして、これまでの議会答弁、説明会等で市民の理解は得たと答弁しています。

以上のことから、この24万円の予算については、必要ない予算と言わざるを得ません。財政状況が大変厳しい中、例え24万円といえども、市民の税金を無駄にするわけにはいきません。以上のことから、歳入歳出予算から24万円を減額することを提案します。内容は、皆さんにお示しの、手元にあると思いますが、別紙の中の第1条中追加の額3億7,613万7千円を3億7,589万7千円に、予算の総額255億1,730万6千円を255億1,706万6千円に改めるものであります。

皆さんの手元の3ページを見てください。歳出、款2総務費、項1総務管理費、目7企画費の補正額24万円の内訳は、補助金が23万9千円、一般財源が1千円であります。これまで、議会、県に出した書類、そして7月25日に環境大臣に出した書類にも市民の大まかな了解を得ているということでもあります。なぜ、もう了解を得ているのに、この予算を出して、あたかもまだ説明してはいない市民に説明する時間を取っているのかなと疑いたくなるような項目がありますので、私は以上のことから提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時06分 |
| 再開 | 午後 | 1時20分 |

#### △ 議案第89号（質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、総務水道委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、産業建設委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

臼山議員。

**○2番議員（臼山正志）** 修正案について、詳しい説明を求めたいと思います。先ほど修正案についての提案説明をいただきましたが、趣旨としては、今回9月の21日付けで温泉掘削に関する申請書の内容が事実関係が明るみになったことを受けての修正、それに関連する予算を減額する修正案を趣旨とする内容であるのか、それとも、申請書の中に4月5日に住民説明会を行い、住民の理解を得られたというような内容があり、それを受けて理解が得られているのであれば、わざわざ今回、そのような住民の理解を求める予算を上げる必要はないのではないかと、どちらが今回の修正案の趣旨なのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

**○17番議員（新川床金春）** 9月21日に県に申請した書類がタブレットにアップされて、それを見ながらですね、どういうことなのかと思いました。そして、私の手元にですね、環境大臣に提出した書類もあります。これにもですね、同じように市民の大まかな、大半の理解は得ていると書いてあるんですけど、4月5日の山川文化ホールであった住民説明会の中では反対意見もあり、市民の声を抹殺するような講演会、座談会というようなことをしても、市民は理解できないんじゃないかなと思うし、本当にもう県に出したものがそのままだったら、予算はもう無駄だよねということがありましたので、今回修正しました。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西森三義議員。

**○6番議員（西森三義）** 議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に賛成す

る立場として討論を行います。

先ほど総務水道委員長の報告では、全員一致をもって可決された地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用した報償費については、地熱に関して権威があるすばらしい先生を呼んで、広く市民へ講演等を開催し、少しでも市民が不安を取り除くことを期待して開催すると聞いております。私が担当部署に聴いた情報では、講演される産総研再生可能エネルギー研究センターの総括研究主幹である安川香澄先生は、研究活動として地熱貯留層の流体流動と物理探査を結び付けた数値シミュレーション、また地中熱利用のための地下水流動の研究を行っております。在職中に米国カリフォルニア大学バークレー校より理学修士、九州大学より博士工学職、地熱貯留層モデルリングと物理探査を結び付けた研究により、日本地熱学会賞研究奨励賞、米国地熱資源協会ベストペーパー賞を受賞しております。このように、地熱全般に知見のある安川先生をお招きして、地熱資源の有効活用と温泉保護の両立に向けてを題目に、市民向け講演、これは先ほども言われました12月20日に開催されると、そして観光業者との座談会を12月21日に、2日間にわたって開催するとしております。先ほどこの報告を受けました。私たち市議会は、これまで住民に対して丁寧な説明を行うよう執行部に求めてまいりました。今回、この趣旨にも沿うものであると思います。市民の皆様へ地熱資源の持続可能な活用の在り方などを理解していただくもので、このような情報は広く正確に、そして正しく知っていただく必要があろうかと思っておりますので、原案に対して賛成といたします。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、恒吉議員。

**○3番議員（恒吉太吾）** 議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、修正案に賛成の立場から討論いたします。

7月、第3回臨時会で議案第77号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第8号）について可決されました。このときの執行部の説明は、市民の理解も得られていると、そういった説明を受けており、今回、この24万円については必要ないのではないかという立場から修正案に賛成いたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

臼山議員。

**○2番議員（臼山正志）** 議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に対する修正案について、賛成の立場から討論いたします。

本議案には地熱発電事業に対する市民の理解促進を目的とした予算が計上されていますが、この地熱発電事業については、最近明らかになったことがあります。それは、温泉掘削許可申請の内容であります。先日、議会からの求めにより申請書の写しが提出されました。浴用及び発電等に利用することを目的とし、3本の掘削許可申請が出されています。申請書

の中身を見てみると、何点かおかしいのではと思われる箇所があります。まず、1点目は申請日であります。申請日は平成28年3月31日となっており、3月25日の第1回定例会最終日において、地熱発電事業に係る予算を減額した修正案が可決され、実質、地熱発電事業は認められなかったにも関わらず、わずか6日後に提出されています。このことについては、これまで幾度となく詳細について答弁を求めてきたわけですが、市民の皆さんの理解が得られなければ取り下げするつもりであった、あくまで仮申請だったなどと、その場しのぎとも思える答弁でありました。そもそも仮申請という申請方法はないということでもあります。二元代表制のもと、議会において認められなかったものをどう捉えているのか。非常に軽率な行為であり、民主主義を冒瀆することではないかと思われまます。2点目に、地元説明会の内容結果についてとして、4月5日説明会を実施、地元住民の理解を得ることができたと明確に記載されている点であります。先ほども述べましたが、申請日は3月31日であり、この時点では当然住民説明会も開催されておらず、地元住民の理解を得ることなどできるはずがありません。このような申請がされたことに驚き、執行部の地熱発電事業ありきの姿勢に、怒りと憤りを感じずにはられません。3点目に、申請に当たり、1件当たり13万円の計39万円の申請手数料としての予算執行がされているという点であります。地熱発電事業が認められなかった直後においてであります。これらの点において、地熱発電事業について事業ありきの執行部の姿勢が如実に表れているのではないのでしょうか。そもそも、地熱発電のような多くの不安要素が考えられ、周辺に何かしらの影響があったとしても、因果関係を証明しづらいものについては行政自ら行うべきではないと考えますが、仮に行うとしたら、主権者である市民の声に真摯に向き合い、寄り沿う姿勢が必要最低限なければならないのではないのでしょうか。議会で認められなかったものを、予算執行を伴って事業を遂行し、市民からの不安の声を都合のいいように解釈する。市民が選んだ市長が進めるから仕方がないのか。本市は部長制を敷いています。副市長もいます。皆さん、こんなやり方でいいと思っているんですか。それとも、声を上げられないのですか。市民の福祉向上を目的とする行政のプロとしての誇り、プライドはあるのでしょうか。

以上の点から、民主主義を冒瀆するような行為が明るみになった今、このような行為を行う執行部の体制下において、地熱発電事業はするべきではないと考えます。よって、地熱発電事業に関する予算を減額する修正案に賛成いたします。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

前之園議員。

**○14番議員（前之園正和）** 修正案に賛成の討論を行います。修正案で減額しようとする24万円は、地熱の恵み活用プロジェクト事業に伴う講演会及び座談会を開催することに伴う事業費であります。事業説明をするという意味においては、否定するまでもないというのは一つの見方であります。その意味において、私は総務水道委員会では議案に賛成をしました。し

かしながら、委員会での審査を終えた後に、その後、執行部から出された資料や一般質問のやり取りの中で、オーナー会は反対しているのに事実をゆがめて賛成しているとし、また、住民説明会は質疑応答があっただけのものを賛成を得たとするなどの事実が明らかになっています。4月5日の住民説明会で賛成を得たとして、3月の31日の県の温泉審議会への申請書にそのように書いているのも不可思議であります。今後においても、講演会や座談会が関係者の賛成を得たという材料にされかねません。オーナー会をはじめ、多くの関係者や住民が懸念、あるいは反対している地熱の恵み関連の事業であります。そのようなもとの、24万円の減額修正案が出された以上は、行政の暴走を許さない立場から修正案に賛成いたします。

なお、通告を行っていませんでしたのは、賛成、反対、その他討論などを聴いて、熟慮の上であるということを申し添えておきます。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第89号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を採決いたします。

まず、本案に対する新川床金春議員ほか1名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が修正議決されましたが、計数の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、計数の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

### △ 議案第90号及び議案第91号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第5、議案第90号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び日程第6、議案第91号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） 文教厚生委員会へ付託されました議案第90号、平成28年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第91号、平成28年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第91号について、議員懇談会でも説明をいただいたこの誤徴収による問題ですが、部長は再発防止を徹底したい、あるいはうそ電話詐欺にも注意したいということが新聞にも掲載されておりましたが、その辺りはどのように指導されているのですかとこの質疑に対し、再発防止対策については、8月29日に副市長から部長等に訓示があり、それを受けて当然、市民生活部も再発防止対策に向けて職員を集めて指導したところです。その前に、8月24日には税務課職員に緊急避難的な指導を行ったところですが、8月29日の訓示を受け、8月30日にまずはその担当者と上司の両者が必ずチェックしなければならないダブルチェック体制を今後敷いていかなければならないと。これは介護保険に限ったことではなく、全ての業務について洗い出しを行い、現況を掴んでどのような改善点があるか調査するというのを部内の職員に指示したところです。うそ電話詐欺の件についてですが、まずは市のホームページに税金等の還付金詐欺にご注意くださいというような掲載をしました。また、防災行政無線を使って8月30日にうそ電話詐欺にご注意くださいという放送をしたほか、市内の金融機関とコンビニに出向いて、ATMのあるところに注意看板を置かせてほしいという願いをしました。あと、警察の方とも連絡を取り、それぞれ相互に連絡調整をしようという話を既に済ませておりますとの答弁でした。

再発防止策としてダブルチェック体制やハード面による体制づくりをするということでしたが、報道、新聞等を見ると、やはり担当者が入力ミスをしたということが出ており、それよりもそれをチェックする体制そのものが原因ではないかと思っているのですが、今までは

どのような流れになっていたのですかとこの質疑に対し、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料と三つの医療保険に分かれており、保険税係は係長以下4名の職員で業務を進めています。一人ひとりがそれぞれの保険料の担当ということで業務を進めておりますが、なかなかチェック体制ができていなかったというのが現状ですとの答弁でした。

今回、補正として182万7千円が誤徴収による補正ということで、これから職員の人件費も当然出てくるわけですが、何人で何日ぐらいかかるというようなことが分かるのですか。数が数だけにかなり労務として掛かるのではないかと思います。その点はどうですかとの質疑に対し、今後のスケジュールとして8月に年金から引き落とされたお金が市の会計課に振り込まれるのが9月12日の予定です。その後、収入消し込みを行ってから今後の還付通知や納付書発送の準備をし、10月上旬に通知書の発送、10月末に振込を行う予定です。そういった作業になりますが、人数が約1万3千人ということで、税務課全体で対応していく予定です。また、発送後も未納者の徴収や還付の方で通知が返ってこなかった場合の対応等もありますので、どのくらいかかるかは一概に言えないところですよとの答弁でした。

うそ電話詐欺に遭わないよう、必要があれば放送するということでしたが、4万2千人のうち1万3千人が対象です。各集落の放送施設など、いろんなものをここはしてもいいかもしれないという部分を配慮しながら、対策を取る必要があると思いますが、どうでしょうかとの質疑に対し、今後も定期的に放送するという手もありますし、今、市政事務嘱託員の方に今後各地域で行われる敬老会等でもうそ電話詐欺への注意喚起をお願いする文書を送付する準備をしています。また、ご指摘の放送するというようなことも、今後、早急に課内で検討したいと思いますとの答弁でした。

敬老会のときに各地区の館長、市政事務嘱託員の方に頼む方法もありますが、職員が回る方法もあるのではないかと思います。やはり各地区の公民館長はやってくれる方もいれば、その差があると思います。その部分を手分けして職員にお願いした方が効果があるのではないかと思います。市政事務嘱託員に任すからいいという考えでよいのですかとこの質疑に対し、嘱託員の方に全面的に丸投げという話ではなく、いろんな手立ての中の一つだと考えています。放送や広報誌、ホームページ掲載のほか、ATMのある銀行やコンビニへのお願いなど、様々な手段を使っとうそ電話詐欺を防止していくことを考えています。議員ご指摘の職員が回る手段も選択肢の一つですが、今それをやるということは考えていません。今後、そういう検討が必要であればそういうことをやっていきたいと思っておりますとの答弁でした。

1万3千人を全部職員に回れというのは酷かもしれない。還付するのはまだいいとしても、徴収で納付書を送る1,473名については、市の管理職なり、地元職員と管理職とペアになって訪問すべきと考えますが、その辺りは検討されなかったのですかとこの質疑に対し、8月23日付けでお詫びの文書を1万3千人近くの方に送っていますが、今回の場合、65歳以上の高齢者の方々ですので、文面の中で追加して納めていただく市内在住の方は、ご要望があればこ

れから、こちらから差額分の保険料を受け取りに訪問させていただきますということで配慮するつもりですとの答弁でした。

意見として、保険料等の徴収業務は多岐にわたっていますので、今回の介護保険料だけでなく、ほかの部分においても今後、二度とこのようなことがないように、再発防止に向けて一人ひとりが主体的に取り組んでいただきたいと思いますというものと、職員一人ひとりが危機意識を持って事務に当たっていただきたいと思いますというものと、うそ電話詐欺の被害に一人の市民も遭わないように、敬老会なり、いろんな会合に出席して取り組んでいただくようお願いしますというものがありました。

なお、議案第90号については、質疑、意見ともありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第90号及び議案第91号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号及び議案第91号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第92号～議案第94号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第7、議案第92号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、から、日程第9、議案第94号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第92号、平成28年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号、平成28年度指宿市唐船

峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第94号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月5日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第94号について、長寿命化設備工事は何年ごとにやり替えないといけないものなのかとの質疑に対し、処理場、汚水中継ポンプ場の機械・電気設備機器が耐用年数を経過しており、機能低下等により維持管理に支障が出てきている。耐用年数がきているから全てを更新しているというものではなく、現地の機器等を調査し、劣化の著しいものから順次更新を進めているような状況ですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第92号及び議案第93号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第92号から議案第94号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第94号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第95号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第10、議案第95号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算

(第2号) について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会へ付託されました議案第95号、平成28年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月1日、全委員出席のもと、審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第95号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明は求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第96号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第11、議案第96号、平成28年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ付託されました議案第96号、平成28年度指宿

市一般会計補正予算（第11号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月16日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

指定管理者に至ったのは、何年何月で、委託料は年間で幾らか。また、何月に幾ら支払されたかとの質疑に対し、平成27年4月から平成32年の3月の5か年間で、指定管理料は予算が635万円、28年度分の1期の支払額は210万円、2期分が140万円ですとの答弁でした。

契約の取消しは罰則規定があるのかとの質疑に対し、罰則については規定がないとの答弁でした。

1期分で210万円と2期分は140万円、金額に差がある理由はとの質疑に対し、前期分は契約する項目が多く、前倒しでお金を多く計上しているとの答弁でした。

芝の管理費の年間予算は幾らかとの質疑に対し、60万3,504円ですとの答弁でした。

閉店になっていった経緯はとの質疑に対し、指定管理者と交わした基本協定書の中で、市の方から取消しをする手法と、指定管理者からの申出により取消しを行う手法と2種類が記載してあり、指定管理者とこの指定管理者を委託した市とは協議をして、この時期を決めるという取決めをしている。指定管理者と協議を重ねて合意のもと、10月31日に指定管理の取消しを決めた。11月から市の直営で開いていかなければいけないということの中で補正予算を提出させていただいたとの答弁でした。

指定管理を辞めたいという主たる要因はとの質疑に対し、資金不足、運営資金の不足に伴い事業計画の遂行が極めて困難だという報告をいただいたとの答弁でした。

定期的にえぷろんハウスの運営状況について、指導等は随時行ってきたのかとの質疑に対し、27年度は代表と34回ほど打合せをした。現場にも20回ほど足を運んだり、メールでやり取りをし、状況を把握して、その中で改善を求めてきたとの答弁でした。

今後、どういう形でやっていく考えかとの質疑に対し、指定管理者が今まで払ってきた水道料、電気料を市の方で、今組み替える予算の中で支払っていくということになり、物販とか食堂については自主事業の部分であり、早い段階で今後、関係機関と協議をしていくとの答弁でした。

意見として、運営を指定管理者に委託する場合は、全体ではなくして館の部分と芝生部分と分けて管理運営を検討していただきたいというものと、集客力をあそこにもっていくのは非常に大変だと思う。芝生の部分、売店の部分、事務関係の分も全て委託料をもう一回精査をし、現状に合った委託料を検討していただきたいというものと、耕地林務課だけで委託先を判断するのではなく、商工水産課、観光課も含め、合同で委託先を調査したり、選択して

いただきたいというものがありません。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第96号を採決いたします。  
本案に対する委員長の報告は、可決であります。  
本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 閉会中の継続審査について

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第12、閉会中の継続審査について、を議題といたします。  
まず、決算特別委員長から、目下、委員会において審査中の議案第79号から議案第86号までの8議案については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。  
よって、決算特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、総務水道委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第4号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 報告第3号及び報告第4号一括上程

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第13、報告第3号、指宿市の平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び日程第14、報告第4号、指宿市の平成27年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（豊留悦男）** 今回追加して提出いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件の計2件であります。

報告第3号、指宿市の平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、及び報告第4号、指宿市の平成27年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

報告第3号、指宿市の平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成27年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標について、ご説明申し上げます。

一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比

率で、実質収支額は赤字でないため、数値なしとなりました。二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営企業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額合計が赤字でないため、数値なしとなりました。三つ目の実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で、8.3%となりました。四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、37.1%となりました。早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき、財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成27年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第3号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の資金不足比率と併せて、経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは報告第3号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成27年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率についてご説明申し上げます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため、数値なしとなりました。次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため、数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分  
再開 午後 2時11分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 報告第3号及び報告第4号（質疑）

○議長（松下喜久雄） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号及び報告第4号は、終了いたしました。

△ 新たに受理した陳情1件上程（委員会付託）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第15、新たに受理した陳情、を議題といたします。

新たに受理した陳情1件については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩中に審査されますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時12分 |
| 再開 | 午後 | 2時50分 |

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議員派遣の件

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条の規定により、議員派遣について議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配付いたしております議員派遣書のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

△ 閉会中の継続審査について

○議長（松下喜久雄） お諮りいたします。

この際、閉会中の継続審査について、を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続審査について、を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第9号については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** ご異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

**○議長(松下喜久雄)** 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成28年第3回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 中 村 洋 幸

議 員 新川床 金 春

## 議 員 派 遣 書

平成28年9月23日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

### 1 鹿児島県町村議会議長会主催の議会広報研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成28年10月6日(1日間)

(3) 派遣議員 木原 繁昭 議員, 白山 正志 議員

なお, 内容変更の必要がある場合は, その取扱いを議長に一任する。